

平成 2 2 年太宰府市議会第 3 回（ 9 月）定例会会期内日程

月 日(曜)	時 間	会 議 名	場 所	備 考
8 月 31 日 (火)	午 前 1 0 時	本会議	議 事 室	提案理由説明
	本会議散会後	決算特別委員会	全員協議会室	
	決算特別委員会散会後	議会全員協議会	全員協議会室	
	議会全員協議会終了後	議員協議会	全員協議会室	
9 月 1 日 (水)				
9 月 2 日 (木)	午 前 1 0 時	本会議	議 事 室	質疑（討論・採決）・委員会付託
	本会議散会後	議会運営委員会	第一委員会室	
	議会運営委員会終了後	みらい基金創設特別委員会	全員協議会室	
	委員会終了後	J R 太宰府駅（仮称）設置及び 周辺整備問題調査特別委員会	全員協議会室	
9 月 3 日 (金)				
9 月 4 日 (土)				
9 月 5 日 (日)				
9 月 6 日 (月)	午 前 1 0 時	総務文教常任委員会	全員協議会室	
	委員会閉会後	総務文教常任委員会協議会	全員協議会室	
9 月 7 日 (火)	午 前 1 0 時	建設経済常任委員会	全員協議会室	
	委員会閉会後	建設経済常任委員会協議会	全員協議会室	
9 月 8 日 (水)	午 前 1 0 時	環境厚生常任委員会	全員協議会室	
	委員会閉会後	環境厚生常任委員会協議会	全員協議会室	
9 月 9 日 (木)				
9 月 10 日 (金)	午 前 1 0 時	本会議	議 事 室	一般質問
9 月 11 日 (土)				
9 月 12 日 (日)				
9 月 13 日 (月)	午 前 1 0 時	本会議	議 事 室	一般質問
9 月 14 日 (火)				
9 月 15 日 (水)	午 前 1 0 時	決算特別委員会	全員協議会室	
9 月 16 日 (木)	午 前 1 0 時	決算特別委員会	全員協議会室	
9 月 17 日 (金)	午 前 1 0 時	議会運営委員会	全員協議会室	
9 月 18 日 (土)				
9 月 19 日 (日)				
9 月 20 日 (月)				敬老の日
9 月 21 日 (火)				
9 月 22 日 (水)	午 前 1 0 時	本会議	議 事 室	報告・質疑・討論・採決
	本会議閉会後	議員協議会	全員協議会室	

平成22年第3回（9月）定例会目次

◎ 第1日（8月31日開会）

1. 議 事 日 程	1
2. 出 席 議 員	2
3. 欠 席 議 員	2
4. 会議録署名議員	2
5. 出 席 説 明 員	2
6. 出席事務局職員	2
開 会	3
散 会	19

◎ 第2日（9月2日再開）

1. 議 事 日 程	21
2. 出 席 議 員	21
3. 欠 席 議 員	21
4. 出 席 説 明 員	21
5. 出席事務局職員	22
再 開	23
散 会	30

◎ 第3日（9月10日再開）

1. 議 事 日 程	31
2. 出 席 議 員	33
3. 欠 席 議 員	33
4. 出 席 説 明 員	33
5. 出席事務局職員	33
再 開	34
散 会	93

◎ 第4日（9月13日再開）

1. 議 事 日 程	95
2. 出 席 議 員	96
3. 欠 席 議 員	96
4. 出 席 説 明 員	96

5. 出席事務局職員	97
再開	98
散会	162

◎ 第5日（9月22日再開）

1. 議事日程	163
2. 出席議員	164
3. 欠席議員	164
4. 出席説明員	164
5. 出席事務局職員	164
再開	165
閉会	190

◎ 審議結果

1. 審議結果	193
2. 諸般の報告	195

1 議 事 日 程（初日）

〔平成22年太宰府市議会第3回（9月）定例会〕

平成22年8月31日

午 前 10 時 開 議

於 議 事 室

- | | |
|-------|--|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 会期の決定 |
| 日程第3 | 諸般の報告 |
| 日程第4 | 諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて |
| 日程第5 | 諮問第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて |
| 日程第6 | 議案第55号 専決処分の承認を求めることについて（平成22年度太宰府市一般会計補正予算（専決第1号）） |
| 日程第7 | 議案第56号 太宰府の景観と市民遺産を守り育てる条例の制定について |
| 日程第8 | 議案第57号 太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第9 | 議案第58号 太宰府市国民健康保険条例の一部を改正する条例について |
| 日程第10 | 議案第59号 平成22年度太宰府市一般会計補正予算（第2号）について |
| 日程第11 | 議案第60号 平成22年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について |
| 日程第12 | 議案第61号 平成22年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について |
| 日程第13 | 認定第1号 平成21年度太宰府市一般会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第14 | 認定第2号 平成21年度太宰府市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第15 | 認定第3号 平成21年度太宰府市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第16 | 認定第4号 平成21年度太宰府市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第17 | 認定第5号 平成21年度太宰府市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第18 | 認定第6号 平成21年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第19 | 認定第7号 平成21年度太宰府市水道事業会計決算認定について |
| 日程第20 | 認定第8号 平成21年度太宰府市下水道事業会計決算認定について |
| 日程第21 | 報告第8号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく平成21年度太宰府市健全化判断比率の報告について |
| 日程第22 | 報告第9号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく平成21年度太宰府市水道事業会計資金不足比率の報告について |
| 日程第23 | 報告第10号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく平成21年度太宰府市下水道事業会計資金不足比率の報告について |

日程第24 議案第62号 太宰府市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について

2 出席議員は次のとおりである（19名）

1番	原 田 久美子 議員	2番	藤 井 雅 之 議員
3番	長谷川 公 成 議員	4番	渡 邊 美 穂 議員
5番	後 藤 邦 晴 議員	7番	橋 本 健 議員
8番	中 林 宗 樹 議員	9番	門 田 直 樹 議員
10番	小 柳 道 枝 議員	11番	安 部 啓 治 議員
12番	大 田 勝 義 議員	13番	清 水 章 一 議員
14番	安 部 陽 議員	15番	佐 伯 修 議員
16番	村 山 弘 行 議員	17番	田 川 武 茂 議員
18番	福 廣 和 美 議員	19番	武 藤 哲 志 議員
20番	不 老 光 幸 議員		

3 欠席議員は次のとおりである

な し

4 会議録署名議員

13番	清 水 章 一 議員	14番	安 部 陽 議員
-----	------------	-----	----------

5 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（20名）

市 長	井 上 保 廣	副 市 長	平 島 鉄 信
教 育 長	關 敏 治	総 務 部 長	木 村 甚 治
協働のまち 推進担当部長	三 笠 哲 生	市民生活部長	和 田 有 司
健康福祉部長	和 田 敏 信	建設経済部長	齋 藤 廣 之
会計管理者併 上下水道部長	宮 原 勝 美	教 育 部 長	山 田 純 裕
総 務 課 長	大 藪 勝 一	経営企画課長	今 泉 憲 治
市 民 課 長	原 野 敏 彦	福 祉 課 長	宮 原 仁
都市整備課長	神 原 稔	建設産業課長	伊 藤 勝 義
上下水道課長	松 本 芳 生	教 務 課 長	木 村 裕 子
文化財課長	井 上 均	監査委員事務局長	関 啓 子

6 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（5名）

議会事務局長	田 中 利 雄	議 事 課 長	櫻 井 三 郎
書 記	浅 井 武	書 記	花 田 敏 浩
書 記	茂 田 和 紀		

開会 午前10時00分

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（不老光幸議員） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は19名です。

定足数に達しておりますので、平成22年太宰府市議会第3回定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しているとおりです。

議事に入ります。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（不老光幸議員） 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

今回の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定によって、

13番、清水章一議員

14番、安部 陽議員

を指名します。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第2 会期の決定

○議長（不老光幸議員） 日程第2、「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から9月22日までの23日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定しました。

なお、会期内日程については、お手元に配付しております会期内日程表によって運営を進めたいと思います。また、本会議、委員会とも改めて通知を差し上げませんので、よろしくご協力をお願いします。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第3 諸般の報告

○議長（不老光幸議員） 日程第3、「諸般の報告」を行います。

お手元に報告事項の一覧表を配付しております。監査関係、議長会関係及び行政視察関係の資料につきましては、事務局に保管しておりますので、必要な方はごらんいただきたいと思います。

これで諸般の報告を終わります。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第4と日程第5を一括上程

○議長（不老光幸議員） お諮りします。

日程第4、諮問第3号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」及び日程第5、諮問第4号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を一括議題にしたいと思いを。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 井上保廣 登壇〕

○市長（井上保廣） 皆さん、おはようございます。

本日、平成22年第3回太宰府市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては大変ご多用の中にご参集いただきまして、厚く御礼を申し上げます。

第3回定例会の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し述べさせていただきます。

今年も梅雨前線の活動が活発となり、九州各地を初め全国各地で大雨となり、甚大な被害が発生をしたところでございます。

本市におきましても、7月13日未明から15日にかけて、梅雨前線の活動が活発化し、14日朝には1時間最大雨量74.5mmを記録する大雨となり、床下浸水4棟などの被害が出ました。被害に遭われました皆様方に心からお見舞いを申し上げます。

しかしながら、幸いにして死者や負傷者などの人的被害はなく、平成15年7月19日の豪雨災害によりとうとう人命や市民の皆様の財産が失われたことを教訓とし、各種災害対策を講じた成果もあるのではないかと実感をしておるところでございます。

今後は、今回の災害復旧はさることながら、防災の日でございます明日9月1日には、筑紫野市と合同で地域住民及び防災関係機関の参加のもと、総合的な防災訓練を実施をし、防災体制の連携、確立などにも努めてまいり、さらなる対策を講じていきたいと、このように考えております。

また、梅雨明け後には記録的な猛暑の日が続いておりまして、全国的には熱中症による死者が出るなど被害が発生をしており、本市におきましても広報「だざいふ」やホームページで予防対策を呼びかけております。市民の皆様を初め、議員各位におかれましても、体調管理には十分ご留意いただき、残暑を乗り切っていただきたい、このように思っております。

次に、地域コミュニティづくりについてでございます。

本年も各自治会の夏祭りに数多くの参加をさせていただきました、地域の皆さんと交流をさせていただきました。どの夏祭りも創意工夫があり、素晴らしいものでございました。役員の皆さんを初め、関係者の努力に対しまして心から敬意を表したいと思いを。

平成22年度につきましては、6校区の自治協議会が設立をされました。福祉や防犯活動などさまざまな取り組みが今後も展開をされてまいります。地域の力に期待しますとともに、さら

なる支援と協力を進めていきたいと考えております。

次に、水道料金についてでございます。

現在の水道料金につきましては、平成10年6月から据え置いたままでございまして、約12年が経過をいたしております。この間、水道事業といたしましては、浄水場管理業務の民間委託による人件費の削減など、公営企業としてあらゆる経費の削減に努めてまいりました。

しかしながら、太宰府市の水道料金を近隣団体と比較してみますと、特に家事用が高く、標準的な一般家庭の使用水量20㎡当たり料金が、福岡県内で56団体の15番目という水準にあり、太宰府市の水道料金は高いという声が数多く寄せられてきておりました。

そこで、今回、このような現状と今後の予測を総合的に勘案いたしまして、平成22年10月使用分から1カ月の使用水量が40㎡未満の家事用料金の引き下げを主といたします水道料金の見直しを行うことといたしました。標準的な一般家庭では、1カ月の使用料金が現行料金に比べまして189円、率にいたしまして4.75%の引き下げを行うことといたしました。

次に、市民の外出支援についてでございます。

去る6月定例議会の冒頭でも申し上げましたように、湯の谷地域の交通機関につきましては、湯の谷区自治会に続きまして湯の谷西区自治会からも新設の要望がございました。路線の新設につきましては、行政と地域住民代表によって構成されます湯の谷地域公共交通検討委員会におきまして最適な交通手段を検討し、地域公共交通会議に諮問を行いまして、答申をいただいたところでございます。今回の議会に運行経費を補正予算で計上させていただいております。

次に、歴史まちづくりについてでございます。

現在、太宰府市におきましては、歴史的風致維持向上計画について国土交通省、文部科学省及び農林水産省などに認定申請の準備を整えておりまして、国の認定後につきましては、具体的な事業といたしまして歴史の散歩道の再整備や水城跡周辺の整備などをさらに進めてまいりたいと、このように考えております。

さて、早いもので市民の皆様から負託を受け市長に就任いたしまして任期も残り半年余りとなりました。市民と行政との協働・連携を進めていきますために、平成20年1月から、市民の皆様とともに考え、語り合う場として市長と語ろう未来の太宰府・ふれあい懇談会を開催してまいりましたが、8月3日に開催させていただきました五条区をもって44全行政区を一巡をすることができました。懇談会におきましては、市全般にかかわります提言や地域が抱えている問題について懇談をいたしまして、協働のまちづくりや市政運営に反映させていただきました。自治会長を初めといたします地域の役員の皆様方を初め、多くの市民の皆様方に改めて御礼を申し上げたいと思います。

さて、今回の議会でございますけれども、平成21年度分の一般会計、各特別会計及び公営企業会計の決算認定についてご審議をお願いを申し上げます。私どもは議決いただきました予算の適正な執行について遺漏のないように最善を図ってきたところでございますけれども、今回

の決算審査を通じまして議員皆様方のさらなるご指導を賜りますようお願いを申し上げます。

そして、議員皆様方からのいただいたご意見やご要望につきましては、すぐに実行できるものにつきましては現年度予算から最大限に反映させるべく努力をしていきたいと考えております。

それでは、早速提案理由の説明を申し上げます。

諮問第3号及び諮問第4号を一括してご説明を申し上げます。

最初に、諮問第3号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」をご説明申し上げます。

現任中の古賀和子氏が、平成22年12月31日をもって任期満了となりますので、再び古賀氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定によりまして議会の意見を求めるためにご提案を申し上げるものでございます。

古賀氏は、平成20年1月1月から1期3年間務められ、教員としての長年の経験を生かされまして、人権の諸問題解決に努められてこられました。太宰府市の人権擁護委員として古賀氏は十分任務を果たせる方であると確信をいたしております。

略歴等を添付いたしておりますので、ご参照の上、ご承認を賜りますようお願いを申し上げます。

次に、諮問第4号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」をご説明申し上げます。

本市の人権擁護委員活動の充実を図りますために、同委員の1名の増員を行うものでございます。

このため、船越隆之氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるためにご提案を申し上げるものでございます。

船越氏は、太宰府中学校のPTA会長、県立太宰府高校のPTA会長を務められ、平成16年から保護司を1期、現在少年補導員などを務められるなど、青少年健全育成にご尽力をされております。太宰府市の人権擁護委員として十分任務を果たせる方であると確信をいたしております。

略歴等を添付いたしておりますので、ご参照の上、ご承認を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（不老光幸議員） 説明は終わりました。

質疑は9月2日の本会議で行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 議案第55号 専決処分の承認を求めることについて（平成22年度太宰府市一般会計補正予算（専決第1号））

○議長（不老光幸議員） 日程第6、議案第55号「専決処分の承認を求めることについて（平成

22年度太宰府市一般会計補正予算（専決第1号）」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 井上保廣 登壇〕

○市長（井上保廣） 議案第55号「専決処分の承認を求めることについて（平成22年度太宰府市一般会計補正予算（専決第1号）」）をご説明を申し上げます。

今回の補正予算は、7月13日から15日にかけて発生をいたしました豪雨災害の復旧工事のうち、緊急に対処する必要が生じたものにつきまして、平成22年7月13日付で専決処分をさせていただいたものでございます。

内容は、土砂、流木等の搬出、道路、水路の仮復旧工事、その他緊急を要する防災工事などに要した費用でございます。

財源につきましては、補助金、起債などのほか財政調整資金を充てております。よろしくご承認を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（不老光幸議員） 説明は終わりました。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認め、委員会付託を省略します。

直ちに質疑、討論、採決を行います。

質疑はありませんか。

19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） 当然、災害復旧ですから直ちに災害復旧することについては、専決については賛成いたしますが、これを見ておりましてね、もう少しちょっと説明をいただきたいのは、まず12ページをお開きいただきたいと思うんですが、11款の文化財、それから公立学校があります。全体的に見て、この災害復旧に9,248万7,000円、それでここに計上されているこの設計料が1,462万円という全体的に足すと数字が出てくるんですが、まずこの設計単価がなぜこんなにばらばらなのかというのが、その工事、工事によると思うんですが、もう少し専決をすることに当たってですね、まず12ページの一番上ですが、文化財に国庫、県の支出金があって、市債が500万円、そして工事は2,080万円ですが、設計料が245万円と、その下には逆に設計料は計上されてないと。公立学校災害復旧については300万円でそのままで、ここは設計料は要らないのかという問題ですね。それから、11款2項の田、それから林業についてですが、250万円の工事に100万円の設計料が要するというのはどういうことかということですね。それから、その下の部分で、林業では1,190万円にはたった70万円の設計料でいいと。それから、その下の道路、架橋、河川ですが、3,070万円に770万円、25%の設計料。その下の1,620万円には180万円という設計料で、大体10%ぐらい。次の14ページについては、衛生施設

の災害復旧費に790万7,000円に97万円の12%の設計料と。だから、設計は当然入札もするはずなんです、ある一定の見積もり根拠のときに、こんな設計料がばらばらであったというのはどういうことかということなんです。建築と土木とは違いがあると思うんですが、一方では設計料が計上されてない、一方では高いところでは設計金額はそういう工事の40%近くになっていることについてですね、どういう見積もり根拠で専決を行ったのかをですね、説明いただきたいというふうに思います。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（齋藤廣之） 災害復旧工事に伴います各委託料を計上させていただいておりますが、議員さん、今おっしゃいましたように、工事の現場の内容と工事の、例えば擁壁をすとかという部分については、当然設計料は各、個々に違ってくるというふうな形で今回それぞれの工事に対する設計委託料を計上をさせていただいております。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） それに対して、当然起債の申請だとかですね、補助金が、単純に見ましたら、12ページあけていただくと、田災害、林業施設災害復旧にも市債があり、道路も市債がありまして、全体的に市債も大変大きいわけですが、市債を申請するに当たってはですね、当然それなりの地方債を申請するわけですが、なぜそれじゃあ公立学校の災害復旧については設計料が要らないのかということなんです、13ページの上から2番目ですが。だから、どこかの中に入れているということもちょっとおかしいし、やっぱりそれなりに工事をするならば設計料を入れるべきじゃないかなと思うんですが、ここは設計料なしに工事できると、300万円の工事は。当然、田の災害復旧に250万円に100万円の設計料とかというのはですね、これは当然入札をするのかどうか、これは変動があるのかどうか、その辺をですね、見ておりまして、一方では40%から平均的に25%もこの設計料がかかるというのが、ちょっと余りにも設計料に金額的には大きな差がありまして、後から私どももどういう状況になったのかというのを知る必要もあると思うんですが、専決ということですから、入札をしているのかどうか。設計も確定しているのかどうか。業者を呼んで、何社かで設計をさせたのかどうか。もうここで認めれば直ちに着工なんです、これは専決してますが、もう入札は終わったのかどうか。決定されて専決しているのかをもう少しわかりやすく説明いただけませんか。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（山田純裕） 公立学校施設災害の復旧費でございますけども、この分につきましては、太宰府中学校と太宰府東中学校ののり面が崩壊したということがございます。前回の災害のときに崩壊した箇所付近でございまして、緊急を要するということもございまして、そこを埋め戻しをしたというような工事でございます。入札につきましては、この分につきましては、実際前回やっていたところをお願いしたというふうに思っております。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） 今、質問の回答になってないんですよ。それじゃあ、前の工事をして

いただいたところには、もう設計料は要らずに工事はしたと。ただし、今度するところは、新たにまた設計料が要るということで、私が聞いているのは、この設計については、今教育部長の答弁は以前の災害があったからもう設計なしに工事をしていただいた、新たなところはこういう形でこの設計金額が計上されとるということだけど、当然入札基準があるわけですから、その入札基準に基づいてした結果、何社かで入札をさせて出てきた金額かというふうに聞いてんですよ。今からするのか、それとももう終わったのかどうか。専決ですから、もう本来は終わっているはずなんですね。だから、こういう業者を1社だけに特別に入札をさせたということになると、これは入札基準から見て問題があるんじゃないかというふうに思うんですよ。だから、どういう入札方法でこんな大きな金額の差があるのかというふうに私はお聞きしているんですよ。だから、説明が不十分だからわかりやすくしてくださいというんだけど、今教育部長は、以前の工事でしたんで、これは設計料は要らなかったと言うならば、そういうところがあるならばそういう状況にすれば市の負担も軽くなるんじゃないかと思うんですが、こういう専決を議会に諮ってくる以上は、当然何社かに基づいて設計入札をする必要があるんじゃないでしょうかとお聞きしとんです。

○議長（不老光幸議員） 副市長。

○副市長（平島鉄信） 専決をさせていただいたものについては、緊急を要するというございまして、議会を開催するいとまがなかったということが前提でございまして。それで、災害ですので、思わぬときに災害はやってきますので、早急に対応しなければ後の生活ができないというような状況もございまして、緊急に対応させていただきました。その場合においても、やはり財務規則の状況に応じまして金額に応じては随契もありますし、見積もりをとりました入札もございまして、指名競争入札もございまして、そういうことを行いましてもう執行をいたしております。その設計に基づいた工事も、ほぼこの予算の中では工事は完了いたしまして、武藤議員がおっしゃるように、財務規則にのっとりた施行方法で行ったところでございまして。

以上でございまして。

（19番武藤哲志議員「もう一回許可してください。再々質問の中で全く納得できない回答」と呼ぶ）

○議長（不老光幸議員） 教育部長、補足。

教育部長。

○教育部長（山田純裕） 大変失礼しました。

災害復旧の予算を計上はさせていただきまして、今後工事をするということになるということでした。失礼しました。

○議長（不老光幸議員） この件、もうこれで終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

討論を行います。

討論はありませんか。

19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） 災害復旧で直ちに、今副市長が言いましたように、災害復旧は直ちにすることはよくわかります。ただし、当然入札には1号、2号、3号、4号、5号という基準があります。だから、そういう適正な入札をされているかどうか。やはり、この結果、専決をした以上は随契、それから入札、こういうものについてはですね、やはり議会のほうにもわかるようにぜひしていただきたいという要請をして賛成をいたします。

以上です。

○議長（不老光幸議員） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第55号を承認することに賛成の方は起立願います。

（大多数起立）

○議長（不老光幸議員） 大多数起立です。

よって、議案第55号は承認されました。

〈承認 賛成17名、反対1名 午前10時28分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7から日程第9まで一括上程

○議長（不老光幸議員） お諮りします。

日程第7、議案第56号「太宰府の景観と市民遺産を守り育てる条例の制定について」から日程第9、議案第58号「太宰府市国民健康保険条例の一部を改正する条例について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 井上保廣 登壇〕

○市長（井上保廣） 議案第56号から議案第58号までを一括してご説明を申し上げます。

最初に、議案第56号「太宰府の景観と市民遺産を守り育てる条例の制定について」をご説明申し上げます。

太宰府市では、まるごと博物館、まちぐるみ歴史公園の取り組みの一環といたしまして、美しい景観づくりや太宰府市民遺産の取り組みを進めています。

このため、平成20年5月に景観行政を主体的に実施できる景観行政団体になるとともに、良好な景観の保全と創造のための景観施策と協働によります景観形成の基本的な考え方を示しました景観まちづくり計画を、さらに良好な景観形成のためのルールを定めました景観計画を策定をいたしております。

また、太宰府の歴史の積み重ねのあかしといたしまして、豊富な文化遺産を保全、育成するために市民遺産活用推進計画を策定しております。

これらの計画の実効性を高め、組織体制を明確にいたしますために本条例を制定しようとするものでございます。

この条例によりまして、市民、事業者及び行政の協働のもとに豊かな自然と数多くの文化遺産を生かしながら、古都の風情と都市の生活が調和した美しい景観を保全、創造していく、持続的なまちづくりが実施できることとなります。

次に、議案第57号「太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について」をご説明申し上げます。

今回の改正は、太宰府市景観まちづくり計画、太宰府市景観計画及び太宰府市民遺産活用推進計画に係る変更や市民遺産育成団体の認定を行いますために、市民、関係団体の代表者及び識見者等で組織する太宰府市景観・市民遺産審議会を設置しますために条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第58号「太宰府市国民健康保険条例の一部を改正する条例について」をご説明申し上げます。

医療保険制度の安定的運営を図りますために国民健康保険等の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、医療保険制度の安定的運営を図るための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令等の関連法が公布されたところでございます。

これらの改正によりまして、国民健康保険法の条文が一部削除されましたために、条例の一部を改正するものでございます。

施行につきましては、公布の日からといたしております。よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（不老光幸議員） 説明は終わりました。

質疑は9月2日の本会議で行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第10から日程第12まで一括上程

○議長（不老光幸議員） お諮りします。

日程第10、議案第59号「平成22年度太宰府市一般会計補正予算（第2号）について」から日程第12、議案第61号「平成22年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 井上保廣 登壇〕

○市長（井上保廣） 議案第59号から議案第61号までを一括してご説明を申し上げます。

最初に、議案第59号「平成22年度太宰府市一般会計補正予算（第2号）について」をご説明申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出総額に歳入歳出それぞれ10億939万9,000円を追加し、予算総額を210億7,886万1,000円にお願いをするものでございます。

今回の補正のうち8億円は、基金への積立金でございます。

これは、平成21年度決算において8億9,698万1,000円の余剰金が確定をいたしましたので、財政調整資金へ5億円、減債基金へ1億円、地域福祉基金へ1億円、総合運動公園整備基金へ1億円の積み立てを計上したためでございます。

その他、歳入の主なものは、減収見込みとなりました市民税の減額及び交付金が確定をいたしました普通交付税と臨時財政対策債の増額でございます。

歳出の主な内容といたしましては、まほろば号の湯の谷地域バス路線新設に係る運行補助金、歴史と文化の環境税による整備事業として五条太宰府駅線滑りどめカラー舗装及び平成23年1月1日から九州国立博物館で開催されますゴッホ展の渋滞対策費、それから生活保護受給のための就労支援業務委託料、例年続けていただいております日之出水道機器株式会社様からの図書購入のための寄附、その他不足する生活保護費、児童扶養手当、セットバック関係費などを追加させていただいております。

また、あわせまして指定管理料の債務負担行為の追加4件、シンクライアントシステムの債務負担の変更2件、道路橋梁事業債、公園事業債、史跡地公有化事業債、臨時財政対策債の地方債の変更4件につきまして補正をさせていただいております。

次に、議案第60号「平成22年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について」ご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入及び歳出予算にそれぞれ1,318万8,000円を追加し、予算総額を67億8,625万8,000円にお願いするものでございます。

歳出につきましては、老人保健医療費拠出金と次期レセプト審査支払いシステム等導入負担金が主なもので、歳入につきましては、老人保健医療費拠出金等に対する国庫支出金、療養給付費交付金の増額が主なものでございます。

次に、議案第61号「平成22年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について」ご説明を申し上げます。

今回の補正は、保険事業勘定の歳入歳出それぞれ4,981万5,000円を追加し、予算総額を37億2,996万4,000円にお願いをするものでございます。

歳出の主な内容といたしましては、平成21年度保険給付費が確定したことによります返還金、それから介護給付費の見込みに対する予算の組み替えによるものでございます。

歳入の主な財源といたしましては、平成21年度からの繰越金でございます。よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（不老光幸議員） 説明は終わりました。

質疑は9月2日の本会議で行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第13から日程第20まで一括上程

○議長（不老光幸議員） お諮りします。

日程第13、認定第1号「平成21年度太宰府市一般会計歳入歳出決算認定について」から日程第20、認定第8号「平成21年度太宰府市下水道事業会計決算認定について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 井上保廣 登壇〕

○市長（井上保廣） 認定第1号から認定第8号まで一括してご説明を申し上げます。

最初に、認定第1号「平成21年度太宰府市一般会計歳入歳出決算認定について」をご説明申し上げます。

平成21年度一般会計決算額は、歳入が215億1,723万6,510円、歳出は204億8,220万4,951円となりました。これを前年度と比較いたしますと、歳入は17億9,860万3,590円、9.1%の増、歳出は15億2,961万114円、8.1%の増となりました。歳入から歳出を差し引いた形式収支は10億3,503万1,559円、繰越明許費及び事故繰越による翌年度に繰り越すべき財源1億3,830万180円を差し引きました実質収支は8億9,673万1,379円の黒字決算とすることができました。

平成21年度も前年度に引き続き極めて厳しい財政状況ではございましたけれども、市税を初めあらゆる収入の財源の確保に努めますとともに、経費の節減、事業の見直しなどを積極的に行い、総合計画に掲げる各種施策、事業の計画的推進に努めたところでございます。その結果、一定の成果を上げることができたものと確信をいたしております。これもひとえに議員の皆様を初め、市民各位のご理解とご協力のたまものであると深く感謝を申し上げる次第でございます。今後とも行財政の効率化、財政体質の健全化をより一層進め、太宰府市が抱える諸問題、課題に職員一丸となって取り組んでまいり所存でございます。どうか議員の皆様を初め、市民各位のなお一層のご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

次に、認定第2号「平成21年度太宰府市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」をご説明申し上げます。

平成21年度は歳入総額84億8,429万3,687円、歳出総額86億1,581万11円で、対前年度比では歳入0.06%、378万9,912円の増、歳出で1.33%、8,695万8,259円の増となっており、歳入歳出差し引き1億3,151万6,324円の赤字決算となっております。

本歳入不足につきましては、平成22年度補正予算といたしまして平成22年5月31日付で専決処分をさせていただき、去る6月議会におきましてご報告をさせていただいたところでございます。

歳入は、景気の低迷等によりまして保険税が前年度から減収となっております。一方、歳出は、歳出の約7割を占めます保険給付費が対前年比8,743万5,848円、1.98%の増となっております。中でも療養諸費が対前年比7,073万5,474円、1.80%増、高額療養費が対前年比1,706万1,056円、3.78%の増となっております。また、後期高齢者医療支援金が対前年度比8,192万1,992円、12.46%の増となっております、歳出の増に歳入額が及ばなかったことが赤字決算の主な要因でございます。

なお、国民健康保険事業特別会計財政調整基金は、運用利息のみの積み立てしか行っており、残金は14万8,749円となっております。

医療保険事業の財政運営につきましては、今後とも厳しい状況が続くものと見込まれますことから、厚生労働省で医療保険の広域化が検討されておりますけれども、新しい制度の開始まで太宰府市といたしましては医療費の適正化、国保税の収納率の向上対策等を積極的に推進することによりまして、財政の安定化に向け、一層の努力をしてみたい、このように思っております。

次に、認定第3号「平成21年度太宰府市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について」をご説明申し上げます。

平成21年度老人保健特別会計決算額は、歳入総額1億1,770万2,714円、歳出総額9,917万1,891円となりました。これを前年度と比較いたしますと、歳入は5億6,218万8,024円、82.6%の減、歳出は4億8,259万600円、82.9%の減となり、歳入から歳出を差し引きました収支は1,853万823円の黒字決算でございます。

次に、認定第4号「平成21年度太宰府市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」ご説明を申し上げます。

平成21年度後期高齢者医療特別会計決算額は、歳入総額8億1,778万6,398円、歳出総額7億8,051万1,415円となりました。これを前年度と比較いたしますと、歳入は4,474万8,828円、5.7%の増、歳出は3,898万428円、5.2%の増となり、歳入から歳出を差し引きました収支は3,727万4,983円の黒字決算となっております。

次に、認定第5号「平成21年度太宰府市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」をご説明申し上げます。

保険事業勘定の歳入総額35億8,606万1,324円、歳出総額35億3,337万2,768円で、前年度と比較をいたしますと歳入3.1%、歳出4.3%の増となっております。

歳入歳出差し引き残額は5,268万8,556円となっております。

歳出の主な内容といたしましては、保険給付費32億1,748万6,894円で、歳出総額の91.1%を占めております。

介護サービス事業勘定の歳入総額1,853万600円、歳出総額1,675万2,186円で、歳入歳出差し引き残額は177万8,414円となっております。

太宰府市では、高齢化率が21.1%を超え、今後も介護給付費の増加が見込まれる中、介護給付費の適正化を図り健全な財政運営に今後も努めてまいりたいと、このように思っております。

次に、認定第6号「平成21年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について」をご説明申し上げます。

平成21年度の住宅新築資金等貸付事業特別会計につきましては、歳入1,452万2,623円、歳出が1,330万8,856円となっております。歳入歳出差し引き121万3,767円の繰り越しとなっております。

対前年度比では、歳入167.8%、歳出では167.8%と、いずれも増額となっております。

決算額が増額になりましたのは、歳入では1名の滞納者が一括返済をしたことによるものでございます。

また、歳出におきまして公債費、簡易保険からの借入金でございますけれども、償還の国の制度あるいは公的資金補償金免除繰上償還にのっとりたところの繰上償還を行ったことによる増加が主な理由でございます。

次に、認定第7号「平成21年度太宰府市水道事業会計決算認定について」をご説明を申し上げます。

まず、平成21年度末におけます給水人口は5万5,432人で、行政人口に対する普及率は79.6%となっております。

また、年間総給水量は499万8,854m³で、前年度に比べ0.8%増加をし、4万194m³の増となっております。

次に、建設改良につきましては、平成21年度は前年度からの繰り越しを含め、総額2億9,570万9,755円を投じまして、配水管等の整備に努めております。

次に、経理面でございますけれども、収益的収支では、総収益11億8,747万1,299円に對しまして、総費用10億7,517万7,386円で、差し引き1億1,229万3,913円の純利益を生じております。

この主な理由といたしましては、前年度と比較をいたしまして営業外収益の加入負担金は減少いたしておりますけれども、水道使用料が1.9%増加したことや費用総額で2.1%減少したことによるものでございます。

資本的収支につきましては、収入総額1,729万円に對しまして、支出総額3億9,789万5,055円で、差し引き3億8,060万5,055円が不足いたしましたけれども、この不足額につきましては、

消費税及び地方消費税資本的収支調整額並びに損益勘定留保資金で補てんをいたしております。

以上が平成21年度におけます水道事業会計の決算概要でございます。

次に、認定第8号「平成21年度太宰府市下水道事業会計決算認定について」をご説明を申し上げます。

まず、平成21年度末におけます水洗化人口は、前年度比2.4%の増で6万6,440人で、行政人口に対する水洗化人口普及率は95.4%となっております。また、年間有収水量は、前年度比1.8%の増、607万4,636㎥となっております。

次に、建設改良につきましては、平成21年度は前年度からの繰り越しを含め、総額5億1,137万4,810円を投じまして、污水管渠及び雨水管渠の整備に努めております。

次に、経理面でございますが、収益的収支では総収益15億9,238万8,224円に対しまして、総費用は13億9,837万8,580円で、差し引き1億9,400万9,644円の純利益を生じております。

この主な理由といたしましては、平成20年度に続き、企業債の繰上償還に伴う支払い利息の減少が大きく影響しているものでございます。

次に、資本的収支につきましては、収入総額9億6,294万8,438円に対しまして、支出総額29億280万6,262円で、差し引き19億3,985万7,824円が不足をいたしておりますけれども、この不足額につきましては、消費税及び地方消費税資本的収支調整額、減債積立金並びに損益勘定留保資金で補てんをいたしております。

以上が平成21年度の下水道事業会計の決算概要でございます。よろしく認定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（不老光幸議員） 説明は終わりました。

お諮りします。

日程第13から日程第20までの平成21年度各会計決算認定につきましては、議員全員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおりに決定しました。

お諮りします。

決算特別委員会の正副委員長を慣例によって決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認めます。

したがって、決算特別委員会の委員長は総務文教常任委員長の清水章一議員、副委員長は各常任委員会副委員長の輪番制で、今回は建設経済常任委員会副委員長の橋本健議員にすることに決定しました。

ここで決算特別委員会日程等について、委員長の説明を求めます。

決算特別委員長 清水章一議員。

〔13番 清水章一議員 登壇〕

○13番（清水章一議員） おはようございます。

今回の決算特別委員会の委員長に私清水章一、副委員長に橋本健議員が選任されました。特別委員会が効率よく運営されるよう努めてまいりますので、議員各位のご協力をよろしくお願いいたします。

日程について説明をいたします。

本日の本会議散会后、1日目の決算特別委員会を開催し、まず総務部長及び各所管部長からそれぞれの決算状況の概要説明を受けたいと思います。2日目からの決算特別委員会の日程については、9月15日及び9月16日の午前10時から、決算書及び各資料をもとに具体的項目についての内容審査を行います。

なお、予備日として9月17日を予定していますので、各議員及び説明者の出席をよろしくお願いいたします。

また、資料要求は配付されています資料要求書により、9月1日水曜日午後1時までに事務局へ提出してください。資料の要求に当たっては、関係資料等の内容を十分に精査され、必要最小限の要求としてください。また、決算考査日は本日の議会関係会議終了後及び9月1日、9月14日の午前10時からとなっています。

以上で説明を終わります。

○議長（不老光幸議員） 説明は終わりました。

自席へどうぞ。

ここで11時15分まで休憩します。

休憩 午前10時58分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前11時15分

○議長（不老光幸議員） 休憩前に引き続き再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第21から日程第23まで一括上程

○議長（不老光幸議員） お諮りします。

日程第21、報告第8号「地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく平成21年度太宰府市健全化判断比率の報告について」から日程第23、報告第10号「地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく平成21年度太宰府市下水道事業会計資金不足比率の報告について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

報告を求めます。

市長。

〔市長 井上保廣 登壇〕

○市長（井上保廣） 報告第8号から報告第10号までを一括してご説明を申し上げます。

最初に、報告第8号「地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく平成21年度太宰府市健全化判断比率の報告について」をご説明申し上げます。

太宰府市の平成21年度健全化判断比率は、前年度に引き続き一般会計等の実質収支が黒字であるため、実質赤字比率の表示はなく、公営事業会計も含めた実質収支の合計でも黒字であるため、連結実質赤字比率の表示もございません。

また、実質公債費比率は、前年度と比較いたしますと2.4ポイント改善され、9.2%となり、将来負担比率も前年度に引き続きマイナスとなり、比率の表示がございません。

したがって、太宰府市の財政状況は、すべて早期健全化基準及び財政再生基準以下であるため、健全化法に基づく財政健全化計画及び財政再生計画の策定は不必要でございます。

以上、簡単でございますが、太宰府市健全化判断比率を報告いたします。

次に、報告第9号「地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく平成21年度太宰府市水道事業会計資金不足比率の報告について」をご説明申し上げます。

本年度末の流動負債の合計は1億4,515万1,613円であり、流動資産の合計は24億8,680万9,716円となっておりますので、資金不足は発生しておりません。したがって、算定の必要なしということになりますので、ご報告申し上げます。

次に、報告第10号「地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく平成21年度太宰府市下水道事業会計資金不足比率の報告について」をご説明申し上げます。

下水道事業におきましても、本年度末の流動負債の合計は1億9,468万663円でございます。流動資産の合計は8億8,880万5,826円となっておりますので、資金不足は発生しておりません。したがって、算定の必要なしということになりますので、ご報告申し上げます。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

報告第8号について質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、報告第9号について質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、報告第10号について質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終結し、報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第24 議案第62号 太宰府市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正

する条例について

○議長（不老光幸議員） 日程第24、議案第62号「太宰府市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 井上保廣 登壇〕

○市長（井上保廣） 議案第62号「太宰府市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

児童扶養手当法及び関係政省令が改正され、児童扶養手当が父子家庭にも支給されることになりましたことから、関係条例の整備を行うものでございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（不老光幸議員） 説明は終わりました。

質疑は9月2日の本会議で行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（不老光幸議員） 以上で本日の議事日程はすべて終了しました。

次の本会議は、9月2日午前10時から再開します。

本日はこれもちまして散会します。

散会 午前11時20分

~~~~~ ○ ~~~~~

## 1 議 事 日 程（2日目）

〔平成22年太宰府市議会第3回（9月）定例会〕

平成22年9月2日

午前10時開議

於 議 事 室

- 日程第1 諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて  
日程第2 諮問第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて  
日程第3 議案第56号 太宰府の景観と市民遺産を守り育てる条例の制定について  
日程第4 議案第57号 太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について  
日程第5 議案第58号 太宰府市国民健康保険条例の一部を改正する条例について  
日程第6 議案第59号 平成22年度太宰府市一般会計補正予算（第2号）について  
日程第7 議案第60号 平成22年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について  
日程第8 議案第61号 平成22年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について  
日程第9 議案第62号 太宰府市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について  
日程第10 意見書第6号 少人数学級の実現を求める意見書  
日程第11 意見書第7号 21世紀型の公共投資の推進による景気対策を求める意見書  
日程第12 意見書第8号 公共交通機関への支援を含む総合的な交通体系の構築を求める意見書

## 2 出席議員は次のとおりである（19名）

|     |            |     |            |
|-----|------------|-----|------------|
| 1番  | 原 田 久美子 議員 | 2番  | 藤 井 雅 之 議員 |
| 3番  | 長谷川 公 成 議員 | 4番  | 渡 邊 美 穂 議員 |
| 5番  | 後 藤 邦 晴 議員 | 7番  | 橋 本 健 議員   |
| 8番  | 中 林 宗 樹 議員 | 9番  | 門 田 直 樹 議員 |
| 10番 | 小 柳 道 枝 議員 | 11番 | 安 部 啓 治 議員 |
| 12番 | 大 田 勝 義 議員 | 13番 | 清 水 章 一 議員 |
| 14番 | 安 部 陽 議員   | 15番 | 佐 伯 修 議員   |
| 16番 | 村 山 弘 行 議員 | 17番 | 田 川 武 茂 議員 |
| 18番 | 福 廣 和 美 議員 | 19番 | 武 藤 哲 志 議員 |
| 20番 | 不 老 光 幸 議員 |     |            |

## 3 欠席議員は次のとおりである

な し

## 4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（18名）

|       |         |         |         |
|-------|---------|---------|---------|
| 市 長   | 井 上 保 廣 | 副 市 長   | 平 島 鉄 信 |
| 教 育 長 | 關 敏 治   | 総 務 部 長 | 木 村 甚 治 |

|                  |         |          |         |
|------------------|---------|----------|---------|
| 協働のまち<br>推進担当部長  | 三 笠 哲 生 | 市民生活部長   | 和 田 有 司 |
| 健康福祉部長           | 和 田 敏 信 | 建設経済部長   | 齋 藤 廣 之 |
| 会計管理者併<br>上下水道部長 | 宮 原 勝 美 | 教 育 部 長  | 山 田 純 裕 |
| 総 務 課 長          | 大 薮 勝 一 | 経営企画課長   | 今 泉 憲 治 |
| 市 民 課 長          | 原 野 敏 彦 | 福 祉 課 長  | 宮 原 仁   |
| 都市整備課長           | 神 原 稔   | 上下水道課長   | 松 本 芳 生 |
| 文化財課長            | 井 上 均   | 監査委員事務局長 | 関 啓 子   |

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（5名）

|        |         |         |         |
|--------|---------|---------|---------|
| 議会事務局長 | 田 中 利 雄 | 議 事 課 長 | 櫻 井 三 郎 |
| 書 記    | 浅 井 武   | 書 記     | 花 田 敏 浩 |
| 書 記    | 茂 田 和 紀 |         |         |



再開 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（不老光幸議員） 皆さん、おはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第3回定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しているとおりです。

議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1と日程第2を一括上程

○議長（不老光幸議員） お諮りします。

日程第1、諮問第3号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」及び日程第2、諮問第4号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を一括議題とし、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とし、委員会付託を省略します。

直ちに質疑、討論、採決を行います。

諮問第3号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

諮問第3号を諮問のとおり適任として答申することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

よって、諮問第3号は適任として答申することに決定しました。

〈適任 賛成18名、反対0名 午前10時01分〉

○議長（不老光幸議員） 次に、諮問第4号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

諮問第4号を諮問のとおり適任として答申することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(不老光幸議員) 全員起立です。

よって、諮問第4号は適任として答申することに決定しました。

〈適任 賛成18名、反対0名 午前10時02分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3と日程第4を一括上程

○議長(不老光幸議員) お諮りします。

日程第3、議案第56号「太宰府の景観と市民遺産を守り育てる条例の制定について」及び日程第4、議案第57号「太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について」を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第56号及び議案第57号は建設経済常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第5 議案第58号 太宰府市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

○議長(不老光幸議員) 日程第5、議案第58号「太宰府市国民健康保険条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから質疑を行います。今のところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第58号は環境厚生常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 議案第59号 平成22年度太宰府市一般会計補正予算(第2号)について

○議長(不老光幸議員) 日程第6、議案第59号「平成22年度太宰府市一般会計補正予算(第2号)について」を議題とします。

これから質疑を行います。

通告があつていますので、これを許可します。

18番福廣和美議員。

○18番(福廣和美議員) 文化財保護・活用費についてお伺いをしたいと思います。

地方債として5,000万円が計上されておりますが、補正予算としてここで上げられてきた理由と、またこの使途について、もう使い道は決まっているのかどうかについてお伺いをしたい

と思います。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（山田純裕） ご質問の補正予算の内容につきましては、史跡地公有化事業に関する補正をお願いするものでございます。

史跡地公有化事業につきましては、国、それから福岡県からの補助をいただき、ここ数年、事業費 7 億円で事業の推進を図ってまいりました。しかし、今年度につきましては、福岡県が他の自治体に予定をしておりました予算に変更が生じたということで、その分を本市に上乗せしたいとの打診を受けました。それで、文化庁及び庁内での協議の結果、公有化事業の推進のためにも福岡県からの申し入れを受けまして、5,000 万円の増額補正をお願いするものでございます。

また、今年度は蔵司跡の公有化の最終年度に当たることから、この増額分の予算を有効的に活用しまして、史跡地公有化事業の推進に取り組んでまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 18 番福廣和美議員。

○18 番（福廣和美議員） 今、蔵司跡のことも出ましたけども、そうすると今回の今年度では、その分で蔵司跡は全部買い上げが終わるというふうに思ってよろしいんですか。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（山田純裕） はい。蔵司の分は終了いたします。

○議長（不老光幸議員） いいですか。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

議案第 59 号は各常任委員会に分割付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第 7 と日程第 8 を一括上程

○議長（不老光幸議員） お諮りします。

日程第 7、議案第 60 号「平成 22 年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について」及び日程第 8、議案第 61 号「平成 22 年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について」を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第 60 号及び議案第 61 号は環境厚生常任委員会に付託します。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第 9 議案第 62 号 太宰府市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（不老光幸議員） 日程第 9、議案第62号「太宰府市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第62号は環境厚生常任委員会に付託します。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第 10 意見書第 6 号 少人数学級の実現を求める意見書

○議長（不老光幸議員） 日程第10、意見書第 6 号「少人数学級の実現を求める意見書」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

4 番渡邊美穂議員。

〔4 番 渡邊美穂議員 登壇〕

○4 番（渡邊美穂議員） 少人数学級の実現を求める意見書。

提案理由を説明をいたします。

提出者は私、渡邊美穂、賛成者は村山弘行議員です。

この意見書案をもちまして趣旨説明にかえさせていただきます。

子供たちに豊かな教育を保障することは、国家、社会の基盤づくりにとって極めて重要なことである。

近年、子供たちを取り巻く環境は大きくさま変わりし、教育課題が多様化、複雑化しているため、40人学級のもとでは子供一人一人に対するきめ細やかな指導が困難な状況にある。このため教員 1 人当たりの児童・生徒数を引き下げることにより、教員が子供と向き合う時間を確保することが極めて重要である。

日本は、OECD 諸国に比べて 1 学級当たりの児童・生徒数が多くなっている。小・中学校で31人以上の学級に在籍する児童・生徒の割合は、小学校で5割を超え、中学校では8割を超える。そうした中、各自治体は独自の予算のもとで少人数学級に取り組んでいる実態もあるが、自治体の財政状況により取り組みに格差が生じている。

平成23年度から新学習指導要領が順次完全実施されることになる。この新学習指導要領は、質、量両面での充実が図られており、標準授業時数は小学校で5.2%、中学校で3.6%増加する。新学習指導要領への対応には、きめ細やかな指導を一層充実させていくことが不可欠である。そのことが子供たちの学ぶ意欲を培い、行き届いた豊かな教育を保障することにもつながるものと考えている。

学級編制のあり方は、子供の教育環境を整えるとともに、教育の担い手である教員一人一人

がその指導力を十分発揮するための教育条件を整備する意味で、教育施策上、極めて重要な意味を持っている。

本年7月26日には、中央教育審議会初等中等教育分科会が、新学習指導要領の円滑な実施、生徒指導面の課題等への対応、教員が子供と向き合う時間の確保などの観点から学級編制の標準の引き下げ及び教職員定数の改善について提言を行った。

よって、国の責務として学級編制の標準の見直し及び教職員定数の改善を実施することで、少人数学級を実現されることを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

提出先は、以下のとおりです。

なお、本意見書につきましては、さきの6月定例議会におきまして福岡県議会で全会一致で採択をされております。したがって、当市におきましても、ぜひ子供たちのことを考え、皆様方にご検討いただき、採択をしていただくようお願いいたします。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

意見書第6号は総務文教常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第11 意見書第7号 21世紀型の公共投資の推進による景気対策を求める意見書

○議長（不老光幸議員） 日程第11、意見書第7号「21世紀型の公共投資の推進による景気対策を求める意見書」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

13番清水章一議員。

〔13番 清水章一議員 登壇〕

○13番（清水章一議員） 21世紀型の公共投資の増進による景気対策を求める意見書について説明をさせていただきます。

提出者は私、清水章一、賛成者は福廣和美議員でございます。

お手元にあります意見書案をもとに前半の文を読まさせていただきます説明にかえさせていただきますと思います。

我が国の景気の現状は、好調な輸出を背景にリーマン・ショック後の最悪期は脱することができました。しかしながら、依然として低成長にとどまっており、雇用情勢も新卒未就職者が数多く出るほど厳しい状況が続いております。

特に地方経済は深刻で、中小・零細企業はデフレの影響や公共投資の大幅削減の影響で長引く不況にあえいでおります。

したがって、政府は当面の景気回復のための経済対策を打つべきであり、特に地方経済の振興は国の景気対策として欠かせません。そのためには、政府が地方振興策及び地方の雇用拡充を重要な施策として取り組み、必要な公共投資を積極的に行うことで、景気対策を進めるべきであります。

公共施設の耐震化や近年多発しているゲリラ豪雨などの災害対策は、必要な公共事業として潜在的需要が高いと考えます。

このように、必要な公共投資は着実に推進すべきであり、地方経済が活性化する効果も大いに見込めます。

政府におかれては、地方の雇用拡充と内需振興を図る景気対策のために、真に必要とされる以下のような21世紀型の公共投資について予算確保と執行を強く求めるものであります。

提出先は、書面にあるとおりでございます。ご審議をいただきまして、ご採択いただきますようによりしくお願い申し上げます。

以上で説明を終わります。

○議長（不老光幸議員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

意見書第7号は建設経済常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第12 意見書第8号 公共交通機関への支援を含む総合的な交通体系の構築を求める意見書

○議長（不老光幸議員） 日程第12、意見書第8号「公共交通機関への支援を含む総合的な交通体系の構築を求める意見書」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

16番村山弘行議員。

〔16番 村山弘行議員 登壇〕

○16番（村山弘行議員） 意見書第8号「公共交通機関への支援を含む総合的な交通体系の構築を求める意見書」。

提出者は私、村山弘行、賛成者が渡邊美穂議員であります。

提案理由の説明につきましては、案文を朗読して提案にかえさせていただきたいと思っております。

公共交通機関への支援を含む総合的な交通体系の構築を求める意見書。

政府は、当初、本年6月からの導入を予定していた高速道路等の新料金制度について、二転三転するその足並みの乱れから先送りし、まずは本年6月から来年3月末までの間、全国37路線、50区間において高速道路の無料化の社会実験を開始した。

しかしながら、高速道路等の無料化や受益者負担を基本としない安価な料金設定は、ＪＲやバス、フェリー等との適切な役割分担を損ねるばかりでなく、我が国の交通体系の崩壊につながりかねない。すなわち、高速道路等の無料化や安価な料金設定の影響を受け、経営が悪化し、地域の交通網が縮小することとなり、その結果、自家用車を利用できない高齢者や学生等の交通弱者の移動手段が確保できず、地方部のさらなる衰退を招くおそれがある。さらには、地球温暖化対策にも完全に逆行するものであり、その整合性については大いに疑義がある。

このように多くの問題点を抱えているにもかかわらず、政府は今後も高速道路等の無料化を段階的に進めるとしているが、この施策が国策によることを考えれば、本来、総合的な交通体系の構築を前提とすべきであり、現政権が今回進めている施策によって影響を受けるＪＲ、バス、フェリー等の公共交通機関に対しては、その維持、存続のために公的支援策を同時に講じるべきである。

よって、国におかれては平成23年度予算編成において公共交通機関への支援を含む総合的な交通体系の構築に向け、次の事項を実施されるよう強く要請する。

記。1つ、公共交通機関の安定的な運営を踏まえて、総合的な交通体系の構築を図ること。

2つ、高速道路等と競合し影響を受けるＪＲ、バス、フェリー等の公共交通機関は、運賃値上げや路線休廃止を含めた検討を余儀なくされているため、各事業者の実情を踏まえ、支援等を講じること。

3、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の持つ利益剰余金については、国庫に返納させることなく、ＪＲ九州を初めとするいわゆるＪＲ三島会社及びＪＲ貨物の財務基盤の安定化や収益基盤の強化のため有効に活用できるようにすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先は記載のとおりでございます。

なお、今提案をしました三島といいますのは、ＪＲ北海道、ＪＲ四国、ＪＲ九州、これをＪＲ三島会社ということをご説明し、提案にかえていきたいと思います。よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

○議長（不老光幸議員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

11番安部啓治議員。

○11番（安部啓治議員） 記のですね、3番の支援機構の持つ利益剰余金というのは、ちなみにどのくらいあるかわかりですか。

○議長（不老光幸議員） どうぞ。

○16番（村山弘行議員） 国庫負担に、ＪＲ九州と貨物と四国、それからいわゆるその三島会社と貨物に国鉄からＪＲになるときに経営基盤が非常に厳しいということで、ＪＲに移行するときに貸し出したのが２兆数千億円だったというふうに記憶をしております。正確には、調べてご報告をしたいというふうに思います。

○議長（不老光幸議員） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

意見書第８号は建設経済常任委員会に付託します。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

○議長（不老光幸議員） 以上で本日の議事日程はすべて終了しました。

次の本会議は、９月10日午前10時から再開します。

本日はこれもちまして散会します。

散会 午前10時20分

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～



# 1 議 事 日 程（3日目）

〔平成22年太宰府市議会第3回（9月）定例会〕

平成22年9月10日

午前10時開議

於議事室

## 日程第1 一般質問

### 一般質問者及び質問項目一覧表

| 順位 | 質問者氏名<br>(議席番号) | 質問項目                                                                                                                                                                                                                                       |
|----|-----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1  | 長谷川 公 成<br>(3)  | 1. 市内の公園管理について<br>(1) 駐車場が少なく、利用者から不満の声が出ている。その対応について伺う。<br>(2) 芝生の管理について                                                                                                                                                                  |
| 2  | 安 部 陽<br>(14)   | 1. 大宰府政庁復元について<br>(1) 奈良、平安、隋、唐文化のフェスティバルや中国物産展等の開催について<br>(2) 政庁跡の環境整備について<br>2. 民生委員制度について<br>(1) 高齢者等の把握方法について<br>(2) 民生委員の現況について<br>(3) 今後の指導、施策等について<br>3. 高齢者対策について<br>(1) 医療費削減の方策について<br>(2) 地域ぐるみの健康づくり方策について<br>(3) 市民農園のあり方について |
| 3  | 中 林 宗 樹<br>(8)  | 1. 高齢者の所在不明問題と地域福祉について<br>高齢者の所在不明が各地で続々と明らかになっている。厚生労働省では、「高齢者所在不明・孤立化防止対策チーム」を発足しているが、本市の取り組みについて伺う。<br>2. 高雄地区のまちづくりについて<br>第五次総合計画の素案によると、第四次総合計画に載っていた高雄地区の市街化調整区域の土地区画整理事業が削除されているようである。<br>この調整区域を含め、どのようなまちづくりを考えているのか伺う。          |
| 4  | 藤 井 雅 之<br>(2)  | 1. 国民健康保険税について<br>(1) 平成23年度の国民健康保険事業特別会計の予算編成につい                                                                                                                                                                                          |

|   |                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|---|-----------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|   |                 | て<br>(2) 広域化への対応について                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 5 | 武 藤 哲 志<br>(19) | <p>1. 生活保護行政の充実、一般財源負担軽減対策の実施について</p> <p>平成21年度決算の生活保護関係収支は、8億8,900万円以上となっており、今年度9億6,600万円を超える状況である。特に扶助費については、9億円を超えている。その結果、一般財源の繰り入れが約2億円を超える状況になっており、対策を講じる必要がある。</p> <p>今後、リストラ、低賃金雇用不安、高齢化などにより、生活保護申請の増加傾向が予想される。働きたいという希望があっても、仕事がない状況の中、福祉事務所では就労指導を行うが、現実には仕事の確保は困難であり、事業予算の配分方法を検討する必要がある。</p> <p>緊急雇用の調整交付金の活用、公園管理の軽作業、シルバー人材センター指導のもとに作業従事、昨年度実施されたリサイクルボックス分別事業、教育委員会、建設経済部の予算執行で、事業者に対し生活保護受給者の短期雇用を要請することで、その支払額により労務報酬の上積み、社会復帰の条件である生活指導にもつながり、一般財源の負担軽減にも結びつくと考えるが、行政の執行状況を改め、実施されたい。</p> <p>2. 文部科学省は、来年度から公立小中学校の児童生徒数の学級編制の見直しを決定した。教育委員会の対応について何う。</p> <p>今回の改正については、40人学級が決定されてから30年ぶりの改正である。</p> <p>今日まで保護者を初め、議会の中でも多くの方々が、質問や要望、請願など議論を行ってきた。文部科学省は、来年度から小学校2年生までは35人学級とし、中学校は2014年から35人学級とする計画案を決定した。</p> <p>一方では、教育委員会の独自の基準で、学級編制が行える制度の改正も盛り込まれているので、市内の小中学校の学級編制については、平成23年度の小中学校の児童生徒数について、学年別に1学級の編制基準を30人として、相当の教諭の配置をしていただきたい。</p> |
| 6 | 原 田 久美子<br>(1)  | <p>1. 浸水対策について</p> <p>(1) 下水道や川の容量を超えて浸水している道路冠水危険箇所の現状について</p> <p>(2) 浸水被害の今後の対策について</p> <p>2. 公共施設の利用について</p> <p>(1) 市内者料金と市外者料金の設定について</p> <p>① 施設使用料金と照明料金を別々に徴収している理由</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |

|  |  |                                                                     |
|--|--|---------------------------------------------------------------------|
|  |  | ② 照明料金が、市外者は市内者の2倍になっている理由<br>③ いきいき情報センターのトレーニングルームの利用状況と今後の利用について |
|--|--|---------------------------------------------------------------------|

## 2 出席議員は次のとおりである（19名）

|     |            |     |            |
|-----|------------|-----|------------|
| 1番  | 原 田 久美子 議員 | 2番  | 藤 井 雅 之 議員 |
| 3番  | 長谷川 公 成 議員 | 4番  | 渡 邊 美 穂 議員 |
| 5番  | 後 藤 邦 晴 議員 | 7番  | 橋 本 健 議員   |
| 8番  | 中 林 宗 樹 議員 | 9番  | 門 田 直 樹 議員 |
| 10番 | 小 柳 道 枝 議員 | 11番 | 安 部 啓 治 議員 |
| 12番 | 大 田 勝 義 議員 | 13番 | 清 水 章 一 議員 |
| 14番 | 安 部 陽 議員   | 15番 | 佐 伯 修 議員   |
| 16番 | 村 山 弘 行 議員 | 17番 | 田 川 武 茂 議員 |
| 18番 | 福 廣 和 美 議員 | 19番 | 武 藤 哲 志 議員 |
| 20番 | 不 老 光 幸 議員 |     |            |

## 3 欠席議員は次のとおりである

な し

## 4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（26名）

|                  |         |          |         |
|------------------|---------|----------|---------|
| 市 長              | 井 上 保 廣 | 副 市 長    | 平 島 鉄 信 |
| 教 育 長            | 關 敏 治   | 総 務 部 長  | 木 村 甚 治 |
| 協働のまち<br>推進担当部長  | 三 笠 哲 生 | 市民生活部長   | 和 田 有 司 |
| 健康福祉部長           | 和 田 敏 信 | 建設経済部長   | 齋 藤 廣 之 |
| 会計管理者併<br>上下水道部長 | 宮 原 勝 美 | 教 育 部 長  | 山 田 純 裕 |
| 総 務 課 長          | 大 藪 勝 一 | 経営企画課長   | 今 泉 憲 治 |
| 市 民 課 長          | 原 野 敏 彦 | 納 税 課 長  | 高 柳 光   |
| 福 祉 課 長          | 宮 原 仁   | 高齢者支援課長  | 古 野 洋 敏 |
| 保健センター所長         | 中 島 俊 二 | 国保年金課長   | 坂 口 進   |
| 都市整備課長           | 神 原 稔   | 上下水道課長   | 松 本 芳 生 |
| 施 設 課 長          | 大江田 洋   | 教 務 課 長  | 木 村 裕 子 |
| 学校教育課長           | 小 嶋 禎 二 | 生涯学習課長   | 古 川 芳 文 |
| 文化財課長            | 井 上 均   | 監査委員事務局長 | 関 啓 子   |

## 5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（5名）

|        |         |         |         |
|--------|---------|---------|---------|
| 議会事務局長 | 田 中 利 雄 | 議 事 課 長 | 櫻 井 三 郎 |
| 書 記    | 浅 井 武   | 書 記     | 花 田 敏 浩 |
| 書 記    | 茂 田 和 紀 |         |         |

再開 午前10時00分

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（不老光幸議員） 皆さん、おはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第3回定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

本定例会での一般質問通告書は、12人から提出されております。

そこで、一般質問の日程は、さきの議会運営委員会におきまして2日間で行うことに決定していますことから、本日10日6人、13日6人の割り振りでを行います。

議事日程は、お手元に配付しているとおりです。

議事に入ります。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

#### 日程第1 一般質問

○議長（不老光幸議員） 日程第1、「一般質問」を行います。

3番長谷川公成議員の一般質問を許可します。

〔3番 長谷川公成議員 登壇〕

○3番（長谷川公成議員） 皆さん、おはようございます。

ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告しておりました市内公園の管理についてお伺いいたします。

現在、本市内には約130カ所の公園があり、行政、自治会、地域住民の協力のもと維持管理を行っていることは、言うまでもなく承知されている事実です。そんな中で、これは自治会を初め地域住民ではどうしようもない事柄がありますので、市民の声を聞いていただき、お願いするものであります。

最初に、地区公園における駐車場の状況を聞いていただきたいと思います。

先月22日に第29回目となる太宰府市市民ソフトボール大会が、猛暑の中、盛大に開催されました。この猛暑の中、私が知る限り1名の軽い熱中症患者が出ただけで大きな事故もなく、無事に終えることができました。これは、市民の皆さんの自己管理や熱中症対策がうまくできたからだと思います。

さて、本題に移りますが、この大会の開会式が梅林アスレチックスポーツ公園で行われたのですが、余りにも駐車場が少なく、車は路上駐車だけで、もし開会式最中に緊急を要することが起きた場合、果たして緊急車両がすんなり通れたか、私は疑問に思います。

次に、歴史スポーツ公園ですが、毎週のように少年ソフトボールチームのリーグ戦や大会等が行われ、テニスコートでは楽しくプレーする声が聞かれます。公園が盛んに使われるということは、市民がスポーツを楽しみ、自分の健康管理ができ、人と人とのコミュニケーションがとれ、非常に素晴らしいことだと感じます。しかし、人が増えれば車の数が増え、こちらも梅

林アスレチックスポーツ公園同様、駐車場不足が悩みの種になっております。

路上駐車が増えれば、近隣住民とのトラブルが発生し、せっかくスポーツを楽しんでも最後は不愉快な思いをして家路につかなければなりません。今後、この駐車場問題において市民の皆さんが安全に安心して公園利用ができ、このような事故またはトラブルが起きないように市として考える必要があると思われませんが、見解を伺います。

2つ目に、芝生の管理ですが、現在の梅林アスレチックスポーツ公園の芝生は伸び放題で、きれいに芝を刈り、きちんと管理すればきれいな芝生公園となり、市民がもっと利用しやすくなると思いますが、今後どのように管理されていくのか見解を伺います。

以上、1項目2点について伺います。

なお、再質問は自席にて行います。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 皆さん、おはようございます。

市内の公園管理についてご回答を申し上げたいと思います。

都市公園法施行令に基づきまして設置いたしております市内の公園は、すべて徒歩圏内に位置しておりますけれども、近隣公園と地区公園におきましては地形的な理由などから駐車場を設置をしておるところでございます。

質問の詳細につきましては、担当部長より回答をさせたいと思います。どうぞよろしくお願いします。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（齋藤廣之） 1項目めの公園の駐車場につきましてご回答を申し上げます。

市内の公園において駐車場を設置しておりますのは、近隣公園と地区公園合わせて5カ所でございます。近隣公園は、主として近隣に居住する方の利用に供することを目的として、誘致距離の標準を500mとして、また地区公園は主として徒歩圏域内の利用者における誘致距離の標準を1kmとしております。このようなことから、公園利用者と駐車場における駐車台数を算出しておるところでございます。

ご提言の梅林アスレチックスポーツ公園の駐車場は48台、歴史スポーツ公園の駐車場は41台ございますが、これらの駐車場はスポーツ大会参加者だけではなく、一般の公園利用者も使用されるため、大会開催等には対応できておりません。そのため、駐車車両につきましては、別の場所に駐車場を確保していただくとか、相乗りで参加していただくなど、主催される団体の運営管理にゆだねているのが実情でございます。

次に、2項目めの芝生の管理についてであります。市内の公園で芝生があるのは近隣公園と地区公園、合わせて4カ所でございます。芝生の刈り込みについて、近隣公園においては年2回行い、梅林アスレチック公園では公園を利用されている団体の方々に芝の成長に合わせて随時刈り込みをしていただいているような状況でございます。

今後、多目的広場の芝刈り等の維持管理につきまして適切に行い、市民の方が利用しやすい

公園を目指してまいります。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 3 番長谷川公成議員。

○3 番（長谷川公成議員） ありがとうございます。

それでは、駐車場の件から再質問させていただきます。

梅林アスレチックスポーツ公園に関しましては、事故が起こらないようにですね、梅林アスレチックスポーツ公園、歴史スポーツ公園もそうなんですが、今後できれば拡張をですね、視野に入れていただきまして、市民がいつ行っても駐車場が広く、使いやすいと思っていただけるような公園整備を行っていただきたいと思います。

歴史スポーツ公園なんですが、先ほど少年ソフトボールの件、私、壇上で申し上げましたけども、二、三年ぐらい前にはですね、この公園の近くにありますが、駐車場として利用していたことがあるんですね。当初、だれでも気軽に駐車できて評判はよかったのですが、あるとき車上荒らしに遭うという事件が起こったりですね、そういうことがありまして、少年ソフトボールの保護者たちで当番を決めて警備を行っていました。が、やっぱり自分の子供たちが出る試合を見たいというそういうふうな保護者の意見もありまして、結局は警備を行っていたんですがなくなってしまったと。しかも、その広場ももう使わなくなったということですね、なくなってしまいました、それは。それで、現在歴史スポーツ公園で行っているのは、ちょっと今形が違うんですけど、こういうふうなものをですね、チーム名を書いて、保護者、これは各チームに配られるんですけど、チームの子供たちの人数で割り当てがありまして、例えばこの南ニューフレンズというチームがあるんですけど、このチームは例えば子供の数が今16人なんで5台とかですね、そういうふうに決められて保護者のほうで努力をし合って運営している状況です。ですので、定期団体の利用者がこれほどやはり努力して、なるべく近隣の方に迷惑をかけないようにしようとしています。しかしやっぱりそれでも駐車場が足りないわけですね。やはり市の持ち物ですから、この拡張工事を含めた努力がですね、私は必要だと思いますが、いかがお考えですか。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（齋藤廣之） 大きな大会等、市民スポーツ団体のさまざまな駐車場の利用のですね、方法を検討いただきながら使用していただいて本当にありがとうございます。特に歴史スポーツ公園につきましては、体育施設の利用者だけでも年間4万4,000人という利用を多くいただいております関係もございまして、大きな大会につきましてはわんぱく広場をですね、臨時的に開放して利用いただいておりますという状況もございます。そういった状況もございますので、現在、駐車場の北方の広場といいますか、用地を拡張できないかということで現在検討させていただいております。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 3 番長谷川公成議員。

○3番（長谷川公成議員） はい、わかりました。

次にお尋ねしたいのは、毎年太宰府天満宮に行かれる方が大みそかから正月三が日にですね、大渋滞を引き起こすんですが、道路ですね、例えば梅林アスレチックスポーツ公園や通古賀の近隣公園ですね、あそこをですね、ちょっと開放していただいて、そこを駐車場利用していただいて、それから歩いて太宰府天満宮のほうに参拝に行くとかですね、そういうふうなこともちょっと市として考えていただきたいなと私は思うんですよ。元気で健康な方ならですね、例えば通古賀の近隣公園にとめて、それから大宰府政庁からずっと天満宮のほうに歩いていけば、ひょっとしたら太宰府天満宮の近くにある駐車場にとめるよりも歩いていけば早いかなと思ったりするわけですが、今後そのようなことを前向きに検討していただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（齋藤廣之） 観光客の方、年末年始特にですね、多く来ていただいております、道路が渋滞、大渋滞ということで、梅林アスレチックスポーツ公園につきましては、この臨時駐車場という部分で現在庁内ですね、どういう方法がいいのか検討を具体的に進めておるところでございます。この近隣公園につきましては、一方通行の関係とかございまして、今後研究はしていかなくちやいけないと思っておりますが、梅林については具体的に進める方向でですね、庁内で検討しておるという状況でございます。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 長谷川公成議員。

○3番（長谷川公成議員） ありがとうございます。やはり、健康な方であれば、坂道を下って天満宮に行けるぐらいの距離ですので、私はぜひ前向きに検討していただいて、早急に開放していただく形をとっていただければと思います。

それではですね、先ほどの公園の芝生に関して幾つかお伺いいたしますけども、市長もですね、市民ソフトボール大会のときはですね、来賓で来られ、あいさつをされておりましたけども、現場主義を掲げられておられる市長におかれましてですね、あのときの芝生の状況やちょっと駐車場の状況をですね、市長の目からどのように映ったか、申しわけないですけどお答えいただければありがたいと思います。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 市民ソフトボール大会が、今、長谷川議員も冒頭で言われましたように、猛暑の中で本当に健康増進のためにこぞって各地域の各チームの皆さん方が汗を流し、そして親睦の輪を持たれておる、そういったソフトボール大会でございます。朝、8時10分ぐらいだったと思いますけれども、本当に暑かったと思います。そして、会場に入りますと、やはり緑の芝生、あるいはところどころに高い通常の雑草が生い茂っているところ等についても目についた次第です。このことについては、本当にソフトボールをされる皆さん方にとっては、バウンドしたり、あるいはそのことによってつまずいたり、転んだりというようなことが出てくるだ

ろうというふうに思っております。

当初、梅林アスレチック公園を開設した当初については、立派な、それこそプロのサッカーのクラブというんでしょうかね、を誘致するぐらいの、そういった立派なものであったと思っております。その後、財政状況等も厳しくなってきたわけでありまして、そして施設の指定管理というようなことが出てきたわけですが、そういった中で、やはり今の現状のままでいいのかと。当時、内部的にも、あるいは議会の中でもお話を申し上げたと思いますけれども、管理のあり方について結論を一定の方向性を出しとった経緯がございます。芝生等々については、今後においては養生しない、そして多目的に使えるような形にすると。将来的には、そのときの状態もところどころにもうソフトボールとか使った段階では芝生が壊れておったりというふうな状況等が今以上に目立っておりまして、今は管理をしてもらっている方々が自主的にそれこそ芝生を、前回のソフトボール大会でもお聞きしましたのは、養生されておるといようなこと等があったので今の部分が維持されているというふうに思いました。

そういった市の方針がございますので、必要な管理は、あるいは今の部分での支援はしていきたいというふうに思っておりますけれども、ソフトボールをなさったりする場合にあっては支障はあるだろうなあというふうな率直な感想を持ったような次第です。

それからまた、ソフトボール関係者の皆さん方のほうから、この芝生の手入れであるとか、この公園の管理のあり方等々についても考えてもらいたいというふうなこと等については直訴を受けております。そういったことについても念頭に置いて、今担当部長のほうから回答したというふうに思っております。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 3番長谷川公成議員。

○3番（長谷川公成議員） ありがとうございます。

それでは、梅林アスレックススポーツ公園は利用者が今管理をされているということなんです、では市としては今現在その梅林アスレックススポーツ公園の芝生の例えば水やりとか肥料、芝刈りは全く行っていないという状況で認識してよろしいですね。はい。

私、3月議会で学校のグラウンドの芝生化を提案させていただいたんですが、本当、梅林アスレックススポーツ公園の芝生を見ると、何か芝生って強いなあとは思うんですね。定期的に、こういう言い方はちょっと悪いですけど、水をやらなくても、肥料ならなくてもあれだけ見事に復活してですね、あとは芝刈り機できちんと芝を刈り込めば立派なまた芝生グラウンドとして利用できるんじゃないかなと思います。

現在、歴史スポーツ公園は指定管理者制度でグラウンドの管理を行っていると聞き及んでますが、先日行きましたところ、きれいに芝を刈ってあってですね、子供たちはやはり寝転んだり、守備練習ではダイビングキャッチを試みたりですね、やはり子供たちの意識の中で芝生は痛くないとか怖くない、けがをしないという思いがあって、ガッツあふれるプレーを盛んに見せていました。このような子供たちを見るとですね、やはり改めて芝生グラウンドのよさがわ



かりました。

梅林アスレチックスポーツ公園もですね、市内で運営しているというか、市内の小学生サッカーチームがですね、利用していると聞いております。やっぱりこの子供たちがですね、思い切ったプレーができるように、きちんとやっぱり整備する必要があると思うんですよ。この子供たち以外にも、市民に安全に安心でなおかつ快適にですね、幅広く利用してもらうのが市のお考えだとするならば、やはりせてめですね、水やり、肥料はちょっと難しいかもしれませんが、きれいに芝を刈る必要があると思うんですね。そういったところで、できれば今後芝刈り機でもいいからですね、購入をぜひ検討していただきたいと思うんですが。じゃ、この最後の1点、お答えいただけますか。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（齋藤廣之） 先ほど回答させていただきましたように、梅林アスレチックスポーツ公園につきましては、各スポーツ団体でですね、管理をしていただいておりますというのが実情でございますが、近隣公園並みですね、市としても管理を今後行っていくような形で検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 3番長谷川公成議員。

○3番（長谷川公成議員） ありがとうございます。

私、過去の議会でも公園に関してたびたびですね、取り上げてまいりました。それは、やはり市民の皆さんからの要望でありですね、実際自分で体験、経験した上のことからでもありました。先ほども申しましたが、市長も現場主義を掲げていらっしゃるならば、これが実際現場の声だということをお忘れにならずに、前向きに対応を検討していただきたいと思います。ぜひともよろしくお願いします。

これで私の一般質問は終わります。ありがとうございました。

○議長（不老光幸議員） 3番長谷川公成議員の一般質問は終わりました。

次に、14番安部陽議員の一般質問を許可します。

〔14番 安部陽議員 登壇〕

○14番（安部 陽議員） ただいま発言の許可を受けましたので、項目に従いまして質問をいたします。

大宰府政庁跡復元についてでございます。

歴史の再現に向けて奈良の平城京が復元され、熊本はお城の復元をいたしました。太宰府は、古代から隋、唐の時代にかけて大陸との交易で最も重要な役割を果たしたところであり、各都市におきましては、このように歴史を守りながら観光客の増加と経済の発展に努めてあります。

私は、野原のままに放置されている政庁跡を復元することにより、財政健全化の一環として市民のために寄与できるものと確信しておりますので、一般質問で何回も取り上げてきた次第

であります。幸い、このたび、以前NHKの番組で企画を担当されていたKさんと話す機会がありましたので、いろいろと議論をいたしました。その中で、政庁跡復元に向けて、政庁跡において奈良、平安、隋、唐文化を楽しむフェスティバルを開催し、大宰府政庁の存在を認識させたらどうかとアドバイスを受けました。

この政庁跡復元につきましては、ジャーナリストの方を初め、お会いした多くの方々からも賛同を得ました。

政庁跡復元に向けて、当分の間、その行事内容といたしまして、1、奈良、平安時代の衣服、食文化、遊びの復元イベント。

2、遣唐使、遣隋使として中国文化を学んで帰った偉人祭り。

3、中国物産展を開く、このときに九州の物産も展示する。

このような催しを行うことにより、大宰府政庁の歴史が市民の皆様にも浸透するものと思料しますとともに、国、県においても大宰府政庁に対する認識も深まるものと確信いたしております。

各都市とも〇〇委員会を立ち上げ、5年先、10年先を目標にいろいろな角度で観光客の誘致に頑張っておられます。大阪商工会議所は、大阪城の天守閣と本丸エリアに歴史テーマパークを整備すべきだと発表し、大阪市長に提言しました。

本市においては、まるごと博物館と言いながら、太宰府天満宮と九州国立博物館、すなわち天満宮周辺のみで観光客は帰っておられます。したがって、本市の場合も、仮称大宰府政庁復元委員会を立ち上げ、上記に上げましたこれらのイベントを通して観光客の迂回を図り、観光客の滞在期間を有意義に過ごさせるべきと思います。また、その熱意を県あるいは文化庁等に認識していただく施策を行うべきと思いますが、市長の見解を伺います。

私が、この時期になぜこのアジアに開かれた、特に中国物産展を上げるかということは、太宰府市出身の中国大使、宮本様がこの7月で外務省に戻られました。前大使宮本様は、中国の高官と人脈があります。今がイベントを催すに絶好の機会ではないかと思うからであります。この機会を逃しては、中国を初め韓国等アジアに開かれた交流が薄らぐのではないかと危惧するものであります。

現在、太宰府天満宮には、たくさんの中国や韓国からの方が観光に来ておられます。これらの観光客の方を政庁跡に迂回させることにより、両国の親善と経済発展に寄与するものと確信いたします。したがって、この機会を逃さないためにも市長の決意を伺います。

次に、民生委員制度について。

最近のニュースは、高齢者の所在不明や孤独死あるいは熱中症など本当に痛ましいことばかりであります。本年、私の地域では民生委員交代のため、後任者推薦で10人余りの方々に協力をお願いしましたが、なかなか引き受けてくれませんと大変困ってありました。

民生委員法によると、民生委員は社会奉仕の精神を持って、常に住民の立場に立って相談に応じ、及び必要な援助を行い、もって社会福祉の増進に努めるものとする。民生委員は、常に

人格、識見の向上とその職務を行う上に必要な知識及び技術の習得に努めなければならないと、任務等について規定されております。また、市からの推薦条件として65歳未満ということで、該当者が少なく、なかなかボランティアとして承諾していただくことができないとのことでした。

この民生委員は、児童委員も兼務され、厚生労働省が県の推薦により委嘱し、非常勤特別職の地方公務員で高齢者、障害者、母子家庭などの方の相談に応じ、日常的に訪問し、アドバイスをしたりするボランティア的性格のものであります。

これら日常的業務とともに、最近の社会の環境は民生委員の活動を厳しくしております。近所つき合いが少なくなり、ビルにおいてはオートロックのマンション、あるいは個人情報や人権問題など住民情報は入りにくくなっております。これら情報が収集できにくくなっております現在、行政においてはどのような手段で高齢者を初め、障害者、母子家庭、いじめ、所在地などの把握をなされておるのか伺います。

8月16日のN新聞によりますと、民生委員頼み限界、浮き彫り、つき合い希薄、なり手も不足、60歳強7割、重い責務と、大きな見出しで民生委員制度について報じております。

厚労省によると、2009年3月現在で民生委員定数では23万2,094人に対し、欠員は3,667人になっておるそうですが、本市の場合、民生委員の未決定区域と、不足人員は何名でしょうか。現在の社会のあり方を見た場合、近所づき合いの希薄、人権尊重、個人情報やプライバシーあるいはビルによってはインターホンでのやりとりなど、私たちが小さい時代の社会生活から見ると、本当に住みにくい時代となっております。このような社会環境においては、民生委員の方々の業務は苦勞の連続ではないかと推察いたします。したがって、私は、現在1人区の相談員を2人以上にすべきと思います。このことは、民生委員の高齢化、高齢者人口の増加、相談業務の複雑化、近所づき合いの希薄化などが上げられます。行政としては、今後民生委員のあり方の指導をどのような施策を考えてあるのか伺います。

次に、高齢者対策についてです。

日本の医療費は、今や年に1兆円ずつ増加の一途をたどっております。本市の場合も、増加の一途であります。この問題を解決するには、行政の指導と市民の健康に対する自覚の問題と思われる。

私は、医療費削減のため何回となく行政指導についてただしてきました。しかしながら、なかなか行政による指導の成果を見ることができません。今回、自治会制度が発足しましたが、行政として今後、医療費削減のためどのような施策と指導をなされるのか伺います。

自治会制度が発足し、各自治会ともムード的に変わってきたのではないかと推察いたします。太宰府小学校区自治協議会規約を見ますと、環境、文化、福祉、防犯、防災、体育、その他と事業内容が挙げられております。各自治会の活動内容についてもこれに合わせた事業等がなされているようであります。

体育関係を見ますと、体育祭、ペタンクなど、どちらかといいますと若者参加のような気が

いたします。このため、福祉から見た高齢者対策として軽運動を初め、ゲーム、歌などできるだけ後期高齢者も参加できるような軽運動、ゲームなどを行政において巡回指導ができないか、また地域での健康づくり施策について伺います。

人は土に返ると言われております。寝たきりや認知症になられた方の対策は大切ですが、現在元気な高齢者対策として市民農園の利用、すなわち高齢者農園が考えられないか。このことは、自治会単位あるいは老人クラブ単位、近所づき合いができる範囲での制度であります。このことは、体を動かすことにより健康増進とコミュニケーションと野菜をつくる喜びにより、認知症や寝たきりを防ぎ、医療費の削減につながるからであります。

現在の市民農園のあり方、人員、待機者人員、制度上の問題点について伺います。

なお、地域別に利用できる新規農園拡大について、どのような見解をお持ちか、今後の高齢者対策としての農園構想について伺います。

再質問は自席にて行います。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 大宰府政庁跡復元につきましてのご質問でございます。

この政庁跡の復元につきましては、現風景の眺望を願う声などもございまして、賛否両論が現在存在をしております。現在でも都府楼跡にたたずみ、観世音寺の鐘の音を聞く中で思いをめぐらせるということ、あるいは1,300年の悠久の歴史にたえてきた礎石を見るにつけて、往事を回顧するといいいましようかね、そういった状況等もございます。そういったことにつきましては、太宰府だからこその歴史のロマン体験ではないかなというふうに思っておるところでございます。

今後、世論が盛り上がりまして、そしてまた大宰府政庁の学術的研究も進み、状況が進展いたしまして復元プロジェクトが話題になった場合にありましては、同時にその復元の費用が課題として浮上してくるだろうというように思っております。

私どもは、5月に市民の皆さんとともに奈良の平城京1,300年、遷都1,300年の行事に招待を受け、行ってまいりました。そこで、大極殿あるいは朱雀門の復元状態、状況等の説明も直接受けてまいりました。奈良の平城京の大極殿の復元の工事につきましては約189億円ほどかかっておりました。朱雀門にありましては30億円ほどかかっておるといようなことの説明を聞いたわけでございます。

このことから言えますことは、復元につきましては地域住民の思いだけではなくて、国でありますとか県の関係機関なども巻き込んだ議論がこれは必要であるというふうに思っております。国立博物館誘致運動に劣らないような、そういった熱が、情熱といいいましようかね、が必要であると思っておるところでございます。

詳細につきましては担当部長のほうから補足をさせます。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） それでは、1項目めの観光客の方を大宰府政庁跡に迂回してもらうため

の奈良、平安、隋、唐文化に親しんでいただくようなフェスティバルや中国物産展の開催のご提案について回答させていただきます。

これまでも観光客の回遊性を図るためには、水城跡でありますとか観世音寺、大宰府政庁跡周辺に菜の花やコスモスを植えたりして毎年楽しんでいただいております。また、違う形では、電動自転車の配置でありますとか、あるいはトイレや駐車場等の整備にも取り組んできております。そして、最近ではＩＣエコまちめぐりということで、システムの導入をいたしまして、まほろば号の案内も含めまして周辺案内などをタイムリーに入手していただき、市内散策をより便利に、より幅広く楽しんでいただくことができるように整備をしてきております。さらに、大宰府政庁跡、観世音寺、水城跡などの歴史的文化遺産を結ぶ道、歴史の散歩道事業を展開しまして、今年度その活用方法について調査を行う予定といたしております。このようにして観光客の回遊性を高めるための施策を講じていきたいと思っております。

そして、太宰府観光のお手伝いとして、行政だけではなくて、史跡解説員の方々でありますとか、大宰府万葉会、ＮＰＯ法人であります歩かんね太宰府などがさまざまなコースとかを提案いたしまして、プログラムの広報も含めて活動をされておられます。

そういう中で、ご提案いただきました奈良、平安、隋、唐文化等のフェスティバル、あるいは中国物産展の開催につきましては、市民政庁まつりでのイベントにおける取り入れといえますか、出店あるいは九州国立博物館での展示等の働きかけなども今後検討していくのも一つの方法かと考えております。今後も観光客の集客及び回遊につきましては、関係機関でありますとか団体と連携を図りながら取り組みを続けてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（山田純裕） ２項目めの政庁跡の整備につきまして回答させていただきます。

政庁の西に位置します蔵司跡は、今年度で公有化事業が完了する予定となっており、今後は歴史的解明に向け、発掘調査などを実施することとなります。

また、福岡県により政庁跡が整備され、30年以上経過しているため老朽化が進んでおり、今年度は政庁南面の広場の再整備を予定をいたしております。

さらに、政庁跡の再整備につきましては、先ほどの蔵司跡と一体的に整備を行う必要があるというふうに考えておりますので、文化庁や県からのアドバイスを受け、歴史まちづくり法を活用するなどして来訪者の市内回遊につながるよう努力をしてまいります。

○議長（不老光幸議員） 14番安部陽議員。

○14番（安部 陽議員） 今、市長それから各部長から回答を得たわけですが、まず市長が言われました熱意の問題ですね、この熱意を出すためにこういうようなフェスティバルをやったらどうかということです。ここに福岡市の例をとりますと、これは鴻臚館、今度ですね、これはいつの新聞ですかね、9月7日の新聞に福岡城復元への道探るということで、来月の2日に市

民フォーラムが開かれるんです。これに至るまでは、このNPOだとか企業、それから福岡市も一緒になって勉強会を現在まで6回ほどやってきてある。幸い、この事務局長してあるのは太宰府出身の方です、この福岡城復元に向けての事務局長は。その方からちょっと資料をいろいろいただいてきたんですがね。この大宰府政庁と鴻臚館、福岡城というのは、切っても切れない縁があるわけですね。そういうことで、私はこの現在福岡市はこういうふうで、フォーラムやったり勉強会やったりしながら、それからもう一つはですね、このようにNPO法人で鴻臚館・福岡城跡歴史・観光・市民の会、これに入ってくださいというような趣旨のパンフレットを出して頑張っておられるわけですね。私は、これはいい機会だと思うんです。さっき市長も平城京を見てこられて、朱雀門だとか。結局私も朱雀門だけでもいいからといって過去にも言ったと思いますね。これ、30億円と今言われました。大体それぐらいだろうと思うんですが。やはりあそこは今野原のままだから、なかなか観光客の方もおりろとされないんです。先ほど水城跡、観世音寺、これも立派なところです。やはりそれに政庁跡が加われば、たくさんの方が今、太宰府の天満宮駐車場から直接もう次の長崎やらに行っている観光客の方はこちらのほうに回られると思うんです。そこになんかのやはり経済効果が出てくるんじゃないかなと、これが1点です。それで、これを熱意を上げるためにこういうフォーラムをしたらどうかということで提案しておりますから。それが1つ。

それからもう一つは、平成19年6月には国においても観光立国基本計画が閣議決定される、もうご存じのとおりでございますね。2010年までに外国人観光客を1,000万人に増やすと意気込んでおるわけです。国においても観光収入を考えてある。どこの市でも考えてあるんです。私は、早く言えば金がないからもう現在のままでいいんじゃないかというような考え方もあるかもわからん。それは一人一人ね、先ほど言わしやったこと、今の何にも建ってないほうが静かに観世音寺の音を聞いて眠るがごとくおったほうがいいんじゃないかという人もおらっしゃると思うんです。そりゃあ私は一部だろうと思うんですね。やはり観光客は新しいものを求めてきていると思うんですから、その点やっぱりそういう勉強会をせめてつくるぐらいのね、あれが市のほうで考えられないか。せっかく国立博物館にもいろんな経験者、あるいは歴史の先生たちもおられますし。そういうことでございますが、ここも福岡市がやはりいろんな形で進言を受けて始めたわけですね。その点、市長、どんなふうですか。そういう勉強会だけでもやろうという気持ち、ないですか。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） ただいま政庁の復元等については、私は市民の中に賛否両論があるというふうに言いました。その一つについては、今、安部議員も言われましたように、朱雀門あるいは南門等々に建てたらいいんじゃないか、復元したほうがいいんじゃないかと、それには熱意というようなこと、私も申しましたけれども、そういったことは必要でございます。いろんなイベント等については、安部議員もご承知のように、市の主催あるいは協賛あるいは後援というような形の中で、年間通じて数多くの太宰府発見塾を含めた形でイベントを行っておるところ

でございます。なぜ奈良の平城京の大極殿、あるいは朱雀門の復元が必要というふうな結論に達したかといいますと、長安の4分の1が平城京であるそうでございます。その4分の1が政庁跡、太宰府の政庁跡でございます。広いところ等については、やはりあの奈良の盆地の私鉄が通っておるところも含めて見ますと、だだっ広い、本当に広い、長安から見るとそれでも4分の1ですけれども、そういった状況には大極殿あるいは朱雀門は必要なんだというふうなことで等が言われておりました。

専門的な意見の中におきましても、大宰府政庁の分等については、現況のままというふうなことがいいのではないかなというふうなことも専門家の意見からも聞きました。大宰府政庁跡は、今も言いましたように、あそこにたたずみ、そして往事を追懐すると、そして栄えた礎石を見ながら、風雪をたえて歴史を見てきているわけです。それを思い浮かべるというふうなことで、そのサブ的なものとして蔵司も今発掘しておりますし、いろんなその歴史を振り返る、あるいは観光的なもののスポットとしてより真っ白な復元の仕方といえましょうかね、施設の建設等々は今後も考えられるというふうに思っております。今、歴史まちづくり法が平成15年ですか、平成16年ですか、施行されました。そして、私どもは3年かかってこの歴史的風致維持向上計画を文化庁あるいは国土交通省、農林省一体のものであるわけですが、申請いたしております。本申請もやがて行うようにいたしております。そういった財源等々を活用しながら、太宰府市の古都大宰府のどこに行っても歴史と文化が感じられるような、そして市民の皆さん方が太宰府を発見する、そういったために出ていただく、外に出ていただく、あるいは観光客の方々も天満宮一極集中だけではなくて、史跡地を散策してもらうというふうなことに努めております。今、全然国立博物館、天満宮以外はないんじゃないかというふうな見解が初めに述べられました。私はそうは思っておりません。今、見ていただいたら、現場に出たらわかりと思います。観世音寺も戒壇院も政庁跡も水城跡も、回遊されている方々は非常に増えました。これは、今それぞれの官民挙げて、この太宰府の歴史について問うていただいとる、あるいは研究していただいとる、あるいはいろんな書物を出版していただいとる、そういった中から、市民あるいは観光客、周辺の市民の歴史心ある皆さん方が散策をされるようになったと。総合力であるというふうには私は思っております。

そういった中での、官である市の役割というふうなものもあろうと思いますから、今後とも安部議員が言われましたことも含めて、私は研究を積み重ねていきたいと、このように思っております。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 14番安部陽議員。

○14番（安部 陽議員） 3問までですか。えっ。

（「関係ない」と呼ぶ者あり）

○14番（安部 陽議員） 関係ないでしょ。

今、市長、力強く言われておりますけれども、やはり散策される方は部分的になっているん

ですね。観光というよりも史跡を訪ねてということですよ。それで、結局そういう歴史を物語る方だけはこのままがよかろうという人もあろうし、そうでない人もある。だけど、多くの方は、せめて朱雀門だけでもできればたくさんの観光客があそこに、結局駐車場、先ほど長谷川議員が、駐車場、やはり五、六十台分要るかもわからんですね。そういうふうで、経済効果はどんどん出てくるんですよ。私は何も経済効果を上げるために復元しなさいと言ってない。ほったらかしとったらね、それ、役に立たない。この福岡市のこの事務局長言ってありましたけど、この勉強会でも市長と同じような問題出ております。復元せんほうがいい。だけど、今度この方たちが語っておられるのは、福岡城、鴻臚館、これに大濠公園を含めた一大観光都市を考えてあるんです。そういうふうで、夢を追いながら経済大国、あるいはそういうようなものにして財源をそういうことでやろうという意気込みですよ。市長も市民にこれ以上負担をかけないために経済対策として考えていただきたいということで私はお願いしようわけですが、この経済政策の一環としてね、考えていただきたいと思うんだけど、その点、経済政策になれば、私はこれはもうやめたらいいと思いますけど、私は将来にわたって、先ほども言いましたように5年先、10年先、あるいは50年先、太宰府の市民の方がそういう外部からの財源で固定資産も安くなった、水道代も安くなったと、そういうふうになってくるような施策をやるのが私はトップの考え方と思いますが、ちょっとその点、もう一度経済政策になるかならないか、その点をお願いします。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 私は、経済的な施策の側面、それは確かにあるだろうと思います。その前に大事なのは、本当に復元するのかどうかというようなまず判断をしなきゃならないと思うんです。これが決まった場合については、こういうふうになりますよというようなお答えをしたんですね。ですから、私が勝手に、ひとりよがりにならざるを得ないと、やろうというようなことは軽々には言えないというように思っております。いろんな意見等々を巻き起こして、そして最終的にやはりやろうよと言われた場合については、結論に達した場合については経済効果、あるようにやるのは当然であるというふうに思っておるところでございます。私は、今現在進めておりますのは、ご承知のように景観のまちづくり計画、そして市民遺産活用推進計画、そして歴史的風致維持向上計画、この3つの柱でやっております。それを統合して、景観と歴史のまちづくり、どこに行っても歴史と文化が感じられるような、そういったまちづくり、歴史の散歩道を含めて線でつないでいくと。十数年前に歴史の散歩道の整備事業を行っておりますけれども、再度見直して、天満宮から、あるいは水城跡まで、あるいは、行く行くは筑紫圏内あるいは全体的な視点の中で私はこの事業等は行う必要があるというふうに思っておるところでございます。そういった夢を描きながら、私はまちづくりを推進していきたいというふうに思っております。

○議長（不老光幸議員） 教育長。

○教育長（關 敏治） 話の途中、失礼いたします。



確かに経済とか観光というのも大事でございますけれども、やはり学問とかですね、そういう側面も視野に入れながら考えていかなければならないんじゃないかと思っております。ご存じのように政庁跡は第3次に分かれて建設がなされておまして、どの時代のを建てるかということについてはなかなか意見の一致は、建てるということ自体からまだいろいろありましようけれども、建てるとなるとどの時代かということについてはなかなか一致を見てないというのもあると思います。それから、先ほど奈良の話、それから福岡城の話等がありました。奈良は大体70年から80年ぐらいで第一次朝堂院、第二次朝堂院と大体わかっておりますが、都府楼は、はっきりしないんですが、白村江の戦いから考えまして元寇ぐらいまでであったということで、それだけでも700年以上の幅がありますし、多分それ以降は再建築はなされないままじゃないかというのが一般説じゃないかという、そういう何か背景がやっぱり違うという側面もですね、加味しながら論議を進めてもらいたいなと思いましたので、市長さんのせっかくの話の途中でございますけれども、話させていただきます。

○議長（不老光幸議員） 14番安部陽議員。

○14番（安部 陽議員） 今、教育長から、早速ですけどね、時代の問題だとか言っておりますけど、3回ぐらい焼けたりどうのこうのっております。しかしながら、なぜ博物館にミニチュアができたんですか。あれは、やはりある時代のとを考えてミニチュアはできたと思うんですね。そういうふうで、こういうものをつくるためには、先ほどから言われますようにいろんな角度から検討しなくちゃいけませんので、市長、この発見塾やら、それは私も知ってます。歴史を守る会やらいろいろありまして、そういう人たちも勉強してありますけれども、仮称ね、政庁跡復元って考えるのもいいから、それを勉強する会か何かにね、そういうものを立ち上げていただいて、これに絞ってですね、やれたらお願いしたいと思いますが、その点。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 今、安部議員が言われておりますのは、官でやるよりも民でやったほうがいいというように思っております。心ある安部議員と同じような考え方をお持ちの皆さん方が集まられて、そしてその輪を広めていただくことも一つの方法ではないでしょうか。私は、あらゆる角度から勉強はさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（不老光幸議員） 14番安部陽議員。

○14番（安部 陽議員） この問題につきましては、私も含めて頑張りたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

それで最後に、この政庁跡ですね、せっかくあそこに観光客の方が見えて帰られるときに、あそこの環境をもう少し考えていただかなくちゃいけないのは、犬の散歩、それから飛行機飛ばしてあるのは紙飛行機ぐらいだからいいけど、あれが大きくなってグライダーやいろいろになってきたらいけませんので、やはり禁止事項というか協力事項をね、きちっとしていただかないと、帰りになったら靴にふんがついとったということで、せっかく楽しんで帰ろうとしたときに、もうこれでは来れんなという感じになってますので、その点、この管理は県に

なっているんですか、市がやっているんですか、国がやっているんですか。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（山田純裕） 管理のほうは、太宰府市のほうで管理をいたしております。

○議長（不老光幸議員） 14番安部陽議員。

○14番（安部 陽議員） 今言いました問題については、早速そういうようなことで協力依頼の看板等建てていただく、あるいは周知をお願いしたいと思います。これは要望で終わります。

2 項目めをお願い……。

○議長（不老光幸議員） ここで11時15分まで休憩します。

休憩 午前10時59分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前11時15分

○議長（不老光幸議員） 休憩前に引き続き再開します。

2 項目めの答弁をお願いします。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（和田敏信） それでは、2 件目の民生委員制度につきまして、1 項目めの高齢者の把握方法について、そして2 項目めの民生委員の現況について、3 項目の今後の指導、施策についてご回答を申し上げます。

高齢者を初め、障害者、母子家庭、いじめ等さまざまな地域生活課題、問題がありますけれども、その把握につきましては、民生委員、児童委員が担当地区を調査した範囲で状況を知っておりますので、行政と連携をとりながら対応しているところでございます。現在は、太宰府市の民生委員、児童委員の定数は58名で、主任児童委員が3名でございます。本年は、民生委員の斉改選の時期であり、11月末で任期満了となりますので、自治会長さんより推薦をさせていただいておりますけれども、今のところ4自治会長から4名の推薦があっていない状況でございます。地域によりましては1人での対応が困難の地域もありまして、今回の改選時期に地域の実情を勘案し、県へ定数増の具申をしております。

今後の民生委員のあり方の指導等につきましては、民生委員法の第1条に掲げてあります社会奉仕の精神、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努めることを理念といたしまして、民生委員の資質の向上を図っていくため、毎月1回企画委員会、そして定例会、これを今も開催してありますけれども、より充実して情報の交換、それから学習会を行いたい。あわせまして、県の研修会もございますから、そこにも参加いただきながら研さんをしていただく、また自己研さんをしていただくように努めていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 14番安部陽議員。

○14番（安部 陽議員） 今、部長が言われた答弁は、大体今までどおりの民生委員のあり方の

方法ですね。やはり、民生委員あるいは児童委員の報告がない限り行政は知っていないということが多いと思うんですね。これ、強化するためには、やはり民生委員、先ほど増員を県のほうに申請していると、いいことを聞きましたから私も安心しますが、やはり高齢の方ですね、もうこの新聞にも載ってますように、60歳以上が7割を超えてあると、恐らくもう60歳超えて70歳、私のところなんか73歳の方が今までしてあったんですよね。そういうことで高齢にもなって、地域によっては山道といったらおかしいですけど、道路でも急な坂が多いから、やはり高齢の場合は、運転できる場合はいいけど、それを超せば歩いていけなくちゃいけないと。それで、やはり地域のあり方等を見ながらですね、民生委員の数も増やしていただきたいと思うんです。例えば、連歌屋は500世帯ちょっと超してますけれども、たった1人ですよね。だけど、高齢者人口は、もう7割近く来ていると思うんです。ほんで、やはりそういう今1人のところでも最低2人、なぜ2人を言うかといいますと、相談相手がおらんとですね、市のほうで月に1回か何か集まってそういう研修もやってあるとも思うんです。その中で意見交換してあると思いますけれども、それ以外にやはりその地区は地区のあり方として、地域のあり方でやはり意見のあり方違うと思うんですね。ほんで、最低2名はしてもらいたい。参考までに、通古賀あたりは物すごく世帯数多いんですが、何名でしょうかね。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（和田敏信） 現在3名でございます。通古賀は3名ですね。

○議長（不老光幸議員） 14番安部陽議員。

○14番（安部 陽議員） じゃあ、やはり世帯数あるいは高齢人口によって、それからもう一つは、資料は福祉のほうでいただいたんですけど、平成19年8月10日付で75歳までですかね、そういう人まで65歳以上が緩和されてきておりますので、やはりますます高齢になってきますので、その辺を踏まえてですね、1人のところは2人、3人のところは4人ぐらいにしないと、もう追いつけていけないと思うんです。やはりこれだけ新聞で100歳超所在不明281人やら書いてあるし、民生委員の仕事も増えておりますので、その点勘案していただいて、より多くの増員要求をしていただくよう、これお願いして、この2項目の質問を終わります。

○議長（不老光幸議員） 3件目の回答をお願いします。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（和田敏信） 3件目の高齢者対策につきましてでございます。

1項目めの医療費の削減の方策、2項目めの地域ぐるみの健康づくりについてご回答申し上げます。

高齢者の健康づくりに関しましては、介護予防の観点から、いきいき元気教室を行政と各自治会との共催で実施しております。今まではいきいき情報センターのみで開催していたため、遠方の高齢者には参加しづらい状況でありましたが、自治会の役員の方々のお声かけや、それから身近な公民館での開催であるということで多くの方に参加していただきました。その結果、長寿会の会員の増加、ひきこもりの解消など、高齢者の生きがいづくりや心の健康づく

り、また地域づくりの手段としての活用など、運動以外の効果もたくさん見られますために大変喜ばれています。今年度も7自治会から開催の要望があり、順次実施している状況でございます。

また、各校区自治協議会でも、校区の状況に応じて高齢者の見守りなどを計画され、ありがたいと思っているところでございます。

太宰府小校区自治協議会では、いきいき元気教室を11月に開催したいということで担当課、高齢者支援課のほうにも開催の要請があっているところでございます。

また、保健センターで3年前から始めております地域健康づくりの関係で校区自治協議会、太宰府市西校区自治協議会、国分小校区自治協議会、水城小校区自治協議会におきましては、それぞれ11月に健康づくり事業を実施されますので、現在事業内容につきまして保健センターと一緒に協議を行っているところでございます。これも、実施いたしましたら非常に皆様方から喜ばれまして、ぜひ来年度もやりたいというご意見が多数ありましたので、地域の方々のお力添えをいただきながら、地域主体、行政支援という形でこれも行っているところでございます。

各自治会でも、高齢者の健康づくりを考慮されて、軽い体操とかじゃんけんゲームなど趣向を凝らしたサロン活動や各種教室などを自主的に開催されています。今後も校区自治協議会、自治会との連携をより深めて、幅広い角度から高齢者の健康づくりに取り組んでいきたいと思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（齋藤廣之） 3項目めの市民農園のあり方につきまして回答を申し上げます。

市民農園は、市民の農業及び食料に対する理解と関心を深め、食育、地産地消及び地域コミュニティの推進を図ることを目的に開設し、多様化した余暇活動の充実、また野菜や花を育て、土と親しむことができる場として高齢者の生きがいづくりの一つになっております。

現在、市内の8カ所に開設し、総区画数は200区画で、すべて利用をいただいている状況でございます。

なお、現時点の待機者数は38名でございます。

今年度から利用期間をこれまでの無期限から最長5年に設定し、より多くの市民の方に利用の機会を広げるようにいたしております。

また、これにあわせまして今年度中に観世音寺地区に1カ所、12区画分の開園準備を進めております。

現在、課題としてとらえておりますのは、市民農園の不足及び設置箇所に偏りがあることでございます。今後は、地元農事関係者に市民農園として利用できる農地情報等の収集を図り、市民農園のない校区への開園を引き続き検討してまいります。市民農園利用者の現状といたしましては、高齢者、若い世代もおられますが、今後とも市民農園の充実に努めてまいります。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 14番安部陽議員。

○14番（安部 陽議員） まず、福祉の関係で、医療費削減対策ですか、これについては、何回となくご迷惑かけてその都度返事いただいております。本当福祉の皆さん、大変一生懸命やっただいて、私はずっと眺めておりますと、また事務のあり方を見ておりますと、福祉の職員が足りないじゃなかろうかと。これは、トップの考え方ですね、やはり職員の1日の仕事の量を一遍点検してもらう。1日の動きをですね、各職員書いてもらうんですよ。今日1日はどういう仕事をしたか。そういうのを二、三回やったら、あらあ、こういう無駄があったのか、こういうところに力入れないかんやったら、そういう反省のこともなると思うんですね。そういうものを参考にしながらですね、今はもう花形といたら失礼に当たりますね、福祉は、本当福祉の社会ですよ。それをやはり充実させるためにはですね、どこかがいろんな企画でも何でも設計でも委託になってしまっているんですね。昔の職員の方は自分で設計したり委託という制度がなかったから。ほんで、それだけある部課においてはそういうような余分な力があるんじゃないかなと思います。そういう職員の方を福祉に持ってきていただきたい。そういうことで、私はこの福祉を充実させることによって私は医療費削減になると思うんですよ。その点、これはトップの考え方、今後市長、見直してですね、福祉を充実させてもらいたいと思うんですがね、ちょっとその職員をね、今後考えるときに、福祉の方に健康づくりとかそういう係ができるようなふうにな、せんだって約半年前ですかね、職員を2名増やしたって言ってありましたけれども、それじゃあ足りないようですね。今お話し聞きますと、今年は自治会で7カ所ぐらいしか申し込みもあつてないし、それぐらいじゃあ、やはり44自治会に皆さんが行って指導して、そしてそこにですね、市の基準に達した人をそういう健康づくりの推進に配置すると、そういうようなシステムをつくっていただいてですね、市民が元気になる方策をとっていただきたいと思う。その対策として、市長、まず職員を増やしてもらうような考えがあれば、ちょっとその点お願いします。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） この福祉の増進、安部議員がおっしゃってますように、やはり元気な市民を多く増やしていくというようなこと、これが医療費の削減につながると常々提言をしていただいております。私も、そのことについては同感でありまして、総合行政として努めておるような状況でございます。今、福祉にというふうなことでございましたけれども、福祉に限らず、事務量調査といいましょうか、私も人事が長いもんですから、この事務を遂行するに当たって何時間必要かというふうなこと、それを1人の職員が担当しておるものを積み上げていく、そして何百時間、何千時間になるかというようなこと、ミクロ調査と言っておりますけれども、そういったところから適正人員の必要数、配置定数等々を参考にし、今日まで来ております。今の人事も基本的にはその考え方に基づいて絶えず配置定数の事務量との調整をしながら配置しているというふうに思っております。

昨日も救急医療のそういった啓発月間でございましたので、街頭啓発に出ました。その帰りに保健センター、あるいは上の生涯学習課、全般的に見回し職場訪問をいたしております。その中で、いろいろ足る、足らない、職員数が不足する、不足しないはあろうと思いますけれども、私どもとしては適正な配置等々は今後も行っていくと。今現在、財政が窮乏しておりますけれども、決算でご承知のように財政の状況がよくなってきております。これは、職員の努力あるいは市民の皆様方のご協力等々があつての部分でございます。そういった財政力指数も上がってきております。0.71ということは、福岡県下の市の中では6位、7位に入っておるような状況でございます。そういった弾力的な浮いた財源といひましようかね、財源等々を福祉あるいは教育に現在も回しておるわけでございます、必要な職員等々についても今後におきましても配置をしていきたいというふうに思っておるところでございます。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 14番安部陽議員。

○14番（安部 陽議員） 今、市長のそういうシステムを使いながら職員配置しているということでございます。できるだけ福祉のほうに職員の配置をお願いしまして、この問題を終わります。

○議長（不老光幸議員） 14番安部陽議員の一般質問は終わりました。

（14番安部陽議員「3項目めが」と呼ぶ）

○議長（不老光幸議員） じゃあ。14番安部陽議員。

○14番（安部 陽議員） 済みません。高齢者の農業の問題、一緒の項目です。済みません、私が勘違いしておりました。

この新聞を見ますと、農業人口22%減と。建設経済部長が言われましたように、今まで無期限に市民農園使つてある人を5年にするということを言われまして、これは市民の方からですね、私たちは今何か70名ぐらい待機してあるというふうなことも聞いておったんですがね、そういう人をなくすためにやはり5年で切るなら切るということでございますので、この点一つの対策だろうと思います。

それから、今偏った、あるいは観世音寺にももう一カ所設けるというようなことでございました。そういうことで、また地域によってこの農業人口が減ってきておりますので、例えば三条やら連歌屋、そういうところ、まだ農地があいているところもあるかもわかりませんので、そういうことも含めて今後これを高齢者農園として使われるような方策でお願いしたいと思いますが、その点。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（齋藤廣之） 先ほど申しましたように、まだまだ待機して待つてある方もおられますので、先ほど申しましたように市民農園の増設といひますかね、増設、そして市民農園の充実にですね、今後とも努めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 14番安部陽議員。

○14番（安部 陽議員） じゃあ、しっかりと市民農園もこれは健康づくりに役立ちますので、ひとつ増園をお願いしまして私の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（不老光幸議員） 14番安部陽議員の一般質問は終わりました。

次に、8番中林宗樹議員の一般質問を許可します。

〔8番 中林宗樹議員 登壇〕

○8番（中林宗樹議員） ただいま議長より質問の許可をいただきましたので、通告いたしておりました2項目について質問させていただきます。

まず1問目に、高齢者の所在不明と地域福祉についてお尋ねいたします。

高齢者の所在不明が全国各地で浮かび上がっています。ある人がどこに住んでいるのか、生きているのか、亡くなっているのかという個人情報の公的記録は住民基本台帳や戸籍らがいずれも本人や家族からの届け出によるもので、所在不明の広がりには性善説に基づいた申請主義だけでは確認するのが難しくなっている現状を物語っています。老人福祉法では、市町村は老人の福祉に関し、必要な情報の把握に努めるとあります。そして、本市の平成17年3月に作成されました地域福祉計画で「福祉でまちづくり」として住民が健康で生き生きとした暮らしを実感できるよう福祉に視点を置いた支え合い、生きがいの持っているまちづくり、すなわち「福祉でまちづくり」の実現に取り組むとあり、その中で情報の収集、情報の交流などに努めるとあります。これこそが実態把握をするということでもあります。

高齢者の実態把握こそが地域の福祉の基礎となるものではないかと思います。既に病院等にかかっておられる方、施設に入っておられる方、介護保険を受けておられる方等は確認できます。一方で、地域でひとり暮らしの方、高齢者夫婦だけの世帯、認知症の方、高齢で引き込みりの方、特定高齢者候補等は表に出てこないの、この実態の把握が難しいと思います。隣近所の方はある程度はわかっておられると思いますが、自治会長さんや民生委員さんなど、地域でそのような情報を共有することで地域での見守りもでき、孤独死等の予防にもつながるものではないでしょうか。どこまでその情報を共有するか、だれが持っておくか等についての課題も出てきます。

ひとり暮らしの方で、もしものことがあったときにどこのだれに連絡すればよいのか、隣近所の方でも持っておられないのではないのでしょうか。このくらいの情報は、せめて自治会の会長さんとか民生委員さんとかが持っておられるべきではと思います。以前は区長さんが住民台帳のようなものを持っておられて、住民の異動があったときは区長さんのところへ行って手続きをしていたと思います。区長さんがその地域の情報は把握されていたと思います。また、民生委員さんにもひとり暮らしの方の情報等も出されていたということでもあります。個人情報厳しく言われるようになってから、そのようなことがされなくなりました。現状ではどうでしょうか。この現状把握がしっかりとできると、災害時の災害弱者の避難等にも生かされます。また、特定高齢者やひとり暮らしの方の把握などの精度が上がることで介護予防対策などに役

立てることもできます。将来の介護費や医療費の負担を軽くすることもできます。現在は、この現状把握、情報を集めるのは民生委員さんや福祉委員さんが一軒一軒訪問され、活動されておられます。その仕事も個人情報保護や地域コミュニティの希薄化等によりだんだん難しくなっています。そのような状況の中での民生委員さん、福祉委員さんの活動は大変なもので、敬意を表したいと思います。

以上のような状況を考えて、以下についてお尋ねいたします。

1、100歳以上の高齢者、75歳以上の方の人数はどのくらいおられるのか。そして、その方々の所在不明者はおられないのか。

2、1の調査をされた分について、その調査の確認はどのようにして行われたのかお伺いします。

3、ひとり暮らしの方、高齢者だけの世帯の方、認知症の方、高齢者でひきこもりの方、特定高齢者候補等、本市では実態把握にどのような取り組みをなされているのかお伺いいたします。

次に、高雄地区のまちづくりについてお尋ねいたします。

高雄地区には、自然と触れ合える貴重な水田地帯があります。現在、市街化調整区域であります。ここは、第四次総合計画では土地区画整理事業として高雄地区土地区画整理事業を推進すると書かれています。平成17年3月に作成されました太宰府ゆめ・未来ビジョン21の高雄地区周辺整備イメージには、すばらしい景観を守る、高雄中央通りの拡幅、バス路線の整備、高雄土地区画整理事業の推進、高雄公園の整備、高尾川の整備、そして地域の夢として南側アクセス道路の整備と書いてあります。このうち高雄中央通りの拡幅、バス路線の整備、高雄公園の整備はしていただきました。

この4番目にあります土地区画整理事業を上げられておりますが、景観に配慮した良好な居住空間の整備を目指します。土地区画整理事業予定地である高尾川沿いの水田は、ヒートアイランド現象を緩和する風の道の機能を考慮し、低床住宅地の創出を図ります。また、地区内の道路はコミュニティ道路化するなどして交通混雑や騒音などの緩和を図りますと書かれています。

ここには、水田地帯の真ん中を通り東小学校へと抜ける都市計画道路も計画されています。地域の夢として、南側アクセス道路の整備も盛り込まれています。このように、本市の南部地区のまちづくりについて重要な位置を占めていると思いますが、今回策定されます第五次総合計画素案では、このことについては何も触れられていません。高尾川についても触れられておりません。

高雄地区のまちづくりについて以下の点についてお伺いいたします。

1、高雄一丁目、二丁目、三丁目の市街化調整区域の土地区画整理事業については第五次総合計画素案に入っていないようですが、どのように考えておられるのかお尋ねします。

2、都市計画道路が入っておりますが、この都市計画道路の見直しについてはどのように考

えておられるのか。

3、南側アクセス道路の整備についての考えをお伺いします。

4、地区内の道路の整備についてお伺いします。

再質問は自席にて行います。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 1件目の高齢者の所在不明問題と地域福祉についてご回答申し上げます。

100歳以上の方につきましては、毎年9月にお祝い状でありますとか、あるいはお祝い金を直接本人に手渡しをいたしております。

なお、100歳未満の高齢者の所在確認も含めまして、具体的な内容や経過につきましては担当部長のほうから回答をさせます。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（和田敏信） 高齢者の所在不明問題と地域福祉の内容についてお答えをいたします。

本市には、今年度末までに100歳以上になられる高齢者が31人いらっしゃいます。これは、毎年敬老祝い金等をお渡しするために把握しているものでございまして、そのうち入院中や施設入所の方が24人、在宅の方が7人でございます。31人全員に県からのお祝い状と本市からのお祝い金を、さらに新100歳の方には国からのお祝い状と銀杯を、体調が悪い場合を除き、直接ご本人に手渡しをしているところであり、所在不明の方はありません。

75歳以上の方につきましては、8月31日現在の人口は6,637人でございまして、来年3月末までの方にはいたしますと7,098人というふうになっております。

65歳以上100歳未満の高齢者の方の把握につきましては、各区の自治会長さん、民生委員さんなどの皆様との連携によりまして情報を収集し、担当職員が必要に応じて現地調査を実施し、確認をしているところでございます。その結果、所在不明等の問題が生じた場合は、所管課で調査をいたしまして、適切な把握に努めているところでございます。

ひとり暮らしの高齢者やひきこもりの高齢者などの把握は、行政だけでは十分な役割を果たすことが困難でありますことから、校区自治協議会、自治会、民生委員さん、さまざまな方々との連携を深め、地域での高齢者支援の確立に向けて取り組んでまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 8番中林宗樹議員。

○8番（中林宗樹議員） ちょっとですね、数字で75歳以上の方で、ちょっとこれ私、聞き間違いかと思いますが、8月31日現在で6,637人、それから来年の3月で7,098人という、この数字はちょっと私の聞き間違いですか。もう一遍確認をお願いします。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（和田敏信） 済みません。2つの数字を申し上げましたので。今現在は

6,637人、8月末現在でですね。敬老祝い金とかさまざまな形でやりますときには年度で行いますことから、来年の3月31日という基準日を設けておりまして、その基準日に合わせまして75歳以上というふうにしたときに7,098人というふうに申し上げましたので、今現在は6,637人というふうなことでございます。

○議長（不老光幸議員） 8番中林宗樹議員。

○8番（中林宗樹議員） 済みません。ちょっと私が聞き間違いしておりましてから数字をとり間違えました。

それから、その調査の確認についてですね、ここでも先ほど安部陽議員のほうから質問が出ておりましたけども、民生委員さんあたりの協力によって確認をしていくということでございますけども、先ほども壇上で言いましたように、この75歳以上の方の所在確認、それからひとり暮らしの方とか、高齢者夫婦だけの方とかですね、そこら辺の実態調査を的確に、もう一軒一軒、はっきりとしたところでやっていただきたいと思うんですね。これをしておかないとですね、後の福祉関係の仕事、それから地域のコミュニティ関係につきましてもどこにどういの方がおられるのかわからない。それから、先ほども言いましたように、以前はですね、1人でおられる方についての情報は民生委員さんのほうに出しておられたということでございますが、今は個人情報保護の法律ができてからは、それはもう全部回収されたと、自治会長さんについても同じような状況だということでございますけども、これが基礎となってですね、この地域にですね、どことどこどこにひとり住まいの方がおられる、高齢者夫婦の方がおられるとか、それから先日もテレビ等でもちょっと事件としてやっておりますけども、16年間ご主人の介護をみられておって、それで奥さんがですね、ちょっと事件を起こされたというようなこともありますけど、そういうのもですね、こういう情報が的確に入っとけば、そこで地域の方が何かの形でそういうおうちの方とですね、接触されておればですね、そこで地域の方とお話しすることでその奥さんの負担も若干軽減されてそういう事件に至らなかったんじゃないかなと思うんで、この高齢者の方の実態把握をですね、これから全戸調査していただきたいと思うんですけど、これについての取り組みはどのように考えておられますでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（和田敏信） 民生委員さんは3年ごとに期限が来まして更新するというふうなことも申し上げましたが、65歳以上の方につきましては、やはり民生委員さんが各世帯を回られるということでですね、国のそして委嘱を受けてありますので、私どものほうから65歳以上の方につきましてはちゃんとわかるような、そういうものをお渡しして調査をしていただいています。もちろんそれに基づきまして民生委員さんは緊急連絡先とか病院の関係とかさまざまな情報は自分たちの中で様式とかきちんと決められて情報を収集をされております。

もう一つ、以前住民のその世帯の関係も今出されてないということでございますけれど、本年度から校区自治協議会会長さんのご要望とか受けまして、高齢者の見守りという観点からですね、ご要望がありましたときにこちらのほうから65歳以上の名簿ということでお渡しをする

ように今のところしているところでございます。もちろん行政だけでできるものではありませんし、やはり地域の中で身近な方がそばにいらっしゃる方じゃないとなかなか気づきませんか、そこはやはり地域の中で少しずつでもつくっていただくと、私どもとしてはいろんな情報なりやり方についてはご支援を申し上げるところで一緒になってつくっていくことではないかなというふうに現段階では考えているところでございます。

○議長（不老光幸議員） 8 番中林宗樹議員。

○8 番（中林宗樹議員） 行政のほうからある程度の情報は民生委員さん等については出されておるということで、少し安心しましたが、後は自治会のいわゆるまちづくりの中に入ってくると思いますが、地域で地域福祉計画の中にもありますけども、やはりお互いに支え合いながらですね、地域でやっていくということが一番大事じゃないかなと。それと、今も情報の部分でですね、ありますけども、太宰府市民は、何ていいますか、新住民といいますが、よそから来られた方が大体七、八割方になっているということで、親戚とかですね、兄弟の方とか、そういう関係が希薄になってますので、これはもうそれを補うためには地域でですね、そういう方々としっかりコミュニケーションをとりながらやっていただくのが一番いいんじゃないかなということで。それとあと、どうやってしたらその地域のそういうことをつながりをつくっていくかということでですね、これは最近は高齢者の所在不明ということで話題になっておりますので、テレビとかですね、新聞とかでも出されておりますけれども、これ、支え合いマップをつくりましょうということで、東京とか名古屋とかでやっておられるみたいですけども、地域住民の中でですね、その緊急連絡先とか、それから、どういう近所とおつき合いをされているだろうかということで、その友達関係まで調べてですね、それをマップの中に書き込んでやっておられると。そういうのも行政のほうで少し調査されてですね、こういうやり方もありますよということで、まちづくりの中の一環としてそういうのを指導していただけたらと思うんですけども、そういう取り組みについてはいかが考えられますでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（和田敏信） 先ほど申し上げましたように、行政だけではできないというふうに申し上げましたが、今自治会、校区自治協議会ということでできておまして、その中でやはり福祉部会というのも今のところ4校区ですね、できております。私どもといたしましては、やはりそういう福祉部会の方々とつながりをいたしましてやっていきたいというふうに考えます。高齢化が進んでるという言葉はありますが、実はもう高齢者が社会の中心を占めるというふうな状況になるのはもうすぐだというふうな認識でございますし、行政は何をやるのかというと、やはり条件整備をきちんとやっていくということかなというふうに考えています。セーフティーネットそのものの考え方は、やはりそういう条件整備を行政は一定やる中で、地域の方々の力で一緒になってやっていくというふうなことじゃないかなというふうに考えますので、すぐにはできないにしても、先ほど申し上げました、例えば緊急連絡関係の様式なり、そういうものについては、やはり今から先、地元の方々と協議を重ねていくというふ

うな方向に今後進んでいくものというふうに自分自身としても考えているところでございます。

○議長（不老光幸議員） 8 番中林宗樹議員。

○8 番（中林宗樹議員） そういうことで、これからの地域コミュニケーションづくりは福祉が中心になってやっていかれることがですね、その地域のコミュニケーションづくりには非常に役立ってくるんじゃないかなと。元気な方がですね、元気なところで活躍されるのはこれは当たり前でございますけれども、そういう生活弱者とか、災害弱者とかという方をですね、地域でいかに支えていくかということ、これが地域福祉、地域コミュニケーションの中での役割じゃないかなと思います。こういうことから、地域で支え合っていくことが大切になっていくので、地域の福祉充実をお願いしましてこの項の質問は終わらせていただきます。

次をお願いします。

○議長（不老光幸議員） 2 件目。

市長。

○市長（井上保廣） 2 件目の高雄地区のまちづくりについてご回答を申し上げます。

第四次総合計画後期基本計画におきましては、高雄地区につきましては、民間施行による土地区画整理事業を位置づけをしております。これは、高雄中央通り線の拡幅改良事業あるいは今王線の新設工事を行いましたけれども、それ前までには現在まで幾つかのこの区画整理につきましの提言や動きはあっておりましたけれども、現在では具体的な動きまでには至っておりません。

一方、近年の都市政策におきましては、人口減少、超高齢社会を迎え、環境問題の深刻化でありますとか、あるいは公共投資の抑制などを図りますために、これからの拡大型から抑制型へと都市政策の転換を図るコンパクトシティーの考え方が打ち出され、既成市街地の再生に重点が置かれつつございます。

また、現在の市街化調整区域内の水田でございますけれども、ヒートアイランド現象を緩和する風の道として機能しておりますし、景観まちづくり市民会議におきましては、ここから望む宝満山の景観がすばらしいというご意見もいただいております。かつ、高尾川下流域の改修状況にも留意を払う必要があるというふうに思っております。

いずれにいたしましても、区画整理事業につきましては、地権者はもちろんでございますが、地域住民の方あるいは関係者の意向が重要でございます。具体的な動きがありましたら、協議は行ってまいりたいと、このように考えております。

2 点目の都市計画道路渡内家の前線でございますけれども、福岡県におきまして長期未着手路線の見直しの方針に従いまして、廃止を含めた見直し作業を現在進めておるところでございます。

3 点目の南側アクセス道路につきましては、九州国立博物館へのアクセス道路となります将来構想として位置づけておりまして、現在もその考え方は変わりません。

4点目の地区内の道路の整備につきましては、地域再生基盤強化交付金を活用いたしまして、地域にとりまして安全・安心な道路となりますように、今後においても配慮してまいりたいと、このように思っております。

以上です。

○議長（不老光幸議員） ここで13時まで休憩します。

休憩 午前11時57分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後1時00分

○議長（不老光幸議員） 休憩前に引き続き再開します。

8番中林宗樹議員。

○8番（中林宗樹議員） 1項目から順次再質問させていただきたいと思います。

まず、1項目めの調整区域を都市計画で開発するかどうかということで事業をするかどうかということをお尋ねしとったんですけども、市長のほうの答弁では今のところそういう計画がないということで、ということは市のほうとしては余り積極的にここの開発については進められるような考えはないということと解釈しとっていいのかなと思います。それで、ここをですね、開発するかしないかということは、高雄地区のもちろん開発にも関係してきますし、まちづくりにも関係してきますけども、また本市のですね、やはり全体的な考え方からしてもですね、ここを開発してここに住宅を張りつければ、ここで人口がですね、500か1,000か増えるということになるかと思います。これが、入るか入らないかではですね、また将来計画が若干違ってくるんじゃないかと思いますが、そういうことで、今のところ市としては積極的な区画整理事業を進めるという考えはないということで解釈しとってよろしゅうございましょうか、お尋ねします。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 今、中林議員がおっしゃってますように、ゆめ・未来ビジョン21を作成をいたしております。このこと等につきましては、市域全体を6つのゾーンに分けて、均衡ある持続的な発展を願うには、やっていきますためには、やはりきちっとした基本書が必要であると。それぞれ、これが平成17年3月作成でございましたけれども、それまではそれぞれの中での基本計画、基本構想、いわば統一性がなかったというような部分がございました。そういったマイナス面を埋める上におきまして、そういった意味におきまして、このゆめ・未来ビジョン21を平成16年度からつくり上げた。これをベースとして、またこれを拡大し、基本計画、基本構想をより綿密に練ることによって具現化を今図っておるところでございます。

高雄地域等々については、今も考え方を示しましたように、それまでは中林議員もご承知のように、平成16年以前、今まで以前等々については陸の孤島と言われておりました。そして、何ら市のほうは対応せんじゃないかというふうなことでの質問事項も数多く今まであったと思います。私は、そういった何を優先すべきかと、やはり均衡ある発展というふうなものが必要

だというふうなことを第一義的に考えて、やはりいろんな西の問題、あるいは全体的なまちづくりはありましたけれども、その一つには高雄地域のまちづくりの充実強化は必要であるというふうな判断のもとに高雄中央通り線の拡幅事業あるいは今王線の新設事業では、まほろば号を通す上におきまして、あるいは高雄台と高雄とをつなぐといふような意味におきまして経済効果は大きいというふうな判断のもとに行ってまいりました。そういったことを第一義的な優先順位として今現在行ってきておるところでございます。

いま一つ、今高雄中央通り線を9.5m拡幅しながら歩道を設置しながら太宰府高校のところまで来ております。これが第1期工事的な形の中で完了をしておるわけでございますけれども、それ以外にあそこに中割りして、渡内家の前線を通しますと、幅が余らないということがございます。そういったところから高雄中央通り線の拡幅を優先したというふうなことがございます。

あわせて、私が高雄地域の中で強力的にやらなきゃいかんというふうに思っておりますのが、高尾川の今度は改修事業でございます。それとあわせて、その前にやらなきゃいけないことが、今、筑紫野市の平原市長とも調整をしながら期成会を筑紫野市とつくっておりますけれども、その中で鷺田川の拡幅等々を県のほうに要請をしながら、そして市単独で、両市でできること、今現在拡幅を待っておったとできない部分もありますので、調整池の問題でありますとか、いろんな私のイメージでは、各世帯にやはり自分の宅地内に降った雨については自分の宅地内で滞留させると、貯留させるというふうなそういった取り組みを含めて必要ではないかなというふうに思っております。それから、あそこの団地でございますけれども、高雄団地の星ヶ丘あるいは緑台のところにおきますところの調整池等々についても、今、草が繁茂したりというような状況等がございます。私も何度となく現場を見ながら、今も指示をしておりますけれども、調整池の用途っていいまいしょうかね、可能な限り機能を果たすような、そういった改修工事も含めて今行う予定にしておるような状況でございます。

そういった点等々がございますので、土地区画整理事業等々については、民間のそうした、あるいは地権者、関係者の意向等々が出てくれば、その時点でどうするかというふうな要望を受けなければいけませんけれども、私は、この回答の中でも言いましたように、緑地として残す、あるいは地下ダム的な要素もあるわけです。あるいは景観の部分からいえば、宝満を望む上においても景観のすばらしい地域でございます。緑を残すというふうなことを中心的に考えまして、高雄の地域の将来の発展につながる取り組みをしてまいりたいというふうに思っておるところでございます。

○議長（不老光幸議員） 8番中林宗樹議員。

○8番（中林宗樹議員） 非常にあそこの水田地帯はですね、災害等に対しましてもですね、ある意味では高尾川の遊水池的な役割もしてですね、やはり災害の被害の拡大を防いでいくということもありますし、また先ほどから出てますように、風の通り道ということですね、非常に貴重な、そういういやしの場所でもあります。ですから、私も一時はですね、やはり太宰府

がどんどん成長している時代はですね、あそこも早く開発されたらどうかなという考えも持っておりましてけども、最近の動向を見ますと人口もこれから減っていくというような状況の中にありますので、やはり貴重な自然として残して、市民のいやしの場所としてですね、残していただけたらそのほうがいいかなというふうにも考えております。

それで、まずそういうことで、今の市長のご答弁では、積極的な開発は考えてないということでございますけども、ということであればですよ、今もありましたけども、高雄中央通り線が拡幅されました。これについてですね、これに伴ってあそこの真ん中に入ってます都市計画道路についてのですね、見直しをするということでございますけども、これについても県のほうの意向をちょっと待っているところだということですが、これはやはり市としては廃止の方向で考えておられるのでしょうか、どうでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 今、言われましたとおり、廃止の方向で考えております。

○議長（不老光幸議員） 8番中林宗樹議員。

○8番（中林宗樹議員） 都市計画道路についてはそういうことでありますので、それは高雄中央通り線がですね、その役目を十分果たしていくんじゃないかなと思いますので、よろしいかなと思います。

それで、3番目のですね、南側アクセス道路の整備についてですね、都市計画道路を廃止するというのであれば、このアクセス道路についての考えもですね、若干変わってくるんじゃないかなと。都市計画道路を利用して高尾山の下、計画によりますとあそこのゴルフ場の下あたりにトンネルを掘って国博への連絡通路をつくるというような構想で、これは夢として出しであるみたいですが、これについては市長はどのように考えておられるんですか。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） このことにつきましては、南側アクセス道路、回答しましたとおり九州国立博物館へのアクセス道路となるようにと、将来計画で考えておりました。私の市長室に來られると、後ろに大きくこのいろんなアクセス道路の形態の計画図を正面に据えております。私は、絶えずその計画図、南側アクセスを含めた形を見ながら、自分の信念が変わらないようにいつも絶えず見ながら執務をしておるような状況でございます。南側アクセス等々につきましては、今の高雄中央通り線の次の段階、つなぐ部分として描いておりますけれども、ゴルフ場がございます。そして、ヘアピンカーブというふうなことで言われておりますけれども、国立博物館、九州歴史資料館が現在ある部分までをぶち抜いて、そこにつなぐというような将来計画でございます。そういったことによりまして、交通渋滞の緩和を図るというようなのが平成16年、私どもが九州国立博物館誘致に向けて活動しておりました中で浮上しておる一つの計画でございます。太宰府市としては、実現に向けて、実現するまでこの辺のところ等については、いろんな国のほうの交付金事業でありますとか、いろんな活用をしながら、活用といいましょうかね、実現に向けて努力していきたいというふうに思っております。このことについて

は、今1月からゴッホ展が開催されるわけですが、あるいは阿修羅展の際においても交通渋滞というようなものがございました。交通渋滞の緩和策は太宰府市の命題でもあるわけですから、このハード面での解消の一つとして南側アクセスも考えておるといようなことでございます。

ハード面だけでは考えておりません。これは、一つ必要なものがハード面の南側アクセスといようなことでありまして、あとは規制でありますとか道路の時間帯によつての規制、あるいは、何と言いましようかね、乗り入れさせないようなパーク・アンド・ライドでありますとか、今までも社会実験を通してございましたけれども、そういった形の中で行っていきたいといふふうに考えております。

○議長（不老光幸議員） 8番中林宗樹議員。

○8番（中林宗樹議員） このトンネルを掘るということで、非常に構想はいいと思うんですけど、実現できるのかどうかということです。私、ちょっと危惧しているんですけども。これ、トンネルはですね、大体何mぐらいになるのか。それと、この費用をですね、計算されたことがあるのかなと。その費用がですね、トンネルを掘るということですから莫大な費用になるんじゃないかなということで、この費用をですね、国が全部面倒見てくれるのか、それとも市が単独でやるのか、そこら辺もありますけども、このトンネルを掘ることについての費用についてですね、細かい数字は出ないと思いますけども、ある程度そういう計算はできてますでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（齋藤廣之） 南側アクセス道路につきましては、太宰府高校から県道筑紫野太宰府線ですね、ゴルフ場のほうに入ります道路、延長にしまして太宰府高校から約1km、1,000mほどございます。トンネルの区間、非常に概算といいますか概要でございますので約500mほどになるんじゃないかといような構想でございます。トンネルについては、1m当たり1,000万円といような数字は概算で出ておりますので、50億円といような数字にはなっていないかといふふうには考えられます。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 8番中林宗樹議員。

○8番（中林宗樹議員） この50億円をですね、どうやって調達されるかあれですけども、この調達が可能であればですね、今市長が申されましたように、渋滞緩和も、それから市内の交通体系もですね、非常に役に立つんじゃないかなと思いますけども、果たしてこの50億円が、調達できるかどうかということをお私非常に心配しておるんですけども、市長、ここら辺はどんなふうな胸算用があられるんでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） この高雄地区周辺の整備イメージということで、緑に重点を置いた東部地区の住環境の整備ということで計画をいたしております。計画をし、イメージを持ち、志を立て



なければこれは実現しません。この高雄中央通り線の南側アクセス等々については、私の市長室の上には必ず中央に据えておるといようなことを言っております。時間がかかったとしても、このこと等については実現を図っていきたいというように思っております。また、めどもつけていきたいというふうに思っております。

○議長（不老光幸議員） 8 番中林宗樹議員。

○8 番（中林宗樹議員） 市長の信念でやられると思いますので、それをちょっと期待しておきますので、どうぞよろしくお願いします。

次にですね、地域内の道路状況ということですね、これは非常に児童・生徒の通学路について、ちょっとだけお尋ねして、あとお願いしておきたいと思うんですけども、家の前今王線が開通しまして、今王橋のすぐ横にですね、小さな交差点ができておりますけども、あそこがですね、高雄台地区、梅ヶ丘地区からの子供たちの通学路で、非常にあそこを横断して新しい道路の歩道のほうに入ってくるという形になっておりますので、あそこで非常に子供たちがですね、あそこを渡るのに非常に危険を感じていると思うんですね。ですから、あそこへですね、横断歩道をひとつつくっていただけないだろうかということでご質問させていただきたいと思いますが、よろしくお願いします。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（齋藤廣之） 当該道路、ご質問の道路につきましては、通学路として利用いただいております。私も、今ご提言いただきました場所、再度調査をさせていただきまして、横断歩道につきましては筑紫野署のほうにですね、警察署のほうに要望をしてみたいという、まずは調査をさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 8 番中林宗樹議員。

○8 番（中林宗樹議員） あそこはちょうどですね、少しカーブになっておりましてですね、上から坂道ですので車のスピードが出ますし、そしてちょっと先の見通しが悪いんですね、ちょうど角は石垣もありますし、見通しが悪いんで、ぜひですね、これは早急に横断歩道で据えつけていただいて、横断歩道の標識マークをですね、つけていただければ、若干でもですね、子供たちが安心して通れるようになるかなと思いますので、よろしくお願いします。

それから、その交差点からですね、東側に太宰府高校のほうへ入っていく小さい路地があるんですけども、ここの路地もですね、東中学校の生徒、それから太宰府高校の自転車通学、それから徒歩通学の生徒と、それから地域住民の方の車がですね、非常に通りが多いんですね。あその途中はですね、非常に車がやっと 1 台通るぐらいの箇所が五、六十mあるんですけども、あそこも早急にですね、何とかしていただかんと、あそこも南小学校の児童の通学路になっておりますので、ここもですね、もう私も再三ですね、ここをお願いしとるんですけども、それについての整備についてお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（齋藤廣之） ご質問の道路につきましては、高雄中央通り線と平行に走っている道で、高尾川のすぐ横を走っている市道今王柳ヶ浦線というふうに思います。今現在、地域活性化の事業で高雄台のほうのですね、事業を推進しております。そういった部分もございますが、ただいまご提言いただきました路線につきましては、まずは調査をさせていただきたいというふうに存じます。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 8番中林宗樹議員。

○8番（中林宗樹議員） 高雄地区のまちづくりにつきましてはですね、まだまだ課題たくさんありますけども、今回はこのぐらいにしておきまして、これで私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（不老光幸議員） 終わりですね。

8番中林宗樹議員の一般質問は終わりました。

次に、2番藤井雅之議員の一般質問を許可します。

〔2番 藤井雅之議員 登壇〕

○2番（藤井雅之議員） ただいま議長から一般質問の許可をいただきました通告書記載の国民健康保険税について2点質問をいたします。6月議会に引き続きまして、国民健康保険税については質問させていただきます。

まず、平成23年度の予算編成について伺います。

6月議会において国民健康保険税の低所得者層の世帯の実態について伺いました。1つのモデルケースとして、所得200万円、4人家族の場合、介護分を含まない状況の保険税は30万2,000円で、所得の15%に及ぶことが明らかになりました。負担能力を超えているのではないかと基本認識をたしましたが、答弁では、ある程度安定した運用のためには一定の負担をお願いしているという答弁でした。しかし、さらに資格証明書の発行状況について質問いたしましたが、平成22年度で1,189世帯のうち1,070世帯が所得200万円以下という答弁もあり、多くの世帯で高い国民健康保険税に苦しんでおられる様子が容易に想像できますが、これから編成される国保会計の平成23年度予算において、低所得者層に配慮した予算編成を行うことを要望しますが、答弁を求めます。

次に、国保の広域化について伺います。

高過ぎて払えない国保税、増え続ける無保険者など、貧困と格差が広がる中で市町村国保の危機的状況が深刻になっております。こうした事態への根本的な対応策を民主党政権は行わず、さきの通常国会では国保の広域化を推進する法案を通し、後期高齢者医療制度の見直しとともに、それと連動させて医療保険の都道府県化、広域化を推進しています。通常国会でそれらの関係法案が成立したことを受けて、知事による広域化等支援方針の策定と市町村国保の対応が焦点になってきています。広域化等支援方針は、都道府県、市町村、国保連合会の担当者で構成される市町村広域化等連携会議での議論と、市町村からの意見聴取を受けて知事が決定

することとなっており、厚生労働省のアンケートに対して福岡県は、本年12月に策定するという回答をしております。今後進められる国保の広域化によって、太宰府市の国保加入者、また国保財政にどう影響があるのか、それへの対応策をどう考えておられるのか基本認識を伺います。

再質問は自席でさせていただきます。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 1項目めの平成23年度の国民健康保険事業特別会計の予算編成についてでございますけれども、国民健康保険事業の安定的な事業運営を図っていきますためには、歳出、歳入の両面から健全化に向けた取り組みの強化が必要不可欠であるというふうに思っております。平成23年度も財政的には大変厳しい状況が想定されますけれども、このことを踏まえまして予算編成を行ってまいりたいと思っております。

次に、2項目めの広域化への対応についてでございますけれども、全国的に市町村国保については非常に厳しい財政状況下でございますので、国民健康保険法の改正によりまして、福岡県も広域化等支援方針の策定に取り組まれているところでございます。医療は全国平等であるべきだと私は考えておりまして、全国市長会でもこのことについては要望をしておるところでございます。

詳細につきましては、担当部長から回答をさせます。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（和田敏信） まず、1項目の平成23年度の国民健康保険事業特別会計の予算編成についてお答えをいたします。

景気の低迷により国保税の伸び悩みによります収入の減少、対しまして支出では人口の高齢化等によります医療費の増加が見込まれますので、平成23年度も大変厳しい財政状況になると思われまします。したがって、平成23年度の歳出につきましては、毎年度経費の削減には努めておりますが、さらに必要なものを見きわめまして計上をさせていただく予定でございます。また、医療費の適正化、収納率向上等に継続して力を入れてまいります。所得の低い世帯の方へは、7割、5割、2割など所得に応じた軽減や、解雇、倒産などで職を失った非自発的な失業者の方は前年の給与所得を100分の30に減額して保険税を算定するなど、新たに低所得者への軽減措置が講じられていますので、制度改革による推移を考慮しながら、平成23年度予算編成を行ってまいります。

2項目の広域化についてでございますが、全国的に市町村国保は厳しい財政状況にありますので、国民健康保険法が改正されまして、都道府県は市町村国保事業について運営の広域化、または財政の安定化を推進するため、市町村に対する支援方針を定めることができることとなっております。

福岡県では、本年12月までに広域化等支援方針を策定する予定で取り組まれており、今月16日に市町村を集めての1回目の会議が予定されておりますので、現在はまだ具体的な内容に

については情報がない状況でございます。

また、福岡県市町村国保広域化等連絡会議は、県内の各地域の支部の代表が支部の総意をもとに参加し、協議を行うことになっておりまして、筑紫支部は本年度、那珂川町さんが支部長をされておりますので、綿密に意見を交換し、連携を図ってまいりたいというふうに思います。

なお、広域化によります国保加入者、国保財政への影響につきましては、現時点では詳細な内容が明らかではありませんので、今後の会議において影響並びに対応について考えていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） (1)(2)と順を追って幾つか再質問いたしますが、まず、今、福祉部長のほうから答弁ありました予算編成に関して、減免制度の具体的な税率の話もありましたし、本年の4月からの新たな法改正のもとでの100分の30として算定する、そういった減免措置の紹介、答弁もありましたけども、では今の状況をさらにちょっと掘り下げて伺いたいんですけども、先ほど答弁ありました100分の30の保険税の算定の状況ですね、6月から6月、7月、8月と既に3期保険税の支払いといいますか、そういったのがあったと思いますけども、その適用を受けておられる、要は対象者がどれぐらいおられて、その中で保険税がその100分の30でも払えないという事態は発生しているのか、今、状況どの程度つかんでおられるんでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（和田敏信） 非自発的失業者の関係でございますか。8月末の申請の件数につきましては198件でございます。軽減金額といたしましては2,875万6,000円。この方そのもの、これ以上のことはちょっと今の現段階ではですね、詳細には分析できませんので、現段階ではこの状況ということでございます。

○議長（不老光幸議員） 2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） これは、もう現段階で把握できないということですから要望いたしますけども、その中で例えば、要は国保税の滞納が発生している状況とか、詳細つかんでいただい対応策はとっていただきますように要望させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それで、予算編成について、これから予算編成を行っていくということでもありますけども、やはりじゃあこの所得200万円の場合というようなことも、6月議会でも、そして今議会でも申し上げておりますが、その低所得者層への配慮、例えば減免の部分があるからもう大丈夫であるというような認識で今、国保行政進められておられるんでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（和田敏信） 国の制度というふうなところで保険制度というのはずっと来ておる

ということでございますし、何度も申しますように、制度そのものの根幹そのものを変えないことには、やはり全国どこも同じような状況でございますから、これでいいということは当然私どもとしても考えておりません。ですから、国庫の負担を増やしてくださいとか、あらゆることを県市長会、国、全国市長会を通じて国へ申し上げていく、そういうことでございます。

○議長（不老光幸議員） 2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） それと、要はもう一個、その資格証明書の発行の状況でも、当然、資格証明書発行というのは、その発行世帯1,189世帯のうち1,070世帯が所得200万円以下ということも先ほど壇上で述べましたけども、この中に当然小・中学生、高校生のところについては法律の改正がっておりますので保険証の発行がされているということは私も認識はしておりますが、ただ、じゃあその保険証を発行したから安心なのかというと、また別の問題があると思うんですね。要は、病院の窓口に行ったら3割の負担が発生します。それで、例えば風邪とか、要は外来で済むようなものならいいんですけども、例えば入院した、けがされて整形外科でもいいです、一例挙げれば、けがをされて手術発生した、1週間あるいは、整形外科ですから、1週間入院すれば大体もう退院というような形になるんでしょうけども、そういった入院した場合ですね、特に手術が発生した場合、10万円超えるような、大体10万円前後だと思います、それは手技によってまた違ってきますけども、そういった高額の出費が発生するような状況が容易に想像できると思うんですけども、そういったところに対する、あるいは相談の窓口、対応策等は持っておられますか。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（和田敏信） 通常のその世帯の状況によりまして高額療養費とか制度もございます。今おっしゃっているのは、例えば窓口負担の関係とかそういう軽減のことではないかなというふうに拝察いたしますけれども、やはり保険そのものの制度というのは、病院での窓口負担を世帯の収入状況で今のところ変える、法律的にはあるのかもしれませんが、現実的にその運用というのがどの保険者でもできているわけではないと私は思っています。それは制度そのものですから、きちんとした制度設計をしておかないと状況がいろいろ変わるからここではこうというふうな市町村で任意にやはり変えるというのは非常に難しいというふうに考えておりますので、やはりこれは制度設計そのものの中での考え方の中で、今から先の論議の中で国でやはりきちんとしていただくということでしか私はないのかなというふうに現段階では思っております。

○議長（不老光幸議員） 2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） 健康福祉部長、正解なんですよ。窓口負担のことを私言っていたんですね。意思が通じているなど安心したんですけども。それで、制度設計ということでは言われたけども、じゃあ現状の国保法の中でそういったことが難しいのかというと、私はできるというふうに解釈しているんですね。それは、具体的に言いますと、国保法の第44条では、保険者は特別な理由がある被保険者で、保険医療機関等に第42条または前条の規定による一部負担金

を支払うことが困難であると認められるものに対し、次の各号の措置をとることができるとして、3つ挙げられております。1つが一部負担金を軽減すること、2つ目が一部負担金の支払いを免除すること、3番が保険医療機関等に対する支払いに変えて一部負担金を直接徴収することとし、その徴収を猶予することというふうになるんですけども、現状でも国保法でこれではできると私は解釈してますけども、この国保法44条に基づいた対応策を太宰府市はとられておられますか。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（和田敏信） 先ほど申し上げましたように、制度設計、法そのものの中で、今議員さん言われましたように、あるのは事実でありましょうけれども、それに伴います、じゃあ具体的な指針なり考え方なり示されているわけではないというのが現状だと思います。ですから、太宰府としてもそこがない以上、太宰府だけで、本市だけでその基準を設定するというのは現在としては厳しいというふうに考えています。

○議長（不老光幸議員） 2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） 太宰府市では厳しいということでしたけども、福岡県下で調査等はされてますか。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（和田敏信） 済みません。現段階、私、存じておりません。

○議長（不老光幸議員） 2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） これは、もし仮の話ですけども、こういった今後44条の適用を求めてですね、保険者の方が来られてできないと、制度が要は難しいということで1回帰られたときに、国保の審査会のほうに裁定等を求められることも容易に私は想像できると思います。そのときに国保の審査会、これは沖縄県の事例ですけども、法律に基づいた対応をするようにという裁定を出している実態が、既に日本の沖縄県でも起きておりますし、同様のことが起こっておりますので、私はこの国保法の第44条に基づいた制度をまず市として設けるように、とりわけ平成23年度の予算編成の中で取り組むべきだと思いますが、今後そういった点含めて財政当局と協議していただきたいと思いますが、それについていかがでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（和田敏信） 来年度の予算編成そのものにつきましては、国保の決算の状況がございますから、そういうものを加味しながらどのような形でやるかというのは十分内部で検討していきたいというふうに思います。

○議長（不老光幸議員） 2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） 国保のあの決算の状況というのは、確かに今議会提案されております決算の中では国保の赤字であるという決算も上げられておりますが、それは、例えばじゃあ一般会計との関係からいうと、一般会計では8億9,000万円の剰余金、黒字決算という形の提案もされておりますので、当然その黒字、8億9,000万円の使い分けについては、各基金等への積み上

げとかという形で示されておりますので、市長が言われたその福祉の部分についても、地域福祉基金へ1億円積み立てられたりとか、当然理解する部分もあるんですけども、じゃあ、例えば太宰府市の国保の状況、そういった部分をやりくりしていただくというのは難しいのかということもですね、検討はこれはしていただきたいと思いますし、この部分についてはまた来週決算特別委員会もありますので、もう少し決算委員会でも掘り下げて伺いたいと思いますので、ぜひその点だけは詳細、再度財政当局と協議をお願いしておきます。

それで、次に広域化の問題ですけども、広域化のほうに移りますが、今月16日に全県の市町村を呼んでの会議があるというのは、これは具体的にもしわかっておられればさらに詳しくお願いしたいんですが、どういう形の会議なんでしょうか。県が要は一方的に説明する形になるのか、それとも具体的に市町村から何か質疑応答あるいは具体的な個別の事例等のそういったところまで踏み込んで提案できるのか、どういう会議の内容になるんでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（和田敏信） 第1回目でございますので、県から資料を渡されまして、それに基づきます説明があるという段階でございます。

○議長（不老光幸議員） 2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） それで、その広域化についてはですね、当然国保年金課のほうでも国保新聞購読されていると思うんですけども、8月1日付の国保新聞で厚生労働省の担当の国保課長が静岡で行った講演の内容が載っておりましたけども、要は今回の高齢者医療制度改革は市町村の広域化を進める上で大きなチャンスだということも強調した上で、今回の機会を逃すべきではないと、議論の参加を怠って年末に発車するバスに乗り遅れると当分そのバスは来ないですよと言って、自治体と都道府県と県に意思統一図って議論するべきだというような講演内容も行っておられますけども、それで、この広域化というのが、単純に県がですね、要は保険事務とか全部行うのかというと、またそういう形ではなくて、市町村の中でもまだ役割を担う部分があるというようなことも同じように講演の中で資料として出ておりますけども、市町村や都道府県の中には、都道府県の単位化をするとすべての事務が都道府県が実施することになると考えておられるかもしれないが、今の段階で具体案が示されていないからそう思われるのもいたし方ないけれども、実際には都道府県単位の運営主体と市町村も一部の事務を担ってもらいたいというようなことも言っているんですね。ということは、当然、国保のそういった事業そのものは県がやるんでしょうけれども、また後期高齢者医療制度と同じように被保険者さんの相談等は一定また市町村が私は担っていくのかなというふうに想像するんですけども、今後やはりですね、県に、これから9月16日、1回目があって、これからもう12月には策定するという福岡県のスケジュールですから、そうなってくると相当会議の回数もこれは多くなってくるんじゃないかなというふうに思うんですけども、しっかりですね、太宰府市としても、とりわけ低所得者層への配慮等ですね、保険税がさらなる引き上げになるようなことがないように、そういった実態も含めてですね、調査といいますか、意見を言っていただきたいんですけど

も、まず市町村広域化等連携会議の当番が筑紫地区のほうでは那珂川町であるというふうに言われましたけども、那珂川町との協議については具体的にいつから始められるとか、そういった部分、お持ちですか。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（和田敏信） 県がどのようなスケジュールで示されるのかというのもございますし、当然、第1回目の会議があれば、その後早急に筑紫地区での会議を持つというのは当然でございます。そういう中で、何も示されていない中での話でありますから、ただいずれにしても、議員さんおっしゃいますように、広域化といっても、やはり保険料の基準保険料の設定とかですね、それから収納率対策とか、もろもろやはり市町村にかかってくる部分はあると思います。そういうのは、今から先、どうせ詰めていく中身になってくると思いますので、まず今後の会議の進捗というのをこちらからも積極的に働きかけながらやっていくことかなというふうに感じております。

○議長（不老光幸議員） 2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） そうですね。ですから、当然筑紫地区の中でも一定保険税、国保の運営のあり方そのものが違う部分が当然あると思うんですね。例えば、一般会計からの法定外の繰り入れについても本市では行われておりませんが、春日、筑紫野では行っているとか、いろいろそういった自治体、自治体によって細かなところを突き詰めていけば、もっと大きなそのものの制度の違い等もあると思うんですけども、それが私が1点危惧するのは、要は平準化とかよく言いますが、1つの当然今、そういった、ばらばらという言葉があれですけども、それぞれの自治体で違うルール状況のもとを一つに合わせるというふうにするということになると、当然、悪い方に平準化するのか、いいほうに平準化するのかという問題もありますし、間違っても私はそれが悪いほうに合わせるような形で行われるべきではないと考えますが、その点については、当然太宰府市を代表して国保の担当課のほうで市長当局とも協議の上で、そういった会議等に出られるわけですけども、その部分の会議に挑まれるですね、基本方針は、私は、悪いほうに絶対合わすんじゃないで、いいほうに平準化に向かっていくような平準化作業等を進めるというような認識で会議に出ていただきたいと思うんですが、それについてはいかがでしょう。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（和田敏信） 当然、福岡県下でも収納率でありますとか赤字の状況とか繰り入れの状況とかさまざまでございますので、当然そういうもろもろをきちんと一定整理すると、そういうことが広域化の中での作業かなというふうに感じておりますから、そこについては、今から先の会議の中身でしかありませんのでこれ以上のことはちょっと申しにくいんですけども、そのようなことが始まってくるかなというふうに思っています。

○議長（不老光幸議員） 2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） まだ制度、広域化に向かってというのは、これから当然走りながらやっ



ていかなければならないことだというふうには、いろいろ当然国保年金課の担当のところでもいろいろ苦勞といたしますか、見えないものが、まだ具体的なものが何も示されてない中で12月に策定するというような県の方針に向かっていろいろご苦勞されている部分はあるかと思うんですけども、ぜひですね、住民の皆さんが広域化によってさらなる国保税に苦しむというようなことがないように、太宰府市としてもその点だけは県当局ともきちんと話し合いを進めていただきたいということも要望しておきますし、まだ広域化については時間もありますし、私も12月、3月とまだ質問する機会もあるでしょうから、その後どうなっているのかということぐらひは、今後どこかで質問させていただきますということを最後に予告させていただきますし、一般質問を終わります。

○議長（不老光幸議員） 2番藤井雅之議員の一般質問は終わりました。

次に、19番武藤哲志議員の一般質問を許可します。

〔19番 武藤哲志議員 登壇〕

○19番（武藤哲志議員） 今回の一般質問については、1項目めに生活保護行政の充実、一般財源負担軽減対策の実施についてと、2項目に文部科学省は来年度から公立小・中学校児童・生徒の学級編制の見直しを決定いたしました。が、まだ国会で予算決定がなされておりましたが、教育委員会の対応について伺います。

内容について、一般質問の原稿については、もう現在こういう通告をして各議員の皆さんに配付されている内容を執行部も持っておられますので、まずこの部分について回答を受け、自席で再質問を行います。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 武藤議員、議事録に質問の内容が載らないんですけれども、よろしいですか。

市長。

○市長（井上保廣） 生活保護行政の充実、それから一般財源負担軽減対策の実施についてご質問にお答え申し上げます。

生活保護行政につきましては、一昨年のリーマン・ショック以来、急激な景気の後退、さらには雇用情勢が急激に悪化したことに伴いまして、雇用でありますとか、あるいは雇いどめなどが大規模に発生をいたしまして、失業者が増え、生活困窮者に対する相談でありますとか、あるいは生活保護受給者は増加の一途をたどっておる状況でございます。今後、被保護者が地域社会の一員として自立した生活を営むことができるようにするために、日常生活の自立支援、あるいは社会生活自立支援等の支援策を実施していくことが私は必要であるというふうに思っております。

詳細につきましては、担当部長より回答させます。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（和田敏信） 一昨年来の急激な景気の後退によりまして、生活困窮に伴う相談件

数や生活保護受給者は増加しております。こうした状況を踏まえ、できるだけ稼働できる対象者の相談に乗り、就職につなぐことが必要であり、最も重要だというふうに認識をしているところでございます。

行政事業予算の配分方法の検討や市、団体が行います事業に対する雇用促進などのご提案につきましては、一つの方法として受けとめております。事業の内容など、できるかできないか、課題、問題がないかなど多方面から研究を要すると判断をしております。

本年10月より生活保護受給者を対象にいたしました就労支援業務を行い、就労支援相談員を配置し、相談や指導を行っていく予定にしております。

被保護者には、不安定な就労しかしたことがない方や、就労経験のない方、求職活動の方法がわからない方、就労する自信がない方などさまざまな方々がいらっしゃいますので、就労支援員とケースワーカーと一緒に就労意欲の喚起をしていくことがまず必要であるというふうに考えています。その後、履歴書の書き方や面接時の注意事項、職業情報、就職相談、指導、キャリアカウンセリング等を行いまして、ハローワークに同行し就職につなげていきたいと考えております。短期的就業ではなく、やはり長期的に安定した生活ができるようやっていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） 市長さんや部長さんから回答いただいたことは、行政としてですね……ちょっと音量下げただけませんか。どうもありがとうございます。市長さんの回答や部長さんの回答、よくわかるんですが、今ですね、こんな不況が来るとは思いませんでした。中小企業が次から次にですね、廃業に追い込まれる、売り上げが伸びない、リストラ、こんな状況で、今完全失業者が118万人というふうに言われて新聞報道でもなされておりますが、私、監査の中で、今後太宰府市の生活保護行政についてどうなるのかというのを、以前は県下で2番目でした。小郡市が一番少なくて、2番目が太宰府だったんですが、現在3番目になりましてね、今後また増えるんじゃないかなというふうに思っております。通告文書にありますように、やはりこの生活保護の総予算、決算また今回の補正を見てみますと、9億円を超えていると。扶助費の、太宰府市全体決算で見ますと24億7,000万円近くありますが、さまざまな扶助費があることはもう事実ですが、生活保護にやはり総予算が9億円、しかもその負担が、当然国の負担もあるわけですが、生活保護については、その4分の1が太宰府市の負担になるわけですね。そうすると、これは2億円を超えているということ、また今後、リストラされたり高齢化や老齢福祉年金だけでは生活できないという状況の中で、生活保護行政がどんどん申請が多くなる、受給者が増えたときには、これが2億円が3億円になり、こんな状況になるのをやはりどう生活保護の一般財源の負担を減らすかというのが私は大きな課題だと思うんです。当然憲法25条に基づいて生活困窮の場合は行政は生活保護申請を受けなければならない義務があるんだと。だから、生活ができなければ、行政の仕事と

して憲法25条に基づいて申請は受け付けなきゃならない。それについて、国からの補助金ももらわなければなりません、一般財源の持ち出しが当然増えてくると。これを減らす方法として、私の考え方なんです、行政側としては何らかの形でですね、検討いただけないかというのが質問の第1項なんです、来年から窓口に就労支援指導員を配置するというふうにお聞きになっておりますが、部長さん、就労支援指導員にどういう仕事をお願いしようというふうに考えられておりますか。ちょっと簡潔にご回答いただきたいと思うんですが。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（和田敏信） 10月からということで今考えているわけですが、先進地で実績とかもいろいろ聞いたりして、やはりそういう専門のところで、個人というより組織としてそういうところから来ていただいてやるということでありまして、ハローワークが行っております事業の紹介、訓練講座とか資格取得、そういうものをまず指導、紹介を行う。それから、ハローワークへ対象者と同行訪問を行う。それから、必要に応じまして対象者への家庭訪問、ケースワーカーと一緒に伺う、大体このようなことを10月からは考えております。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） 今、就労支援員と一緒にハローワークに行ったり、就職活動といいますが、ハローワーク行ってみませんか。あの足の踏み場もないような状況。もう本当仕事がない。今、正規の社会保険、厚生年金を持って、しかもパートでという状況の方が多くてですね、やはりああいう大企業や放送局や九州電力とかですね、大企業の正規の、はっきり言ってボーナスがあったりする職員という部分は本当に少なく、非正規職員に扱われるような状況が多いんですね。時給800円ぐらいとか、夜間で大体1,000円ぐらいの状況の中で、なかなか本当に仕事も年齢的な問題もあるんですが、部長さん、もう一度、生活保護の資料も決算の中には出てますが、働く意欲のある人は、今、生活保護受給者の中で若い人でも、若年層でもありますが、大体100名以上おられるんじゃないでしょうか。その辺どうでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（和田敏信） 通常、15歳以上60歳未満というふうな考え方をいたしますけれど、そこで私どもとしては、それ以上はまだ働ける方ということで、一応65歳まで見たときに55人ですね、55人です。そういうふうに今とらえております。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） 55の方が働いて月に7万円から8万円ぐらいの収入を得ることになりますと、いろんなこの生活保護の中の住宅とか生活扶助とか、こういうものについて55人が働くことになると、どのくらいぐらいの生活保護の負担率が少なくなるかというような計算はされたことはありますか。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（和田敏信） 実は対象者、就労可能な方がそのような形、人数でいらっしゃるということでありましてですね、実際一人一人さまざまな状況を背負っておりますので、単純に

その予算的なものでは今のところ見ておりません。最初に市長がご回答申し上げましたように、自立支援といいますのは、経済的自立だけではなくて、それ以前にやはり社会的自立とか、日常生活自立というのが絡んでおります。そういうもろもろ全体の中で、その人がやはり就労していけるような、そういう支援をしなくてはいけないというふうに思っています。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） やはり働く意欲を持たせること、自立させること、これが福祉行政だと思うんですね。当然病気になって労務不能になったり、高齢で親族やそういう援助が受けられない場合については、憲法25条に基づいて受給させることは、それはもう義務で記されていますが、やはりあなた方の指導はいつも支給日に面接をされて、何でもいい、1日でも2日でもいい、働く意欲をという形で指導されていることはよく理解できます。ところが、仕事を見つけないと思ってても仕事がない。本当にケースワーカーの職員の皆さんの努力というのは大変な努力をされていると思うんですね。今、福岡県全体でもそんな状況なんですよ、どこの自治体も。仕事が見つければいいんですが、自立をしていけばいいんですが、ここにあるのは亡くなられた方とかですね、そういういろんな状況があって、申請と廃止の関係のも、もう決算資料の中につけていただいておりますが、今、これだけの生活保護が9億円を超える予算の中で、市が持ち出しが来年度からひよっとしたら3億円ぐらいになるんじゃないかな。3億円ということはですね、もうこれを少しでも減らすということ。本来3億円というのは3倍の仕事ができるわけですから、12億円の仕事ができるわけですが、生活保護全部がなくなるとかありませんけど、やはり生活保護受給者が働くことは、報償費を払うという制度があるんですが、その報償費は適正にやはり指導されておりますか。部長、部長さん、報償費。本人が1カ月2万円稼いできましたといって報告しますね。そうすると、当然食事は自分のところでしなければならなかったが弁当が要ったとか、交通費が要ったという場合について、2万円の仕事をしてきたという場合は、どのくらいの報償費というか、努力費、本人の努力を認めて2万円のうち幾らを生活保護から差し引くようになっているんでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（和田敏信） 収入金額でずっと段階がございます。それとあと、家族の状況、人数でもまた変わりますけども、今おっしゃった2万円と仮定したときに、1人の世帯であれば1万410円、それが差し引かれる形になりますね。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） 1万410円を生活保護費の中から引くということで、後は本人にということですね。そうすると、本人が働くことによって生活保護の中で、はっきり言って5,000円近く上乗せになるということになるんですね。そうすると、その分は一般財源もその3分の1減ってくるということになるわけですね。ところが、今、あなた方に就労支援員を配置したりして仕事を見つけていただくとか、働く意欲をそそるけど、今あなた方に仕事を確保できて、こういう仕事がありますが、この仕事を1日でも2日でもしませんかというよう

な、そういう仕事ですね、ハローワークに行っても難しい場合があるんですが、担当課でこういう仕事をあなたはぜひ簡単な仕事ですができますが、働く意欲があるならば働きませんかというような、そういう制度はあなたのほう独自に持っているんですか。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（和田敏信） 先ほど申しましたように、やはり生活の安定ということをまず第1に考えているところもございまして、もちろん就職先がない、ハローワークもいっぱいということはあるにいたしましてもですね、やはりもう本人、ご家族の自立支援をできるだけやるというのが第一にありますから、1日の仕事とか、ちょっとした仕事を紹介するということろまでは今のところではやっていない状況です。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） 皆さんも今度の事務報告、今あなた方持っていると思うんですが、13節15節の執行一覧表というのがありましてね、これだけ行政が単独、それから補助事業をやっているわけですね。それで、この事業についてですが、たくさんずっと見ておりましてね、簡単な仕事としては81ページに、さきの選挙のですね、チラシ配りを佐川急便にお願いをしているんですが、チラシ配りぐらいは生活保護の方々にお願いできないかなあと。そして、本当に配られているかどうかを検討するとか、それから太宰府市、101ページからずっとあるんですが、シルバー人材センターに出しておりまして私もよく見るんですが、具体的に今、草刈りしていただいているんですね。草刈りは、年に何回かやられているようですが、草刈りの指導、ああいう機械を使う方と、それから草を刈ったものを袋に入れる人とですね、暑い中ですがやられてますが、やっぱりシルバー人材センターに生活保護受給者の方、何人でもですね、できれば指導をしてもらって、軽微な仕事として草を刈ったものを袋に入れるとか、車に積み込むとかですね、こういう仕事ははっきり言って101ページからずっとあるんですが、私、緊急雇用創出の関係でいろんなところ行きましたら、西鉄ストアとかマミーズとか明治屋さんのところにずっと1日おられまして、そして皆さんが持ってくるペットボトルとか発泡スチロールとかを仕分けをですね、じっと見ておられて、正しく分別されとるかというのをですね、こういう部分についても何人かおるんですが、そんな重労働じゃないですね。正しく入れているかどうかの部分なんかもですね、そういう予算を担当課がですね、やっぱりもらうというか、これに、何かリサイクル分別指導委託というのをですね、「まちづくり地域自立就労支援センターアタック」というところに852万330円昨年使っているんですよ。

だから、私は今言いますように、ケースワーカーの職員や部長や所長も含めて職員一体となって指導しているんですけどね、今の縦割り行政、市長さんの部分もあるんですが、教育長さんのところもあります。文化財の四王寺の草刈りだとかですね、そういう軽微な仕事を全体的に建設課もそうなんですが、まずこの2億円から3億円まで膨れようとしている一般財源を抑えるために、公共工事の入札についても現場の後片づけに生活保護受給者を1週間でもいい、10日でも使ってくれとかですね、そこで支払い証明書を出してくれんかと、こういう部分

についても、福祉事務所の職員が幾らハローワークに行っても、個々、個人の企業に行ったらってなかなか難しいわけですが、まず行政の市長さんや副市長さん、総務部長おられますが、まずこの一般財源の持ち出しを少なくするために公共事業の配分を少なくとも10%、やはり福祉行政のほうの生活保護の一般財源を減らすために持っていくような方法がですね、やはり内部の部長会議、担当部とですね、やっぱり協議をしないと。これで1,000万円減ったら、やはり3,000万円の仕事ができるんですから。そこを私は、福祉事務所が一生懸命努力いただいています。特に納税課もですね、徴収には県下でも上位といういつも評価をいただいています。ただし、今から先の財政の中で行政が一生懸命この太宰府の財政、努力していただいています、この不況がいつまで続くかわからないときに、どうこの有効な、納めていただいた市民の税金を有効活用するか。その方法としてですね、やはり大変な金額が予想されますが、その辺、今、福祉部長さん回答いただきましたが、建設経済部、それから教育委員会の軽微な仕事の少なくとも1割ぐらいを福祉行政の仕事確保に与えるように、できればその権限持っておられるのは市長さんですが、内部検討していただいてですね、今度も補正予算で生活保護世帯の方が増えたのでですね、補正予算が上がってましたよね。補正予算として上がつとりますが、この生活保護の関係で見ますと4,425万円ですか、それから5,900万円というような状況ですが、大体何人ぐらいの、これ5,900万円追加しなきゃならなくなって、最終的にはこの補正だけで1,475万円、総体的には当初8億4,776万円が最終的には9億676万円、こういう状況で、前年と比べて2億2,669万円増えてます、昨年からの決算から見てですね。こういう増えるたびに補正をしなきゃいかん、一般財源を保護していかなきゃいけないという状況がありますが、今度はこれ、何人ぐらいの補正になるんですか。その上で市長さんからちょっとご回答いただきたいと思いますので。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（和田敏信） 人数というのは非常に難しいところがありまして、家庭状況いろいろありますから、平均というよりむしろ今の伸びの中で、少なくとも12月までのところを見込んだところで今度計上をさせていただいております。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） 市長さん、この貴重なですね、1年間の単独事業、それから補助事業、そういう状況がありまして、私のほうもこれをずっと監査とはまた違った形であなた方が出していただいた資料を見ておりまして、やはりこの公共事業を有効にですね、指名業者、落札業者、いろんな形にですね、やっぱりお願いをするとか、軽微な仕事があるんじゃないでしょうか、少なくとも3人から4人を1週間ぐらい使っていただけませんかというようなお願いとかですね、それから配分も、やはり生活保護のほうの予算のほうに回して行って、仕事をさせる。仕事をするによって、本人も自立できるような道ができるという状況もありますし、まずこの機構をですね、福祉行政、生活保護行政を大きく転換する時期じゃないかと思うんですが、この辺は最終的には幹部会や市長の指示がないとできないんですよ。この辺を市

長さんはどういうふうにお考えになっているかお聞かせいただければと思うんですが。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 今、ご質問でございますけれども、いかに生活保護受給者の皆さん方が自立していくかということ、経済的な自立も、あるいは社会的自立も含めたことでございますけれども、私どもは、この一般質問の回答をしたため、そして原案を勉強会を1日じっくり開いております。その中でその議論はいたしました。やはり生活保護者の皆さん方が自立できるような就職の雇用そのものを、市の、小規模でございますけれども、市は市なりの今言われました委託業でありますとか、あるいはシルバー人材センターに今配分しております公的な仕事、この配分を緊急的に見直して、その配分の幾らかでもそちらのほうに回すと。あるいはその中に今も言われたように入っていただいて、同様に体を使って、できる人については働いていただくと、そういった意欲がわき立つような、やはり言葉やハローワークだけでの指導ではなくて、そういった形で取り組んでいこうよというような形で指示もし、そしてともに議論したような状況でございます。今回10月から配置しますそういった指導員等々についても、その視点で、あるいは町内の企業を回るとか、そういったところで、その人ができる範囲内の中で行うと。あるいは公共事業も言われました。公共事業をやる中において、必ず交通整理、安全確認、安全の部分はあるわけでございます。それも議論をいたしました。そういった形の中で、できるような入札時に条件といいましようかね、お願いするなり、そういった形の中での指導をあわせて総合的に行っていくことが私どもが大事だと。今、市庁舎の職員、ここ聞いておると思いますけれども、もとは縦割りでいっておりました。まだまだ100%それが払拭したとは言いがたい面もありますけれども、今横流れの中ですべて行っております。歴史まちづくり法を例にとってもしかりでございます。教育委員会の文化財等々が主力でありましたけれども、この文化財も活用というような面から、都市計画、まちづくりの視点から見ようよというふうな形で兼務事例を出したり、一緒になってプロジェクトつくって行ったり、その成果が今3年間の歴史風致維持向上計画の中で認められまして本申請を行い、そして、例えば小鳥居小路線でありますとか、あるいは歴史の散歩道が50億円、60億円の経済効果が出てくるような、そういった認定を受けるべく、今時期に来ていると。総合的にこの生活保護受給者の自立機能に向かって、私どもは進めてまいりたいというふうに思っております。同感でございます。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） 一般質問を通告をさせていただいて、内容も業者側のほう、市長さん初め担当者がわかるような内容で原稿は出しておりませんでした。私はやはりこの財源というのをですね、少なくする、一般財源を少なくすることはどうしたらいいかなということで、私自身も考えました。やはり建設経済部長や教育部長、それから管財、財政担当が、入札のときにですね、業者にやっぱり頭を下げると。ぜひ何人でもいいから、後片づけ、ごみの整理とか掃除とかに1人でも2人でも使ってくれんかとかという、やっぱり行政が頭を下げて、そしてその実績があればですね、やっぱりそれがもともと発注した工事代金が一部でも太宰府市に

返ってくるということですから。それと同時に、ある予算を少なくとも仕事確保のために福祉課の保護係にですね、こういう仕事があるからシルバーに行って1日、2日、難しい仕事じゃありませんけど、今こんな暑いときですが熱中症に注意しながら働いてくださいとかね、やっぱりそういう補助金を出す、その内容をやはり大きく見直す時期じゃないかなと。太宰府市の私のほうの監査意見書の中で24億円が扶助費ですよ。建設の工事請負費が大体13億円ですよ。もう本当ほんのわずかでもいい、それを生かすかどうかというのは、一般財源の持ち出しが少なくなること。ただし、生活保護受給者を切りなさいというんじゃないですよ。今から先増えていく中で、どう一般財源の持ち出しを少なくするかというのは、今後も庁議でですね、具体的に検討いただいて、質問したところ内部で検討いただいたということですが、今後本当にこれが負担が少なくなるように、最大限のですね、執行を要求をして、1点目はこれで終わります。どうもありがとうございました。

○議長（不老光幸議員） ここで14時35分まで休憩します。

休憩 午後2時19分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後2時35分

○議長（不老光幸議員） 休憩前に引き続き再開します。

教育長。

○教育長（關 敏治） 小・中学校の学級編制の見直しにつきましての回答を申し上げます。

少人数学級に対する意見や要望はこれまでも多数寄せられておりますし、教育委員会といたしましても非常に大きな課題であると認識しております。

通告書にありますように、今年8月27日に文部科学省は新・公立義務教育諸学校教職員定数改善計画（案）を作成しております。その趣旨は、新しい学習指導要領を円滑に進める、それから生徒指導上の問題に対応する、先生方一人一人の子供に対する時間を確保する、こういうことによって充実した教育、質の高い教育を行うというのがねらいでございます。

具体的な計画は、来年平成23年度には小学校1年生、2年生を35人学級に、以下平成24年度に3年生をといて、平成27年度に小学校6年生を、また中学校は、平成26年度から1年生、平成27年度2年生、平成28年度3年生、それが過ぎまして平成29年度に小学校1年生を30人、平成30年度に小学校2年生を30人という計画を作成しております。時間が随分かかるようでございますけれど、こういう具体的にですね、計画を示されたということは非常によかったなと思っております。反面、私ども内部でいろいろ検討しておりましたが、何か足元すくわれたような、そういう感じもいたしております。

私ども教育長会といたしましても、国及び県にその実現に向けて要望してまいりたいと思います。

本市といたしましても、今後今から予算要求等があるわけでございますので、そういう国や県の動向を見ながらですね、太宰府市として検討しましたことを含めながら総合的に勘案する

必要があると思っております。方向性といたしましては、少人数学級の実現に向けて前向きに検討してまいります。

いずれにいたしましても、クラスの人数というのは学校教育の根幹にかかわる部分でありますので、いろいろな面から検討を加えながら取り組んでまいりたいと思います。

なお、市単独の教諭の採用につきましては検討にまで至っておりません。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） 私も何回か紹介議員になったり一般質問をしたり、私以外の議員さんもこの少人数学級制の問題について再三質問をされた経過です。今回も意見書が上がりまして、総務文教常任委員会では全会一致で可決をして国に意見書上げるようになりました。そういう状況の中で、今ちょっと参考的にですね、小学校で1クラス22名とかですね、24名の小学校があるんですが、大体40名が今までの基準だったんですが、最高の生徒数、児童数、最低の児童・生徒数について、大体簡単にわかればちょっと参考的に報告いただけませんか。ここへ私のほうも生徒総数は事務報告には載っているんですが、いきますと、太宰府南小学校あたりは21名とか22名ですね。そういう状況ありますが、参考的に本来は35人学級と言いながら、児童・生徒が少ないところは二十二、三名になっているところもありますので、そこはもう35人学級にする必要はありませんが、ちょっと参考的に太宰府市で児童・生徒数の一番少ない学級、それから40人に近い学級が大体どのくらいあるか参考的に報告いただけませんか。

○議長（不老光幸議員） 教育長。

○教育長（關 敏治） どうも失礼いたしました。非常にですね、多いところを大体40人、37人、8人となっているところもあるんですが、これは例の特例を使いましてですね、学級を分割して30人程度としているところもございます。単純に40人を基準だけで考えますと、やはり40人というようなクラスも出てきます。実際的にはですね、平均しまして1年生ですと、一番少ないところは大体1クラス平均22人ですね。それから、一番多いところは、今言いましたように40人となりますので、プラス1をいたしまして、大体30人程度にしていると。あとですね、35人、37人というような学級もございます。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） まず、教育委員会としても、太宰府の中で、まず小学校の教諭の確保がですね、教科担任じゃありませんので、それなりに35人学級になった場合については、小学校の先生の確保は来年度からですが、法律が改正されて30年ぶりになるわけですが、小学校の先生の確保は可能ですか。

○議長（不老光幸議員） 教育長。

○教育長（關 敏治） 先ほど内部でいろんな検討をしているということの一つにですね、先生方を募集するといいますか、集めるといいますか、その方法についても検討しているわけですが、現在ですね、いろんなことで非常勤の先生を配置してもらっておりますが、なかなかです

ね、配置が遅れるというようなこともあるというのが現状でございますので、そうそう簡単に集まるというふうにはとらえておりません。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） 教育委員会としても学校の入学式までですね、1人の児童が増えるとクラス編制も本当に楽になるなど、本当1人、2人にですね、期待をかけるようなことが今日までずっと続いてきたことも事実なんですね。教育委員会のご苦労よくわかりますが、今度は国がそういう形で基準を設ければですね、それだけの職員配置をしなきゃいけませんし、それからやはり太宰府市の中でも、先ほど言いましたように22名から37名という状況の中で、当然小学校でも教諭の採用が見込まれると。国としては4万人近くを採用しようという方向が出されておりますが、やはり太宰府市の子供たち、ゆとりある教育ですね、以前私たちが受けた教育とはちょっと違ひまして、新聞を見ますと体罰に対しても教諭が処分を受けるというか、今の教育というか、相手の人権を尊重するというか、生徒指導についても大変教育委員会の指導関係が厳しくなっておりますし、やはり行き届いた部分、それから不登校になった場合についてどう対応するのか、それからどのように子供たちが授業についてきてくれているのかどうか、これはやはり少人数学級、特に30人学級のほうがよりよく充実した教育内容になると思うんですが、太宰府市の中では現実には22人から37人というような状況ですし、ぜひ実施がされればですね、教諭の確保に最大限教育委員会として努めていただきたいと。

それから、2年後に中学校も35人学級になったときは、教育委員会としての一番大きな悩みはですね、やはり専門教科ですから、どう教諭を確保するかが教育委員会の役割になると思うんですね。今も中学校、はっきり言って科目の先生がいなくて、非常勤の先生をお願いしたり、講師の先生で対応している状況がありますよね。生徒数が増えるということになると、やはり教諭をどう確保するかというのが教育委員会の責任じゃないかと思うんですね。1人で1年生から3年生まで担任をしなければならないような状況になるということは、教諭の負担も大きくなるわけですが、やはり教諭をどう確保するかという内容についてですけどね、以前も少人数学級をするのに大変優秀な先生が退職し、今もう再任用制度は教育委員会もとっておくと思うんですが、そういう再任用も有効活用し、専門の教科の先生を確保するという方向性は持っているのでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 教育長。

○教育長（關 敏治） ちょっと説明をさせていただきますと、教員の数はですね、学級数に対する、掛け、何倍とか、プラス何人というところで大体教員の数が決まります。今、40人である数があつたけど、これが35人になりますと学級数が多分増えますので、その枠内については一応県費採用というわけですので、基本的には県教育事務所が採用をしてそれぞれの市町村に配置するということになります。それ以上にですね、市のほうで緩和したいということで、先ほど申しましたようにもう1学年延ばそうとすると、この部分は市が探して採用しなくちゃならんというようになりますので、基本的に1学級の定数が減りまして学級数増になった分につい

ては、県のほうで採用するということになります。ただ、そういうわけですので、県のほうが先に持っていきつてしまいますので、市のほうに来る分が後回しになりまして、なかなか採用がしにくいということがございます。今から先、もう少しまた市長部局とも話をしますが、そういうことで、市としてもそういう採用の必要性が生じてまいりますときには、特に教員養成学部を持っているような大学ともいろいろ相談しながら、その確保に努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） それからですね、各学校に特別支援という形で配置されてますが、この教諭の部分の教務はどういう状況になっておりますか。特別支援という形で各学校たくさんの部分があるんですが、特別支援教諭の学校業務というのはどういう状況で勤務をさせておりますか。

○議長（不老光幸議員） 教育長。

○教育長（關 敏治） この特別支援学級もですね、一応目安、子供の数に対する学級の数という一つの目安がございまして、ある程度数が多くなってくると学級を2つとかして教員を配置していただいているところです。内容的にはですね、子供さんたちを特別支援学級で、普通の1年生、2年生、3年生がっておりますような時間割りで、指導内容がですね、子供の障害の様子が違いますので、その障害の様子の実態に応じまして指導しているというのが現状でございます。また、子供さん、教科によりましては、いわゆる親学級といいますかね、もともとおります学級で集団の中で、40人近いところで授業を受けたり、またはこちらのほうで個別に授業を受けたりというような形で、各教科の指導に当たっております。ですから、学級事務としては、特別支援学級の学級事務をいたします。学校の事務としては、特に特別支援学級にかかわる事務内容を担当しているという事例が多いようでございます。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） 以前から私も教育関係の業務についても総務委員しておりましたから、以前は就学指導委員会というのがありましたけど、今、お父さん、お母さんたちが普通学校にやりたいと言った場合ですね、当然受け入れざるを得ないと。そうすると、少なくとも小学校関係、どこの小学校、いろいろありますが、まず支援をするところについて、全体的に小学校を見るとですね、たった1名しかいない学校もあります。中学校についても1名しかいないところもあるんじゃないかなかったですかね。こういう場合も支援という形で1人の先生を配置するのか、兼務させるのか、この辺はどうなってますか。

○議長（不老光幸議員） 教育長。

○教育長（關 敏治） 先ほど言われましたように、就学指導委員会で判定をいただいて、保護者と協議をいたしまして、特別支援学級のそこで教育を望むというような子供さんが何人か集まりますと、それに伴いまして県のほうに特別支援学級設置をお願いしております。そのとき

に、そのときの経済状況にもよるかもしれませんが、1人でもですね、設置を認可される場合もあれば、1人だったらちょっと他のところと一緒にやらんかというような状況があるのも現実でございます。いずれにしても、県が1人でも学級として認定したら、それに伴いまして1人の教諭の配置がございます。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） 現在7つの小学校と4つの中学校があるんですが、特別支援を全学校がこの数字で見ると設置されているのか、それともある一定送り迎えをしてですね、ほかの学校で特別支援を受けているのか、この辺はどうですか。

○議長（不老光幸議員） 教育長。

○教育長（關 敏治） 現在ですね、小・中学校、全学級とも特別支援学級を設置しております。ただ、特別支援学級もですね、知的なクラスとか情緒クラスとか肢体不自由とか、障害の状況によって学級があるわけですけど、その辺がですね、うまく適応といいますか、学級の、先ほど言いましたように子供の数と学級設置というのがうまくいかないといいますかね、そういうふうなことが時に起こったりすることもあるのも現実でございます。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） それからですね、最後の質問なんですが、10年間にわたりまして市同研、県同教、いろんな形でやみ専従問題がありまして、10年近く裁判をして、6月1日に最高裁から全面私どもの訴えが認められました。そういう教諭が研究集会の中に専任として働くことは好ましくないという状況がありまして、その後同和加配の問題が見直されですね、同和推進教員という問題も見直しをされたんですが、現在太宰府の4校の中学校、そして小学校7校については、同和推進教員とか同和加配というのは、現在あるのか、ないのかですね。裁判で地裁、高裁でも判決の結果、やはり教諭としてですね、担任、副任をする、そういう常にですね、校務出張をすること、同和研修という名のもとに授業を持たないというのは、高裁段階でも論議になって、特に専従派遣は違法行為だという判決が出ましたが、太宰府市の4校の中学校と7校の小学校には同和加配教員とか同和推進教員が配置をされているのかどうか、その辺を報告いただけませんか。

○議長（不老光幸議員） 教育長。

○教育長（關 敏治） 議員もご承知のことかと思いますが、いわゆる同和推進教員は、5年、もうちょっと前になりますかね、制度自体が廃止されまして、進路指導とか、それから非常に困っているような子供さんの指導とか、というようなことを中心に指導するように、そういう教員の配置をいただいております。この辺の役割につきましては、県のほうからですね、どういう役割を持つかということについては私どもも指導を受けておりまして、その指導に沿いながら進めておるところでございます。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） 私のほうも高裁でそういう問題が論議になって、当然教諭として選ばればですね、そういう同和研修とか運動団体のかわりの職員、そういう専断的なものは違法行為だというのが地裁、高裁で論議をされて、その結果が見直しをされた。そしてその結果、県教委からの通達が出て、当然人権啓発は必要ですが、太宰府市の4校と7校には同和加配だとか同和推進教員は現在配置をされてないというふうに受けとめていいですね。

○議長（不老光幸議員） 教育長。

○教育長（關 敏治） その役割を持つということでの教員の加配はあっておりません。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） 来年度から少人数学級が法律的に30年ぶりに35人学級になる。現実には、22名とか30名とかもありますが、教育委員会としても小学校の来年度から実施、2年後の中学校のやはり35人学級についても、教諭の配置確保も大変だと思うんですが、やはり太宰府市の行き届いた教育行政を行うために教育委員会、教育長、教育部局はですね、県教委とも常に協議をいただいて、やはり非常勤講師の先生をお願いするとか、講師をお願いするとかないような充実した教育行政を行うように教育委員会としても取り組んでいただくことを要求いたしまして私の質問を終わります。

どうもありがとうございました。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員の一般質問は終わりました。

次に、1番原田久美子議員の一般質問を許可します。

〔1番 原田久美子議員 登壇〕

○1番（原田久美子議員） ただいま議長の許可をいただきましたので、通告しております2項目について質問いたします。

1項目め、浸水対策について質問します。

2003年7月19日から20日にかけ、九州各地で局地的な集中豪雨が発生し、2009年7月24日から26日と、自然災害はいつ来るかわかりません。浸水被害とともに河川被害、がけ崩れ、道路被害がありました。災害があるたび、河川のはんらん、がけ崩れに危険がないとは言えません。安全にはまだまだ不十分ですが、できるところから改修工事、補強整備をしていただいたことに対して、行政担当の方に感謝申し上げます。

1点目は、道路被害について、危険水位を超したときの改善、対策が今後どのように行われるのかお伺いいたします。

2点目は、下水道は生活排水だけではなく、道路などに降った雨を集めて用水路や川に流れます。2010年7月12日から14日まで大雨が降りましたが、このときの用水路のはんらんや冠水した道路の数と冠水注意の表示板の数について現状と、さらに浸水被害が軽減されるための今後の対策についてお聞かせください。

2項目めは、公共施設の利用について質問いたします。

市民のスポーツ施設として市民の身近に利用されている施設利用料金について質問させてい

たきます。

市内の小・中学校及び体育センターを利用する場合の施設使用料が使用料金と照明料に分けられ徴収するようになっております。そこで、次の点について質問いたします。

1 点目は、使用料金を照明料と施設使用料と別々に徴収するのではなく、施設使用料の中に照明料を含んでの使用料金にできないのか。

2 点目、市外者の照明料金が2倍になっている理由について。

3 点目は、市内の小・中学校が使用する場合、現在区分免除であります、小・中学生が利用する社会教育スポーツ団体であり学校教育の一環として実施しているクラブ活動と同じ扱いにすることについて、できないのか。また、財政負担軽減の配慮をして免除にすべきと考えますが、いかがでしょうか。

次に、いきいき情報センターのトレーニングルームの利用についてお尋ねします。

自分に合った、マイペースでいつでも利用でき、生活習慣病の予防、運動不足の解消、ストレス解消、筋力アップ等さまざまな目的達成のために数多くの方が利用されている現状であります。市内、市外からと利用者は右上がりで、評判もよく、利用の目的に達していることはすばらしいことと思いますが、利用する方から時間待ちですぐに利用できない状況があると利用者から聞いております。トレーニングルームの1日の利用数と時間待ちがあった場合、市民を優先することができないのかお伺いいたします。

以上、2項目について、項目ごとに積極的で実効性のある答弁をお願いします。

再質問は自席から行います。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（齋藤廣之） 1 項目めの下水道や川の容量を超えて浸水している道路冠水危険箇所現状についてお答えいたします。

道路が冠水しました被害報告は、本年7月13日から15日にかけての集中豪雨時には34件の被害報告を受けており、冠水箇所につきましても把握をいたしております。

こういう状況でございますので、集中豪雨時の道路の冠水箇所につきましては、道路冠水状況を把握し、今後の雨水対策の参考にするために建設産業課2班と上下水道部施設課2班で大雨時に巡回を実施いたしております。

また、国道3号線下には地下道が9カ所存在しておりまして、この地下道すべてにおきまして冠水時注意の看板を設置しております。

また、水城及び国分地区におきましては、国道3号下に7カ所の地下道が存在しており、そのうち6カ所は水中ポンプにより排水をしておりまして、警報装置として異常水位を知らせるパトランプを設置しており、大雨時には地下道が冠水していないか、職員により地下道を巡回しております。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 上下水道部長。

○上下水道部長（宮原勝美） 2項目めの浸水被害の今後の対策について、下水道事業で実施しております雨水幹線等整備事業をもとにご回答申し上げます。

まず、高雄地区につきましては、これまでご説明しておりますように、抜本的対策としては、高尾川の改修を待たなければなりません、それまでの間の浸水対策について、筑紫野市と実務者協議を現在進めている段階でありまして、今後適宜にご報告していくことになると考えております。

その他の地域につきましては、下水道事業の整備実施計画に基づき、平成27年度をめどに雨水幹線及び雨水管等のバイパス工事を順次実施していくこととしております。

現計画では、五条、向佐野及び通古賀貝出地域を本年度内に完成させます。馬場奥園及び秋山地域については、本年度に実施設計を行い、来年度から工事に着手し、平成27年度までに整備することとしています。芝原雨水幹線整備の五条西地域は来年度実施設計を行い、平成24、25年度の2カ年で国分陣ノ尾雨水幹線上流域、国分台地域につきましては道路の拡幅に合わせて実施することとしております。それぞれに課題もございますが、計画に沿って事業が進められるように努力してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 1 番原田久美子議員。

○1 番（原田久美子議員） 今、答弁がありましたけれども、私、今回6月28日の星ヶ丘交差点の冠水した道路についてと五条の富田耳鼻科と安武ビルの間に道路について、冠水についてちょっと2点、その点について質問させていただきたいと思っております。

1点目の星ヶ丘交差点の冠水が6月28日にあったかと思えます。そのときの冠水の原因とは何だったのか説明をしていただきたいと思います。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（齋藤廣之） ただいまの星ヶ丘交差点の冠水の原因ということで、6月28日の午後1時から午後5時にかけて約75mmほどの豪雨がございました。この交差点から下流に排水する管に不法に投棄されたごみと、その配水管に隣接します農地ですね、農地の草刈りの草等が詰まりまして道路にあふれて2時間ほどですね、通行止めをしたというふうな状況でございました。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 1 番原田久美子議員。

○1 番（原田久美子議員） そこに今、農地の草取りで原因があったと、後、管のごみということですけど、その調整池の管理は、その上に調整池があるかと思えますけども、その管理はどこがされているんでしょうか。調整池の管理の。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（齋藤廣之） この周辺には日本経済大学のグラウンドの下に1つ調整池がございます。ただいま説明いたしました調整池に見えとりますが、これは物理的には調整池ではござ

いまして、先ほど言いましたような農地という部分で、その上流の団地から側溝で流れてきまして、この農地に入って、その農地から下流の水路に流れるというふうな水の流れという形でございます。

○議長（不老光幸議員） 1 番原田久美子議員。

○1 番（原田久美子議員） それではですね、今、農地ということなんですけども、その農地の樹木とか、そういうようなことが原因ということですけども、その管理指導は結局市のほうにあるんでしょうか。その農地の樹木があったということ。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（齋藤廣之） この農地の管理につきましては、土地所有者の責任において管理ですね、していただきたいというのが1つと、その農地から下流の水路といいますか、ためますがあって水路がありますから、この水路につきましては公共、太宰府市が管理をしていくという役割になろうかと思えます。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 1 番原田久美子議員。

○1 番（原田久美子議員） よくわかりました。

それから次に、五条の富田耳鼻科と安武ビルの間に冠水が、執行部の話では13日から15日ということになってましたけど、私の調べでは12日から14日ということでお聞きしているんですけども、その間に、その道路はいつも大雨が降るたびに冠水する道路でございますけれども、それにおきましては、平成15年の6月定例会の一般質問で田川議員が質問されてましたけれども、執行部の答弁では、対策として五条台雨水調整池、鉾ノ浦調整池より上流側の雨水がスムーズに流れるように下流側の水路改修、バイパス管設置、平成15年に基本計画が行われたということで議事録のほうに書いてありましたけれども、7年前からもうそういうふうな改修計画があつて行われたのにもかかわらず、今でも今回の7月の大雨のときにも冠水しているということは、どういうふうな意味をしているのか、ちょっと言っていただけませんか。

○議長（不老光幸議員） 上下水道部長。

○上下水道部長（宮原勝美） 平成15年度の田川議員の質問に当時の上下水道部長が答えております。

1つは、五条雨水幹線整備、先ほど平成21年度で一通り終わりますと答えました。これは、観世大橋から下流のほうからずっと整備してきておりまして、平成21年度は西鉄ストアの裏の西鉄の軌道敷を横断するところの水深で改良工事を行っております。大体五条の雨水幹線の排水エリアが14.8haございます。通常の今、太宰府市におきましては10年確率、10年に1回大雨が降る、その10年確率に合わせて国のほうに補助申請あるいは認可をとっているんですが、63.5mm、1時間雨量63.5mmにたえ得る、今、工事をずっと進めております。それ以上の例えば100mm、120mm降った場合は、一時的な冠水はこれはもう防げません。今年郡山市だったと思い

ますが、20mmか30mmでたしか冠水したとニュースであっておりました。今、太宰府市におきましては、5年確率から10年確率のほうに変更して整備を進めておりますけど、五条の今回の冠水の分の一番の原因は、秋山地域、馬場、奥園地域、この排水地域の分が、今、郵便局の裏から五条小橋のほうに流れるんですけど、これが鉾ノ浦公園の近くの西鉄の軌道敷を横断してます、その断面が小さ過ぎまして、ここであふれまして、西鉄の線路沿いにずっと流れてきて、五条駅あるいは西鉄ストアのほうまで行っております。それで、先ほど申しあげました本年度実施設計を行い、来年度から奥園、秋山地域の工事に着手します。逆に言いましたら上流側、奥園、秋山地域の工事が整備を終わりましたら、今、議員ご質問の五条地域も解消するものと確信しております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 1 番原田久美子議員。

○1 番（原田久美子議員） それで、解消するというのが、今はわからないわけですね。この道路につきましては、毎年、毎年というよりももう最近大雨というのはもう盛んにあっております。それで、ここは一方通行になっているかと思います。通学路、通勤の道路でもございまして、そういったところに市民の方にわかりやすく冠水注意という看板ができないかお伺いしたいと思います。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（齋藤廣之） 太宰府市におきましては、先ほども申しましたように、国道3号下に冠水注意というような看板の設置をしております。当該質問の箇所につきましては、設置の方法とか設置する場所等、現地再度調査し、検討したいと思います。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 1 番原田久美子議員。

○1 番（原田久美子議員） 前向きな意見ありがとうございます。

ぜひ調査をしていただきまして、冠水道路に車が入った場合とか人が入った場合、人が入ってことはないと思いますが、どういふような雨が降るかわかりませんし、その道路の用水路のことでございますけれども、その用水路の中には側溝と用水路が2つ一緒になっているわけですね。そして、ぽっぱ薬局というところの入り口のところまで歩道があるわけです。それから、鉾ノ浦のところまでは、もう路側帯で白線が引いてあるだけで、白の用水路の横には鉄の柵があるだけで、ガードレールじゃないけども、丸パイプがあるだけで、そこを歩くお年寄りとか子供さん、先ほども言いましたように、通学路でもございますので、人が歩くのになぜそのぽっぱ薬局の前まで歩道があって、それ以降が路側帯であるのかというところを私は疑問に思っているわけです。そして、あそこを私よく通りますけれども、鹿子生整形外科、それと小栗こどもクリニックがございまして、人通りもやはり多いと思いますので、その部分に暗渠というんですかね、暗渠化をしていただいて、その部分にごみとかも落ちないようになりますので、ふたをすることについてはどういふふうを考えられているかお答えくださ

い。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（齋藤廣之） ご質問の水路の横に側溝がありまして、その側溝は農業用水路として現在使用されているように現地のほうで確認をさせていただきました。水路のわきの側溝にふたをかぶせて歩道というようなご提言をいただいておりますが、水路断面を侵すという部分もございますし、その辺現地を再度調査し、歩道の設置が可能かどうかですね、調査をさせていただきますればというふうに考えます。

○議長（不老光幸議員） 1 番原田久美子議員。

○1 番（原田久美子議員） そしたら、その側溝の部分は農業用の水路ということで理解しとってよろしいんですね。今、実際に農業用の水路として使用されているんですか、その側溝は。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（齋藤廣之） 側溝の上流に井堰があるのは確認しております。今年使用されたかどうかまでは、ちょっと私も確認、そこまではしておりませんので、それらの関係の確認、調査を再度させていただきますればというふうに思います。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 1 番原田久美子議員。

○1 番（原田久美子議員） 調査のほう、よろしくお願ひしたいと思います。

それと、大雨が降るたびにですね、冠水する道路については、皆様にその危険をですね、教えるということで、やはりそういうふうな箇所についてはですね、先ほども言いましたように冠水注意という表示板を、もういつも起こる場所というのは、もうわかっていると思いますので、ぜひそういうふうな表示、標識の設置を要望して、この分につきましては終わりたいと思います。

○議長（不老光幸議員） 2 件目ですか、次は。

○1 番（原田久美子議員） はい。

○議長（不老光幸議員） 2 件目をお願いします。

教育部長。

○教育部長（山田純裕） 1 点目の使用料金を照明料と施設使用料とに分けて徴収している理由についてでございますが、利用者の方に応分の負担をしていただくということから、夜間など照明を利用されるときには施設使用料とは別に照明料をいただいておりますが、施設によりましては使用料に照明料を含んで徴収しているところもございますので、ただいまのご質問につきましては今後検討したいというふうに考えております。

次に、2 点目の市内者と市外者の照明料が2 倍になっている理由についてでございますが、公共施設の整備につきましては、市民の税金を一定使用いたしておりますことから、市内者の施設使用につきましては、市外者の2 分の1 とし、スポーツ振興や健康増進のためにも数多く

利用していただけるよう、夜間照明も含めて料金設定をいたしております。1点目の質問と関連いたしますので、あわせて検討してまいります。

次に、小・中学生の使用料を免除できないかについてでございますが、小・中学生の料金については、現在一般利用の5分の1としております。また、学校教育以外の使用につきましては、社会体育もしくは社会教育などでの使用となりますので、受益者負担の考えから全額免除は難しいというふうに考えております。

次に、3点目のいきいき情報センターのトレーニングルームの利用についてでございますが、本年8月末現在の会員登録者数は1万2,596人で、性別では男性5,028人、女性7,568人となっており、利用者数も平成20年度で2万1,560人、平成21年度で2万4,546人と、年々増加いたしております。お尋ねの1日の利用者数は、平均71名程度となっております。

また、専門の指導員を配置し、利用者への実技指導や要望に応じた指導、助言を行っているところでございます。市内者を優先利用させることができないかとお尋ねでございますが、市内外者の区別が困難であることや、市外者からも料金を徴収しておりますので、利用そのものの市内者優先は難しいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 1 番原田久美子議員。

○1 番（原田久美子議員） 1点目の分なんですけれども、私も一応近隣市を調べたところですね、照明料と施設料というのがもう一緒になっているんですよ、ほとんどの、近隣市を調べていただけると思いますけれども。それを本市においても体育館の片面と全面との照明料を今は徴収されているわけですね。もう利用者が片面でいいと。全面はいいんですけれども、片面の場合は全面の半分ですよ、金額がね。だから、そういうことで、体育館の内容なんですけれども、今現在ですね、体育館の照明がA面とB面に分けたとしたら、その照明の配線がきちんとA面とB面で配線がきれいになっているようになっているのか、ちょっとお聞きしたいんですけど。A面とB面の配線がきちんと、片面使うっていったら片面だけの線を切ることができるかどうか説明をしてください。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（山田純裕） 体育センターで申し上げますと、片面と全面と料金はそんなふうなとり方をしておりますので、スイッチを入れればそういうことにはできると思いますけれども、ほかの施設へのちょっと配線まではですね、ちょっとわかりません。

○議長（不老光幸議員） 1 番原田久美子議員。

○1 番（原田久美子議員） 私の記憶にある限りは、もう、1つつければ全部つくようになっている施設もあるということをお頭にに入れておいていただきたいと思います。ぜひそういうふういきいき情報センターのほうでお金をA面とB面で片面使う場合には半額、そして2倍取ってあると思うんですけれども、やっぱり事務簡素化というんですかね、それで事務簡素化を考えた上におきましては、もう一本化にしたほうがいいんじゃないかと。よその近隣都市も参考にし

ていただいて、今後照明料というのを別々に取るんじゃなくて一本化にしてほしいなということとで検討していただきたいと思います。

次に、2番目の件につきましてなんですけども、市外の方が2倍取られているということなんですけれども、北谷運動公園の照明料でちょっと例に出していかしてもらいますけど、1時間市内の方が使った場合は3,000円なんです、そして市外の方が使った場合は照明料は6,000円になるんですね。それで、ここの部分につきましては、グラウンドを使う場合は1,000円と、それと市外者は2,000円、もうここで施設料をもう2倍取ってあるわけなんですよね。それで、なおかつ照明料も2倍取るということについて、私は意味がわからないので、今日今回こういうふうな質問になったわけなんですけれども。それと、一般にグラウンドを使う場合、照明がついているグラウンドを使う場合、中学校のグラウンドしか照明はないと思います。そして、その中学校の照明料は、施設料は500円なんです。照明料はその倍の1,000円なんです。でも、この北谷運動公園は、市内は2,000円で、市外者は4,000円なんですね、照明料が。だから、こんな同じ、同市の公共施設の間の中で料金の違いについて、そしてまた高いんではないかと。本当に使用する場合に、北谷公園を夜しか使えない場合は、本当に施設利用者の方から苦情か何かあっているかどうかちょっと知りませんが、私自身は高いのではないかなと思っています、その点についてちょっと意見があれば言っていきたいと思っています。

○議長（不老光幸議員） 教育長。

○教育長（關 敏治） お金をですね、幾ら取ったらいいかというのは、これという基準はないんじゃないかなと思います。それで、その当時に確かに私ども教育委員会がこれほどお願いしたいということで提案をいたしまして、議員の皆様方からもご了解をいただいて料金になったんじゃないかなと思います。確かにですね、十分に理解し、納得し、結果が得られるということが一番いい行動タイプかもしれませんが、やはり多くの方々がそれでよかろうということであれば、それでよかったんじゃないかなと私自身は思っております。

そういう中でございますのでね、こんなふうにしたらどうかというようなご意見をいただきますと教育委員会としても検討されますけど、これが高いか低いとも言われましても、多分電気代はもっとかかっているんじゃないかなと思いますので、全部くれるのかという話にもなったりするんじゃないかというふうに思いますので、よろしかったらそういう面でご理解いただいて提言いただければ大変ありがたいと思います。

○議長（不老光幸議員） 1番原田久美子議員。

○1番（原田久美子議員） 教育長の意見は重々わかりました。そういうな気持ちで今度からまた意見として言わせていただこうと思っています。

それと、3点目の学校教育の一環として実施しているクラブ活動は、学校が使う場合は無料なんですね。だから、社会スポーツ活動も一緒に考えていただいたらということを行いましたけれども、部長のほうからは今のところは免除はもう考えていないということでございますの

で、今後検討をしていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと。

○議長（不老光幸議員） 教育長。

○教育長（關 敏治） 学校教育と社会教育というような考え方をされるとですね、施設利用についてはですね、性格が全然違いますのでね、それはなかなか検討は難しゅうございます。というのは、小・中学校の学校というのは、義務ですからね。だから太宰府市内の子供さんたち、どっかで何らかの形でするんですよ。例えば、社会教育の例えばソフトボールならソフトボールは、ソフトボール同好会の子供さんしか使わないんですよ。だから、そういう性格が全然違いますので、どうかそういう点で検討してくれというのはなかなか難しいということだけを述べさせていただきます。

○議長（不老光幸議員） 1 番原田久美子議員。

○1 番（原田久美子議員） 私もこれだけは言っておきたいと思っておりますけれども、太宰府市ですね、子供たちが、今から、私たち、太宰府市を背負っていつてもらいたいわけですよ。学校教育でできない部分を社会教育が補っている部分もあるかと思ひます。だから、そういうふうなことで、また今から太宰府市にですね、たくさんのオリンピック選手とか、そういう方が子供たちがどんどん増えるようになっていったらいいなと思っておりますので、ぜひ、今はもう5分の1を、本当にただみたいな安い料金でされているということはもう重々わかってますけれども、ほかの近隣市も見ただいて、子供たちが使う学校施設の利用率については無料のところもござひますので、そのところもちよつと参考までに調べて調査していただきまして、この分につきましては終わりたいと思ひます。

次に、いきいき情報センターのトレーニングルームの施設の件でござひます。

この施設はですね、結構ほかのスポーツジムを見ましても安うござひます。それで、市外者、市内者の方が利用されているということは、先ほど部長の人数でもわかりましたけれども、これに、多くて順番待ちをして待っている利用者がおられるということは、私のほうで質問で言ひましたけれども、そういうふうに順番待ちがですね、ある場合において、市内者の方の気持ちは、やはり市の税金で設置した施設だから、当然市民が優先じゃないかというその気持ちはあつてそういう言葉が出ていふと思うんですよ。それで、市民優先をしてほしいという声があることに對し、市民が待たなければならない、そのところを理解するための言葉をお願いしたいと思ひますけれど。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（山田純裕） トレーニングルームで順番待ちというぐらひにたくさん来ていただければ本当にありがたいことだと思います。確かに議員さんおっしゃいますように、待つてある場合もあるかと思ひますが、押しなべてみますと、機種もかなり種類ござひますので、そのあたり、待つてあつてもちよつと待つてもらふと、二、三人待つてもらふという機種もあるかもわかりません。それにつきましては、インストラクターが中にちゃんとおりますので、ほかの機種ないいろいろな講座、指導もするというようなことでの対応もさせていただくようにして

ますので、そのあたりにつきましてはですね、ちょっと市内の方を優先というのは非常にその区別も難しゅうございますので、そのあたりのご理解はいただきたいと思います。

○議長（不老光幸議員） 1 番原田久美子議員。

○1 番（原田久美子議員） 先ほど照明料について質問したときに、部長のほうから市の税金を使用しているためにここはもう2倍取らなきゃいけないということで言われました。今回こちらのほうは、市外、市内の料金の設定はございません。それについて、利用料金に差を設けることについてどう思われますでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（山田純裕） 利用料金というのは、当然応分の負担がございますけども、先ほど申し上げましたように、市の税金というようなことも当然ございます。多くの施設はそんなふうになっておりますが、施設自体が、いきいき情報センターも市内、市外の区別はございません。先ほど申しましたように、体育施設では区別しているところもあればないというところも確かにございますけども、公共施設としていきいき情報センターとかですね、そういった分についても区別はしてないという、施設それぞれによって違うところは確かにございますけども、そういったことで、応分の負担をしていただきたいなと。市の税金のというようなことも確かにあるということをご理解いただきたいと思います。

○議長（不老光幸議員） 1 番原田久美子議員。

○1 番（原田久美子議員） しつこく言うようですね、結局その施設がですね、経費を利用料金だけで賄っていればそれでいいんですけれども、やはり税金も使って賄っているということになると、やはり市内者の方は自分の出している税金で使っているんだから、私たちが先に優先していいんじゃないかって。だから、そこに市外者の市内者の少しでも差があれば、市外者もこの部分につきましては市内者と市外者の区別をします、市外者の説明もできます、市内者にもきちんと取ってますと、市外者から、だから順番待ちしてくださいということは言えると思うんですけども。そういうふうなことがあっておりますので、十分に今私が言ったことにつきまして、もう一度考えていただいて、施設の利用に関して、市民が利用しやすい施設になりますよう心からお願いして、前向きなご検討をお願いして、私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（不老光幸議員） 教育長。

○教育長（關 敏治） 受け付けられた順番がありますのでね、それでちょっと待ちましょうかというようなふうに私、教育担当の者は頑張らにやいかんなということを感じましたので、どうかその辺でいかがでございますかねと思っておるところでございます。また内部でも検討させていただきます。

○議長（不老光幸議員） 1 番原田久美子議員の一般質問は終わりました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（不老光幸議員） 以上で本日の議事日程はすべて終了しました。

次の本会議は、9月13日午前10時から再開します。

本日はこれもちまして散会します。

散会 午後3時37分

~~~~~ ○ ~~~~~

1 議 事 日 程（4日目）

〔平成22年太宰府市議会第3回（9月）定例会〕

平成22年9月13日

午前10時開議

於 議 事 室

日程第1 一般質問

一般質問者及び質問項目一覧表

| 順位 | 質 問 者 氏 名
(議 席 番 号) | 質 問 項 目 |
|----|--------------------------|---|
| 1 | 渡 邊 美 穂
(4) | <p>1. 五条交差点から天満宮駐車場に至る道路について
4年前に舗装工事を行った当該道路について、周辺から以前より激しい振動が起きているとの意見が出ている。抜本的な解決法について</p> <p>2. 第五次総合計画について
これからの日本が抱える問題や本市独特の課題を解決しながら、為政者の独自性を出した基本構想・基本計画とは、どうあったほうがよいのか考えを伺う。</p> |
| 2 | 橋 本 健
(7) | <p>1. 梅林アスレチックスポーツ公園について
(1) 利用状況について
月曜日は、定休日だが、火曜日から日曜日までの団体・個人の利用状況について伺う。
(2) 管理体制について
公園ができた当初は、多目的広場やスポーツ公園としてかなりの期待があったと思うが、現在は、放置状態の印象がぬぐいきれない。グラウンドの維持管理を含め管理棟に人員配置はしないのか伺う。
(3) 活性化について
市民から「立派な施設なのに、このままの状態ではよいのか」という意見があった。今後管理人を置いて、しっかりした運営をしてほしいが、再生をどう考えているのか伺う。</p> <p>2. 校区自治協議会の活動について
6地区の校区自治協議会の部会や委員会組織の整備は完了したが、何事も計画よりも、いかに実践したかが重要である。今年度の各校区の活動状況と予定について伺う。</p> |
| 3 | 村 山 弘 行
(16) | <p>1. 公契約条例の制定について、検討・研究は行っているのか伺う。
公共サービス基本法の成立を踏まえ、地方公共団体での公契約条例の制定が大切と思うが、本市ではどう考えているのか伺う。</p> |

| | | |
|---|-----------------|---|
| | | 2. 本市の入札制度と、地場産業の育成へ向けての取り組みについて
伺う。
本市の入札の最低価格の状況はどうなっているのか、また、地元
業者を育てるためにどのような方式をとっているのか伺う。 |
| 4 | 小 柳 道 枝
(10) | 1. 特産物の「太宰府ブランド認定」の考えについて
(1) 本市の物産品等に太宰府独自の認定マーク等を設けるため
の「太宰府ブランド認定制度」を発足させる考えはないのか
伺う。
(2) 太宰府ブランド創造協議会の活動内容と今後の取り組みや
方向性について伺う。 |
| 5 | 清 水 章 一
(13) | 1. 第五次総合計画について
(1) 策定までの流れについて
(2) 基本構想について
(3) 基本計画等について |
| 6 | 福 廣 和 美
(18) | 1. 災害対策について
(1) 異常気象による河川の氾濫、土砂崩れ対策について
(2) ハザードマップの作成について |

2 出席議員は次のとおりである（１９名）

| | | | |
|------|------------|------|------------|
| 1 番 | 原 田 久美子 議員 | 2 番 | 藤 井 雅 之 議員 |
| 3 番 | 長谷川 公 成 議員 | 4 番 | 渡 邊 美 穂 議員 |
| 5 番 | 後 藤 邦 晴 議員 | 7 番 | 橋 本 健 議員 |
| 8 番 | 中 林 宗 樹 議員 | 9 番 | 門 田 直 樹 議員 |
| 10 番 | 小 柳 道 枝 議員 | 11 番 | 安 部 啓 治 議員 |
| 12 番 | 大 田 勝 義 議員 | 13 番 | 清 水 章 一 議員 |
| 14 番 | 安 部 陽 議員 | 15 番 | 佐 伯 修 議員 |
| 16 番 | 村 山 弘 行 議員 | 17 番 | 田 川 武 茂 議員 |
| 18 番 | 福 廣 和 美 議員 | 19 番 | 武 藤 哲 志 議員 |
| 20 番 | 不 老 光 幸 議員 | | |

3 欠席議員は次のとおりである

な し

4 地方自治法第１２１条により説明のため出席した者の職氏名（２２名）

| | | | |
|------------------|---------|---------|---------|
| 市 長 | 井 上 保 廣 | 副 市 長 | 平 島 鉄 信 |
| 教 育 長 | 關 敏 治 | 総 務 部 長 | 木 村 甚 治 |
| 協働のまち
推進担当部長 | 三 笠 哲 生 | 市民生活部長 | 和 田 有 司 |
| 健康福祉部長 | 和 田 敏 信 | 建設経済部長 | 齋 藤 廣 之 |
| 会計管理者併
上下水道部長 | 宮 原 勝 美 | 教 育 部 長 | 山 田 純 裕 |

| | |
|--------|--------|
| 総務課長 | 大藪 勝一 |
| 管財課長 | 辻 友治 |
| 市民課長 | 原 野敏彦 |
| 都市整備課長 | 神 原 稔 |
| 教務課長 | 木 村 裕子 |
| 文化財課長 | 井 上 均 |

| | |
|---------------|---------|
| 経営企画課長 | 今 泉 憲 治 |
| 協働のまち
推進課長 | 諫 山 博 美 |
| 福祉課長 | 宮 原 仁 |
| 上下水道課長 | 松 本 芳 生 |
| 生涯学習課長 | 古 川 芳 文 |
| 監査委員事務局長 | 関 啓 子 |

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（5名）

| | |
|--------|---------|
| 議会事務局長 | 田 中 利 雄 |
| 書 記 | 浅 井 武 |
| 書 記 | 茂 田 和 紀 |

| | |
|---------|---------|
| 議 事 課 長 | 櫻 井 三 郎 |
| 書 記 | 花 田 敏 浩 |

再開 午前10時00分

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（不老光幸議員） 皆さん、おはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第3回定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付しているとおりです。

議事に入ります。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第1 一般質問

○議長（不老光幸議員） 日程第1、「一般質問」を行います。

4番渡邊美穂議員の一般質問を許可します。

〔4番 渡邊美穂議員 登壇〕

○4番（渡邊美穂議員） ただいま議長より許可をいただきましたので、通告に従い、2項目質問いたします。

まず、五条交差点から天満宮大駐車場へ通じる市道についてですが、この道は約4年前に全面補修工事を行っていただき、それまで振動と騒音に悩まされていた住民から大変喜ばれました。しかし、この8月2日に開催された市長との懇談会において、再び同じ問題が発生するとの意見が出され、市はすぐに対応する方向で現在計画を進めていただいています。以前の補修工事が始まる前、私は道路周辺の住宅を拝見してきましたが、玄関のたたきにひびが入ったり、柱が傾いたり、バスが通るたびに瞬間湯沸かし器がとまってしまったり、市民の財産と生命にかかわることだと実感しました。そして、長年の住民の願いがかない、前回の全面補修に至ったわけですが、私が近隣住民の方に伺ったところによると、4年前の舗装工事からわずか半年で再び振動が起こり始めたということです。通常、わずか半年でこのような事態が再発するものでしょうか。今回の補修がもし前回と同じような内容で行われれば、いたずらに補修費用がかさむだけです。

そこでお伺いしますが、この市道は大型バスが頻繁に通行するという特徴はありますが、振動の原因はそれだけではないと思います。道路補修によって振動を軽減する方法はないのでしょうか。現在計画されている補修内容は、4年前の補修とどのように違っているのか、もし違いがあれば具体的にわかりやすくお示してください。

次に、第五次総合計画についてお伺いします。

これまでの総合計画の多くは、表紙の自治体名が違うだけとか、金太郎あめなどと内容の画一化をやゆされてきました。日本におけるまちづくりを見ると、歴史ある町屋を破壊し、九州でも東北でも同じような風景ばかりが目に入ります。まちづくりの違いは、ヨーロッパの町並みと比較すると一目瞭然です。これは、戦後進められた画一化した総合計画が一つの原因にな

っているような気がします。行政の仕事すべてが大切だということは、万人が理解していることです。しかし、今後日本は人口が減少し、人類が経験したことのない少子・高齢化社会を迎え、世界規模での環境悪化が予想されています。この局面を自治体で乗り切るには、行政面での太宰府の特徴をつくり上げることが必要だと思います。そのためには、徹底的な情報公開のもと、幅広い市民の意見を聞き、総合的な視野を持って優先順位を決定しなければなりません。それが、今回の第五次総合計画の意味だと思います。

この総合計画の骨子となるのが基本構想で、本市の基本構想の中には基本理念が提案されています。企業において経営理念は、企業のあり方の根幹となります。調べてみると、多くの企業が実に高邁で揺るぎない経営理念を持っています。例えばシャープですが、一部をご紹介しますと、いたずらに規模のみを追わず、誠意と独自の技術を持って広く世界の文化と福祉に貢献する、云々となっています。その卓越した技術と社会貢献活動は、皆さんもご存じのとおりです。太宰府市内にあるイーケイジャパンは、「楽しい科学を提供する」の理念のもと、夏休みの子ども工作教室などを開催しています。三鷹市は、平和の希求、人権の尊重、自治の実現を基本理念とし、その理念に沿った施策を市民と協働で実現していくとうたっています。

今回提案されている本市の理念は、市民との協働によるまほろばの里づくりですが、協働は一つの手段ですし、まほろばの里は町全体のイメージだと思います。井上市長は、マニフェストで多くの施策の中から教育と福祉の充実を最重要課題として掲げておられます。むしろここに政治家としての信条や理念が介在すると私には思えるのですが、現在の基本理念案ではそれは全く触れられていません。市長の理念がそのまま総合計画の基本理念にはならないかもしれませんが、基本理念を策定するならば、どこかに為政者の思いが生かされてもいいと思います。

そこでまず、井上市長の行政運営の基本理念をお聞かせください。

回答は項目ごとに、再質問は自席にて行います。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（齋藤廣之） 1件目の五条交差点から天満宮駐車場に至る道路につきましてご回答申し上げます。

この工事は、五条太宰府駅前線道路舗装工事でありまして、平成18年度と平成19年度の2カ年において五条交差点から太宰府小学校入り口交差点までの716mの区間において施工いたしました。

工事に当たりましては、騒音調査、交通量調査、CBR試験、平たん性試験等を行い、舗装の構造、舗装厚等を決定し、排水性舗装として2層に分けて舗装をしております。この排水性舗装は、表層のアスファルトに骨材の大きい材料を使用し、降雨時に路面上に降った雨が浸透し、車の通行時に路面上の雨水が飛び散らないような舗装構造になっており、通告時の騒音についても軽減する構造となっております。

しかしながら、路床及び路盤の状況は一樣ではなく、道路面のくぼみや下水道マンホール及

び上水道の仕切り弁等の付近において段差が生じており、工事完了後におきまして部分補修を行っている状況でございます。

ご質問の振動箇所につきましては、市長と語ろう未来の太宰府ふれあい懇談会において提言を受けまして、現地調査を行い、その結果、下水道マンホール及び上水道の仕切り弁の付近において段差があることを確認いたしましたので、早急に補修をする予定でございます。

補修の方法でございますが、既に排水性舗装工事を全幅員において施工しておりまして、くぼみが顕著でない部分におきましては以前よりも振動及び騒音が軽減しており、排水性舗装工事の効果は十分に上がっているものと考えておりまして、全面的な補修ではなく、部分的な補修を実施する計画であり、下水道マンホール及び上水道の仕切り弁等の付近を修正用のアスファルト合材によりまして段差をなくし、補修を実施いたします。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 4 番渡邊美穂議員。

○4 番（渡邊美穂議員） ということは、今回は前回と違って下水道マンホールの部分とかそういったところの段差を解消する部分補修を行うということなのですが、確かにこの道はですね、大型バスの通行量が多いということはあります。しかし、例えばこの市役所の前にあります県道ですね。ここは、この大型バスの通行に加えて、なおかつトラックとか乗用車の通行があるわけなのですが、このあたりの近辺の住民からそういった振動についての悩みとか、私は少なくとも受けたことがないんですね。この違いは一体何なのか。なぜあそこの住民たちだけがそういった振動を感じるのか。執行部では、この原因は一体何だとお考えでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（齋藤廣之） 道路の中にはライフライン、水道、下水道、ガス、NTT等のライフラインが入っておりまして、その位置につきましても、道路構造によって歩道に入っている分とか、バスが通る車道の車の上にそういう専用管が入っている箇所とか、もうさまざまございまして、そこに道路の段差がつくと、やはりですね、構造的に周辺に大変ご迷惑かけているという部分が出てきますので、その都度道路管理者としましては、その辺の状況を見きわめながら修繕等を今後も行っていきたいと思っておりますし、今現在提言いただいております振動というのは、直接市民の方にもお伺いしましたが、専用の段差によってやはり当初工事をしたときよりも振動が大きくなった提言もいただいておりますので、まずはその段差をですね、改修させていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 4 番渡邊美穂議員。

○4 番（渡邊美穂議員） 応急処置としてはその方法も一つ有効な方法かもしれませんが、例えばですね、平成20年の3月議会でこの市道におけるバスの時間帯による一方通行というのを議会においては可決をしていただいておりますね。そして、その中で所管委員会の建設経済常任委員会は、2回継続審査として慎重に審議を行っていただいた結果、そういうふうに採択をし

ていただいております。そのときの執行部の説明がですね、児童・生徒の通学時間帯はバスを西鉄太宰府駅方面に誘導することについて天満宮の了解を得ました。各旅行会社やドライバーにチラシなどを配布して、太宰府駅方面のほうに流れていっていただくよう周知を行うということを約束されています。また、議員のほうからは、まずは関係自治体と協議を行って了解をいただきなさいということを条件として出されました。その後、私が見る限りはですね、大型バスが太宰府駅方面に出ていっているところとか見たことないんですけども、執行部は本当に天満宮や各自治会との協議、それから旅行会社、ドライバーへのチラシ配布を実施されたんでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（齋藤廣之） 当該路線につきましては、観光用の道路としてですね、利用いただいている反面、地元の市民の方には大変そういう安全という部分ではご迷惑かけているんですが、議員さん、今ご提言いただきました、生活道路安全確保に関する請願ということですね、平成20年3月に議会の採択されてまして、それを受けて太宰府市執行部におきましては、まず1つは道路の一方通告という部分で、バスだけ一方通告はできないかという請願、これについては、関係機関とも協議しましたが、バスだけの一方通行は非常に難しいという結論でございまして、しかし少しでもバスを誘導をするといいますか、太宰府駅のほうに誘導するということで、通学路の安全確保へのお願いということで、午後、通学の帰りですね、下校時、14時から16時にかけて、天満宮のほうと協議しますし、関係、新町、大町等の自治会とも協議しまして、そちら回っていただくというような形で、ちょっとこういうはがきなんですけど、誘導のための観光バスの運転手さんのほうにお願いして誘導していくと、こういうのを3万枚ほど配りまして、天満宮の駐車場の方から誘導していただくというような現在状況で動いているところでございます。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 4番渡邊美穂議員。

○4番（渡邊美穂議員） それらが平成20年の話で、平成20年に可決されて、具体的にじゃあ何回その自治会との協議や天満宮、天満宮だけじゃないでしょうけど、大町、新町、五条、皆さん入れた自治会協議とか、じゃあチラシ配布は一体どの程度行われたのか、旅行会社に本当にそのチラシを送られたのか、そういうのを私ほとんど見たことがないんですが、何回ぐらいその協議は行われたのか、そしてチラシは一体どれぐらい、何カ所の旅行会社等に配られたんですか。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（齋藤廣之） 先ほど申しましたように、関係自治会のほうには迂回するというまずは了承といいますか、協議をさせていただきまして、旅行会社、天満宮さん、各関係機関のほうにこういうチラシをお配りして、この時間帯については迂回をしてくださいという協力依頼をですね、現在もやってますし、今後もやっていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 4 番渡邊美穂議員。

○4 番（渡邊美穂議員） ぜひですね、1 回それを検証していただきたいと思います。バスの台数、減っているか増えているかわかりませんが、来年1月1日からまた国博がゴッホ展を始めますので、前回のような阿修羅展のようなまた話になる可能性もありますし、ぜひどれぐらい、少なくとも子供たちの下校時間帯にですね、迂回しているのか、あるいはドライバーの方もですね、迂回してくださっているのか、天満宮の管理者の方たちがどれぐらいそれを勧めているのか、きちんとそれは検証していただきたいということで、最初にとにかくまず自治会のほう協議を行って了解をいただいたという話だったんですが、私の耳にはまだちょっと反対をされている方の意見も聞こえてくるんですね。したがって、その自治会長のほうからきちんと下の、下というか市民の皆様方にそれが周知が徹底しているのか、その部分も含めてまず最初に行っていただき、その後にバスの通行量がどれぐらい減ったのかということを検証していただくようお願いをいたしまして、1 項目めの質問を終わります。

2 項目、お願いします。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 私の行政運営の基本は、就任当初から、「まちづくりに“仁”のぬくもりを」「市民との協働のまちづくり」を掲げております。歴代の市長あるいは議会あるいは市民の皆様方のご尽力、ご協力によりまして、太宰府市の社会資本整備は大方近隣市と肩を並べるぐらいに至ったと、このように私は思っております。したがって、私はハードよりソフトに、また教育と福祉に軸足を傾けたマニフェストを掲げまして、ふるさと太宰府の限りない発展と、「だれもが安全で安心して暮らせるまち」、あるいは「市民が元気で輝きを放つまち」をつくっていくんだという、そういった気概を持ちまして今日まで行政運営に努めているところでございます。

一方、太宰府市でございますけれども、ご承知のように千数百年という悠久の歴史が織りなしました豊かな自然と大宰府跡あるいは水城跡等の特別史跡を初めといたしまして、観世音寺、戒壇院や、あるいは太宰府天満宮などの数多くの歴史的文化遺産が市内の至るところに原風景と一体となって、そして連綿と今に引き継がれておりまして、それを次世代に伝え、守り育てていくことが私どもに課せられた使命であると、このように考えております。

そういった考え方を行政運営の底流としておりますことから、第五次総合計画案におきましては、市民との協働によるまほろばの里づくり、すなわち市民が安全に安心して暮らせることができるまちづくりと、市民の誇りでございます太宰府市固有の歴史、文化や、豊かな自然を守り育てるまちづくりを市民と行政が協力しながら進めていくことを理念あるいは各施策に共通する考え方として提案をさせていただいておりますところでございます。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 4 番渡邊美穂議員。

○4番（渡邊美穂議員） 今の市長のお考えは、ハードからソフトに移行するに当たって温かいぬくもりの気持ちを持って市民とともにまちをつくり上げていきたいと、こういうふうな内容でお話をしていただいたと思うんですけども、今この基本構想案に掲げられている10年後の将来像、確かに今おっしゃったように、次世代へ今の太宰府の原風景をつないでいくという内容だったんですが、これは言葉で10年後の将来像として「歴史とみどり豊かな文化のまち」というふうになってますが、これはですね、第二次総合計画から30年間変わってません。つまり、これは太宰府が、今市長がおっしゃったように営々として守り育てていくものであって、その姿勢は既に市民憲章の中でうたわれています。ですから、わずか10年後の将来像ではないと私は思います。将来像は、今ないもの、あるいは不十分なものを補った未来の希望の姿だと私は思います。つまり、今市民が望むこと、つまり今不十分なもの、これは市民意識調査では、安心・安全、福祉及び子育て施策の充実、良好な環境づくりが上位を占めています。これらの今の市民が望む生活環境の実現と、今市長がおっしゃった行政理念、そしてそのほかの行政の職員の皆様が持ってらっしゃる理念、その中を全部を融合した中に10年後の将来像、これは本当に近い未来ですから、10年後の本市の将来像があるように思います。今回のこの将来像については、パブコメをとられた中でもほとんど反対する意見が多かったんですが、その後庁内です、一体どのような議論が行われて、このように変更されずに今の案のまま持ってこられたのか、その議論の過程を教えてください。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） 将来像、理念、非常に概念のですね、ところのご質問でございます。将来像については、今おっしゃいますように第二次から太宰府市は変えてきておりません。この「歴史とみどり豊かな文化のまち」というのは、私たちの太宰府が将来としてもう定めて、まず変わらないというところでこれまでとらえてきております。今、議員さんご質問の福祉、安心・安全といいますような理念といいますか、そのような一つの信念や理想のようなものの具体化した形というものをひとつ私どももそれを、今、市長が言いました市民との協働による「まほろばの里づくり」としてあらわしております。これを、例えばよその市とですね、ちょっと見比べておりましたが、よその市は理念という言葉は使わずに、サブテーマというような形で協働でありますとか、ともにつくるとか、共生、環境とかですね、そのような文言をいろいろ並べてきております。だから、組み立て方がちょっと若干、よその市と太宰府の場合が違うといえは違うということになっておりますけれども、この歴史と緑豊かな文化の町ということは、むしろ10年、20年で変わらないからこそ守って、私どもが目指していかなければならないというところで、これまで庁舎内のずっとした論議の中でも、庁舎の中ではここを目指して努力していこうということで意思は統一してきております。そこに向かって、今おっしゃいました理念に相当するですね、信条でありますとか、理想像、姿というものを理念として持っていく、あるいはサブテーマとしても持ってきていいのではないかというふうに考えておられて、今その辺含めて審議会のほうで議論をいただいておりますという状況でございます。

○議長（不老光幸議員） 4 番渡邊美穂議員。

○4 番（渡邊美穂議員） ここは議論が並行するところかもしれませんが、今言いましたように、もう市民憲章の中で太宰府市はこういう姿勢でやっていきますよということはもうたわれているわけですね。したがって、それをあえてまた将来像でうたい込む必要はあるのか。それよりも、今市民が不安に抱えている課題を克服した形をイメージした10年後の将来像をきちんと出してくるのか。これは、どちらかがいいのかというのは、やはりきちんと議論をする必要はあると思います。それから、経営基盤の一つは財政なんですけれども、太宰府市の収入の大部分は市税に頼っているわけです。つまり、市の人口や高齢化率というのは財政面において非常に大切なファクターになってます。第五次総合計画では、コーホート要因法を使った人口推計で、10年後には7万2,000人というふうになってます。第四次総合計画では、今年度7万2,000人の予想でした。しかし、現実にはそれより約2,500人少ないという実態になっているんですが、この経営基盤である人口が目標に達しないと判断した時点、あるいは平成15年の大災害と三位一体改革の影響で実施計画が立てられない状況に陥ったわけですが、なぜこのときに総合計画の見直しを行わなかったのでしょうか。見直しを行っている自治体もたくさんあるわけなんですけど、今後ですね、過去のことを言ってももう仕方ないので、今後このような事態に陥った場合、見直しを行いますでしょうか。それから、もし見直しを行うのであればですね、今、本計画の議論を進めている審議会を含めて、市民とどのような形で協働して見直しを行うべきだというふうにお考えでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） 平成15年の災害、あのときは本当にもう大災害でございましたので、そういう計画を、総合計画をさわるということまでは庁舎の中で余裕はございませんでした。そういう経験を踏まえまして、今回総合計画第五次を策定しておるところでございます。今回は総合計画、そして基本計画、そして実施計画までを一連で流れるようなところをつくっていかうということで、現在準備を進めております。例えば、今おっしゃいました災害というようなことになれば、まず真っ先に取り組むのが実施計画の見直しになるだろうと思います。そして、それでも将来がもうどうなるかわからんということになれば、この将来像まで含んでですね、総合計画という流れの中になるのじゃないかなというふうに考えております。

それと、この一つの総合計画、大きな流れの中でいっておりますので、そのとき、そのときの状況で、これがむしろ変化、影響を受けるのではなくて、むしろこれを守るための努力ということも必要になるのではないかなというふうに考えておりますので、今後、今回の総合計画第五次を作成していく中のノウハウを蓄積いたしまして、市民等の声を聞いて努力をしていきたいと考えております。

○議長（不老光幸議員） 4 番渡邊美穂議員。

○4 番（渡邊美穂議員） それでは、見直しを行わないでいいような総合計画をつくると。でも、万が一そういう事態に陥った場合には、市民の意見を聞いて、その時点でちょっと対応を考え

たいという、そのようなご意見でよろしいですか。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） はい、一応そういうことで考えております。この総合計画は10年スパンで、大体前期が5年という形でいっております。その5年についても、じゃあ市長のマニフェスト関係、公職の選挙の関係で、そのスパンについてもどうかという議論もございます。しかし、この総合計画は、マニフェストに左右されるものではないというふうに考えております。だからこそ、一時期の災害がありますとか、何があるかわかりません。好不況の景気にも左右されるかと思います。そういうところで、影響を受けるときには、その範囲の中でですね、この総合計画をどう考えていくかは庁舎内の中で議論をしていきたいというふうに思っております。

○議長（不老光幸議員） 4番渡邊美穂議員。

○4番（渡邊美穂議員） それでは、今回基本計画と実施計画を連動してというふうに先ほどおっしゃったその基本計画についてなんですけども、これもたくさんちょっと疑問があります。その中で、市の根幹になる部分で1つお伺いしますが、例えばですね、子育て支援の推進の成果指標の中になぜ出生率の目標設定がないのか。子育て支援を充実させて、本市の財政基盤である人口増加と、それから高齢化率の低下につなげるためにも、能動的にですね、出生率を向上させようという市のビジョンはないのでしょうか、まず、これが1点。

次にですね、施策に該当する市民の意見が課題に反映されているんだろうかということですね。例えば、障害福祉というのがあるんですが、これは障害福祉でいいのかどうか。障害児者とか、そういう文言ではないのかという疑問もちょっとあるんですが、障害福祉の推進ですが、ここではですね、就労の確保というのが課題として書かれています。そして、障害を持つ多くの方が、最もそれを望まれているという現状があります。そして、それに取り組むともここには書いてあります。しかし、成果指標には、それに関連するものが全くあらわれてません。これは一体なぜなのでしょう。

それから次に、高齢者福祉のところなんですけど、ここではですね、在宅で介護しているご家族については一言も触れられていないんですね。特に認知症とか寝たきりの高齢者に関する施策については、介護するご家族のご意見とか、あるいはご家族の実態、これも大変に重要なものだと思います。今ちょっと簡単に二つ、三つ例を挙げただけなんですけど、基本計画では、まず市がですね、問題点、課題点に着眼しているかどうかということが問われると思います。市からの直接的働きかけがない限り、パブコメが実施されていることも知らないという市民が多いという現状は、執行部のほうでももう把握されていると思います。したがって、素案策定に当たって対象の、この施策の対象ですね、少なくとも施策の対象となる市民の方々から直接ご意見を聞き取って、それを議論されたという経過はありますか。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） 今、一つの基本計画に基づきます成果指標のあり方ということでご質問

いただきました。

現在、総合計画審議会のほうで、今おっしゃいましたように指標のとり方ですね、ねらいと
いうところを議論いただいております。私どもがなるほどと思うような意見もたくさんいただ
いております。今回、このパブリックコメントをいただく前の指標については、それぞれ原課
の職場のほうで、各課のほうでとらえてきた成果指標というのを議論して今回市民意識調査と
して盛り込んできております。そういう中で、すべてにおいて今言われましたようなことがと
られているかということになると、そういう意見も出てくると思います。足りないということ
も出てくるかと思えます。今回、審議会の中でもいろんな意見を、いろんな項目もご指摘ある
いはサジェスションをいただいておりますので、そういうのを含めてですね、この成果指標に
ついては、定点観測といいますか、毎年毎年やっていこうと思えます。そういう中で、皆さん
方の意見を取り入れて、今後よりよい成果指標、そして私どもがきちんと市民の姿を見るとい
う形にですね、持っていきたいと考えておるところです。

○議長（不老光幸議員） 4番渡邊美穂議員。

○4番（渡邊美穂議員） ごめんなさい。言葉の揚げ足をとるようで申しわけないんですけど、
今、皆さんのご意見を取り入れて成果指標をというふうにおっしゃったんですが、その皆さん
というのは審議会の皆さんのご意見を取り入れてということですか。今回の今、策定はもう
12月ですから、それまでに取り入れるといたら、審議会の皆さんのご意見を取り入れるとい
うこと。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） 今回の成果指標については、もう既に市民意識調査を済んでおります。
今後私どもが成果指標、今言いましたように定点観測で毎年毎年やっていこうと思っております
ので、その中で例えば今回いただいた審議会での意見等もですね、庁舎内の中で論議をし
て、そして次の市民意識調査の中に項目として反映していきたいというふうに考えておるとこ
ろです。

○議長（不老光幸議員） 4番渡邊美穂議員。

○4番（渡邊美穂議員） じゃあ、先ほど私、ちょっと二、三点聞きましたけども、出生率を向上
させるというふうな市のビジョンはないのか。それから、その施策の対象になる方々が最も課
題だというふうに思われている点、これが本当に拾い上げられているのか。審議会の中でもち
ろん議論は行われてますけれども、審議員の方にしても自分をご存じない分野については意見
は出せないわけですよね。ですから、いろんな分野からもちろん集まってこられていると思い
ますが、その施策に直接対象でない、対象の人が全員来ているということではないと思いま
す。したがって、本当にその課題が拾い切れているのかどうかという検証は、これはもう総合
計画の中には、要するに含まれない、もう今見落としていたら含まれないということになっ
ちゃうわけですか。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） 例えば、今言われました出生率ということであっても、この言葉の中で出生率という言葉は出てまいりません。しかし、子育て支援という形の中で、現実には待機児童の解消でありますとかいろいろ取り組んできております。その行政的な取り組みの向こうにですね、子育てをしやすいという、そして出生率というところにも反映していくようなことで私どもはとらえております。だから、言葉として一つ一つ、小さな、皆さん方のおっしゃる課題がすべて網羅されておるものではございませんけれども、これを一つの基本計画として行っていく中で、あと実施事業とか、あと予算をつけていろいろしていく中でですね、そのようなものに反映していくというふうに考えておるところでございます。

○議長（不老光幸議員） 4 番渡邊美穂議員。

○4 番（渡邊美穂議員） ただ、私たちが見た範囲というか、感じることはですね、以前私質問したときもおっしゃったんですが、この総合計画の成果指標がそのまま実施計画の成果指標になるんだというご回答をいただいています。したがって、この総合計画の成果指標に描かれていなければですね、取り組みが甘くなるんじゃないんだろうかとか、実際に具体的にそのことについてきちんと取り組まれるんだろうかという不安があるんですね。今、成果指標については審議会の中でいろいろ議論が行われているところだとは思いますが、例えば防災の面とか、実際にその防災の立場で働いていらっしゃる方々のご意見を聞くことによって、市の職員の中では気がつかなかった点が出てくるかもしれない。高齢者の問題もそうです。例えば、施設で働いていらっしゃるヘルパーの方とか、あるいはケアマネの方とか、そういった現場の方々のご意見を聞くことで、全然違う課題が見えてくるかもしれない。本当はそれが緊急性があるのかもしれない。そういう課題は、取り残される可能性があるんですね。そのときには実施計画にその時点であえて盛り込んでいくという考え方になるんでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） 基本的にこの基本構想があって、基本計画があって、実施計画に入ります。実施計画も1年ごとにころころ変わるような計画ではなくてですね、ある程度のスパンの中で長期的な視野に立って予算づけしていこう、優先順位をつけようというような形になるというふうに考えております。そして、今言われました新たな課題あるいは緊急に必要なものになれば、それは実施計画に入ってくるか、あるいは毎年度の予算編成の中で取り入れていく。もう一遍決まったものは一切変えないということではございません。毎年毎年、私ども予算編成の中で、この事務事業はどれに基づいてなされているのかということをバックグラウンドをつけてこれからすべて関連づけてやっていこうと思っておりますので、その中で直接市民と向かい合っておる原課の職員のほうがですね、その辺を意見を聞いたり、直接疑問として考えておることを予算として上げてくるというふうに考えておるところでございます。

○議長（不老光幸議員） 4 番渡邊美穂議員。

○4 番（渡邊美穂議員） これも、ちょっと議論が平行線になるのかもしれませんが、私はやはり総合計画は市民のものだというふうに思うんですね。市民のものである総合計画をつくると

きに、少なくともその施策の対象になる市民をその施策の中で一緒に議論をしていく。そうすると、その市民の中からいろんな課題が出てくる。行政としては、その課題をすべて解決するわけにはいかない。だから、じゃあどういうふうに解決をしていこうかということを市民と一緒に考えてみる。そして、それは行政の判断があって、優先順位がそこで当然出てきます。じゃあ、なぜその優先順位が下がっていくのかということも、きちんと執行部側が市民に説明をしなければいけない。そういう過程を経て、そして総合計画がある程度でき上がってくれば、その課題の見落としとか、本当に市民に聞いていけばすぐわかった課題なのに、それがなかったために見落とされている課題とか、そういったことはないと思います。つまり、ここでざくばらんな今のやり方でつくられているやり方ですとですね、やはり課題の漏れというのがあるような気が私はいたします。市長も市民との協働のまちづくりというのをおっしゃっておられますが、今言ったように、市民と一緒に課題をあぶり出し、どういう優先順位を市がどういう考えを持って決めたのかということをも市民とお互いに了解をし合いながら、その中でじゃあ市民ができることはここ、行政ができることはここ、じゃあ市民ができることは市民と一緒にやって実施計画を立てて市民にやっていただく。これが、私は協働の姿だというふうに思っているんですね。でも、今の段階ではですね、要するにばっと市がやることを羅列した総合計画を審議会の中に諮って、さっき申し上げたように、委員さんをご存じない分野については意見が出せない。さっき言ったように、本当はその施策対象の市民がいればすぐに出てきた課題が取り残されてしまって、後で問題となって出てくる。職員を割いてその問題解決に当たる時間がないから、じゃあそこは市民にやってくださいと、これが協働ですというふうにおっしゃっているように私には思えます。

だから、市長も現場主義掲げてらっしゃいますけども、いろんな課題や回答は市民の中にあると思います。ですから、市民と一緒にやってそうやって考えていく、このことがやはり一番、最初は時間かかるかもしれませんが、一番効果的な、効率的なやり方ではないかというふうに思います。ですから、今後ですね、見直しをできるだけしないようにということでしたけれども、ゼロベースで市民がきちんと参加ができて、そして執行部のほうも市民からご意見を聞くのではなくて、市の職員と市民がともに議論を闘わせる、一緒に議論を闘うような土壌をつくって、こういった計画をつくっていただくように、これはもうここまで進んでしまった以上お願いをいたしまして、私の質問を終わります。

○議長（不老光幸議員） 4番渡邊美穂議員の一般質問は終わりました。

次に、7番橋本健議員の一般質問を許可します。

〔7番 橋本健議員 登壇〕

○7番（橋本 健議員） ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告書記載の2項目について質問させていただきます。

1項目めは、梅林アスレチックスポーツ公園についての質問です。

梅林アスレチックスポーツ公園は、7年の歳月を経て、事業費約19億3,000万円をかけてつ

くられ、平成7年4月1日に開園されました。当時のパンフレットには、まほろばの里づくりの理念に基づき、緑の創造、潤いとゆとりの創造をテーマとして、福岡県都市圏の皆さんが太宰府市の歴史や自然に親しみながら、遊び、憩い、スポーツを通して大人から子供までが楽しく集える場として整備したとうたっています。主な施設として、多目的広場兼400m陸上トラック、ジョギングコース、コンサート広場などがあり、散策路を上っていくと、子供たちが元気いっぱい楽しめるアスレチック施設、そしてのり面には梅が描かれた壁画と4カ所のあずまやは落ちつきを漂わせ、周囲の木々は四季折々の風情を満喫させてくれるすばらしいスポーツ公園ではないかと思っております。

ところが、平成18年4月、指定管理者制度導入とともに、市内の各公共施設は管理者がかわり、梅林アスレチックは市の直営となって現在に至っております。直営になる前は、文化スポーツ振興財団の嘱託職員の方により、行き届いた管理のもと、安心感があったわけですが、経費節減のためとはいえ、管理棟は閉鎖され、トイレや水道や体育倉庫など使用できない状態になっていて、不愉快という声も上がっております。また、グラウンドの芝生は手入れが滞りがちで、雑草が芝に勝って土が盛り上がった荒れた状態であり、他市を交えたサッカーやラグビー大会、それにグラウンドゴルフ大会など、胸を張って他市のチームを招聘することができません。盛んな交流試合によって親睦を深め、競技においては互いに切磋琢磨して刺激し合い、技術向上につながり、施設も頻繁に利用され、活性化していくはずですが、スポーツを愛する市民の方々からも、梅林アスレチック公園は水道も使えずどうなっているのか、市は何を考えているのかなどの指摘を受けました。スポーツ振興基本計画が策定され、3月議会においては市長より、スポーツ活動に親しみ参加できるような環境整備を図り、より一層のスポーツの振興に取り組んでいきたいというご回答をいただいております。

そこで、次の3点について質問させていただきます。

1点目は、梅林アスレチックスポーツ公園の利用状況についての質問です。月曜日は定休日ですが、火曜日から日曜までの団体、個人の利用状況についてお聞かせください。

2点目は、梅林アスレチックスポーツ公園の管理体制についての質問ですが、公園ができた当初は多目的広場の利用やアスレチックも含め、スポーツ公園としてかなりの期待があったと思いますが、現在は放置状態の印象がぬぐい切れません。グラウンドの維持管理も含め、管理棟には人を配置しないのかどうかお尋ねいたします。

3点目は、梅林アスレチックスポーツ公園の活性化についての質問です。先ほども指摘を受けたことを述べましたが、市民の方から、立派な施設なのにこのままの状態ではよいのかというご意見をいただきました。今後、管理人を置いてしっかりした運営をしてほしいと思いますが、運動公園の再生をどう考えておられるのか、明確なご答弁をお願いしたいと存じます。

2項目めは、校区自治協議会の活動についての質問です。

校区自治協議会が発足して本年度で2年目を迎えました。既に、昨年度6地区の校区自治協議会の部会及び委員会組織は立ち上がり、完了した旨、昨年の一般質問にてご回答をいただき

ました。

さて、体育の日が近づいてまいりました。この行事は、校区自治協議会の地域コミュニティの一環として組み込まれ、実施されるようですが、そのほか、今年度新たにどういった事業が行われるのか。何事も計画より、いかに実行に移し、実践するかが重要であります。今年度の各校区自治協議会の活動状況と今後の予定についてお聞かせください。

以上、2項目につきまして件名ごとのご答弁をお願いいたします。

再質問は自席にてさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（山田純裕） 市長答弁ということでございますが、私のほうから1項目めの利用状況について回答をさせていただきます。

梅林アスレチックスポーツ公園は、平成7年4月の開園以来、多くの人に利用されてきました。平成21年度の利用者についてでございますが、まず、個人での利用は、事前の届け出や申請などは必要なく、散歩やランニング、家族連れやグループなど多くの方々に自由に利用していただいております。利用者の数までは把握をいたしておりません。団体利用につきましては、スポーツの練習や大会、レクリエーション活動、遠足、グラウンドゴルフなどの利用として多目的広場で11団体、件数では260件、利用者数は1万5,519人でございます。また、レクリエーション活動や遠足などの利用でアスレチック広場が12団体、件数で16件、利用人数は2,609人でございます。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（齋藤廣之） 2項目めの公園の管理体制につきましてご回答申し上げます。

梅林アスレチックスポーツ公園が開設された当初は、管理棟に人員を配置してスポーツ公園として管理棟とグラウンド等の維持管理をしておりましたが、平成18年度より経費節減などの理由から一般公園として対応するようにいたしました。

現在は、公園に管理人は配置しておりませんが、公園を定期的に利用されている1つの団体に管理棟の使用許可をし、管理棟周辺の清掃をしていただいております。またグラウンドにつきましては、太宰府市のサッカー協会やラグビー協会に部分的な管理をお願いしており、今後も継続してまいりたいというふうに考えております。

次に、3項目めの梅林アスレチックスポーツ公園の活性化につきまして回答いたします。

公園の施設等につきましては、今後もアスレチック広場の老朽化した遊具等の更新や一般公園化しております多目的広場の草刈り等の維持管理を適切に行い、これから先の公園利用者の増加につなげていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） まず、利用状況についてのご答弁いただきましたので、そこから順を追

って再質問させていただきたいと思います。

平成21年度、梅林アスレチックスポーツ公園のほうが12団体ということでございましたね。それから、体育施設の関係は260件の1万5,519人が利用されているというご回答いただきました。

定期団体じゃなくて任意の団体、個人のですね、任意団体といいますか、体育協会参加じゃない団体さんが申請されたときの対応、これはどういうふうにされてますでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（山田純裕） 任意の団体と申しますか、体育協会、それからいろいろ学校の活動ですね、そういったもの以外はございません。利用はございません。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） 実は、太宰府よか倶楽部グラウンドゴルフ教室ということで、私たちの、私も関係しておりますけれども、そちらを使わせていただいております。それから、太宰府よか倶楽部以外、それから体協以外の、同じような質問になりますけれども、利用ができないということで不満なんかは出てませんか。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（山田純裕） 現在のところ、開園以来、そのような運営でやっております、不満等は聞いておりません。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） ここに策定されました太宰府市スポーツ振興計画基本計画がございますけれども、この中にはですね、地域スポーツ、それから競技スポーツ、青少年スポーツの3つの領域の現状を改善し、5段階の施策維持を図っていくと書かれてあります。その中の第4段階の環境づくりにですね、公共スポーツ施設及び設備用具などの整備充実など、だれもが楽しく快適にスポーツ活動を行っていくと述べられていますが、現在の梅林アスレチックスポーツ公園を見た場合、その役割を十分果たしていないと思うんですね。市民のだれもが健康づくりや競技力アップのために利用できる環境をできるだけ早急につくっていただければなというふうに考えておりますけれども、いかがでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（齋藤廣之） 梅林アスレチックスポーツ公園の維持管理につきましては、都市整備のほうで行わせていただいております。ご提言いただきました管理棟の管理、あるいは芝の管理等につきましては、十分じゃない部分はあるかと思いますが、市民の方の関係スポーツ団体等の協力をいただきながらですね、現在も維持管理に努めております。

なお、今後市民の方が利用しやすいような形での維持管理には、今後もより利用しやすいような施設の維持管理には努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） あと、スポーツだけでなくですね、非常に梅林アスレチックスポー

ツ公園は見晴らしがすばらしくてですね、先ほどもレクリエーションとか遠足の利用があるんだというご回答でしたけれども、小高いところに位置してまして、環境的にはですね、緑が多くて大変いいところだと私は思っておりますが、スポーツだけでなく、散策、それから遠足などの利用も先ほどあるというふうにお聞きしました。これは、1年を通してどれぐらいの、桜の花が咲く時期だけ集中するのか、それとも年間通してどれぐらい利用状況があるのか、わかりましたら教えてください。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（山田純裕） 今、議員さんおっしゃいましたように、すばらしい環境の中で建っておりますし、空気もおいしいと、それから幅広くいろんな形で利用していただいておりますが、先ほど申し上げましたように、申し込み以外の公園と、一般公園ということでオープンしておりますので、先ほど申し上げました利用者以外の数というのは、ちょっと把握できておりません。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） わかりました。

あと、散策道を上っていきますと、アスレチック、それから滑り台ですか、それから木製の遊技なんかがありますね。ここは、もうちょっと子供たちの利用が少ないんじゃないかなというふうに思っているんですが、子供たちが楽しめる、せっかくの遊技場をつくってあるわけですから、この安全点検、これについては、どの程度の周期で実施されているのかお尋ねいたします。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（齋藤廣之） 梅林アスレックススポーツ公園、土曜、日曜、多くの幼稚園の遠足とかですね、多くの方に現在利用をいただいております。

なお、安全点検につきましては、年1回ですね、施設の安全点検という形で実施をいたしておりますし、また職員が現地等に赴きまして施設の関係の確認をしているというのが実情でございます。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） 事故なんかも新聞等でよその事件、耳にしたり見たりするわけですが、やはり綱の老朽化とかですね、施設の老朽化、これ、1年に1回じゃちょっと少ないような気がするんですが、予算的にはこれが精いっぱいということなんでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（齋藤廣之） 各施設のさびがして、やはり遊具が転倒するとかという部分の点検、あるいはロープの点検、年に1回はですね、そういう正式な法定的な点検という形で行って、かつ職員も随時関係公園に出向いたときには、そういう目でですね、確認をさせていただくという形で、今後も安全管理に努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（不老光幸議員） 7 番橋本健議員。

○7 番（橋本 健議員） 事故が一番心配ですのでね、事故がないようにしていただければ結構ですから、しっかり点検を行っていただきたいと存じます。

それから、梅林アスレチックスポーツ公園は周囲がやっぱりたくさんの木々で囲まれてます。こういった木々の手入れについてちょっとお尋ねしたいんですが、新鮮な空気を吸ってですね、景色の観賞に訪れる方もあると思うんですね。それで、公園の樹木、この辺の手入れ、樹木の伐採やのり面の草刈りなどの作業、こういったものは年何回実施されて、費用がどれぐらいかかっているのか教えてください。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（齋藤廣之） 樹木の剪定やのり面の草刈りにつきましては、年に1回行っております。また、散策路沿いの樹木の伐採につきましては、成長に伴いまして随時行っているというのが実情でございます。

なお、これらの年間の経費につきましては、約350万円かかっております。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 7 番橋本健議員。

○7 番（橋本 健議員） はい、わかりました。年1回で350万円ということですが、次にですね、その管理体制。やっぱり管理棟に人がいないというのは、何か寂しい感じがするんですね。市がちゃんと管理されているかどうかというのは、やっぱり見た目です、どうしても市民というのは判断してしまいますので、その辺のちょっと質問をさせていただきたいと思います。

管理人の人の配置はしないということでもございました。ある団体に今貸して管理を行ってもらっているということでもございましたけども、このある団体というのはどこのことでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（齋藤廣之） 管理棟の管理につきましては、サッカークラブの1団体に有料で貸し付けているという状況でございます。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 7 番橋本健議員。

○7 番（橋本 健議員） サッカークラブですね。サッカーの団体。一番私が気になるのが、多目的の広場の芝なんですね、芝。これが、もうちょっとやっぱり雑草が約8割でしょうか。非常に土が盛り上がってましてね、サッカーなんかにはそんな支障はないかもわかりませんが、サッカーとかラグビーですね。この辺の雑草とか芝の手入れ、これは現在どのようにされているんでしょう。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（齋藤廣之） この芝の管理につきましては、公園を利用いただいている団体の方で随時維持管理をしていただいているというのが実情でございます。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） 要するに、その利用団体、サッカーとかラグビーとかグラウンドゴルフの方、こういった利用団体が思い思いに手入れをしているということでございますね。していただいていると。

それからあと、400mの競技場、これもやっぱりちょっと手入れをしていただければなというふうに考えているんですが、この辺の周辺の草取りはどういうふうにされているんでしょう。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（齋藤廣之） 植樹帯の草取りにつきましては年2回行っておりますし、草刈り、このスポーツ公園全体の草刈りについては年1回実施いたしております。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 副市長、追加ありますか。

○副市長（平島鉄信） ちょっと補足説明させていただきます。

平成7年にこの梅林アスレチックスポーツ公園ができました趣旨につきましては、野球場あるいはソフトボールをする球技場等でございまして、その当時不足しておりますのは、広く面積が要るサッカー場ですね、それからラグビー場がやはり需要がかなりあるんじゃないかということで、そういう要望も受けまして当初そういうものができるものを中心につくり上げております。それで、そうしますと、サッカー、ラグビーというのは1面を全部きれいに整備して貸し出すわけです。ちょうどできましたときに、今のアビスパの前身でありますクラブがですね、非常にきれいな球技場ということで練習に1週間ほどお借りになりました。そういうことで使っておりました。非常に芝生の管理についてもお金がかかりますし、その管理人についてもやはりきちんと使えるように管理人を置いておりました。1,000万円近くぐらいの年間の経費が管理人だけでもかかっておりました。しかし、収入となりますと、やはりそんなに多くなくて、年間50万円ぐらいでした。そんなに数も多くないというふうな状況でございまして、やはりこれはもう専用のサッカー場、ラグビー場で貸すよりも市民の要望が強いソフトボールあるいは野球ができるような多目的な広場にしたいほうがより市民のためになるんじゃないかという形で開放をいたしております。しかし、ソフトボールをするとすると、やはり内野あるいは走るところはどうしても芝がはげてしまいます。そうすると、今度はサッカーがなかなかできないというような形になります。当時考えましたのは、そうすると少し土をやわらかくして芝生を全部抜けたほうがいいんじゃないか、そういう議論までしたわけでございます。そうすると、サッカーも野球もソフトもできるんじゃないかなというようなことにいたしておりました、その時点で平成18年に判断をいたしまして、これは公園化して多目的広場で自由に使っていただこうと、そのほうが利用があるし、需要があるんじゃないか、市民のためにもなるんじゃないか。現実にあそこに朝行きますと、散歩をされたり、あるいは今は何というんです

か、ゲートボールじゃなかった……。

（「グラウンドゴルフ」と呼ぶ者あり）

○副市長（平島鉄信） あっ、グラウンドゴルフなんかですね、自由に使っております。本当は北谷にきれいなグラウンドゴルフ場はあるんですけども、あそこに行きますとやはり有料でということなんで、こちらで何か毎日何団体かしてあるようです。そういうような使い勝手がいいように使っていただくという形にいたしておりまして、そこそこにお金を取らないで、公園化で最低限の草刈り、あるいは使えるような状態に持っていこう形でございます。当時は、災害が起きましてお金も非常に逼迫しておりましたので、そういうふうにお金がかからなくて市民に使えるものは何なのかという形で現在の状況になっております。今のところ、現在の状況も少し使用状況を見守りながら最低限の整備をしていきたいなというふうに考えておりまして、またもとに戻してきれいにやろうじゃないかというふうになると、きれいなサッカー場みたいな芝を、雑草がないような手入れをしなければなりません。そうすると、相当のお金がかかるし、しかしそれだけの需要が本当はないというようなことがございます。その状況は、非常にサッカーが盛んになってきてまして、非常にそういうような使い勝手があるというような形になれば、その時点でまた使用目的を変更してもいいんじゃないかというふうに、そういう状況でございますので、ご理解をいただきたいなというふうに思います。

○議長（不老光幸議員） 7 番橋本健議員。

○7 番（橋本 健議員） 公園化して一般開放、自由にいろんな方に使っていただくというのが今お考え述べられましたけれども、後ですね、芝生の整備については、私のほうからまた提案をさせていただきたいと思うんですが、その前にちょっと歴史スポーツ公園が使用料が200円なんですね、多目的グラウンドがね。梅林アスレチックスポーツ公園になりますと2,000円なんですよ。10倍。この差は一体何だろうかなというふうにちょっと単純に思ったんですが、どんなでしょうかね。2,000円って極端に高いんですね。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（山田純裕） 梅林アスレチックスポーツ公園は、本市で初めて本格的な芝を張りまして、400mのトラックを兼ね備えた多目的広場を持つ公園としてオープンしております。芝生の手入れ、それから小まめに手入れ、いろいろなことで良好な状態を保っていくために、近隣市の使用料なども参考にしながら現在の使用料を設定しております。

ちなみに、大野城市の多目的グラウンドは2,000円弱というようなことでございます。

○議長（不老光幸議員） 7 番橋本健議員。

○7 番（橋本 健議員） わかりました。料金のことは余り触れたくはなかったんですけども、前回初日にですね、長谷川議員のほうから芝の問題については質問がございました。私、やっぱり芝生については全くの素人でありますので、どのように扱ったらいいか正直言ってわかりませんけれども、手入れが大変で維持管理費も高くつく。この全面芝をなくしてしまったほうがいいのかですね、それともサッカーやラグビーにはけが防止のために芝生がいいだろ

うか。一般的開放に使うとおっしゃっていたんでこのままされるのかですね、その辺ですけれども、現在の雑草まじりの芝生をこれからどのように管理していかれるのか。例えば、何か19日に障害者のグラウンドゴルフ大会が入っているらしいんですが、そういったときにどのように対応されるのかお尋ねしたいと思います。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（齋藤廣之） 芝の管理につきましては、各利用者、利用団体の協力をいただきながら、市のできる範囲、当然市の公園でございますので、管理していきたいというふうに考えております。

ご質問の障害者の運動大会という形で計画してありますので、先週この芝の整備をさせていただいて、今日片づける段取りになっているという状況です。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） 太宰府よか倶楽部もですね、またグラウンドゴルフ大会を来月に開催させていただくんですが、その前にちょうど芝を手入れしていただくんで非常に助かります。フィールドの芝ですけどもね、その7,900㎡ありますけれども、これを全面的に張りかえとなると費用はどれぐらいかかるんでしょうか、その。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（齋藤廣之） 芝の程度にもよりますが、概算2,000万円という算出をさせていただきます。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） 2,000万円という本当に大きな額ですけども、これはやっぱりはいでから芝を植えるまでの費用でございますね、要するに。芝だけ取りつける費用が2,000万円じゃなくて、全費用が2,000万円ですか、総費用。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（齋藤廣之） 現在の芝をはいで、改めて張る場合の金額ということで算出しております、下の路盤といいますか、路盤の排水等については今回この中には含めていないという部分でございます。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） そこで、ちょっと提案なんですがね、2,000万円という高額な費用がかかるということなんで、本市の財政状況もまだまだ厳しいでしょうけれども、平成21年度の決算は初日に報告をいただきました。経常収支も改善され、上向きであります。しかし、梅林アスレチックスポーツ公園、これ、冒頭で述べましたように19億3,000万円かけてつくられた立派な施設なんですよ。やはりその公園の改修及び整備を市単独でやってください、こういうふうをお願いしているわけではないんです。t o t oのスポーツ振興くじというのがありまして、これ、助成いただけるんですね、申請すれば。t o t o振興くじ助成申請を検討されたら

いかがでしょうかという提案でございます。グラウンド芝生化事業と。それから、夜間照明取り付け可能なスポーツ施設事業のもございますので、この辺ご検討いただくお考えはないでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（齋藤廣之） 当該施設は、多目的広場という形ですね、現在も使っておりまして、今後もこのような形で使っていきたいというふうに考えておりますが、市内でも少ない芝のグラウンドという部分もありますし、ドクターヘリの基地としても活用いただいておりますという状況で、芝の管理につきましては、今後市民の方が利用しやすいような形で市としては管理に努めていきたい。そのための補助事業といいますか、助成事業については十分調査研究させていただきたいというふうに考えます。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） ぜひ調査研究していただきたいと思うんですね。今年の例で申し上げますとですね、大阪府堺市、ここは大規模改修でですね、3事業の申請をされているんですが、天然芝、それから別の場所の人工芝生化、それから夜間照明の取り付け費で約9,000万円、これ出ているんですよ、t o t oから。それから、静岡県静岡中央高等学校、ここはグラウンド芝生化事業で2,250万円の助成が出て、目的が達成されております。このようにいろんな団体、スポーツ関係の団体、もちろん総合型地域スポーツクラブの団体、これがもうスポーツ事業とか、基盤強化事業とか、いろいろございます、事業がね。いろんな申請をされて、たくさんの施設が助成を受け、そしてスポーツの活性化に努めております。ぜひですね、この梅林アスレチックスポーツ公園も芝生化事業がございますので、t o t oの振興くじ、この研究をぜひね、していただきたいというふうにつけ加えておきたいと思います。

それから、最後になりますけども、市長にお尋ねしたいと存じます。

自治省のまちづくり事業の採択を受けての事業等へ、先ほど申しましたように19億3,000万円の多額な投資で整備された梅林アスレチックスポーツ公園、本当にこのままの状態でもいいのかどうか。行政だけで考えるのではなくてですね、一度やっぱり利用頻度の高いサッカーやラグビーの関係者の方と一緒に考えてみるとか、それから、あるいは体育協会を筆頭にしましてね、利用団体の代表者あるいはもちろん生涯学習課、担当課も入っていただきまして、再生検討委員会と、梅林アスレチックスポーツ公園再生検討委員会、仮にこういったものを立ち上げていただいて、先ほど申しましたt o t oの助成について、本腰を入れて再生話に熱を入れていただきたいというふうに思いますけれども、市長のご見解をお聞かせください。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 今日までの経過については副市長のほうから詳細に述べました。私は市民の健康増進等々については、あらゆる手段を講じて行う必要があるというふうに思っております。その一つがスポーツであろうというふうに思っております。公園化はいたしておりますけ

れども、今の社会状況の変化に応じた形が必要になってきました状況等踏まえまして、市民の意見あるいは議会の皆さん方の意見等々も聞きながら、よりよい姿に変貌といいたしうかね、時の要請に応じた形で行ってまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） ありがとうございます。

先ほども申しましたこのスポーツ振興基本計画ですか、ここにやはり生き生きとしたスポーツライフの創造と、これを理念として策定されておりますが、事業、意識、組織の三改革の施策推進上の考え方も示されております。子供から高齢者までがスポーツに親しみ、地域の一体感を高める地域スポーツや心と体の健全な育成を図る青少年スポーツ、さらに競技スポーツの普及に力を注ぎ、私は日本一を目指したスポーツ振興に全力を尽くしていただきますよう強くお願いをしまして、この質問を終わります。

○議長（不老光幸議員） ここで11時25分まで休憩します。

休憩 午前11時12分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後11時25分

○議長（不老光幸議員） 休憩前に引き続き再開します。

市長。

○市長（井上保廣） 校区自治協議会の活動についてご回答申し上げます。

平成21年4月に新しい自治会制度に移行いたしまして、同年11月末までに全校区、校区自治協議会が設立をされました。昨年度は、校区自治協議会の設立でありますとか、あるいは全体組織でございます自治協議会の設立など、地域住民の皆様方が主体となってさまざまな地域課題に取り組む新しい仕組みづくりにご尽力をいただいております。本年度は、校区自治協議会や各種委員会の活動が活発になってきておりまして、とてもありがたく思っております。

詳細につきましては、担当部長から回答させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（不老光幸議員） 協働のまち推進担当部長。

○協働のまち推進担当部長（三笠哲生） ただいま市長が申しましたように、設立以降の校区自治協議会、各委員会、部会につきましては、活発な活動を行っていただいております。

トピックスとしまして、毎月、広報「だざいふ」の「さあ協働を進めよう」のページにてご紹介をさせていただいております。9月1日号からは、校区自治協議会会長のインタビューを2校区ごとに二、三カ月間のスケジュールで掲載することといたしております。内容としては、現状分析と今後の取り組みについてご紹介をさせていただくことといたしております。

ご質問の校区自治協議会の今年度の活動の一端をご報告させていただきます。

まず、太宰府小校区は、自治会長で組織されます委員会を年5回実施することとしてあります。委員会活動としては、福祉委員会が宗像市葉山ヘルスケア省エネ共和国を福祉先進地として視察され、4回の委員会会議の後、10月から校区内4カ所で高齢者支援課と協働で健康長寿の集いを開催するため準備を進めてあります。防犯委員会は、数回の会議の後、8月13日に合同防犯パトロールを実施されました。体育委員会は、10月10日の体育の日の行事並びに校区住民の健康増進を図るため、11月21日のウォークラリーに向けて準備を進めてあります。

次に、太宰府東小校区では、自治会長、体育部会委員及び防犯・防災部会委員合同の会議が毎月定期的に開催されており、昨年末には防犯立て看板を作成し、各地域に設置してあります。また、本年度は防犯・防災部会の充実を柱として情報交換を行ってあります。

次に、太宰府南小校区は、役員会と運営委員会を合わせて4回実施され、防犯防災委員会はほぼ毎月会議を実施してあります。6月11日には、合同防犯パトロールを実施され、今年度の地域防災の活動として7月6日には福岡市防災センターにて体験学習をされており、冬季には2回目の合同防犯パトロールや防災図上訓練も予定されています。文化部会は、これまでは隔年で開催されてありました校区合同の文化祭を昨年に引き続き開催することとされ、特に本年は、南小学校の「南っ子まつり」と共催で実施するよう準備を進められております。体育部会は、本年も南小学校の運動会と地域住民との共催で実施するべく現在準備を進めてあり、今年度は生涯学習課や体育指導員と連携した校区合同のペタンク大会も計画をされております。

次に、水城小校区は、これまで3回の役員会を初め、2回の防犯防災委員会、3回の健康福祉委員会による健康づくり実行委員会の開催、2回の環境部会委員会が開催されており、7月23日には合同の校区内防犯パトロールの実施、11月21日には健康づくり展を開催すべく準備を進めてあります。

次に、太宰府西校区では、水城西小校区と太宰府西小校区合同の協議会で、隔月開催の理事会のほか、防犯防災部、体育部、環境部、福祉部、文化部が積極的に会議を開催され、5月と10月実施の大佐野川環境美化活動へは校区事業として小・中学校などとの協働により取り組まれております。また、8月28日開催されたサマーナイトペタンクなどの活動や地域における高齢者の見守りをどう進めるかをテーマとして、市健康福祉部各課との拡大合同研修会を実施してあります。11月には、健康度測定会や、初めてとなります校区合同文化祭の開催に向けて準備を進めていかれるなど、積極的な活動をされており、また、大佐野区、吉松区各自治会におかれましては、独自に青色パトロールカーを購入するなど各自治会も活動を積極的に行っており、12月には行政との協働により青色パトロールカーでの合同防犯パトロールの実施も予定されています。

最後に、国分小校区は、昨年度末の水城大堤歴史の勉強会や校区協議会設立記念ペタンク大会などを皮切りに、4回の役員会を初め7回の防犯防災委員会を開催され、7月からは毎月第4金曜日に午後8時から各区一斉に防犯パトロールを実施してあります。

また、6回開催の文化委員会では広報委員会を設けられ、校区の広報紙「水城大堤」の発行



を行っており、さらに昨年からは国分小学校がコミュニティスクールの指定を受けたことを契機として、学校運営協議会推進委員会の出席やコミュニティスクール勉強会などを実施され、9月4日には国分小校区見守り活動研修会を国分小学校との共催で開催され、約180名の参加がありました。この後は、古都の光や校区体育大会、あるいは11月3日のさわやか健康フェスティバルなどを実施するよう準備を進めてあります。

また、公民館で防災講習会を開催されたり、防災炊き出し訓練を予定されたりするなど、自治会の活動を積極的に行っており、国分市自治会では独自に青色パトロールカーを購入し、防犯パトロールが行われております。

これらの活動を広く市民の方にもご理解していただけるよう、今後も広報「だざいふ」、「さあ協働を進めよう」を活用しながら周知してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） 6校区の活動状況、報告ありがとうございました、説明。大体防犯取り組みが多いようでございます。あと文化祭とかですね、それから健康の集いですか、フェスティバルとか、こういったものをされているようです。各区、非常に努力されているなという印象です。

前回もお尋ねしたと思いますけども、確認のためにちょっともう一回質問させていただきたいんですが、この6校区を3人の協働のまち推進係の職員さん、この方たちが2校区ずつ担当されているんですかね。

○議長（不老光幸議員） 協働のまち推進担当部長。

○協働のまち推進担当部長（三笠哲生） 直接には2校区を1人の担当者が、3人で6校区を担当し、随時係長、課長等も出席をいたしながら、協働作業として先ほどご報告しましたような協議などをいたしております。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） 先ほどお答えになりましたけど、各部会とか委員会開催がございますよね、各校区で。こういったものも必ず出席をされているんでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 協働のまち推進担当部長。

○協働のまち推進担当部長（三笠哲生） すべてに出席をいたしておりますし、人間関係をつくったりとか、いろいろなそういう会議だけではなくて、いろいろコミュニティの場にも出席をし、私も部長という立場から見させてもらってますけども、かなりハードスケジュールになってきているのが事実であります。いろんな事業展開をされる中、ここにおられます議員さんもそれぞれ出席していただいておりますけども、そういう中で感じていただいておりますが、今、来年度まで3カ年の中で実施していこうということで今の現体制で頑張っておりますけども、今後につきましては支援体制についてどうあるべきかというのは、内部で検討

を重ねる必要があるだろうと思っております。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 7 番橋本健議員。

○7 番（橋本 健議員） その会議に出席された担当職員の方は、仕事内容といたらちょっとあれですけども、されたときの、どういったことを担当の職員の方はなさっているのか教えてください。

○議長（不老光幸議員） 協働のまち推進担当部長。

○協働のまち推進担当部長（三笠哲生） 先ほど報告しましたように、各校区協議会あるいは部会委員会では、責任者の方を決められたりとか、各部会委員会については自治会長が担当理事という形で担当されている校区もあります。それで、会議の開催日程の調整から会場の設営、それから進行につきましては、それぞれの校区協議会の委員さん、あるいは部会の委員さんが進めてありまして、職員につきましては、補佐的なところで会議を開催し、いろいろな資料の準備とか、先ほど報告しましたし、先日の健康福祉部からの報告もありましたように、市の行事と協働しながら進める健康測定事業とか、そういうものとなっておりますので、庁内の調整とか、そういうものに取り組んでおります。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 7 番橋本健議員。

○7 番（橋本 健議員） その会議をされたときの内容とかですね、また資料、こんなのも持って帰って、今度は各担当者同士での意見交換とか、そういった話し合いはなさっているんでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 協働のまち推進担当部長。

○協働のまち推進担当部長（三笠哲生） 当然、係内で会議内容の連絡報告をしておりますし、その会議記録につきましては、毎回、市長まで報告決裁を行っております。それと、自治会あるいは校区協議会、委員会の活動につきましては、庁内にネットワークがありまして、一定の掲示板というシステムがございます。コンピューターによるネットワークですけども。そこに随時修正しながら、変更しながらスケジュールを載せております。そういうふうに、係内の協議あるいは連携は当然ですけども、庁内挙げて今の校区協議会の運営あるいは委員会の運営に対して全庁的な取り組みを行っているところです。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 7 番橋本健議員。

○7 番（橋本 健議員） 非常に職員の方もですね、頑張っておられるので安心をいたしました。それで、イベントによってですね、調整や関係部署との連絡といったことも出てくるでしょうし、こういった、どこどこ校区はこういうことをやっているよ、あるいは、あとは会議においてこういうすばらしい点があるよとかですね、こういったものをですね、ほかの校区協議、校区単位に、協議会に情報をフィードバックしてあげると、こういうこともしてほしいと思うん

ですが、いかがでしょう。

○議長（不老光幸議員） 協働のまち推進担当部長。

○協働のまち推進担当部長（三笠哲生） 当然そういうものは必要であるということで、校区協議会連絡会をつくるということでお話ししておりましたけども、既にご報告しましたように、前自治会長が自分たちでそういう協議会をつくろうということで、自治協議会というものが組織をされとります。その中で各自治会の情報交換あるいは校区協議会の情報交換がされるように、自治協議会の役員につきましては各校区の協議会の会長になるということとなっておりますので、そういう情報交換もされていますし、そういう場にも、先ほど言いました私どもの職員も出席をしながら調整を行っているところです。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 7 番橋本健議員。

○7 番（橋本 健議員） 最後にですね、今年度の協議会連合会、6 校区の代表の方が集まって会議をされるという。これは、何回ほど開催されて、どういった内容だったのか、よかったら教えていただきたいんですが。

○議長（不老光幸議員） 協働のまち推進担当部長。

○協働のまち推進担当部長（三笠哲生） 今年度、自治会協議会の全体会が既に3回開催されております。1 回目は、市長も、全員市の部長以上幹部が出席しまして、今後の事業計画を検討をされました。その中で、昨年も局地的豪雨によりましていろいろな防災の課題もあるということ、それから今年についてもそういう局地的な豪雨がありましたので、そういう防災の関係の学習会といいますかね、行政との協議をするという形で、全部長出席して、災害対策本部の班長は部長となっておりますので、全部長で出席しております。それから、3 回目は、現在太宰府市が進めております第五次総合計画、そういうまちづくりについて、自治会長も当然行政がどういうふうな動きをするのかをお互いに知っておく必要があるということで、そういう総合計画、あるいは先ほど言いました防災についての勉強会をされております。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 7 番橋本健議員。

○7 番（橋本 健議員） 校区自治協議会ですか、もう順調に進んでいるようですね。八戸とか秋田県の横手なんかもそうですけども、何ていいますかね、地域課題解決や地域づくりについてのその地域担当職員制度、こういったものの制度があるんですね。視察でも私たち、秋田県横手市に行きまして勉強してまいりましたけれども、市の職員が計画から実施まで事業推進にかかわって、またその当日もイベントに参加すると、積極的に参加する。市民と市政を結ぶ素晴らしい仕組みづくりをされておられます。奉仕の精神を持って事に当たる、こういう職員地区担当制度、これもぜひですね、参考にさせていただきまして、それぞれの校区協議会事業活動に生かしていただきたいということをお願いしまして、私の一般質問を終わります。

○議長（不老光幸議員） 7 番橋本健議員の一般質問は終わりました。

次に、16番村山弘行議員の一般質問を許可します。

〔16番 村山弘行議員 登壇〕

○16番（村山弘行議員） ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告に従いまして質問を行いたいと思います。

今回、2件においてお伺いをしたいと思いますが、まず第1に、公契約条例の制定について検討、研究をなされているかについてお伺いをいたします。

ご案内のとおり、2009年7月、公共サービス基本法が成立をしたことはご案内のとおりであります。この基本法の基本理念の中、あるいは総則第5条の中にもありますように、地方公共団体は基本理念にのっとり公共サービスの実施等に関し国との適切な役割分担を踏まえつつ、その地方公共団体の実情に応じた施策を策定し、及び、実施するとともに、地方公共団体に係る公共サービスを実施する責務を有する、こういうふうになっております。その具体的な施策の一つとして、公契約条例の制定の考えがあるのか伺うものでございます。

公共サービス基本法が成立した背景には、近年、国、地方とも財政事情が大変逼迫をしていること、また、景気の低迷によりまして民間企業も大変厳しい企業運営が強いられ、結果として倒産やあるいは首切りが相次ぎ、いわゆるワーキングプアなどという言葉が出てきておりますし、各地方公共団体が発注する公共工事も安易な、安価な金額に走るという傾向にあり、結果として低価格競争に拍車がかかり、下請業者、そして最終的には現場で働く労働者への低賃金や、あるいは採用人員の削減という結果になってきております。自治体が発注する工事や委託事業は、住民の税金を使う事業でありますので、したがって公共サービスの質の確保、社会的な価値の向上を目的とすべきと考えます。これらのことを踏まえ、あるいは公共サービス基本法の趣旨にのっとり、本市で公契約条例の制定に向けての検討を、あるいは研究をされているか伺うものでありますし、また、導入の考えについてもあわせてお伺いするものであります。

次に、本市の入札制度と地場産業の育成についての取り組みについてお伺いをいたします。

本市の発注する公共事業の入札制度は、具体的にどのようなシステムになっておるのかお伺いをいたします。その中身については、あるいは金額によって、市内にあります本社の市内対象者の事業、あるいは筑紫地区内の業者担当対応というふうに異なっているとは思いますが、さまざまな体系があると思います。その具体的な中身についてお伺いをいたします。

また、最低価格制度の導入や総合評価方式による算定方法についても、あわせてお伺いをいたします。

さらに、本市の公共事業の発注に際し、地場業者の方々の育成、保護という観点から、地元業者に対する特典というものがあるのかどうなのか、あればその具体的な中身についてお伺いをするものであります。

以下、再質問については自席で行いますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） 第1点目の公共サービス基本法についてお答え申し上げます。

昨年、平成21年5月に成立いたしました公共サービス基本法におきましては、国民が健全な生活環境の中で日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるように、基本として公共サービスは行われなければならないというふうに定めてございます。そして、その中で、この基本法の中で、そのために国の責務、地方自治体の責務、あるいは公共サービスに従事する者の責務というものが載っております。そして、施策の一つとして、公共サービス従事者の適正な労働条件確保と環境整備に関し、必要な政策を講じるよう国及び地方公共団体は努めるものと定めてある点は、大変重要な内容であると思っております。

また、これと同じような趣旨で、公契約条例というものがございまして、これは、公共事業の現場で働くすべての労働者に対しまして、適正な賃金や労働条件を条例によって確保するという考え方と理解をいたしております。現在のところ、公契約条例を制定しておるのは、千葉県野田市だけでございます。平成21年9月に定めてございます。

また一方、先ほどご質問の中でありましたような厳しい社会情勢の中で、平成17年6月には全国市長会において公共工事における建設労働者の適正な労働条件を確保するため、関係法令の整備を図ることと国に提案もなされております。

そして、同じようにこの公契約法として国が整備を求めるよう、各地方議会からの意見書も多数提出されておるところでございます。

本市におきましても、さきの議会のほうでも質問がございましたけども、この公契約条例と労働基準法及び最低賃金法など、現行の法体系との関係もあることでございますし、また、先ほど申しました公共サービス基本法の第7条におきましては、政府はこの法律の目的を達成するために必要な措置を講ずるよう努めるものとするという1文もございます。そういうことから、今後、国が法として整備すべきものとの考え方に立っておりまして、今後、公契約法の整備については、国の動きでありますとか、あるいは県レベル、あるいはほかの自治体の状況把握に努めて、研究を続けてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（不老光幸議員） 16番村山弘行議員。

○16番（村山弘行議員） 先ほどお話ししましたように、本サービス法が制定に至った背景でございますね。私は私の見解を述べましたけども、この法律が、公共サービス法ができた背景について、総務部長、再度、どういう背景の中からこういう法律ができてきたかということについて、見解をちょっとお聞きしておきたいと思いますが。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） 私がいろいろご質問等受ける中で調べた範囲でございますが、やはり受注競争の中で、その受注価格を下げていく、1つはそれぞれの民間の中での競争ということもございますけれども、その中で、結局は最終的な管理費あるいは直行の人件費関係が最終的にしわ寄せが来て、そしてあるいは入札しても受けられなければ即解雇につながるというようなですね、厳しい雇用関係があるということの中から、自治体サービスに携わる、事業に携わ

る者は、民間であれ公共であれ、すべてそういう一定の労働環境の中で携われないと、先ほど申しましたような公共サービスの質の低下を招くという結果があらわれてくるから、すべてにおいてこの公共に携わる者の環境といいですか、トータルで、それこそ今、総合計画で言うておりますような、安心・安全なまちという非常に大きなですね、概念の中で行っていかうということで、日本全国、そのような流れの中にあるというふうに考えております。

○議長（不老光幸議員） 16番村山弘行議員。

○16番（村山弘行議員） 今言われましたようにね、民間、今、公共事業が少なくなってきたすわね、確かに。一時期に比べたら相当。ですから、なかなかその公共事業を民間の人たち、発注があったときに、その仕事をとろうとする、結果的に、今、総務部長言われるように、民間企業、受注しようとする側がどうしても、言葉は適切かどうかわかりませんが、たたき合うといいですか、低く、低くと。本市がそうとは申しませんが、自治体によっては、安ければよかろうというね、財政事情が逼迫しているだけに、わからないわけじゃないですよ、そういうことが出てくる。そうしますと、受けた会社がまた下請に出すときに、安く下請に出していくと。そうしますと、今まで例えばこの仕事は10人でしていた仕事が8人になる。2人はもう採用されなくなるだとか、同じ10人でも賃金を低くしていくとかというふうに、現場で働く人たちに最終的にしわ寄せがいくし、品質そのものも落ちてしまっていくと。こういうことはやめていかうということで、政府は昨年3月の参議院の中での答弁で、いわゆるこのダンピングしてでも受注をしようとする行き過ぎた価格競争に歯どめをしていかなきゃいけないと、こういう見解を出されております。

私は、ぜひともですね、これはまあ今総務部長が言うたように、まだ野田市のみというふうに思っておりますが、やっぱりこの本市でもそういうことのないように、公共事業のあり方について、先ほど申しましたように、条例を研究をしていく必要があろうというふうに思いますが、公契約法との関係、あるいは最賃法だとかというのもありましようが、条例によって市独自で条例を定めるということは、関係する法に抵触するとは思いません。これ、たしか3月、藤井議員が一般質問をされたかというふうに思いますが、それ以降研究調査をしていかうというふうに答弁書にも総務部長答弁の中で言われておりますが、具体的な研究なり調査なりというふうに、以降されておるかどうか、あればお聞かせいただきたいというふうに思いますが。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） 具体的に市内の例えば賃金が幾らとかですね、その辺のものまでは調査はいたしておりますが、ただこの条例をもし制定した場合、どういうことをしなければならぬかということは、法律解釈のほうで研究をいたしております。例えば、この条例というのは、太宰府市の区域の中で適用になります。その太宰府市の中に区域で適用される条例が、例えば労働条件の各営利企業の営利活動の中での労働条件に入っていっていいのかどうかということも、ひとつなかなか難しいなあというふうに現在考えております。といいますのが、例え

ば最低賃金にいたしましても、これまで680円というような単価が、今年いろんな議論があつて1けた台、2けた台と非常に大きな議論があつたと思います。そして、現在692円というふうになっておりますが、これを守られておれば最低賃金法等確保はされておるわけですけども、じゃあ法律で定められておるから、あえて条例はじゃあ必要ないのではないかという考え方にも成り立ちます。あるいは、これ以上の最低賃金法以上の単価を私どもが公共事業については支払いなさいと定めた場合は、上乘せ条例という考え方も成り立ってまいります。そういう条例の権限というか、条例の法的な適用範囲の問題等もいろいろ研究しなきゃいけないなあと思っております。例えば、請け負った業者が市外の業者で市外の従業員の場合で太宰府市内で工事するときはどうなるのかとかですね、いろんなケースが想定されます。そういうところから、市がある程度定めた賃金を支払いなさいという基準を出していくようになります。そのところは、やはりこの条例適用するときの大きな難しさがあるかなあと現時点で考えております。そのために、それを確保するために、じゃあ今うちの契約担当者のほうがしていくのか、あるいは労働福祉として考えていくのか、じゃあそのときの市内全体の労働福祉、労働環境というものを見ていかなきゃならないというような、非常にこの対象範囲が、1つの側面だけじゃない、いろんな面からの検討が必要になるというふうに現時点で考えておりますので、先ほど回答の中で申し上げましたように、国としても措置を講じなければならないという条文もございますので、この労働条件関係、労働基本法、労働基準監督署等の権限においては、本来やはり国が行うべきではないかなあという観点に現在立っております。あるいは、条例としても県レベルとかですね、市町村ごとの区域の中で定めるものではないようなところで現在考えておまして、そういう意味でこの法律に基づいて、国が何らかの措置を講ずるのではないかなというふうに現在は想定しておるところでございます。

○議長（不老光幸議員） 16番村山弘行議員。

○16番（村山弘行議員） 国の法律については国会にゆだねること以外にないと思いますが、この法の趣旨というものを理解した場合には、あるいはその理念ですね、第5条に載っております理念からすれば、研究して、できれば条例をつくっていくということが望ましいということは、これは政府の答弁でも出ておりますからですね、ぜひもう少し研究をしていただきたいと思うし、今言われました関連法との関係で、市が直接労働契約に介在するものではないわけですから、それは余り違法性はないんじゃないかなあとは思っております。

それから、最賃も福岡県の場合は680円ですかね。これが、月曜から金曜日まで、ほぼいわゆるフルタイムで働いて、年間150万円ぐらいの年収なんですね。これ、ここ、どこまでをワーキングプアというふうに言うのかどうなのかは別にして、かなり厳しい生活を余儀なくされているんじゃないかなあかと。一例ですけども、大阪などでは市の委託業務をしながら、結果的に生活保護を申請せざるを得ないというような状況なども出てきた背景から、この公共サービス法というものが制定されてきたのではなかろうかというふうに思っておるわけであります。

これ、2項目めとも少し関連があるんですけどね、例えばとして聞いてください、具体的な

例とせずに。1億5,000万円の仕事を発注する、本市が。落札価格、最近のを見てみますと、これ、予算特別委員会で僕は言うたかもしれんけど、六十数%で落札をする。例えばですよ、63%で1億5,000万円を落札すると、9,400万円ちょっとぐらいですかね。9,450万円ぐらい。六十二、三で落札したら。落札した業者は、やっぱりその業者としての利益をとって、自分ところにその技術、能力がないときには下請に出すんですね。下請に出すときには、9,450万円で市から受けたものを9,450万円で下請には出さないですね。何のために請け負ったか。だから、そこに例えば5%利益をとる。で、下請に出す。としますと、9,300万円ぐらいで下請に行くんですね。そうしますと、9,300万円で受けた下請の会社は、そこでやっぱり利益を上げなきゃいけない。例えば300万円上げようとしています。そうすると、9,000万円で仕事をするんですね。予定価格が1億5,000万円だった仕事を9,000万円です。と、その下請業者は9,000万円で1億数千万円の仕事はしないですね。9,000万円の分しかしません。正確には300万円もうかるのかは別として、例えばです。そしたら、その工事はちゃんとできるのかどうなのか、その金額で、という心配が出てきて、仮に5年後、10年後あるいは六、七年後にミスがあった場合に、もう一回やり直さなきゃいかん。最悪の場合を想定して言っているんですね。また1億数千万円かかるというと、安物買いの何というふうになりはしないかという危惧を大変思っております。これ、あと2項目の中でもう少しお話をさせていただきたいと思いますが、そういう心配はないですか。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） 心配することは、いろんな面で心配とかあります、正直。今おっしゃいましたことも、そういう論理での心配も確かにございます。また逆に、いろいろと技術、それぞれの業者さんが独自の技術で、すべて丸投げというようなことではないにしてもですね、それぞれで努力した結果、その会社においてはその数値で可能だという判断もされ、それが最終的に公共の利益に合致しておけばそれで入札ということで落札、そして執行という形でしていかざるを得ないということで考えておりますが、最終的にその品質といいますか、工事の中身が確保されるかどうかというところが一番大きなところだろうと思います。そういうところを私どもも検査等で、あるいは日常的なかわりの中で、その辺の確保をしていかなければならないと、逆に気持ちを引き締めておるところでございます。

○議長（不老光幸議員） 16番村山弘行議員。

○16番（村山弘行議員） 余り好きな言葉じゃないですけどね、丸投げというのは。実際はよくやられているみたいです。もう執行部もご案内のとおりと思いますが。ヒアリングをされるでしょう、ある程度の部分になったら。今、総務部長言うたように、受けた会社は大丈夫ですとしか言いません。私、こげな安い金額で受けて危のうございますとは言わんですよ。大丈夫ですと言うて、実際仕事するのはその会社じゃないんですね。ないと決めたらいかん。その会社じゃないこともあります。その会社もしましょうけどもね。ないこともあるが、そういう危惧はですね、もうこの一、二年見よると、大変心配になってきておりますし、そういう意味で



は、やっぱり公共事業というものの多くは、ほとんど市民の皆さんからいただいた税金でやるわけですから、安全で、そして確実たるものを提供していかなきゃいけないというふうに思います。

3月の藤井議員への答弁では、他の自治体の状況も精査しということですが、今のところ尼崎市が否決されたみたいですけどもね、野田市ですけども、これは公共事業がちゃんとしたものであるという、市民の皆さんが安全で安心して、そして仕事を任せれるようなためにも、これ、もう少し、いろいろ研究されているみたいであります。今の総務部長の答弁では、もう少し具体的に条例を制定する場合についてはどうなるかという、制定を前提と私はお願いしたいんですけども、いまだ少し研究を深めていただいて、次期の私のこの種の質問のときには、色よい返事といいますかね、そういうものがされるように期待をして、この項については終わりたいと思います。

○議長（不老光幸議員） ここで13時まで休憩します。

休憩 午後0時03分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後1時00分

○議長（不老光幸議員） 休憩前に引き続き再開します。

2件目の答弁をお願いします。

総務部長。

○総務部長（木村甚治） それでは、2件目、入札制度でございます。

まず、公共事業の入札についてでございますが、現在本市の入札制度は条件つき一般競争入札、指名競争入札、総合評価方式指名競争入札の3種類がございます。条件つき一般競争入札を1億5,000万円以上の工事を対象として平成21年より試行導入をいたしております。それ以外は、指名競争入札としておりまして、そのうち総合評価方式指名競争入札として平成19年度より一部を試行導入いたしております。業者の格付につきましては、県による経営規模等評価審査の総合評価値に基づきまして、本市でのランクづけを行っております。工事金額によって入札に参加できる業者のランクが定まっております。あわせて入札に参加できる業者の数が設定されるという仕組みとなっております。

次に、最低制限価格制度の導入についてでございます。

最低制限価格を設ける場合は、太宰府市契約規則第10条におきまして予定価格の100分の90から100分の70までの範囲内で定めとなっております。しかし、これまで執行してまいりました指名競争入札の結果は、適正な範囲の落札状況でございまして、地方公共団体にとって有利な状況であると判断して、現在は最低制限価格を設定いたしておりません。

次に、総合評価方式指名競争入札につきましては、入札価格と技術評価点による総合評価によって落札者を決定する方式でございます。市町村で発注する技術的な工夫の余地が小さい一般的な小規模な工事に適用される特別簡易型評価を参考にいたしまして、平成19年度より試行

導入し、補助対象事業の工事で年度ごとに発注状況を勘案して選定しております。これまで、平成19年度1件、平成20年度1件、平成21年度3件の入札を行いまして、平成22年度は3件を予定いたしております。

次に、地元業者育成保護という観点からの具体的な方策についてでございますが、現在500万円以上の工事を受注した市内の業者については、工事開始から完了引き渡し後の不備の発生の有無、あったかどうかまで、施工技術を初めとして工事の進捗に合わせた現場での保安、安全管理や地元住民への対応なども含め、総合的な工事成績評定表を作成いたしております。この評価を活用しながら育成指導を行っておりまして、今後も太宰府市内に本店がある市内業者につきましては、地元業者として育成に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 16番村山弘行議員。

○16番（村山弘行議員） 一つ一つお尋ねしたいと思いますが、まず最低価格制度については現在は設定をしていないというふうに理解していい。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） 現在は設定をしておりません。

○議長（不老光幸議員） 16番村山弘行議員。

○16番（村山弘行議員） 100分の70以下でも落札することがあるんですよね。そういう場合は、その落札業者の総合的な判断をして問題はないということだから現在はしていないけれども、どうなんですか、僕、先ほども申し上げましたように、政府の答弁も最低制限価格を設定したほうがいいんじゃないかという見解も出ているようでありますが、これは、もちろん先ほど言いましたような例が該当するかどうか、本市の場合に、わかりませんがね、最低価格を設定して、そして品質の確認というか確保というか、そういうものをしたほうが、これはもうぜひすべきじゃないかなというふうに私は思うんですけども、信頼関係なり今までの実績などで評価して100分の70切ってでもいこうというようなことでありますが、今年の3月の決算特別委員会の中で資料として出とったのは、入札価格の四十数%みたいなのもあったような気がしますけどね、やっぱり最低価格を私はぜひとも設定をしていかなきゃいかんというふうに思いますが、もう一度総務部長、導入制度の研究なりというものは考えておられませんか。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） 現在、契約規則でこの最低制限価格を設ける場合ということで規則として持っております。これを廃止するつもりはございません。この規則があるということは、この規則を適用するときもあるという想定でこの規則を準備しておるところでございます。現在のところ、この100分の90から70の範囲の中で平均的に入札が執行されておりますので、落札が入っておりますので、現在行っていないというものでございます。ただ、環境の変化、社会情勢の変化等で、先ほど議員さんご指摘のような、それこそ大きな問題等はらむような状況になればですね、この辺も最低価格制度の導入ということも決して否定するものではござい

せん。

○議長（不老光幸議員） 16番村山弘行議員。

○16番（村山弘行議員） 今まで特に大きな問題があったというふうにはもちろん聞いておりませんけどもね、聞いておりませんが、これは私はぜひ設けてもらいたいなというふうに思っております。それは、やっぱり公共事業として発注する場合には、市民の皆さんたちの税金で工事発注をするわけですから、それ、もちろん安ければよかろうというのも一つの市民に対する還元の一つの考え方ではあると思うんですね。費用対効果などを含めて、できるだけ安くしてもらえればいいというのはありましようが、また逆に言えば、例えば自分とこの家を1億円で建てようと思うとったら、隣に聞いたら9,000万円でやりましよう、違う業者がうちだったら2,000万円で建ててやりましようと言うたら、本当この2,000万円でこの1億円の家ができるかなという心配もありますし、1億円と研究させとったら2,000万円でできるのなら、ああ、8,000万円ももうかったという考え方もありましようが、1億円で予定しとったのが2,000万円でできるかなと、危ないなと、クロスで囲まれた中はみんなもう悪い木ばっかりだったというようなことまでもあり得るという危惧もありますのでね、これは最低価格についてはぜひとも設定へ向けて私は検討をしてもらいたいなというふうに思います。

それから、条件つき一般競争入札について1億5,000万円以上ですか、これは、条件つきというのとは具体的にどういうことですか。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） 地域指定をつけておりまして、市内あるいは筑紫地域等に本店がある事業者が入っておることということで条件つきというふうにいたしております。

○議長（不老光幸議員） 16番村山弘行議員。

○16番（村山弘行議員） 地場産業を育成していく、あるいは育てていくといいますが、例えばもう市長にはご案内のとおりだと思いますけども、本市にいろんな建設、土木、電気、いろんな業者がおられますが、昨日の9月1日の防災の日にもいろんな業者の方たちに協力をしていただいた。災害が一たんあれば、地元の方たちが大変ご協力をいただいて災害復旧にご尽力を賜っているということについては、もう改めて申すまでもないというふうに思いますが、こういう方々も非常に厳しい企業運営をされていると思うんですね、現状の中では。だから、他市の場合は他市でそれぞれ考えておられましようけども、本市の業者の人たちをやっぱり育てていく、あるいはできるだけ地元業者にとって売り上げを上げてもらえば法人税が市に返ってくるというような循環もできると思いますが、わかりやすく説明してもらいたいんですがね、仕事を、例えば500万円以上の仕事を発注する、あるいは筑紫地区、那珂土木なら那珂土木、筑紫地区を対象にした事業を発注したときに、太宰府の方も参画をされます、例えばですよ。その場合、俗な言い方をしますと、本社が太宰府にある業者について、俗にげたをはかせるというかね、という、適当かどうか分かりませんよ、点数が、そういうのは具体的にあるんですかね。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） げたは持っておりませんが、総合評価というもので、技術評価等、市内の業者については育成指導を利用して評価をしております。そのものを評価点にこの辺をプラスする、あるいは逆にマイナスの場合もございます。工事成績が悪ければマイナスということになりますけども、工事成績関係を評価として地元業者については育成の結果を載せておくようにしております。

○議長（不老光幸議員） 16番村山弘行議員。

○16番（村山弘行議員） マイナスという意味は、1回、市の仕事をとって、その結果、余りよくなかったということでマイナス評価を、総務部長、聞きよう、そういうふうに理解していいと。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） はい、そのとおりでございます。

○議長（不老光幸議員） 16番村山弘行議員。

○16番（村山弘行議員） それはもう、もちろん技術的にね、まだそこまでいってなかったということであり得るかもしれませんが、本市に対する地元企業の人たちの、先ほど言いましたような災害等に対する、復旧に対する協力に対して、やはり地元の業者を育てていくという意味ではね、これは総合的な点数の中に入れてあるということだから、それはそれで評価をできれば高くしてもらいたい。げたまで言わんにしてもですね、草履ぐらい履かせてもらえば、少しは地元の方が潤うんじゃないかなというふうに思います。

それから、例えばこういうことは考えられませんか。1億5,000万円にこだわるわけじゃないけども、1億5,000万円の仕事が出たときに、僕は専門にはわからんけど、AランクとかBランクとあるでしょ。これは、1億5,000万円だったらこれクラスの会社しかされませんよと、しかしこれを5,000万円ずつ3つにしたら地元の業者が3社が仕事とれると。わかりやすう、自分がようわからんから自分にわかりやすう言ようけん、そういう方式はとれますか、とっておられますか。素人向きの答えで。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） あえて分割発注というんですか、そのようなものをあえてそういうことでしておるというふうには今現在やっておりません。あくまでも起工する原課のほうの進捗に合わせて工事を起工し、入札荷が上がってくるものでございますので、最初から、私どもが1億5,000万円を分けなさいというような形での工事の発注という形にはなっておりません。

○議長（不老光幸議員） 16番村山弘行議員。

○16番（村山弘行議員） 原課のほうからこういうふうにして、もちろん仕事によっちゃあ分けられないというのもありましょしね、仕事によっちゃあ分けられる仕事もあるかと思うんですね。言わんとすることは、よその市から入ってこられて、やっぱりせっかく太宰府市が発注する仕事はやっぱり太宰府の業者にとってもらいたい。そして、企業として成り立って、うち

にまた法人税として返ってくるというのを、他市に会社があるところがあると大変もったいないような気がするんですね。ご案内のとおり、今公共事業というのはそんなに多くありませんから、やっぱり先ほど言いましたように低価格競争がどんどん、どんどん進んでいくと、それじゃあともしきらんよというふうな会社が出てきて、結果的に太宰府市の仕事がなかなかとれなくなるという心配があります。したがって、これはできるだけ地元の業者の方たちを育てていくという意味ではですね、ぜひそういう、言葉が適切かどうかわかりませんが、特典をできるだけ考えていただいて、これは市長の方針にも合致するだろうと思います、できるだけ地元の業者を育てていくという意味では、市長の施政方針の中でもそのことが触れられておるというふうに思いますので、そこはですね、ぜひいまい少し地元業者に対する総合的な点数制度の中で踏まえていただければ、地元の業者も助かるんじゃないかなというふうに思います。

最後にですね、もう一度お願いしたいんですが、最低制限価格制度を導入をするということに向けての研究、あるいは実施へ向けての検討みたいなものをぜひ私はしてもらいたいと思います。市長の見解を。

○議長（不老光幸議員） 副市長。

○副市長（平島鉄信） 気持ちは村山議員さんと一緒でございまして、地元業者の育成、私たちはやはり市民のために仕事をしているというのが第一主義でございまして、そのために今も公契約の話がありましたけども、一般競争入札で本当にこれで仕事ができるだろうかというような入札も散見されます。その場合にどういう対応をしていくかという問題からこういう法律あるいは条例ができ上がっているんじゃないかと思ってます。そういうこともしなければいけないという時代の流れもあります。しかし、太宰府市としましては、地元業者の育成という形で、できるだけ地元業者に仕事を配分するということも必要でございまして、余り地元業者ばかりにやってしまうと、そればかりを当てにして業者が伸びないというような状況になります。そこで、先ほど部長が言いましたように、工事の内容、施工方法等々についてですね、毎回点数をつけております。特にもう事故なんか起こしますと、指名の回避を何回もやったりします。マイナス点が大きくなりますとね。今ですとマイナス10点ですと指名をしないという回数が1回というふうに決めておりまして、反対に今度はいい仕事を努力された仕事があればプラス点がつきます。そうしますと、例えば今Cランクの方がありまして、780点ぐらいの点数であるとか、800点以上になりますと今度はBランクになって大きな仕事ができます。そこにプラスをしていきます。そうしますと、Cランクの方がBランクになってより大きな仕事ができるというような、そういう仕組みをつくっております、今度は反対にBランクの方が840点である方が、今度はマイナス点をもらって今度はCランクに落ちます。そういうふうに、業者もですね、計算をされるように点数をつけて努力をして、大きな会社になっていただく。ひいてはAランクまでやってほしいなというような気持ちで、そういう点数制度をつけながら業者の育成をいたしております。

そこで、その先ほどの最低価格でございますが、今、競争入札についても、一般競争入札についても、あるいは総合評価についても、試行をやって、それがどういう状態になるのかということを今研さんをいたしております。そのほか指名競争入札でございまして、村山議員さんが心配されるような70%を大幅に割るような今入札がございせん。適正な価格の落札になっているのではないかなというようなことから今のところ設けておりませんが、今後一般競争入札が増えますと、そういう事態にもなってくると思いますので、こういう制限価格を設けるのか、あるいはその落札された金額でこの仕事ができ上がるのかどうかという検証をですね、しながら進めていきたいなと思います。いずれにいたしましても、今後の入札について、今、試験的な導入をいろいろやってますので、その中で村山議員さんご指摘のことについても考慮していきたいなというふうに考えております。

○議長（不老光幸議員） 16番村山弘行議員。

○16番（村山弘行議員） 基本的には、先ほど申し上げましたように、公共サービスのほう、公契約の条例もこの地元業者の育成も、ひとえに税金を有効に使っていくということがありますし、地元業者については地元業者を育てていくと。少なくとも公共工事にかかわる中でワーキングプアなどが出ないような、そういうことは福岡県の最賃も設定をされておりますが、公共事業をして、非常に厳しい生活になるということになると、私どもの税金が生かされるかどうかというものが非常に疑わしくなってくる。100分の70以下も、私はあったような気がします。実績などでヒアリングなどをして大丈夫ということで発注したりしてきたらうとは思いますが、ぜひともですね、本市におかれましては、私は最低制限価格を設定し、あるいは冒頭申し上げましたように、公契約条例などもして私どもの税金が有効に使われ、そしてまた安全な工事がされるよう、そしてまた品質も保証されている、そして地場産業の人たちも太宰府の仕事はできるだけ地元の人がとって潤っていくと。お互いが潤っていくような方式がとれるように、今後とも研究を続けて、できるだけ早い実施をお願いをしておきたいということを申し述べまして、私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（不老光幸議員） 16番村山弘行議員の一般質問は終わりました。

次に、10番小柳道枝議員の一般質問を許可します。

〔10番 小柳道枝議員 登壇〕

○10番（小柳道枝議員） ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告いたしておりました特産品の太宰府ブランド認定についてお伺いいたします。

本市には全国に誇れる大自然と歴史、文化、数多くの史跡など、ほかにはないような先人たちが残した歴史遺産が市内全域に数多くあり、私たち市民の大切な宝物であると考えております。

また、観光地としても年間700万人を超える来訪者があり、修学旅行の団体を初め、国内のみならず東アジアを中心にした海外からの観光客も数多くお見えになっております。特に近年では、中国からの大型クルーズ船も年々増加しており、本市にも観光に来られ、参道がにぎわ

っておりますが、一方、観光客の皆様がお買い物できるような太宰府らしい商品、太宰府らしいお土産に限られているように思います。せっかく太宰府に来たのだから、記念に何か一つでも太宰府でしか買えないお土産を買って帰ろうと思うのは当然ではないでしょうか。その太宰府らしい、太宰府ならではの新しいお土産がなかなか見当たりません。

市内には、さまざまな特産品づくりのヒントが隠れているように思います。地元の伝承や古くから歴史的に物語を持つものなど、観光協会、商工会、市民ともども協力をし、本市の観光産業のために特産物の掘り起こしを行いながら、本物の安心・安全、信頼できる太宰府の商品としての認定を行い、証明できるような商標登録制度、太宰府ブランド認定制度の導入など考えられないのかお伺いいたします。

また、現在活動されている太宰府ブランド創造協議会では、今どのような活動がなされているのか、そしてその成果と今後の展望についてもお伺いいたします。

再質問につきましては自席にて行います。よろしくお願いいたします。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） まず、特産品等に対する太宰府ブランド認定制度につきましてご回答申し上げます。

ただいまご提案いただきましたような趣旨で、本年7月に太宰府市商工会の観光部会の会員が、先進地といたしまして、地域らしさを持った商品を選定し、土産品として推奨する地域ブランド認定制度に取り組まれております熊本県の合志市と天草市のほうに視察に行かれております。その視察報告をさきの太宰府ブランド創造協議会の幹事会の中で受けております。そして、意見交換もいたしました。その中でさまざまな意見が出たんですけども、特定の商品認定するということは、その認定の責任も発生してくるのではないかというご意見、あるいは、そもそもブランドというものは農産物や加工品などの物にこだわる必要はなくて、地域資源として風景や歴史、文化などにもスポットを当てるべきではないかというような意見、そのようなさまざまな角度からの意見が出ておりました。太宰府ブランドの認定制度につきましては、今後とも継続して研究することとしておりまして、これに協力していくための庁内の体制といたしましても、商工、農政の担当部門でありますとか、文化財担当部門とも連携を図って協力していこうと考えております。

次に、太宰府ブランド創造協議会の活動についてです。

構成団体は、太宰府観光協会、太宰府市商工会、太宰府天満宮と太宰府市の4団体で構成し、これにオブザーバーとして九州国立博物館もご参加いただいております。全国に誇れる太宰府ならではの自然、歴史、文化、観光、産業などの地域資源を維持して、さらに進化させる取り組みを行っております。

共同イベント事業といたしましては、平成18年度より光をコンセプトとした「太宰府古都の光」を実施いたしております。昨年度からは、天満宮門前町から水城跡まで歩道に子供たちが絵つけをした灯明等を設置して、光の道をつなぎまして、市内数カ所の会場でミニ演奏会など

動きのあるイベントも増やして実施してきております。

このように「太宰府古都の光」事業は、市民参加型のイベントとして面的にも拡大しながら発展してまいってきております。

今後も地域の方々が楽しんで参加し、その協力をいただきながら、なおかつ観光客の方も多く訪れて、地域と一緒に楽しんでいただけるような太宰府の風物詩のブランドとしても工夫をしながら育ててまいりたいと考えております。

また、これとは別に、観光客のもてなし事業といたしまして、昨年は各団体からクレームについての情報を持ち寄り、共有化を図りました。

今後は太宰府ブランド創造協議会の中の情報・もてなし部会の活動をもっと活発にしていこうということで、部会員の再編成を図ったり、観光客受け入れについての研修でありますとか、地域資源の活用などについて取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 10番小柳道枝議員。

○10番（小柳道枝議員） ご答弁ありがとうございます。今、私も実はこの質問に当たりましては商工会、観光協会の方々がこういう太宰府に眠っている商品、そしてまた新しく太宰府ブランド創造の中ででき上がっている何か新商品とか、そういうものを、もうステッカーでも小さいものでもいいから、信頼できる、これは太宰府でつくったんだよ、太宰府にだけあるんですよというふうなものを認定制度をもって導入できないかと。というのも、つくった方が、今、道の駅とかあっちこっちありますけれども、物産は確かにどなたがつくってどうしてというふうな商品の中に名前があり、そして日付があったりしますよね。だから、顔が見える商品というので安心して、まあ太宰府の商品だから間違いのないよというふうな感覚で、もしよろしければ、ほかにも太宰府の中の参道の中にあるものだけではなく、個人的に焼き物であり、今先ほど答弁にもありました歴史、文化、過去にはたしか戒壇院さんの何か花器、花生けとかそういうものもつくった経緯があると思うんですよね。記憶ありますでしょうか。それとまた、鬼がわら、大きな観世音寺の鬼がわらとか、そういうお土産にはならなくてもこういうものもあって、それをまたレプリカ的につくって販売するとか、そういう掘り起こしの作業も必要ではないのかと、それが太宰府の資源を生かした地域づくりの活性化にもつながっていくのではないかというご意見もいただいておりますので、今、今日ここに質問させていただいているところでございますが、そういうところへ検討なさるとのことなんですけれども、私、木うそ保存会のほうにちょっと木うそを彫ったりとかまたいろんな勉強させてもらっておりますが、この木うそは県知事指定の特産物民芸品という指定を受けているようでございます。だから、もっと太宰府にそういうものがあってもいいのではないかなと考えますが、ほかにも認定を受けた商品とか、また商標登録された商品とかはあるんでしょうか。ちょっと教えてください。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） 確かに、木うそ保存会のほうにずっとお世話をしておりまして、県のほ

うから認定を受けて、たしか銀行関係の財団からも支援を受けたこともございます。そういう中で、一つの公式的な認定というのは木うそ保存会と名産としての梅ヶ枝餅という形が今現在ございます。今おっしゃいました地域の推奨するもの、推薦するものといったときに、地域での食べ物等いろいろなものにどういう形でどういう制度として太宰府ブランドを与えていくのかというところが非常に大きな課題であるというふうに考えております。よくたとえの話で言っておるんですが、辛子明太子は福岡の名産といますが、スケトウダラは博多湾ではとれません。それでも博多の名産として全国のお土産にも買われております。その内容はどういうことかということを私たちも考えていかなきゃならないというふうに考えております。今議員さんおっしゃいましたように、食べ物以外の太宰府としてのもの、太宰府だからこその土産物ということも考えていきたい。そのために勝手にだれかが推薦して太宰府土産というのではなくて、やはり地元のコンセンサスを得たような団体からの認定を出すということが必要かなというふうに考えておまして、その辺の勉強会とか意見交換会を今後ともやっていこうということで、前回の視察報告を受けたときになっておりますので、今後またいろいろ地域の方の意見を聞いて前に向かって進めていきたいと考えております。

○議長（不老光幸議員） 10番小柳道枝議員。

○10番（小柳道枝議員） 今、検討して今から調査研究をするということですが、それはどこの部署、太宰府ブランド創造協議会の中でなさるのでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） 太宰府ブランド創造協議会の中で即取り入れるかどうかはまだ未定でございます。この太宰府ブランド創造協議会も、歴文税を原資として事業を行っておりますので、ここの中で行うものか、あるいはここの方たちが参加メンバーとして外部の組織でしていくのかですね、その辺はまだ明確にはなっておりませんが、太宰府ブランドという名称で動いておりますので、関連づけてはやっていきたいというふうに考えております。

○議長（不老光幸議員） 10番小柳道枝議員。

○10番（小柳道枝議員） それでは、調査研究するの、これから組織を別途立ち上げる予定でとらえていいんですかね。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） 推奨する、あるいは認定することなら、別途団体をつくらざるを得ないと思っております。

○議長（不老光幸議員） 10番小柳道枝議員。

○10番（小柳道枝議員） 太宰府ブランド創造協議会の中でですね、ここ、観光協会のパンフレットを今ちょっと見ているんですが、その中に太宰府のお土産というのがあるんですけど、この東風の梅とか、それとか太宰府献上願塩、手延べそうめん、梅塩ラーメンというのは、これは太宰府ブランド創造協議会が開発なさったのか、太宰府観光協会がなさったのか、太宰府市が関連があってこれをつくられたのかお尋ねします。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） 献上願塩、そして梅そうめん、梅塩ラーメンですか、それと東風の梅、これは市の特産品開発の分で、独自で開発しております。このときに一番ネックは、やはり認定を市でやる、あるいは観光協会としてですね、売り出すという、かかわって出しております、4つとも開発をしまいいりました。市としてバックアップをしておるのはその4つでございますが、その時点で認定制度というのは持っておりませんので、市がかかわって開発した品物ということで、観光協会を窓口に展開をいたしております。

○議長（不老光幸議員） 10番小柳道枝議員。

○10番（小柳道枝議員） 今、じゃあこれは市のほうが関係して観光協会、ブランド創造との合同作品ということですよ。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） いや、現実的にはブランド創造協議会の前、私が観光課のときにつくった商品でございまして、最初はロマンを、一番最初のきっかけは、大宰府政庁に西日本からいろんな貢ぎ物がやってきました。そのときについておった木簡が鴻臚館跡で発掘されました。そのときの天草の海の幸の木簡が出ましたので、そこで天草の塩を利用して献上願塩をつくったというのが一番最初です。その塩を利用して梅酒をつくったりですね、梅酒についての梅も、本当の政庁の跡にある梅を利用しようということから発展してきております。その塩を使ってそうめんでありますとか、現在梅塩ラーメンということで発展してきておりまして、その一番基本のところは、市の物産開発というところできております。そういうことで、市で取り組んできましたけども、それをもっと広げて地域一体としてやっていくためには、やはりこの太宰府ブランド創造協議会でありますとか、認定委員会のもっと大きなところで議論をして取り組んでいく必要があるだろうということで、現在協議を行っておるところで、やっとそこまで来たというところですね。

○議長（不老光幸議員） 10番小柳道枝議員。

○10番（小柳道枝議員） はい、わかりました。ということは、太宰府の名物にしなければいけないというこの商品がですね、私不思議でならないのが、どこにも見えないんですよ。参道を見ても売っているお店がどこにあるのか。そして、私太宰府館にちょこちょこ行くんですがフリマボックス、今がらがらあいてますね。だから、ここで例えばですね、太宰府の物産館じゃないんですけども、太宰府館というのは観光の拠点にすると、観光案内所でもあるし。でも、この辺でですね、この商品は置いてありませんでしたよね、昨日、おとといの段階までは。将来的にこれだけつくられた商品はどのようにして販売し、どのようにして市民、観光客に周知していけるお考えなのか。もうこのままでいいんですか。どうぞ。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） これを販売していくということは、なかなかいろいろ難しさがございまして、例えば梅酒でございまして。最初は太宰府館で販売するところで私も取り組んだんです

が、いざできる途中で酒販免許が要るようになりまして、じゃああそこを酒販店にして市長名で免許取らなきゃいかんから、これはちょっと無理だなあということから始まりましてですね、それで酒販ルートということで、地域の酒屋さん、あるいは酒販免許を持っている茶店というところに置いていっております。そういうところで、つくるということと、それを販路、マーケットを広げていくということがなかなか一連で難しゅうございまして、現在でも梅塩ラーメンについては、そのJAさんの……。

（「ゆめ畑」と呼ぶ者あり）

○総務部長（木村甚治） ああ、ゆめ畑さんですか。あそこに置いていただくようなことで、今JAさんに話を持っていったりしておるところでございます。やはりその辺、地域の方がこれを売ろうという熱意がやはり必要になってまいりますので、ひとりよがりの商品開発じゃなくて、やはり全体でつくっていくことが大事かなあと思っております。もちろん梅酒も売っておりますし、そうめん、そしてラーメン、そして献上願塩と、今のところその4つでございますが、それ以外にもこの塩を使って福岡農業高校でもジャムづくりとかいろんなもので提案もいたしております。あるいはマドレーヌもあそこの都府楼駅前あのジャン・ドウさんですね、していただいておりますけども、それをどう地域に広げていくかという、あとその辺がもう少しですね、今、力不足かなという反省はいたしております。

○議長（不老光幸議員） 10番小柳道枝議員。

○10番（小柳道枝議員） せっかくつくられた商品がですね、ルートに乗らない、ルートに乗せていけないという、いわば、どげんすりゃいいんでしょうかねという感じみたいなご答弁だと思うんですが、これをですね、この先ほどから申し上げております合志市、天草あたりですね、認定しているものにちょっと力を入れられてですね、今先ほども言いましたけど、農業高校がメロンパンですかね、ああいうのも開発して高校生ながら一生懸命頑張っ、そして自分たちが出向いていって販売をしている姿も見ました。そして、今、農業高校もマミーズで野菜を売ったりとか、子供たちが出てきて販売をしているんですよ。そうなりますとね、せっかくの予算を組んでる太宰府ブランド創造協議会、そちらにもう予算書を見ますとある一定の予算が使われているようです。古都の光が本当に美しく、地域コミュニティの本当拠点になると思います。それもね、認めます。けれども、これだけつくられた商品をですね、もう少しルートに乗せ、コーディネートをし、そしてそのブランド創造協議会の方たちの中にですね、動ける方、本当にバイヤーさんじゃないんだけど、そういう本気になれませんか。ちょっとせっかくつくったものをですね、例えば友好都市奈良市、多賀城市、祭り等々あります。今年もまた政庁まつりに多賀城さんのほうからお見えになるということです。物産を持っておみえになります。そうしますと、やっぱり多賀城の商品を私たちも、あつ、売ってやらにゃいかんね、買ってやらにゃいかんねって思いますよ。そういうふうなルートに乗せる気はないんですか。考えたことありますでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） 先ほど言いました販路といいますか、展開するということは、考えてはおります。ただ、これを行政がするとしてもですね、非常に行政の範囲といいますか、限度があります。営業マンのように飛び込んで売るということも、それはやろうと思えばできますけれども、どこまでが行政がやることなのかという、どうしてもその兼ね合いが出てまいります。そういうことから、これをつくるメーカー、あるいはそれに協力する行政、そしてあとの展開は、やはりメーカー、あるいはそれをつくった人たちの努力も非常に大事になってまいりますので、その三者がですね、生産者と販路のメーカーと応援する行政、そこがうまく機能し合わないと思ひます。今、それほど大々的に展開はしておりませんが、じわじわとですね、じわじわと、本物の太宰府の、市が取り組んだ土産物だから、じわじわとこれが広がればいいというところで現在じわじわとやっておるようなところでございます。

○議長（不老光幸議員） 10番小柳道枝議員。

○10番（小柳道枝議員） 本当にご答弁にあったようにですね、行政が旗振って先頭に立ってというのは確かに難しゅうございます。それはよく理解します。けれども、そこに行政と市民と商工会、観光協会、いろんな団体がありますよ。そこをつないでいく窓口はどこなんですか。だれがするんですか。そのきっかけづくりというのを行政がきっかけつくれば、あとは市民はついてきます。こういうことをしたいんだけど、そういう方いっぱいいらっしゃると思うんですよ。商品、やっぱり商売人やったら1つでも2つでも利益が上がればいいと思ひます。ですので、その辺のですね、コーディネートができるような部署をちゃんとつくられて、本当に太宰府の観光が、そして市民が、そして商店街が潤っていただけるような考え、もう一度考えられませんか。再度、済いません。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） 力強いご質問、ご提案ということでありがたいと思っております。これまで取り組んできた中で、そういうように理想的にも考えております。ただですね、現実問題として商売の中に入るということはさまざまな問題があります。商売人と商売人の間、会社に入れば社長派と反社長派まで巻き込まれます。正直、経験です、はい。そういうところで、品物が消えたり出たりしてまいります。あるいは、間隙を縫ってセールスマンがやってかましていきます。本当そういうことに遭ってきましてので、今力強いご提案いただきましたので、地域の方々と手を携えてもう一度再挑戦していきたいというふうに考えております。

○議長（不老光幸議員） 10番小柳道枝議員。

○10番（小柳道枝議員） 本当ですね、太宰府の発展のための行政ができる分野、市民がする分、そしてまた商工会、観光協会あたりができる分、お互いにですね、知恵を出し合って、そして本当に太宰府のですね、ブランド創造協議会のあり方をもうちょっと考えてもらえませんか。そして、そのブランド創造協議会が核になればですね、どうにかまたいろんな角度からいろんなヒントが出てくると思うんですよ。知恵も出てくると思ひますので、そのブランド創造協議会が今、古都の光だけをなさっているような気がするんですけど、ほかに何かあります

か。ブランド創造協議会の活用の内容は、古都の光だけでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） 現時点では、イベントの古都の光と、おもてなし事業ということの2本立てでなっております。この一番最初に成り立ってきたのが、古都の光というイベントとブランド創造というのは別で最初スタートいたしました。途中でブランド創造協議会の中に古都の光が入ったというようなことになっておりまして、この名称と今やっておる事業とがなかなかちょっとわかりづらいなあというのが反省点として今、反省というよりも、これからの展開としてそこを整理しなきゃならないところには今来ております。そういうところから、この名称と事業をどうこれから発展、名称変更でいくのか、事業を見直していくのかというその辺の話し合いをやろうということで、前回の幹事会でもなっております。とにかく今年の古都の光をまず成功して、成功裏にやって、そしてこれからの先に将来を見通した会議をやろうということに今なっておるところです。

○議長（不老光幸議員） 10番小柳道枝議員。

○10番（小柳道枝議員） 今の部長の答弁を信じて、また今月25日にあります古都の光が盛大にですね、各地域で盛り上がって、そしてコミュニティにつながっていけばですね、なおいいとだと思いますので、それに最大努力をなさってください。それと、先ほどから申し上げております太宰府ブランド創造協議会のあり方をですね、再編成をなさって、そしてまたこれが大いに太宰府の観光、そしてまた観光客におもてなしの心が届いていきますことを強く要望いたしまして終わります。ありがとうございました。

○議長（不老光幸議員） 10番小柳道枝議員の一般質問は終わりました。

次に、13番清水章一議員の一般質問を許可します。

〔13番 清水章一議員 登壇〕

○13番（清水章一議員） ただいま議長の許可をいただきましたので、通告をいたしております第五次総合計画についてお尋ねをいたします。

現在、総合計画については、総合計画審議会において議論がなされております。私もホームページで議事録を拝見させていただいておりますが、太宰府市の将来をどのような方向に持っていこうかとの熱心な議論がなされているなということを強く痛感いたしております。また、市民の方やまちづくりを真剣に議論をされている諸グループからも、第五次総合計画についてさまざまなご提案やご意見が出されていることもご承知のことと思います。

その中で、今日に至るまで、市民の声をどこまで取り入れているのか、市民インタビューやアンケート、さらにはパブリックコメントなど実施をされておりますけれども、型どおりにないか等の指摘もございます。

また、審議会では、素案を見るだけでは意見が言いにくい、第四次総合計画の総括や現状認識があって将来像が語られるのではないのか、素案が日常生活の実感に即しているのか、市民意識というものが十分に反映されていないのではないかなどの意見がございします。

そこで、総合計画について今日まで市民の意見がどのような方法で取り入れられているのか、また組み込まれていくのか今日までの流れと今後のスケジュールについてお聞かせをください。

次に、基本構想についてお尋ねをいたします。

基本構想の将来像として「歴史とみどり豊かな文化のまち」を素案では掲げてあります。先ほど質問もありましたが、第四次総合計画と同じ内容で、第五次も含めると40年間同じ内容になります。当然、今回も将来像をどのように決めるか庁内で議論があったと思います。

「歴史とみどり豊かな文化のまち」が素案となるまでの経過についての説明をお願いいたします。

次に、土地利用構想についてお尋ねをいたします。

この構想は、10年後の太宰府市の将来を見定める重要な構想だと考えております。従来と違う点は何か、その特色をお聞かせください。

続いて、基本計画についてお尋ねをいたします。

第1点は、第四次総合計画では、3つの戦略プロジェクトを掲げていました。素案では、この戦略プロジェクトの位置づけはどのようになっているのかお尋ねをいたします。

2点目は、危機管理についてです。

ゲリラ豪雨や新型インフルエンザ、熱中症や100歳以上の高齢者問題など予測のしない出来事がさまざま起きております。市民の安全・安心社会を守るためにも、危機管理体制は必要であると常日ごろから感じております。このことについての記述はあるのかお尋ねをいたします。

3点目は、成果指標についてです。

今回、目標として成果指標を取り入れたことは評価をしたいと思います。しかし、10年というスパンは長いので、実施計画を作成する段階で評価をしていく必要があると考えております。市長の所見を求めます。

最後に、このまちづくりは市民の税金で行われます。市民は、税金は強制的に取られると思っています。市民に、税金を納めてよかった、納めたかいがあったと言われるような、太宰府市としてのアイデンティティーをまちづくりに生かせないか、市長の所見を求めます。

詳細は自席にて質問させていただきます。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） 最初に、市民の意見をどのような方法で取り入れてきたかということでございます。

これまで平成20年12月及び平成22年3月に実施した市民意識調査を初め、市民120人インタビュー、市長と語ろう未来の太宰府・ふれあい懇談会や、もっと元気に・がんばる太宰府応援団での市民の皆様のご意見を参考にさせていただきながら、日々市民と接し、現場で課題を把握している職員たちの手により素案を作成いたしました。

その素案に対しましてパブリックコメントを聴取し、それらの意見を反映させ、一部修正した案を市民公募7人を含む総合計画審議会に6月下旬諮問を行い、10月中旬をめどに答申をいただくよう、現在週1回のペースで審議を行っていただいております。

2項目めの基本構想における将来像につきましては、総合計画の期間は10年でございますけれども、もっと長期的なスパンで考え、連綿と受け継がれてきた「歴史」「みどり」「文化」を大切に守り育て、100年後も誇れるような町であるべきだとの総合計画策定委員会や部長会議、経営会議での論議、またインタビューやアンケート等を受けまして、その結果、将来像は継承していこうということで案に掲げてきたものでございます。

次に、土地利用構想の従来との相違点でございますが、平成10年から20年間の計画で策定している都市計画マスタープランをベースにいたしております第四次総合計画前期基本計画の土地利用計画に掲載している将来の都市構造図と枠組みについては、大きく変わったところはありません。

3項目めの基本計画について、第四次の戦略プロジェクトの位置づけはどのようになっているのかというお尋ねでございますが、第五次においては、地域コミュニティづくり推進プロジェクトと福祉でまちづくり推進プロジェクトを協働のまちづくりとして各施策に共通する基本的考え方としております。まると博物館推進プロジェクトについては、まると博物館（まちぐるみ歴史公園）として、これも各施策に共通する基本的考え方と位置づけまして、市民との協働によるまほろばの里づくりを理念として案を作成いたしましたところでございます。

次に、危機管理の記述については、防災・消防体制についての記述はあるものの、全体の予測し得ない危機管理については掲載しておりませんので、記述方法を含め検討してまいりたいと思います。

次に、成果指標についてでございますが、定期的に評価をしていく必要があると認識いたしておりますので、毎年市民意識調査を実施し、定点観測を行っていきながら、アウトカムでの視点で評価を行いまして、次年度以降の予算編成にも反映をさせていかなければならないと思っております。

○議長（不老光幸議員） 13番清水章一議員。

○13番（清水章一議員） 最初に確認をさせていただきますが、先ほど総務部長がおっしゃったように、素案を策定するまでに当たりましてということで、市長が総合計画審議会ですぐに冒頭ごあいさつをされてます。今、総務部長が答えたとおりでございます。それで、私ども議会といたしましても、さまざまな形で意見を言い、提案をさせていただいているわけですが、この辺のことが、これは議会で確認することだと思っておりますが、いろんな形で提案等はされているわけですが、その部分は我々の意見というのはどのようにこの素案の中に入っているのか、これをお聞かせいただけますか。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） この現在素案として審議をいただいております。そこに至るまでの中に

いろいろこれまでの論議、議場の中でも論議いただいたような考え方も載せてきております。そして、現在、審議会のほうに諮って、そこでまたいろんな意見をいただいて、そして私どもは最終的な基本構想を議会に諮るときの一つの資料として基本計画をあわせてご提案していきたいというふうに考えております。そこでまた、再度いろいろご議論をいただくということで考えておまして、そこに至るまでのこういういろんな経過あるいは議会の中で毎月ご報告しておりましたような中でいろんないただいたものを最終的な素案として、議会に諮る案としてつくり上げていきたいというふうに考えておるところです。

○議長（不老光幸議員） 13番清水章一議員。

○13番（清水章一議員） 当然、我々の意見も素案の中に入っていると思いますけど、これから議会のさまざまなご意見も参考にさせていただきたいということでございました。先ほどの答弁の中に危機管理については何らかの形で検討するというご回答もいただきました。

この総合計画審議委員会が今7回やってますかね。私、第6回までの議事録を全部読まさせていただきました。また市民の非常にさまざまな意見もございましてですね、私も見た印象、そうだなと思うんですが、このような意見があるわけですね。市民との協働によるまほろばの里づくりが理念だと太宰府市は言っております。市民との協働を理念とする計画の素案を市民抜きでつくるという曲芸も行われました。真の協働などどうでもいいことなのでしょう、こういう書き方。それから、素案作成の過程こそまたとない協働の場であったはずですが、なぜそうしなかったかの理由は明確ではありません。考えようによっては、当局みずから協働を否定することにもなるのは残念なことです、等々の意見があります。私も素案を見ながら思ってたんですけども、確かにそう言われてみるとそうかなと思えないわけでもないんですが、経営企画課長がおっしゃってますように、この施策というのは大体国が示している施策で、主な流れということで、大きくはよその自治体も変わらないだろうというような言い方をされてますけども、第四次総合計画を策定するときに、この第四次総合計画の中にですね、まちづくり百人委員会の委員の提言という形で、ずっと枠外に載せてあるんですね。この素案の中にタイミングが合えば、私、市長、ずっと市長就任されて市民とのふれあい懇談会、44行政区すべてやっていかれましたし、それには関係部長さんたちも全部出席されておりますし、そういう意見ももとにしてこの素案ができ上がってきていると思っているんですね。けども、これ見ただけじゃあ、なかなかその辺が、つくった人はわかるけども、我々から見たときはどこがどういう形で市民の声が反映されているのかというのは、今こういうような厳しい意見が出てくるのかなと思うんですが、これはもう素案が出てますのでね。それと資料はたくさんあります。パブリックコメントから市民インタビューから2,000人のいろんなアンケートからたくさん資料はありますけれども、その資料を一つ一つ突き合わせていくとなかなか大変だなあというように形で、この素案等にそういう形で書いていただくと、ああ、市民の意見がこういう素案に生かされてんだなあということがわかったんじゃないかなあと、市長たちが一生懸命ご苦労されている分が市民に届いたんじゃないかなあと思うわけですけども、今度総合計画の審議

会が最終的に答申を出されて、議会に提案なされると思いますけども、ばあんと出されるだけじゃ、なかなか私たちも、どこが市民の声なのか、審議会の声なのかがよくわからない部分があるので、そういった部分が最終的に議会に出すときにその辺の記述が、やっぱり出してもらいたいという要望をいたしたいと思ってますが、その辺どうでしょうかね。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） 最終的に私どもはこれをつくり上げますけども、そこでいただいた意見、いろんなものは資料としてつくるなりですね、添付するなりしてわかるような形で出していきたいと考えております。

○議長（不老光幸議員） ここで休憩したいと思います。14時15分まで休憩します。

休憩 午後 2 時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後 2 時15分

○議長（不老光幸議員） 休憩前に引き続き再開します。

13番清水章一議員。

○13番（清水章一議員） それと、私もホームページで見させていただいたんですが、総合計画審議会の内容についてですね。ただ、その新しいページの分の総合計画審議会の議事録等はすぐわかるわけですね、表に、第1面にぽんと出てますので。それで、一生懸命、過去のやつはどこにあるかということで一生懸命探したんですけど、わからなかった。結局事務局に行って、聞いてわかったんですけども、やっぱりいろんな国のホームページ等を見て審議会等を見るんですけども、大体頭の1ページに来ると、大体過去のやつがわかるような形になってます。ですので、今第7回のホームページの審議会の議事録がレジュメは書いてあるんですけど、過去のものを探ろうと思えば、総務部に行って、経営企画課に行ってみないとわからないという、だから総務部に行かないとわからない、全然そこまで行き着かなかったんですけども、簡単ですから、下のところに、過去の議事録についてはこちらをどうぞというのをホームページに1行書けないかなと思っているわけですけど、いかがでしょうかね。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） リンクを張りつけるような形で、飛ぶようなものにしたいと思います。

○議長（不老光幸議員） 13番清水章一議員。

○13番（清水章一議員） 事務局のほうに話をしておりましたので、できているかなと思ったらまだできてなかったのであえて取り上げさせていただきました。よろしくお願いします。

そこで、審議会の議事録をずっと読みますと、この将来像に対して議論がずっとなされておりました、結果的に、私は第6回までの審議会の分しか見てないんですが、結論が先送りになりましたね、施策をやって最終的に決めればいいという話になったんですけども、なかなかこれは賛否両論があって決まらない。

1つ確認しておきたいんですが、午前中の質問にもありましたけれども、「歴史とみどり豊

かな文化のまち」というのは、100年間のスパンを見て考えているので市長としては変わらない、変えないという形なのかね、それとも今審議会等で審議をご議論なされてますけれども、その答申は尊重されるのか。私、変わらないと聞いた言葉が少しひっかかっているんですが、ちょっと私が誤解を生んだらいけませんので、この「歴史とみどり豊かな文化のまち」というのは、審議会の提案あるいは議論をいろいろ経て、変更もあり得るということですかね。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） 現時点素案の中で、私どもが諮問いたしております第五次総合計画の将来像として「歴史とみどり豊かな文化のまち」というもので諮問をいたしております。これは、先ほどご説明しましたように、100年を見通した将来像ということで、現時点で私どもが考えておる将来像として諮問をいたしておるところでございまして、この将来像に対する、いろんな審議会としての意見は出されてくると思っておりますけれども、現時点で諮問しておるのはこの将来像ということでご判断いただければと思っております。

○議長（不老光幸議員） 13番清水章一議員。

○13番（清水章一議員） よくわからない、その辺の答弁が。ねえ。だから、審議会で5回にわたって議論をなされている。もう少し市民に密着した内容に変えてはどうかというような形の提案が出た場合、最終的には市長のほうで判断されるわけですが、私、もう少しね、この「歴史とみどり豊かな文化のまち」について執行部の説明がなってないんですね。ほとんど説明がなってない。ですので、市民が見た範囲、聞いた範囲の感覚で物を言われてますので、私もその意見に関しては、執行部がどういうぐあいに考えているかということがよくわからなければ、恐らくそういった意見が出るのは当然かなと思っておるんですけども、もし変えないということであれば、きちっとやっぱりある程度、変えるかどうかよくわかりませんが、今の話では取り入れていきたいという話で、5回も6回も審議して、結果に違う話を持ってきたときに答申されて、いや、市は変えませんって話になってくると、審議会の方に対して非常に何のために議論してきたかって話になるわけですので、もしそうであればね、きちっとやっぱり市の考え方というものを私は説明するべきじゃないかなあ。意見は意見として戦わしゃあいいじゃないかという話になるかもわかりませんが、これだけ熱心にやっておらっしゃいますのでね、何らかの形でどこかでその考え方を示すべきじゃないかなと思ってるんですが、その辺はどうなんですかね。変える意思があるのかなのかということと、市の考え方を伝えるということについて、どういうふうに考えてますかね。

○議長（不老光幸議員） 副市長。

○副市長（平島鉄信） 私どもの試案としては、現在で一番最高の構想だというふうに諮問をいたしております。現在の中ではこのままいきたいというふうに考えております。それに対して、説明不足もあるというふうなご指摘でございます。最初から変えないという話になるとまた議論ができませんので、その辺も十分聞いて、最終的に答申が出てまいります。これによって、我々が考えている目標と大幅に変わって、これはやはり今の時点では判断しなければなら

ないということになると、そこはそこで考える場面もあると思いますが、現在、議論の状況を待ちながら、私どものもっと説明不足という指摘もあつてますので、この「歴史とみどり豊かな文化のまち」のこの100年後に誇り得る町にしていきたい。太宰府だから、金太郎あめにならないような部分が出せると思うんです。歴史とみどり豊かなというのは、この歴史というのは、1,300年を有するずっと流れなもんですから、ここで切っていいのかどうかあるいはこの先もまた永遠に続いていく、我々はその一部分の、1,300年の一部分の為政者であるんじゃないかなということも、そこまで考えておりまして、その辺も含めて説明をしてみたい。そして、質問をいただいたときには、それでもやはり変えるべきかどうかということについては、判断してみたいというふうに考えております。

○議長（不老光幸議員） 13番清水章一議員。

○13番（清水章一議員） ですので、最終的には、先ほど市民の出されてます資料等によれば、基本構想に関しては議会が議決をするということで、議会に対する期待感も強いわけですので、その辺のところを議会に提案するときは、なぜこういうぐあいになったかということとはきちっと提案をしていただきたいということを添えつけておきたいと思います。

それはその将来像として構いませんが、この素案の6ページに、基本構想の施策の大綱がありまして、ここに本市の将来像、「歴史とみどり豊かな文化のまち」を実現するためということであるわけですね。以下施策を6つ目標を立てて、掲げておられます。この部分に関して、将来像ですけど、それはそれで決まったとしても、これを「歴史とみどり豊かな文化のまち」を実現するためにいろんな施策をするという、これ全部包含された内容ではあると思うんですが、もう少しここに私はサブ的なテーマみたいな形で、市民生活がこうなるんだと、「歴史とみどり豊かな文化のまち」というのは、こういうことをいうんだというようなちょっとした補足みたいなのを入れないと、これは何を実現するんだという話になるわけですね。ですので、ここは検討をぜひしていただきたい。例えば、私は一番わかりやすい言葉を言わせていただくと、3ページに書いてある将来目標人口の中に、市民と協働しながら、本市に住みたい、住み続けたいと言える太宰府、これ非常にいい言葉です。住みたい、住んでよかった、だから住み続けたい、これは全部含まれてますね、この中に。優しさもあれば、豊かさもあれば、いろんな部分がこの中に全部包含されております。太宰府市に住みたい、住んでよかった、これからもずっと住み続けていきたいということの中に包含されているなあと。この言葉をこの実現するという形の中に入れると、市民は、太宰府市はこの「歴史とみどり豊かな文化のまち」というのはこういうことをいうんだなあとということが私はよりわかりやすくなるんじゃないかなあという思いがいたしておりますことも、市長その辺はどうでしょうかね。これだけでわかるかどうか。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 実は、この短い将来像の「歴史とみどり豊かな文化のまち」の中に、市民の安全・安心もすべて入っておるというふうな、私どもはそういった解釈です。担当のほうの説

明をしておりますけれども、もっと初めは長かったと思います、言われるような長い文章で書いてあったと思います。それを今回の第五次の総合計画は、今までのような長い文面をつづるよりも、短い文の中で、明確に要約した形の中でやろうと。そして、基本的な計画でありますとか、構想でありますとか、それぞれの各論等については参考のところに示していこうと。そして、全体的な計画等々を開いた中で、総合的にわかるというふうな形が、そういった方式をとっておりますけども、今ご指摘のように、第四次のとき等については、百人委員会から提言された内容等もこの中に載せておりました。あるいは、環境基本計画でありますとか、第五次でしょうかね、他の計画書の中においては、詳細にひいて説明を加えております。この総合計画も、できれば可能な限り、この1冊だけでわかるような形が一番望ましいというふうに思いますんで、再度知恵も出しながら、まだ終わったわけではありませんから、提案する前までには、基本構想だけが提案ですけれども、全体的な計画書、第五次の総合計画書の中においてのでき上がりますまでには、基本的な末尾に資料をつけるとか、いろんな創意工夫をしながら行っていきたいというふうに思っております。

○議長（不老光幸議員） 13番清水章一議員。

○13番（清水章一議員） 土地利用について幾つかお尋ねをさせていただきます。基本構想の部分ですけども、太宰府市の将来像の大きな目標として、7万2,000人を将来人口として置かれています。ここの素案の中にありますように、これから人口減少、全国的に人口減少社会に突入し云々と書いてありまして、まさにそういう時代をこれから迎えていきます。その中で、太宰府市として、その人口減少の社会をどのように生き抜いていくかということが、この素案の中に書かれているわけですが、本市では、人口減少の速度を抑制するため、これは私正しいと思います、今後も市街地整備や子育て世代、高齢者に配慮したさまざまな施策を展開していきたいとあるわけですね。7万2,000人というこの将来人口というのは、これからの地方自治体のあり方ということで、関西学院大学の林さんという教授さんが書いておられますけども、日本は人口減少社会に入っている。人口が減ると、財政力は落ちる。地域の働く場、買い物の場、健康維持の場という3大生活基盤も失われる。それは、地域の経済力や財政力の格差につながっていく。こうした経済財政の負のスパイラルをとめることが、地方財政を再建する一つのかぎだ。そのためには、地域の活力を高めて税収を増やす必要がある。問題は、どのように人口を増やすかだ、こういうような形がありまして、太宰府市としては、将来を見通して7万2,000人という将来目標人口を掲げた。それで、この中にその方策として3つあるわけですね。市街地整備ということがこの土地利用構想につながってくるわけですが、1つは、これはもう都市計画プランから変わってないわけですけども、JR太宰府駅、要するに、佐野東地区の市街地整備しか今のところこの総合計画の素案にはないわけですね。もう一つ、西鉄二日市の跡地をどうするかということもありますけども、それは後で聞かさせていただきますが、この佐野東地区の市街地整備に関しては、この10年の都市計画プランからずっと今日まで引き続いてきておりまして、懸案事項でございます。ここがもし頓挫することになると、この7万2,000人という将

来目標人口は厳しくなるんじゃないかなあと、私は思うわけですが、この部分に関しては、その市街地整備と。内容については佐野東と。その部分あるいは西鉄二日市駅のこの跡地利用、操車場の跡地利用についても、どの程度の人口の張りつきを考えておられるのか、この市街地整備について、まずどういうお考えをお持ちなのか、お聞かせいただければと思います。

○議長（不老光幸議員） 副市長。

○副市長（平島鉄信） 現在、人口が、7万人に約500人ほど不足という形になっておりまして、7万2,000人ということです。今後、人口の減少時代に入るといえるのは理解をいたしております、恐らくこの10年後あたりが一番頭ではないかなあというふうに考えております。現在、佐野地区についても、まだまだ遊休土地がございまして、利用されるというふうな状態が続いておりますし、そういうところで、今、筑紫地区で実質でいくと一番今伸びているのではないかなあというふうに今考えておりまして、もう少し進むんじゃないかなと。その後に佐野東地区もありますし、この近辺で見いただきますとわかりますように、空き地に宅地化、家が建っているのが目立つようになってきています。私もこんな減少時代によく家が建って売り出しがあるなあというふうに思いながらありまして、そういうところは人口の増加につながっていくのではないかなあ。また、道路が幹線道路よりも大きな道がなくて、宅地化されてない未利用地というのがありまして、その辺の対策も今後考えていかなければいけない。農地をつぶすだけでなく、現在宅地化されてないこの有効利用も考えていかなければいけない。そういうところから、将来人口目標も掲げておりまして、7万2,000人にするためには、公共施設をどんなふうにしていくのかあるいは地区の計画をどうしていくのかという基本でございまして、ある程度そういうことも含めて考えております。ただ、佐野東ができないとなると、またその辺は少し計画が変わってまいりまして、そうするともう5年ぐらいで計画の見直しというのがありますので、そのめどをつけながら、少し変更していくあるいはどういうふうな手法をやるのかということも考えていく、そういう形になると思いますので、そこは10年間このままということではございませんので、時よりによって変更してまいりたいというふうに考えます。

○議長（不老光幸議員） 13番清水章一議員。

○13番（清水章一議員） 大体JR太宰府駅のほうでいろいろとご説明されていると思いますけれども、当然、まちづくりとの関連の中で進んでいるわけですが、市としては、組合施行で行きたいということで考えています。この考え方は変わらないということですかね。

○議長（不老光幸議員） 副市長。

○副市長（平島鉄信） JR太宰府駅はつくるべきだというふうな市長の答弁がありまして、そのつくるには周りの整備が必要だと。一体に考えて、またさらにこれからこの中心市街地、東のほうに結ぶ道路も必要だというふうに考えておりまして、西の玄関口になるように考えております。そういうことで、今後進めてまいりたいというふうに考えておりますので、そういうふ

うに進めていきたいというふうに考えております。

○議長（不老光幸議員） 13番清水章一議員。

○13番（清水章一議員） だから、市長の考えもJR太宰府駅をつくりたい。そして、それに付随した形の中でまちづくりを進めていきたい。そして、人口減少を歯どめしたいと。一番ネックになっとなのは、恐らく組合施行か市が主体でやるかというところがネックになっとなじゃないかなあと私は思っているんですが、その辺はどうなんですかね、地権者への話は。

○議長（不老光幸議員） 副市長。

○副市長（平島鉄信） まず、あの地域を農地で残すのかあるいはまちづくり区画整理をしたりして住宅を張りつけるのかという地元の地権者の意見が大切でございます。そして、手法としては、いろいろあると思います。太宰府市の方向としては、できるだけ通古賀にいい例がございましたんで、ああいう民間の手法でやりますと、早く、経済的にも楽にできるというような見本がございますので、そういう形でやるのかあるいはそのほかに組合施行にしても、あの地域の方々が、もう高齢の方が多ございまして、なかなかそういう事業組合をつくって一からやるのは難しいというふうなことも考えておられるようでございますので、その場合については、コンサルを重点的に入れながらというような、民間の手法の方法もありますし、今後まちづくりをしていくんだという意味のもとに、どうしたら実現できるかということと一緒に考えていこうと、そういう方向で、実現に向かって努力をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（不老光幸議員） 13番清水章一議員。

○13番（清水章一議員） 時間がなくなってきました、総合計画ですから、非常に内容がたくさんあるわけですけども。

もう一つ、あと市街地整備の問題と、それからいろいろあるわけでしょうけども、本市に住みたい、住み続けたいというまちづくりをするためにあるんですが、ある意味においては、今言った人口減少社会ですので、都市間競争とも言われております。

そこで、ここに掲げてある部分で、子育て世代あるいは高齢者に配慮したさまざまな施策を展開することによって人口減少の速度を抑制していきたいということがあるわけですね。この具体的な形の中で、特にこれからやはり若い人たちにやっぱり住んでいただかなくちゃいけない。子育て世代というのは、極めて重要になってくると思いますし、私もかつて質問させていただいたときに、おおざの保育園ができたときに、待機児童がゼロになった。太宰府としては、それを大いにアピールすべきじゃないかというようなことを言わせていただきました。今、厚生労働省の調査でも、待機児童というのは、最悪水準になっているということでございます。実際に厚生労働省の中では、2万6,275人という形で発表されてますけども、認可外保育所の方々も入れますと、約4万人近くになるんじゃないかという形で言われているわけですが、この子育て世代をどうやって太宰府市に呼び込むかということもまた一つの課題であると思うんですね。総合計画読んでもなかなかその辺が私もぴんときない部分があるわけですが、

やはりこの子育て世代等に関しましては、やはり都市間競争の中で、1つは待機児童を今度新しい認可保育所ができるということで解消、ゼロになるということもあるかと思いますが、それだけで済むかどうかという問題もあります。それにプラスアルファでいろんなことを考えていかなくちゃいけませんし、にこにこプラン、次世代育成支援対策行動計画の今素案をいただいているんですが、その中に要するに認可外の保育所という形の中で、呼び方は届け出保育所というんですかね、そういうようなところも支援をしていきたいというようなことも書いてあるわけですが、そういったことも含めて、このアピールするもの、要するに特色のあるものを出すべきじゃないかなと思っているんですよ、総合計画の中に。次世代を見ればわかりますよという話になるかもわかりませんが、その辺はどうでしょうかね。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） 健やかで安全に安心して暮らせるまちづくりで、子育て支援の推進ということも設けております。その中では、今おっしゃいましたように、ファミリー・サポート・センターでありますとか、病後児保育事業というような支援策も名称としては載せてきております。この中で、今後また今おっしゃいましたような具体的な施策が必要であればここに載せていくということも検討の余地はあると思っております。

○議長（不老光幸議員） 13番清水章一議員。

○13番（清水章一議員） やっぱりぜひお願いしたいと思います。これから総合計画審議会で議論なされていくことだと思っております。

もう一つ、土地利用の中で、西鉄二日市の操車場の跡地について、ここピンク色がついているわけですが、総括の中に、第四次総合計画の総括の中に、西鉄の開発計画や大規模集客施設立地ビジョン、地域マスタープランとの整合を図り、周辺を含めた整備構造づくりに着手する必要があるということで、これの実現可能性というのは、具体的にいつごろ、将来的な構想であるんですけど、私は都市計画プランの平成10年からこの色がついていたような感じがするわけですけども、見通してはどうなんですかね。ここのところの人口の張りつけはあるのか、ないのか、また、どういようなものをつくろうとしているのか。これはピンク色ですから商業地域って形になるかと思うんですけども、その辺の計画がある程度わかれば、お答えいただければと思います。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（齋藤廣之） ご質問の地域は、第四次総合計画におきましても、住宅系ゾーンという部分で、第五次総合計画におきましても住宅ゾーンという位置づけは変わっておりませんで、現在、用途地域をどうするのかという部分で、都市計画審議会等、さまざまな形で意見をいただいている途中でございまして、今後その辺の用途のあり方については十分、今後の検討課題といたしますか、研究課題ということで今検討している段階でございます。

○議長（不老光幸議員） 13番清水章一議員。

○13番（清水章一議員） 構想でいつまでも同じような内容の構想が、平成10年からずっと続い

ているというのもどうかなという感じがしますので、やるならやるという形で、しっかり取り組んでいただきたいと思います。

それともう一つ、北谷の地域について、これは準都市になりましたですね。準都市計画区域の指定ということになっているわけですが、3,000㎡以上の開発行為については、県知事許可を要することになったと。これは都市計画区域内に編入するということは、第四次もたしか盛り込んであったと思うんですが、このゾーンの土地利用の構想を見ると、緑色になっとなですかね。今後のこの北谷地域の準都市区域についての考え方は、将来構想というのは、ほとんどこれ変わらないという形ですか、この図で見ると。中身は少し変わってくるんですかね。北谷・内山地域について。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（齋藤廣之） 第五次総合計画におきましては、自然共生ゾーンという位置づけをさせていただいております。用途につきましては、先ほど議員さんご提言のとおり、準都市計画区域ということで指定をさせていただいております。3,000㎡以上は開発に許可が要りますよという位置づけで。用途につきましては、今後具体的には、地域の方々の意見を聞きながら、用途については今後検討していく。なお、筑紫野古賀線バイパスの建築計画、現在用地買収が進んでおりますので、それらの進捗を見ながら、用途の内容について、今後具体化していくという形になろうかと思えます。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 13番清水章一議員。

○13番（清水章一議員） これが環境課から、火葬場の部分の覚書をいただきましてね、あの中に北谷地域についてのまちづくりについては、太宰府市の都市計画プランあるいは総合計画に沿ってやっていくということが覚書の中にあるわけですが、その都市計画プランあるいは総合計画ということでいくと、その中身は何なのかがよくわからないんです。要するに、用途地域の指定ということ、前は準都市計画区域というのはなかったんですけど、都市計画区域内に編入するということで、第四次総合計画の中にはあったんですけど、新たにこの準都市指定という形で県のほうから出てきたということで、準都市指定にしたんですけども、具体的な形の中身がよく見えないんですね。その用途の指定ということは、どのような内容になっとなるのか。覚書の中には、都市計画プランあるいは総合計画に沿って、お互いにそれを尊重し合おうと、まちづくりの協議を進めていくということが書いてあるわけですが、私、これ見てもよくわからないんですが、具体的な町を想像する場合に、都市計画区域内にするのか、しないのか、あるいは準都市計画になったときに、3,000㎡以下のやつをどうするかとかという考えはあるんですか。都市計画プランで議論されているんですか、その詳細については。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（齋藤廣之） 今現在は、準都市計画区域ということでございますが、特に規制というものはございません。ですので、今後、用途地域、筑紫野古賀線沿いですと、商業系がい



いのか、工業系がいいのか、住宅系がいいのか、宇美町との境も相当開発された部分もございます。こういった用途がいいのか、建築建ぺい率ですね、容積率等をこういった用途がいいのかを今後、ゾーン、北谷・内山地区含めてゾーンを決めていくのか、その辺を今後、あくまで用途という形で規制といいますかね、制限、ルールを決めていくということになると思います。

○議長（不老光幸議員） 13番清水章一議員。

○13番（清水章一議員） そうすると、これから決めていくということですから、この構想図から若干変わる可能性もあると考えといていいんですか。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（齋藤廣之） 基本的には、宝満山山系、内山、北谷、約7haほどございますが、自然共生ゾーンという基本的な考えは変わりませんが、その中にやはり、県道筑紫野古賀線等が走りますので、その周辺を含めた用途がいかなるものがあるのか、その部分をやはり今後検討していく必要があるんじゃないかなというふうに考えます。

○議長（不老光幸議員） 13番清水章一議員。

○13番（清水章一議員） ちょっとまだほかに聞きたいことがたくさんございますので。

先ほど、危機管理について、何らかの形で挿入をしていきたいということでございますので、その内容については待ちたいと思っております。

ただ、いろいろこの危機管理というか、どこにどういう形になるのかということがあるんですけども、いろんな面において、非常に予知しないことがたくさん出てきております。例えば、総務文教常任委員会でも質問があつておりましたけれども、IT機器の一元化、シンクライアントシステムという形でサーバーに一元化すると。ここがもし何かあったらどうするかという問題もありますし、それも危機管理の一つじゃないかなと思っておりますし、市長に1点だけお尋ねしたいんですが、今、民主党の代表選挙があつております、民主党の代表選挙が。明日かあさってははっきりするんですが。小沢さんが非常に言っておらっしゃることで、一括交付金という、総理大臣になったら命をかけてでもやるとおっしゃっているんですね、一命をかけて。この一括交付金ということは、ひもつきの補助金をなくして、全部それをゼロにして、その総額の3割削った7割を地方に財源を一括交付金として渡せば、地方がそれぞれ知恵を働かせながらやるんじゃないかと。子ども手当の財源もそこから出てくると。よく、国の一括、このひもつき補助金というのは、生活保護だとか、医療とか、介護だとか、なかなかそういった分において削れない内容になっているという反論もあるわけですけども、もしこういうような形に、実際に総理大臣になって一括交付金でばんとひもつき補助金などなくして、その一括補助金の7割しか太宰府市に来なかった場合は、どのようなことを想定されてます。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 一括交付金の問題、是か非かというふうなこと等についても、民主党政権になったときに、質問の中でたしかあつたと思います。私はそのときもお答えしましたけれど

も、本来は地方自治体の自由裁量によってまちづくりを行う、規制があるということそのものが制約がある、北海道で道をつくる、幅広い道は要らないわけです。豪雪地帯とここに住んでおる私どものところは違うわけです。必要な幅員さえあればいいというふうなこと、すべてが補助金の中で規制がかかり、それで基準が合わなければ問題がある。館でもそうです。玄関が、やれ建設部門と民生部門と複合的に建てたほうがいい場合があるんですね。教育部門と福祉部門。そのときでも、今までの場合によっては、玄関が別々でないとだめだとか、そういった形の制約がありました、中には。そういった部分をなくして、それがすべての国民の所得税から見ると無駄であるわけですから、どうしたら一番いいかは、地方が一番わかるわけです。そういった中におきましては、そのときも言いましたけども、一括交付金制度、ある意味では、すべて70%か80%、足切りなつてはいけませんけれども、そういった形の中での、やはり自由裁量で100%資金を地方に渡してもらって、そしてまちづくりに、あるいは市民に直結している地方自治体に任せてもらったほうがいいのかというような判断を持っております。

○議長（不老光幸議員） 13番清水章一議員。

○13番（清水章一議員） 私も市長と同じ考えでね、問題は3割削減するということに問題があるわけですよ、私。そうなったとき、市としての、やっぱり危機管理が問われてくるわけですので、明日の状況で本当にやるのかどうか、恐らくそんなことをやりよつたら、地方から総反発来るだろうと私は思っているんですけども。命をかけてもやるとおっしゃっているような話ですけどね、条件があるんですよ、100%じゃないんですよ、何%なんですよ。なかなか削られない部分で。

もう一つ、危機管理の中で、基本計画の中にこれ入れられないかなと思っているのが、私も議員になってですね、いつも相談を受ける部分が、開発業者とのトラブルですね。例えば、これも連歌屋でレオパレスを建てるときに請願も出されまして、全会一致で採択をされたんですけども、いろんな形でそういう開発業者と住民。今、特に、携帯電話の基地局の問題もいろんな形で電磁波という問題。太宰府も九電が変電所をつくるところに、電磁波の問題でいろいろありました。いろんなことを見ますと、やっぱり不安要素がたくさん住民の方々にはあるわけですね。そういうデータもあるわけですし、そういうような記事もあるもんですから。そのこと自体でまた不安になるわけです。ということで、ストレスがたまってきたくないと。建つ前にどうかなりやせんかと私が言うわけですけども。

こういったトラブルをやはり解消していくということも、やっぱり安全で安心して暮らせるまちづくりにつながってくるんじゃないかと。これがどういう形がいいのかわかりませんが、篠栗町には、やっぱり安全・安心のまちづくりという形の中で、携帯電話の基地局をつくる場合の条件で、条例をつくっているんですね。それが一つの事業者、行政、市民をそれぞれのところに役割をつくってやっているわけですけども、それは電話基地局だけの問題じゃない、いろんなマンションだとか、そういう問題もこれから起きてくると思うんですが、この基本計画の中にどっかに入れられないかなと私は考えてはいるんですけども、前から起きるたん

びにそういうぐあいに思っているわけですが、これは総合計画の中に入れるべきものかどうか、ちょっとよくわからないんですが、ここの安全・安心のまちづくりのそういった部分のトラブルの解消を、何か条例制定みたいな形でできんのかなと思ったりしているし、総合計画の中に入れられるかどうかわかりませんが、これからもいろんな形でこれから起きてくると思います、そういうことは。過去もたくさん起きてます。どうでしょうかね。これ、総務部長かな、副市長。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） 今おっしゃいました事実といいますか、事案は出てくるかなというふう  
に考えております。VDTというんですかね、電磁波の問題は、高圧線を含めていろいろと、  
最近の近代の課題として、地域の環境課題として出てきとることは承知いたしております。そ  
れとまた、地域でのいろんな、トラブルまでいかなくても、地域でのいろんな新しい問題に対  
する取り組み、解決方法として、この総合計画のいろんな施策の中ではちょっとどこか入るか  
なというのは、漠然としたところでございますけども、安全・安心のまちづくりは、やはり協  
働のまちづくりということで、自治会制度、地域のことは地域で解決するというのも、一つ  
大きな目標にしておりますので、その辺との協力体制の中で、こういう課題に取り組んでいけ  
たらなというふうに今考えております。項目としてどこかに入るかどうか、ちょっと今、即答  
は難しゅうございますけども、やはり一緒になって取り組んでいかなければならない課題、新  
しい時代の、出てきた課題かなというふうに考えておるところでございます。

○議長（不老光幸議員） 13番清水章一議員。

○13番（清水章一議員） 消費者問題については1項目掲げて、やっぱりいろんな形で相談に乗  
るというようなことも書いてありますので、そういう部分もぜひ安全・安心のこれからのまち  
づくりの一つの大きな柱になっていくんじゃないかなと思っております。

時間がありませんので、最後にちょっとお尋ねしたいんですが、市長の昨日の答弁で、ちょ  
っと私、気になったことがあるんですが、中林議員の質問で、南側アクセスの問題について、  
南側アクセス、九州国立博物館、高雄地域の南側、トンネルをつくるのに約50億円ぐらいかか  
るだろうという話がありまして、それは都市計画プランの中には、高雄の区画整理事業と一体  
化となって進めていくということが書いてあるんですけども、私、50億円という話を聞いて、  
総合計画の中にも何も入っていないし、もしそういうことを考えておらっしゃるとすれば、大  
きな論議の対象になるなというので、その辺のところ、この総合計画に全く入ってない部分があ  
って、そういうものがもし生きていますとすれば、私はちょっと市の考え方を確かめときたい  
など。3分しかありませんけど。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 私どもはたくさんのいろんな構想、イメージを持っております、将来に向か  
って。それは何かといいますと、今は実現しなくても将来的に実現する、あるいは、いろんな  
メニュー化の中で、国のほうの支援策、あるいは民間の支援策もできないとは限らない。その

場合に、今こういった情報があつた。今からそういった基本構想、計画をつくると間に合いません。国博のときに渋滞緩和をどうするかというふうな点から、今の南側アクセス、どこからでも国博に来館者が来られるような、また交通混雑しないような、そういった手法といいましょうか、そういった道路形態をつくっていかうと、そういったところから持ち上がっている部分でございます。これが1年、2年で解決できるというふうに思っておりません。私がかわろうと、かわらなくても、とにかく10年、20年かかったとしても、将来的には天満宮、国博は変わりません。これはなくなるということはありません。除却されることはありません。そういった中で、少しでも交通渋滞が緩和できるような道路形態の計画を持っておく必要があるというふうに思っております。そういった中で、いつ、こういった形でそれを達成できるかと。そしてまた、チャンスがそこに転がり込んだときに、チャンスがあつたときに、機会を逃さず申請できるような腹案づくりはたえず、この南側アクセスに限らず、いろんな想定しての計画は持っておきたいと。その延長上に南側アクセスはあるというふうなことをご説明したような次第です。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 13番清水章一議員。

○13番（清水章一議員） それは将来的な話で、いつになるかわからないということで、なかなか総合計画に書き込むのは難しいと、これ10年ですからね。そういうお話ということで理解させていただきます。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（不老光幸議員） 13番清水章一議員の一般質問は終わりました。

次に、18番福廣和美議員の一般質問を許可します。

〔18番 福廣和美議員 登壇〕

○18番（福廣和美議員） もう最後でございますので、まじめにやります。

ただいま議長より許可がありましたので、本日最後の一般質問をさせていただきますので、よろしくお願いします。

それでは、通告どおり、防災対策についてお尋ねします。

平成22年度防災訓練が筑紫野市と合同で行われました。また、市では、防災として、大雨のときには迅速に対策本部を設けられ、そして消防署、消防団等と協力、連携し、頑張って取り組んである姿には、当たり前と思われる方もあるかもしれませんが、私はいつも心から感謝をいたしております。

そこで今回は、今年も全国で7月中旬、活発な梅雨前線の影響により、西日本各地で集中豪雨が発生し、土砂災害や家屋浸水の被害をもたらしました。9月にはいよいよ台風とセットで、その被害の拡大が危惧されています。

そこで、伺いますが、太宰府市における河川のはんらんは大丈夫なのか。本年も何度か大雨のときに、鷺田川と御笠川の合流地に足を運び、見てまいりましたが、これ以上この雨が

続くと危険だと思う場面がありました。市の対策についてお伺いいたします。

続いて、土砂災害について。

原因の一つに、雨水の流れがスムーズにいけない箇所があるのではないかと。例えば、砂防ダム、側溝の詰まりとかが考えられると思いますが、その考えをお聞かせください。

次に、災害時に使われるコミュニティ無線は、目的どおりに活用されているのか。

そして最後に、平成22年度の初めに作成するとしていたハザードマップは現状どうなっているのか。なぜ、当初の目標より遅れているのかを伺って質問とし、再質問については自席にてさせていただきます。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（齋藤廣之） 1 項目めの異常気象による河川のはんらんにつきましてご回答申し上げます。

御笠川流域では、平成15年7月の大雨による河川のはんらんによる浸水被害が相次ぎ、また、土石流による土砂災害が発生するなど、甚大な被害が発生いたしました。これを受け、御笠川におきましては、災害防止のため、河川激甚対策特別緊急事業、河川災害復旧関連緊急事業、河川災害復旧助成事業によります災害対策事業が実施されました。これらの災害対策事業によりまして、河道掘削や橋梁、堰の改築等により河道が拡大され、平成15年7月19日と同規模の洪水を安全に流せる災害対策工事が行われました。

近年の地球温暖化などの影響による集中豪雨が懸念されている中で、県におきましては、御笠川については一応の改修工事が完了したということでございます。しかしながら、御笠川と鷲田川の合流点であります落合橋付近では、本年7月の集中豪雨におきまして、河川の水位上昇が顕著であり、本市では、治水安全度の向上を図るため、改修が必要な箇所の整備や将来計画に基づいた、さらなる河川改修が必要であると考えておりまして、今後も御笠川水系改修事業促進協議会を通じまして、御笠川の事業の整備促進につきまして、国、県に働きかけてまいります。

次に、土砂災害について、原因の一つに雨水の流れがスムーズにいけない箇所があるのではないかとということについてお答えいたします。

集中豪雨時には多量の雨水が流れ出し、しかも短時間に流れ出し、側溝へ流入し、御笠川へと流れていきます。雨水は、側溝や水路がごみ、また土砂等で埋まっていれば、スムーズに下流へ流れていきません。その結果、道路が冠水し、雨水が住宅に流れ込み、浸水被害が発生いたします。被害をなくすには、側溝や水路の常日ごろの良好な維持管理が不可欠であることは言うまでもありません。そのため、例年、梅雨前には、災害予防のため、事前の重点箇所の側溝や水路の土砂撤去及び排水管にごみ等が入らないようにスクリーンの清掃を実施しており、今後におきましても、市民からの情報をいただきながら、側溝や水路のごみ及び土砂等の撤去を迅速に実施してまいります。

また、砂防ダムについてですが、下流側への土砂流出や土石流を防ぐダムであり、土砂が砂

防ダムにたまっている状態では機能いたしません、治山ダムにつきましては、山を守ることが目的としており、治山ダムに土砂がたまっても機能はいたします。平成22年1月から国分台で施工されていました治山ダムが8月末に完成いたしました、この治山ダムは、山側の土砂流出を防ぐことができるように、ダムの上流側に土砂だめが設けられております。今後、県へ要望する治山ダムにつきましては、地形の状況にもよりますが、できる限り土砂だめがある治山ダムを要望してまいります。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 協働のまち推進担当部長。

○協働のまち推進担当部長（三笠哲生） 次に、太宰府コミュニティ無線の活用方法につきましては、災害発生前からの防災情報や避難勧告、指示を含む避難関連情報などを必要に応じて放送いたしております。

また、公民館や共同利用施設に避難所が開設された場合、避難所との無線により相互通信による情報伝達や、コミュニティ無線については、市内全局一斉放送に加えまして、四王寺、あるいは宝満のすそ野、あるいは御笠川上流、下流、小学校区、中学校区など、あらかじめグループ登録をいたしてございまして、グループ単位での放送も可能ですので、必要に応じて使い分けて使用をいたしております。

次に、2項目めのハザードマップの作成につきましては、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律、いわゆる土砂災害防止法に基づく警戒区域、特別警戒区域に関して、福岡県知事による指定公示が本年3月24日となったこと、また水防法に基づく御笠川に係る浸水想定区域に関して、福岡県知事による変更の公表が本年5月28日となったことなどにより、本年度の作成となったところでございます。作成次第、全世帯に配布することといたしております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 18番福廣和美議員。

○18番（福廣和美議員） きちんとした回答をいただきまして、ありがとうございます。

一つは、河川のはんらんについてですが、今部長言われたように、そういう危険性がやっぱりあると思うんですね。それで、近年の最近の雨、多いところによると140mmとかということも聞いてます。やっぱり自然現象ですから、これまで雨量が最高ということはわからんわけですね。ですから、前もって、先ほど清水議員のほうからも危機管理という言葉がありましたけれども、いわゆる落合橋のところの一带が浸水するというのはもう過去2度ありましたし、やっぱりあってはならんことだというふうに私は思うんですね。ですから、そういう可能性があるんであれば、そういう先ほど言われた、県に申請していくということも最も大事とは思いますが、ある程度の水位に達したときにはですね、それを防げるような体制づくりができないものかということがあるんですね。近所には、今現状、あの土のうを直している部屋もありますけれども、ある一定の水位に達すれば活動できるという、その水位はどれぐらいかわかりませ

んけども、そういう危険水域というか、ここまで来たときにはこういうことが、もう土のうを出すというようなですね、そこに置けるというような体制をつくるか、前もって置いとけば置いとくと。道幅の問題がありますから、どこでもかしこでも置いとくということとはできないということはわかっておりますので、そういった体制はできないのかどうか、ちょっと伺います。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（齋藤廣之） 御笠川につきましては、太宰府市は落合橋に監視地点ということで、県の砂防課のインターネットのほうにも載っておりますが、まずは安全ラインと水防の準備をするライン、あるいは避難をするラインという、その水位によってですね、そういう情報を得るようにしておりますし、また現在の落合橋のけたの下についていますその標示がちょっと古くなっているという分もありますので、今年新しくそういうものもつけるという予定もされております。

今後、土のうの準備も市のほうではしておりますし、やはりそういう情報を市民の方により早く正しい情報をいかに流して、次の行動をとっていくというのが非常に重要になってくると思いますので、その辺総務との連携も図りながらですね、対策とっていきたいというふうに考えます。

○議長（不老光幸議員） 18番福廣和美議員。

○18番（福廣和美議員） 各校区自治協議会に防災組織もできているところもありますし、そういうところ等も連携をしながら、ぜひ災害のないように、落合橋の手前もそうですけども、むしろ通古賀の新しい区画整理をしたところ、ここははんらんとかないだろうと私も思いますし、安全だろうとは思いますが、あそこがやっぱりはんらんしてしまえばですね、相当の被害が出ると。そういうことはまずないようにですね、ぜひ危機管理を徹底をしていただきたいと、そのように思っております。

それと、続きまして側溝のいわゆるごみ、または砂等が入ってですね、そういう可能性があるんじゃないかという思いは、やはり少し雨が降ったときでも、一時的に大きく降ればですね、すぐ道路を走るという場面が幾つも見られるわけですね。特に大野城跡の土砂の質を見ましても砂質になってますので、すぐ流れやすいという、側溝にたまりやすいということがありますので、ぜひ、できたらですね、私が思うのは、太宰府市で年2回一斉清掃というのが設けられておりますので、その時期にこの地点はやっぱり側溝をですね、一遍点検をすると。どれぐらいでこれがそういう状況になるのかということもですね、ぜひ市がリードをとってですね、やっていただきたいと。災害が起きてから、やはりあそこは詰まっとして、またごみがたまって、木切れが入って使えなかったというのがわかるようじゃあいかなと思いますので、もう今までそういう可能性を秘めてますし、そういう災害も起きてますので、ぜひ市がリードをとってですね、自治協議会あたり、自治会とよく連携をとって、側溝を一遍調べるというようなことができないものかどうかですね、それは大変な作業になるということは私もよくわ

かった上で言ってますけども、それによって少しでもやっぱりそういう問題が解決していけばですね、いいのではないかなと思っています。

それともう一点、先ほど国分のことを言われましたよね。治山ダムの件。これで大体今まで雨が降るたびに災害が出とった地域については、かなり安全性が保たれるというふうに思っ  
てよろしいでしょうか。その2点、お願いいたします。

○議長（不老光幸議員） 協働のまち推進担当部長。

○協働のまち推進担当部長（三笠哲生） 1点目につきましては、道路管理、水路関係のほうの建設経済部との関連がございますけども、自治会あるいは校区自治協議会において、一緒に連携しながら日ごろの点検をやるべきではないかというようなご提言ですので、そちらの分については、私のほうから少し回答したいと思います。

現在、自主防災組織も含めまして、ハザードマップの作成も準備進めております。全体的な危機管理みたいなのは当然行政が行いますけども、地域におけるいろいろな住民の安心感を得るようなコミュニティに関しましては、当然先ほど申しました校区自治協議会、自治会が必要になってまいりますので、現在、校区自治協議会に対しまして、そういう自主防災組織の再編成と、それと地域のハザードマップについては地域の中でですね、自分の住んでる地域に例えば災害の要援護者の方がおられないのかとか、おられた場合はだれがどんなふうに連携していくのかとか、あるいは避難する場合にどこに避難するのか、その避難経路はどういうふうな経路を使っていくのかというような取り組みを地域の方々と私どものほうの課と一緒にですね、やっていこうというような提案もしておりますので、そういう中で建設経済部のほうとどういふところが地域の中で点検してもらったほうが一番確実なのかというようなところもピックアップしてもらいまして、行政と地域とで協議しながら進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（齋藤廣之） 国分の治山工事につきましては、あの水系では一番大きなまた堰堤を再度つくらせていただいて、太宰府市ではそれが初めてと思いますが、治山の裏に土砂をためるですね、方式というの。砂防ダムは当然ためるための施設ですが、治山工事については初めてのそういう安全度を非常に高くする治山工事をしていただいておりますので、課題としては、その流末のですね、排水という部分で今鋭意用地、関係協議を進めておりますので、今後排水施設整備ができるよう努力してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 18番福廣和美議員。

○18番（福廣和美議員） ただいまそういう回答をいただきましたので、もうちょっと質問したかったんですけども、次に行きます。

コミュニティ無線の件ですけども、部長が言われることはよくもうそのとおりだと思うんで



すけども、実は先日、組長会においてですね、これは地域の問題ですけども、地域で夏祭りを実施する際に、コミュニティ無線を使って放送したと。それを聞いた人ということを組長さんに聞いてみると、だれひとり聞いてないと。聞こえなかったというのが実情だったんですよ。なぜかという原因はわかりません。それはボリュームを落としたりしたのか、どうなのか。これがもし災害時であればね、それこそ雨の音、いろんな音がする。ボリュームが小さかったから聞こえなかったではですね、何のためにつけたかわからん。それは本当家にいたかどうかわかりませんよ、組長さんが。しかし、全部の組長さんですから、1人か2人は聞いておいてしるべしと私は思うし、私も聞こえなかった、全然。こういうことがあったのでお聞きしたいと思ったんですよ。このボリュームをね、ボリュームは各自治会によって、各公民館によって扱えるようになっているんですか。これ扱えるようになったときには、その本当の災害のときに使えるかどうかということがわからんとですね、やはりそれは僕は扱うべきじゃないと思うんですね。これはある一定聞こえる範囲、聞こえるか聞こえないかということを調査した上で、このボリュームは扱ってはいけませんというふうにしないと、災害のとき役に立たんですよ。急に行って、急にボリューム上げてするとか、せんとかという問題じゃあない。これは一番必要なのは、災害時に必要なためにつくったことなんで、それは近くにつけたところはうるさいかわかりませんが、そういう面はちょっときちんとしてもらわんと、後で聞こえなかったではですね、済まないと思いますので、その点いかがですか。

○議長（不老光幸議員） 協働のまち推進担当部長。

○協働のまち推進担当部長（三笠哲生） コミュニティ無線につきましては、わかりやすく言えば、2系統の放送の方法があります。先ほど福廣議員がおっしゃいましたように、公民館に設置してますものについては、普通の拡声放送装置と同じように、アンプに基づいてマイクで放送できるという一つ、もう一つは、先ほど報告しましたように、無線で遠隔操作でできる分がございます。これは今現在市のほうに基地局を1基と、消防署のほうにも1基置いております。それでは無線を使いまして、遠隔操作で、先ほど言いましたグループ分けとか、あるいはボリュームの操作とかということができるようになっております。

今ご指摘の地元って言われましたので水城台だろうと思いますけども、昨年、聞こえないという、公民館のほうの下にあって聞こえないというようなこともありましたので、ゲートボール公園のほうに1基増設をいたしております。それでもなお聞こえないということでございますので、その件については、もう一度現地のほうをですね、確認させて、再調査をさせたいと思います。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 18番福廣和美議員。

○18番（福廣和美議員） 水城台だけのことであればいいんですよ、別にね。区の中でちゃんとやればいいことですから。よそでもこういうことがね、あってたんじゃあですね、私はいけないので、あえて言っているだけでございますので、余り水城台ばかり責めてもらっても困

るんですけども、それは中でそういう調整はされるのであればですね。しかし、今言われたように、市役所から一斉放送の場合は違うということでもいいですね。

はい、わかりました。

じゃあ、先ほど県の遅れでハザードマップが遅れたということですが、その各自治会によってまたハザードマップ的なものをつくるように指示してあるというお答えでしたよね。ですね。でしたよね。あれ違うんですか。

○議長（不老光幸議員） 協働のまち推進担当部長。

○協働のまち推進担当部長（三笠哲生） 先ほど申しましたように、ハザードマップにつきましては、土砂災害防止法に基づきます特別警戒区域と警戒区域の区域指定の関係と、御笠川の浸水区域の想定が出ておりますので、もし御笠川がはんらんした場合の想定浸水がどこにあるのかということ、それと避難所と、それと共通的な気象の関係ですね、どういうものが警報であるとか、あるいは非常の場合については、サイレン吹鳴はどのような吹鳴を鳴らすとかですね、そういう基本的なハザードマップを行政で作成し、全戸配布する予定にいたしております。

先ほど申しました地域でつくるというのは、地域の中でいろいろな特色といいますかね、状況が違います。避難路にしてもですね、大きな道路を避難すればいいって問題でなくて、そこはここが危ないとか、いろいろな危険箇所等を迂回しながら避難するというようなのは当然地域でやりますので、地域でつくるとハザードマップについては、どのくらいの範囲、区域でつくのかというのは今はちょっと研究中でございます。そういうものは地元と一緒につくっていききたいということで、行政がつくる分については、先ほど言いました部分です。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 18番福廣和美議員。

○18番（福廣和美議員） じゃあ、地域におけるそういうものは、今現状としては進めている段階で、まだそれができたところは少ないというふうな理解でよろしいですか。

わかりました。

何で今回この防災対策についてやったかといいますと、やはり最近の全国の例を見るときに、悲惨なやはり災害が多いという、そして地球温暖化による影響と思われるような局地的な大雨がですね、降ると。太宰府の場合は、やはり土砂災害というのがですね、近年にもあっているし、人の大事な命もなくなってますし、そういう面からして、やはり危機管理というものがある、必要になるというふうに強く思ってますので、ぜひ大変なお仕事とは思いますが、その万難を排してですね、安全を確保してほしいということを訴えて、私の一般質問とします。

○議長（不老光幸議員） 18番福廣和美議員の一般質問は終わりました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（不老光幸議員） 以上で本日の議事日程はすべて終了しました。

次の本会議は、9月22日午前10時から再開します。

本日はこれもちまして散会します。

散会 午後3時24分

~~~~~ ○ ~~~~~

## 1 議 事 日 程（5日目）

〔平成22年太宰府市議会第3回（9月）定例会〕

平成22年9月22日

午前10時開議

於議事室

- |       |                       |                                                  |
|-------|-----------------------|--------------------------------------------------|
| 日程第1  | 議案第56号                | 太宰府の景観と市民遺産を守り育てる条例の制定について（建設経済常任委員会）            |
| 日程第2  | 議案第57号                | 太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について（建設経済常任委員会）        |
| 日程第3  | 議案第58号                | 太宰府市国民健康保険条例の一部を改正する条例について（環境厚生常任委員会）            |
| 日程第4  | 議案第59号                | 平成22年度太宰府市一般会計補正予算（第2号）について（分割付託）                |
| 日程第5  | 議案第60号                | 平成22年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について（環境厚生常任委員会）   |
| 日程第6  | 議案第61号                | 平成22年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について（環境厚生常任委員会）     |
| 日程第7  | 議案第62号                | 太宰府市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について（環境厚生常任委員会） |
| 日程第8  | 認定第1号                 | 平成21年度太宰府市一般会計歳入歳出決算認定について（決算特別委員会）              |
| 日程第9  | 認定第2号                 | 平成21年度太宰府市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について（決算特別委員会）      |
| 日程第10 | 認定第3号                 | 平成21年度太宰府市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について（決算特別委員会）          |
| 日程第11 | 認定第4号                 | 平成21年度太宰府市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について（決算特別委員会）       |
| 日程第12 | 認定第5号                 | 平成21年度太宰府市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について（決算特別委員会）        |
| 日程第13 | 認定第6号                 | 平成21年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について（決算特別委員会）   |
| 日程第14 | 認定第7号                 | 平成21年度太宰府市水道事業会計決算認定について（決算特別委員会）                |
| 日程第15 | 認定第8号                 | 平成21年度太宰府市下水道事業会計決算認定について（決算特別委員会）               |
| 日程第16 | 請願第2号<br>(平成22年3月上程分) | 郵政民営化の抜本見直しに関する請願（総務文教常任委員会）                     |

- 日程第17 意見書第6号 少人数学級の実現を求める意見書（総務文教常任委員会）
- 日程第18 意見書第7号 21世紀型の公共投資の推進による景気対策を求める意見書（建設経済常任委員会）
- 日程第19 意見書第8号 公共交通機関への支援を含む総合的な交通体系の構築を求める意見書（建設経済常任委員会）
- 日程第20 議員の派遣について
- 日程第21 閉会中の継続調査申し出について

## 2 出席議員は次のとおりである（19名）

|     |            |     |            |
|-----|------------|-----|------------|
| 1番  | 原 田 久美子 議員 | 2番  | 藤 井 雅 之 議員 |
| 3番  | 長谷川 公 成 議員 | 4番  | 渡 邊 美 穂 議員 |
| 5番  | 後 藤 邦 晴 議員 | 7番  | 橋 本 健 議員   |
| 8番  | 中 林 宗 樹 議員 | 9番  | 門 田 直 樹 議員 |
| 10番 | 小 柳 道 枝 議員 | 11番 | 安 部 啓 治 議員 |
| 12番 | 大 田 勝 義 議員 | 13番 | 清 水 章 一 議員 |
| 14番 | 安 部 陽 議員   | 15番 | 佐 伯 修 議員   |
| 16番 | 村 山 弘 行 議員 | 17番 | 田 川 武 茂 議員 |
| 18番 | 福 廣 和 美 議員 | 19番 | 武 藤 哲 志 議員 |
| 20番 | 不 老 光 幸 議員 |     |            |

## 3 欠席議員は次のとおりである

な し

## 4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（18名）

|                  |         |          |         |
|------------------|---------|----------|---------|
| 市 長              | 井 上 保 廣 | 副 市 長    | 平 島 鉄 信 |
| 教 育 長            | 關 敏 治   | 総 務 部 長  | 木 村 甚 治 |
| 協働のまち<br>推進担当部長  | 三 笠 哲 生 | 市民生活部長   | 和 田 有 司 |
| 健康福祉部長           | 和 田 敏 信 | 建設経済部長   | 齋 藤 廣 之 |
| 会計管理者併<br>上下水道部長 | 宮 原 勝 美 | 教 育 部 長  | 山 田 純 裕 |
| 総 務 課 長          | 大 藪 勝 一 | 経営企画課長   | 今 泉 憲 治 |
| 市 民 課 長          | 原 野 敏 彦 | 福 祉 課 長  | 宮 原 仁   |
| 都市整備課長           | 神 原 稔   | 上下水道課長   | 松 本 芳 生 |
| 教 務 課 長          | 木 村 裕 子 | 監査委員事務局長 | 関 啓 子   |

## 5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（5名）

|        |         |         |         |
|--------|---------|---------|---------|
| 議会事務局長 | 田 中 利 雄 | 議 事 課 長 | 櫻 井 三 郎 |
| 書 記    | 浅 井 武   | 書 記     | 花 田 敏 浩 |
| 書 記    | 茂 田 和 紀 |         |         |

再開 午前10時00分

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（不老光幸議員） 皆さん、おはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第3回定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付しているとおりです。

議事に入ります。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

#### 日程第1と日程第2を一括上程

○議長（不老光幸議員） お諮りします。

日程第1、議案第56号「太宰府の景観と市民遺産を守り育てる条例の制定について」及び日程第2、議案第57号「太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について」を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とし、付託しておりました建設経済常任委員会の報告を求めます。

建設経済常任委員長 田川武茂議員。

〔17番 田川武茂議員 登壇〕

○17番（田川武茂議員） 皆さん、おはようございます。

それでは、建設経済常任委員会に審査付託されました議案第56号「太宰府の景観と市民遺産を守り育てる条例の制定について」主な審査の内容と結果を報告いたします。

まず、本市は、平成20年5月1日付で景観法により景観計画が作成できる景観行政団体となり、景観形成の基本的な考え方と今後の景観施策を総合的に示す太宰府市景観まちづくり計画及び建物や工作物の形態や素材、色彩などを守る基準を示す太宰府市景観計画の策定を進めており、これらの計画と市民遺産によるまちづくりの実効性を担保するために、本条例を制定するものであるとの説明を受けました。

なお、本条例は前文と第1章から第6章、全37条で構成されております。

概要説明の後、全37条について逐条解説をもとに執行部から1条ずつの説明を受けながら審査を行いました。

以下、主な審査内容を報告をいたします。

本条例を広く周知し、理解、協力を求めていくために、事業者向けの冊子を作成し、周知していく予定で、説明会も予定している。市民に対しては、条例公布後、周知期間を半年ととり、パンフレットやポスターなどさまざまな媒体を使って周知を行うこと。

次に、条例施行後、既存の建築物等で景観にふさわしくないとされるものが出てきた場合の

対応については、今すぐ変えろというものではなく、このルールを今から適用していき、長い時間をかけることにより、その地区に応じた景観、風景ができるものと考えていること。

次に、景観計画総括図にある高度地区指定検討区域については、水城堤防横と太宰府天満宮参道を対象として、建築物の高さを抑える検討をする地区であること。

次に、一例として山並み共生区域の中の内山、北谷地区に建ってきているさまざまな工場などに対しては、建築物、工作物等については緑化をしていただくようにしており、自然にある色に近い、やわらかな色彩としてもらうこと。

次に、この条例があるがために、企業進出の足かせにならないかとの質疑に対しては、決して行為を規制するものではなく、必要な基準、方針にのっとってお願いするものであること。

次に、JR太宰府駅建設の計画があり、そこを区画整理しようとするときに、高さ制限や商業区域の見直しの必要性があるとされた場合、変更は可能かとの質疑に対しては、区画整理や駅の計画が具体化し、まちづくりの計画が決定すれば、景観計画においてこの区域が平たん市街化区域でよいのか、都市計画法で用途をどうするかという話になる。さらに、今の景観計画を変更したほうが良いという提案が出れば、当然それを変更していくことになること。

次に、届け出が必要な行為としては、全市と景観育成地区とを分けており、例えば全市における大規模な一般住宅を建築した場合の条例に基づいた届け出の必要性については、高さが10mを超えるもの、延べ面積が500㎡を超える建築物は届け出が必要で、高さで言えば三、四階建て以上が対象になるであろうとのこと。

次に、条例に違反した場合のペナルティーについては、勧告を基本として緩やかな規制誘導を考えており、数年運用し、市民遺産会議等でもっと厳しくしたほうがよいという意見になれば、その時点で考えたい。

次に、緑化率について定めており、樹木が成長した場合、逆に景観を壊すことも考えられる。その方策については、事前協議の中で木の種類、大きさによってアドバイスをを行う。しかし、まずは緑で周辺を保持してもらうという考えで緑化率を規定している。

次に、現時点での市民遺産該当物件は500件ほどあり、これらが全部市民遺産になるわけではないが、現在も掘り起こしが続いていること。

次に、景観・市民遺産会議は、市民遺産を保存活用するために市に対して期間や方法などを指示するというような権限を持つこと。

最後に、一般市においては、県内に6つの景観行政団体があり、そのうち景観計画を策定した自治体としては本市が3番目となること、また、本条例を制定することにより国の支援が受けやすくなるということを確認しました。

審査を終え、討論では、本条例は市民、事業者の理解を得なければ所期の目的を達成することは困難であると思う。市民や事業者の方々に周知徹底を図り、広く理解を求めていくことに最大限の努力をしていただきたいとして、賛成討論がありました。

採決の結果、議案第56号は委員全員一致で原案のとおり可決するものと決定をいたしました。

た。

次に、議案第57号「太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について」主な審査内容と結果を報告いたします。

本案は、議案第56号に関連して、太宰府市景観・市民遺産審議会を附属機関に追加するものであるとの説明がありました。

本案については質疑、討論はなく、採決の結果、議案第57号は委員全員一致で原案のとおり可決するものと決定をいたしました。

以上で議案第56号及び議案第57号の報告を終わります。

○議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

議案第56号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第57号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論、採決を行います。

議案第56号「太宰府の景観と市民遺産を守り育てる条例の制定について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第56号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

よって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成18名、反対0名 午前10時11分〉

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第57号「太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第57号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決する



ことに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(不老光幸議員) 全員起立です。

よって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成18名、反対0名 午前10時11分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 議案第58号 太宰府市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

○議長(不老光幸議員) 日程第3、議案第58号「太宰府市国民健康保険条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案は環境厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

環境厚生常任委員長 中林宗樹議員。

〔8番 中林宗樹議員 登壇〕

○8番(中林宗樹議員) 環境厚生常任委員会に審査付託されました議案第58号の審査における主な内容と結果をご報告いたします。

本案は、国民健康保険法が改正されたことにより、太宰府市国民健康保険条例新旧対照表に掲げてありますとおり、本条例で引用しています同法の条文番号を整理するものであります。

本議案に対する質疑はなく、討論もなく、採決の結果、議案第58号につきましては委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長(不老光幸議員) 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第58号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(不老光幸議員) 全員起立です。

よって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成18名、反対0名 午前10時14分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4 議案第59号 平成22年度太宰府市一般会計補正予算（第2号）について

○議長（不老光幸議員） 日程第4、議案第59号「平成22年度太宰府市一般会計補正予算（第2号）について」を議題とします。

本案は、各所管委員会に分割付託しておりましたので、各常任委員長の報告を求めます。

まず、総務文教常任委員会の報告を求めます。

総務文教常任委員長 清水章一議員。

〔13番 清水章一議員 登壇〕

○13番（清水章一議員） 各常任委員会に分割付託された議案第59号「平成22年度太宰府市一般会計補正予算（第2号）について」の当委員会所管分について、その審査内容と結果を報告いたします。

まず、歳出の主なものとしましては、2款1項7目財産管理費の庁舎維持管理費319万2,000円の増額補正、これは、市民課窓口における利用者の利便性向上のため、住民票、印鑑登録証明書、戸籍関係証明の申請書をA4判化するに当たり、用紙サイズに合わせた記載台を8台、それから窓口誘導案内板を設置するための費用であります。

これに対して委員から、工事期間に対して質疑があり、執行部からは、今月下旬から12月上旬までの間の連休など閉庁日に工事を行う予定であるとの回答を得ております。

次に、同じく2款の2項1目企画総務費、IT推進費3,015万円の増額補正、これは、現在職員が使用しているパソコンを段階的にシンクライアントシステムに切りかえるための費用であり、保守委託料と機器賃借料でそれぞれ予算化していたものをシステム構築のための委託料予算にまとめることと、関係機器導入を早めるためのものであります。これについては、関連する債務負担行為も補正されております。

シンクライアントシステムとは、記憶装置がなく、データの保存ができない端末機を使用し、データ処理についてはサーバー側で一括で行うものであります。このことにより、情報漏えいが防止でき、また端末機がシンプルな構造になることによって長く使用できるようになるとの説明を受けております。

委員からは、今回補正で計上されている債務負担行為ではシンクライアントシステム、歳出では内部情報系システムと名称が異なるためわかりにくいとの指摘があり、執行部からは、現在使用している内部情報系システム関係の予算の中に含めて計上していたためわかりづらかったもので、今後はわかりやすい説明資料を作成したいとの回答がありました。

次に、同じく2款2項の5目地域コミュニティ推進費、コミュニティバス関係費274万8,000円の増額補正、これは、緊急雇用創出事業臨時特例基金事業補助金を活用して来年のコミュニティバスのダイヤ改正に向けて事務補助員を雇用するための費用と時刻表、ガイドブッ

クを作成する費用及び湯の谷地域のバス路線新設に伴う運行経費補助金であります。

湯の谷地域バス路線については、10人乗り程度の車両で、1日11便、週に3日、定時定路線で運行するものであり、運賃は片道150円、試行として1年間運行し、利用状況に応じて地元住民と協議を進めていくとの説明を受けております。

次に、10款4項4目図書館費の図書館管理運営費30万円の増額補正、これは、市民図書館の図書購入のために北谷にあります日之出水道機器株式会社から30万円の指定寄附があったことから、歳入、歳出ともに同額を補正するものであります。

なお、同社からの寄附は、平成6年から継続して今回で17回目、寄附金総額は680万円であり、今までに外国語資料や高額な参考資料など1,650冊を購入し、市民図書館入り口付近に日之出文庫という蔵書コーナーを設置し、広く利用者に供しているとの説明を受けました。

次に、同じく10款4項の7目文化財保護・活用費、史跡地公有化事業関係費5,000万円の増額補正、これは、福岡県がほかの自治体に予定していた予算に変更が生じ、その分を本市に交付したいとの申し入れがあり、文化庁と協議し、公有化事業の推進を図るために申し入れを受け入れて補正を行うもので、同額が歳入及び地方債補正に計上されております。

次に、同じく10款4項の8目文化財調査費、文化財調査事業関係費165万7,000円の増額補正、これは緊急雇用創出事業臨時特例基金事業補助金を活用して、宝満山遺跡群から出土した礎石及び建物跡の洗浄作業に係る文化財資料整理員の賃金、また、西鉄操車場跡地から出土した木簡に記載された文字の検討を独立行政法人奈良文化財研究所に依頼するための旅費などがあります。

続いて、歳入の主なものとしましては、1款1項市民税の1目個人、9,000万円の減額補正、これは、長引く景気の低迷により所得が減となったため減額するものであります。

次に、9款1項1目地方特例交付金、児童手当及び子ども手当特例交付金606万3,000円の減額補正、減収補てん特例交付金786万3,000円の減額補正、それから10款1項1目地方交付税、普通交付税1億5,138万5,000円の増額補正、これらは交付決定通知による補正であります。

次に、19款1項1目繰越金、前年度繰越金（純繰越金）7億5,462万3,000円の増額補正、これは平成21年度において約8億9,600万円の黒字決算となったため、そのうち7億5,462万3,000円を充当するものであります。

続いて、第2表債務負担行為補正としましては、指定管理者制度を導入している北谷運動公園、歴史スポーツ公園、体育センター及び大佐野スポーツ公園について、平成23年3月で協定締結期間が満了することから、次期の指定管理料をそれぞれ計上するものであります。

審査では、款項目ごとに説明を求め、質疑を行い、計上の根拠等不明な点について確認を行いました。

本案について討論はなく、採決の結果、議案第59号の当委員会所管分については、委員全員一致で原案のとおり可決しました。

以上で議案第59号の当委員会所管分について報告を終わります。

○議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） 委員長の報告の、ちょっと私が聞き間違えとったかわかりませんが、史跡地公有事業関係費に500万円って聞こえたんですが、5,000万円だと思っんですが、ちょっと私のほうの聞き違いだったのか、その辺再度……。

○議長（不老光幸議員） 総務文教常任委員長 清水章一議員。

○13番（清水章一議員） 5,000万円です。

○議長（不老光幸議員） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで総務文教常任委員長に対する質疑を終わります。

自席へどうぞ。

次に、建設経済常任委員会の報告を求めます。

建設経済常任委員長 田川武茂議員。

〔17番 田川武茂議員 登壇〕

○17番（田川武茂議員） 続きまして、議案第59号の建設経済常任委員会所管分について、その主な審査内容と結果を報告いたします。

まず、歳出の主なものとしては、8款2項2目土木費の道路橋梁維持費、道路橋梁維持補修関係費のうち、水城台のり面点検調査業務委託料として315万円が増額補正されております。

これは、水城台においては、昨年災害で壊れ、補修、復旧が行われた箇所がありますが、これ以外にモルタルで既に補強されているのり面に補修、改良の必要があるかどうか、またモルタル補強されていないのり面部分の樹木の大きさなどの調査を行うための委託料であるとの補足説明がありました。

委員からは、調査業務委託料の内容を問う質疑がありました。

執行部から、既設のモルタル補強部分ののり面調査で約200万円、モルタル補強されていない部分の地質調査で約80万円、これらの合計と消費税を合わせて315万円となること、その調査の内容は、モルタル補強部分については赤外線による調査、打診音で解析する調査、モルタルのコアを抜いて老朽度、疲労度の調査を行うもので、モルタルで補強されていない部分については樹木の調査、亀裂の目視等の調査を行うものとの回答を得ております。

次に、8款2項3目土木費の道路新設改良費、その他の道路改良関係費の道路改良工事費として700万円が増額補正されております。

これは、五条太宰府駅前線の両側の路側部分に緑色のカラー舗装を行うための事業費で、これにより歩行空間の確保と車両の運転者にとっても車両通行部分と路側部分が視認でき、双方が安全・安心して通行できるようになるとの補足説明がありました。

続きまして、歳入の主なものとしては、14款2項3目地域狹隘道路整備事業補助金500万円が補正されております。

これは、セットバック工事と補償のための事業費1,000万円に対して、国から事業費の10分の5に当たる500万円が補助されるものです。

次に、18款1項1目歴史と文化の環境整備事業基金繰入金として805万円の補正。

これは、五条太宰府駅前線の路側の両側に行うカラー舗装を行うための事業費として700万円、駐車場案内システム委託料としては80万円、交通誘導業務委託料として25万円にそれぞれ充てるものであるとの説明がありました。

歳入、歳出、地方債補正の審査を終え、討論はありませんでした。

採決の結果、議案第59号の当委員会所管分については、委員全員一致で原案のとおり可決するものと決定をいたしました。

以上で議案第59号の当委員会所管分の報告を終わります。

**○議長（不老光幸議員）** 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（不老光幸議員）** これで建設経済常任委員長に対する質疑を終わります。

自席へどうぞ。

次に、環境厚生常任委員会の報告を求めます。

環境厚生常任委員長 中林宗樹議員。

〔8番 中林宗樹議員 登壇〕

**○8番（中林宗樹議員）** 続きまして、環境厚生常任委員会の所管分について、その主なものの審査内容と結果をご報告いたします。

歳入の補正で、歳出にかかわるものはあわせてご報告いたします。

まず、歳出、3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費です。社会福祉事務所庶務関係費の積立金については、平成21年度一般会計にて余剰金が確定したため、そのうちの1億円を地域福祉基金に積み立てるものです。これにより、基金総額は2億2,280万6,057円になることでした。

質疑では、地域福祉基金積立金の目的と積立目標についての質問がありました。

執行部から、地域福祉基金条例があり、地域福祉活動の増進を図るために基金を設けている。目標金額については掲げておらず、財政のほうと調整を図りながら積み立てているとのことでした。

同じく、住宅手当緊急特別措置事業関係費の住宅手当給付金では、一昨年のリーマン・ショックの影響により派遣切り、解雇などで住宅を喪失した離職者のうち、就労能力、就労意欲のある方に対し、賃貸住宅等の家賃として住宅手当を支給し、再就職に向けた支援を行っている

もので、今年の４月から支給要件が緩和されたことによる94万円の増額補正となっております。国の100%補助となっております。

ここでの質疑では、該当者数は何名かとの質問で、本年８月現在で23名の方が受給しているとのことでした。

次に、３款１項４目の障害者自立支援費のタイムケア事業傷害保険料ですが、この事業は、障害のある就学児童等到下校後の活動場所を提供し、障害児の一時預かり事業を行っています。が、事故や傷害の補償をするための傷害保険を掛けるものです。

質疑では、事業スタート時には無加入で傷害の心配が出たから新規加入するののかとの質問に対し、当初は受託事業者が安い保険に入っていたが、市の事業を委託している以上は市が保険も見るべきということで今回加入するということでした。

次に、３款１項５目援護関係費の扶助費につきましては、本年４月に福岡市より中国残留邦人の方が１名転入されたことによる374万7,000円の増額補正です。これにつきましては、４分の３の国庫負担となっております。

次に、３款２項２目児童措置費の児童扶養手当につきましては、本年８月より父子家庭にも児童扶養手当が支給されることになり、対象件数は25件として、417万2,000円を補正しますが、３分の１の県の補助金となっております。

同じく、３項生活保護費、１目13節生活保護受給者就労支援業務委託料の150万円の補正につきましては、生活保護受給者の中で就労が可能で支援が必要と認められる方に対して就労支援をするために、就労支援業務を民間に委託し、就労支援相談員を派遣してもらうものです。これは、国からの100%補助があります。

質疑では、何名でいつ、どこに配置するののかとの質問があり、福祉課のほうに１名の相談員席を設け、月水金の週３回を考えているとのことでした。

さらに、相談員についての質問には、先進地において実績のある民間業者に委託し、業務内容に精通した人を派遣してもらうとのことでした。

同じく２目扶助費の生活保護費5,900万円の補正につきましては、生活保護世帯の急激な増加により12月までの見込みに不足を生じることから増額補正するものです。これには、国より４分の３、4,425万円の負担金があります。

ここでの質疑では、生活保護世帯の急激な増加ということだが、福祉課のケースワーカー１人当たり何世帯を担当しているのかとの質問に対し、今年の４月よりケースワーカーを１人増やして４人になっており、８月末現在で保護世帯が438世帯になっている。１人当たり約110世帯であるとの回答を得ました。

さらに、１人当たりの担当は80世帯ぐらいが目安ということであったと思うが、今後どういう形をとっていくのかという質問に対しては、今回のケースワーカーの増員は、課内を流動させての増員で、今後については職員の配置も必要になってくると思う。今後も人事担当のほうに要求していきたいとのことでした。

続きまして、4款衛生費、1項保健衛生費、2目保健予防費、精神保健関係費につきましては、自殺予防対策事業を行うもので、健康推進員がこころの健康サポーターとして地域での啓発的役割として学習会を開いた際、講師の謝礼、健康推進員への交通費的な謝礼、自殺予防リーフレットの作成費用、広報紙への折り込み手数料で、総額93万7,000円を増額補正しています。報償費及び需用費につきましては、県より100%、90万円の補助があります。

ここでの質疑では、自殺しようと考えている人の精神状態から考えて、地域の学習会などで外に出てこられるのか、また効果的なことが望めるのかとの質問があり、執行部からは、非常に難しい問題で、今年度については健康推進員に重荷にならない程度に自殺予防の行動として、気づき、傾聴、つなぎ、見守りという観点で、まずは講習会、学習会を計画しているとのことでした。

最後に、4款2項清掃費、2目塵芥処理費のごみ減量推進費163万円の委託料ですが、これは、ごみ減量推進計画の方針を検討するためにごみ減量意識調査をするための委託料、また送付者を無作為抽出するためのデータ抽出委託料が増額補正されています。

ここでの質疑では、委員から、環境基本計画の意識調査のとき、回答率が割と低かったと認識したが、本来それでいいのかとの質問に対し、執行部からは、前回は50%を切るぐらいの回答率で、標準と考えている。300から400件の回答があれば分析可能ということで、今回、市民約800世帯、事業所200件程度を抽出するとのことでした。

以上で執行部の説明、質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第59号の当委員会所管分につきましては、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で環境厚生常任委員会の所管分についてのご報告を終わります。

○議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで環境厚生常任委員長に対する質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

ただいまの各常任委員長の報告は原案可決です。本案を各委員長の報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

よって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成18名、反対0名 午前10時37分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5と日程第6を一括上程

○議長（不老光幸議員） お諮りします。

日程第5、議案第60号「平成22年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について」及び日程第6、議案第61号「平成22年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について」を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とし、付託しておりました環境厚生常任委員会の報告を求めます。

環境厚生常任委員長 中林宗樹議員。

〔8番 中林宗樹議員 登壇〕

○8番（中林宗樹議員） 環境厚生常任委員会に審査付託されました議案第60号及び議案第61号の審査における主な内容と結果を一括してご報告いたします。

まず、議案第60号「平成22年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について」ご報告いたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1,318万8,000円の追加補正がなされており、その主な内容は、歳出、1款1項2目の県国保連合会負担金につきましては、平成23年度から電子レセプトの原則完全オンライン化が予定されており、その導入負担金262万6,000円を追加補正します。これには、全額国からの補助があります。

次に、5款1項1目老人保健医療費拠出金ですが、老人保健制度は経過措置を残し既に廃止されており、平成22年度までに清算を行うことになっており、拠出金に不足が生じることから959万8,000円の追加補正をするものです。これには、国庫補助金と療養給付費交付金で全額歳入されます。

次に、8款1項1目特定健康診査等事業費の13万8,000円の補正ですが、これは、保健センターで行っている特定健康診査業務のための電話の専用化のための増額補正です。これには、国庫3分の1、県3分の1の負担金が入ります。

以上、執行部からの説明が終わり、質疑、討論はなく、採決の結果、議案第60号につきましては委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第61号「平成22年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について」ご報告いたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ4,981万5,000円の追加補正がなされており、その主な内容は、歳出、1款1項1目の庶務関係費におきましては、職員の産休代替の事務補助金の雇用、地域支援事業支援交付金返還金の増額補正で、合計375万6,000円が計上されています。

2 款保険給付費につきましては、前半期の実績をもとにして組み替えているものです。

6 款基金積立金では、介護給付費支払準備基金積立金として4,605万9,000円の増額補正を計上されています。

歳入につきましては、3 款支払基金交付金、介護給付費交付金として4,558万7,000円の増額補正です。

6 款の一般会計繰入金につきましては、歳出 1 款でありました産休代替要員に係るものを一般会計から繰り入れるものです。

7 款繰越金、前年度純繰越金として4,401万6,000円を増額補正で計上されております。

2 款と 4 款につきましては、保険給付費の組み替えでございます。

執行部から説明を終わり、質疑はなく、討論もなく、採決の結果、議案第61号につきましては、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で議案第60号から議案第61号の報告を終わります。

○議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

議案第60号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第61号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これより討論、採決を行います。

議案第60号「平成22年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第60号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

よって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成18名、反対0名 午前10時43分〉

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第61号「平成22年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第61号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(不老光幸議員) 全員起立です。

よって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成18名、反対0名 午前10時44分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第7 議案第62号 太宰府市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について**

○議長(不老光幸議員) 日程第7、議案第62号「太宰府市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案は環境厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

環境厚生常任委員長 中林宗樹議員。

〔8番 中林宗樹議員 登壇〕

○8番(中林宗樹議員) 環境厚生常任委員会に審査付託されました議案第62号の審査における主な内容と結果をご報告いたします。

本案は、児童扶養手当法及び施行令が改正されたことに伴い、本条例の一部を改正するものです。

内容としましては、ひとり親家庭の医療は児童扶養手当法を準拠し所得制限を設けています。これまで児童扶養手当法の規定では母子家庭が対象となっておりましたが、今回の法改正で父子家庭を含む改正がされており、対象の見直しに伴い、本条例の条文を整理するため改正を行うものです。

本議案に対する質疑はなく、討論もなく、採決の結果、議案第62号につきましては委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長(不老光幸議員) 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第62号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(不老光幸議員) 全員起立です。

よって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成18名、反対0名 午前10時46分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第8から日程第15まで一括上程

○議長(不老光幸議員) お諮りします。

日程第8、認定第1号「平成21年度太宰府市一般会計歳入歳出決算認定について」から日程第15、認定第8号「平成21年度太宰府市下水道事業会計決算認定について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とし、付託しておりました決算特別委員会の報告を求めます。

決算特別委員長 清水章一議員。

〔13番 清水章一議員 登壇〕

○13番(清水章一議員) 平成22年9月議会決算特別委員会委員長の報告をさせていただきます。

決算特別委員会に審査付託されました認定案件の審査結果について、一括してご報告をいたします。

本定例会におきまして審査付託を受けました認定第1号「平成21年度太宰府市一般会計歳入歳出決算認定について」及び認定第2号から認定第8号までの各会計の歳入歳出決算認定についての審査につきましては、本会議初日に市長の提案理由及び特別委員会初日に各担当部長の概要説明を受けた後、9月15日及び16日の2日間にわたり、市長ほか副市長、教育長及び各部長、課長出席のもとに審査をいたしました。

審査に当たりましては決算書に付随して提出されました事務報告書、監査委員の各決算審査意見書、施策評価を参照し、さらに各委員から資料要求がありました審査資料もあわせ、各委員からの質問とそれに対する所管の部課長の説明をもとに慎重に審議をいたしました。この決算審査に当たりましてご協力いただきました各委員及び執行部の皆様に対しまして改めてお礼

を申し上げます。

市長からは、平成21年度も前年度に引き続き極めて厳しい財政状況でありましたが、あらゆる収入の財源確保に努めるとともに、経費の節減や事業の見直しなどを積極的に行い、総合計画に掲げる各種施策や事業の計画的推進に努め、一定の成果を上げることができたものと確信しているという報告がありました。なお、各会計ともに、審査の詳細な内容につきましては、全議員構成での審査であったこと、また後日決算特別委員会会議録が配付をされ、またその他の関係資料としての事務報告書並びに各委員から要求された審査資料等も配付されておりますので、ここで逐一報告することを省略いたします。

執行部においては、委員会の内容及び審査の中で出されました問題点、指摘事項、意見、要望等については十分に整理、検討され、新年度予算の編成に反映されるとともに、今後の事業執行にも積極的に対応されることを強くお願いをしておきます。また、各会計においてもまだまだ厳しい財政状況が続いており、今後とも行財政の効率化、財政の健全化を一層進め、市民サービスの低下を招くことがないよう、職員が一丸となって行政運営に取り組まれますよう要望いたします。

それでは、各会計の実質収支の状況を主に報告をいたします。なお、各会計とも金額につきましては、千円単位にて報告をいたします。

まず、認定第1号「平成21年度太宰府市一般会計歳入歳出決算認定について」報告をいたします。

平成21年度の決算額は、歳入総額215億1,723万6,000円、歳出総額204億8,220万5,000円で、歳入歳出の形式収支10億3,503万1,000円の黒字であり、翌年度へ繰り越すべき財源1億3,830万円を差し引いた実質収支についても、8億9,673万1,000円の黒字となっております。また、本年度の実質収支額から前年度実質収支額を差し引いた単年度収支は、1億9,902万円の黒字決算となっています。地方債の残高は、平成21年度末では205億2,459万8,000円であり、前年度より3億9,209万3,000円の減少となっています。また、経常収支比率も92.9%で、昨年度から2.2ポイント改善し、年々改善は見られるものの、まだまだ厳しい状況であります。執行部にあつては、この厳しい財政状況を深刻に受けとめ、財政の健全化に向けてより一層の努力を強く要望いたすものであります。

質疑、討論を終わり、委員会採決の結果、認定第1号は大多数をもって認定すべきものと決定しました。

次に、認定第2号「平成21年度太宰府市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」報告いたします。

平成21年度の決算額は、歳入総額64億8,429万3,000円、歳出総額66億1,581万円で、歳入歳出差し引き1億3,151万7,000円の赤字決算となっております。このため、この歳入不足を翌年度繰上充用金で補てんされています。歳入の基礎となります国保税を見てみますと、現年課税分の収入率は92.7%で、前年度と比較しますと0.22ポイント低下しております。一方、収入未

済額は4億7,886万6,000円で、前年度と比較しますと7.02%の増となっております。このように、景気の低迷等により国保税収入が伸び悩む中、保険給付費は年々増加しており、国民健康保険事業は今後も厳しい財政状況が続くことと予想されますので、事業の健全な運営に、より一層の努力をお願いしておきます。

質疑、討論を終わり、委員会採決の結果、認定第2号は全員一致で認定すべきものと決定しました。

次に、認定第3号「平成21年度太宰府市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について」報告をいたします。

平成21年度の決算額は、歳入総額1億1,770万2,000円、歳出総額9,917万2,000円で、歳入歳出差し引きでは1,853万円の黒字決算となっております。歳出の大半を占める繰出金は、一般会計繰入金精算繰戻金であり、老人保健制度は平成19年度をもって廃止されたため、平成21年度も前年度と同様に清算事務のみが行われている状況であります。

質疑、討論もなく、委員会採決の結果、認定第3号は全員一致で認定すべきものと決定しました。

次に、認定第4号「平成21年度太宰府市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」報告をいたします。

平成21年度の決算額は、歳入総額8億1,778万6,000円、歳出総額7億8,051万2,000円で、歳入歳出の形式収支額は3,727万4,000円の黒字であり、実質収支額についても同額の黒字となっております。また、実質単年度収支額も576万8,000円の黒字となっています。後期高齢者医療制度の施行に伴い、平成20年度から創設された特別会計であります。今後とも健全運営に努力されますようお願いいたします。

質疑、討論を終わり、委員会採決の結果、認定第4号は全員一致で認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第5号「平成21年度太宰府市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」報告いたします。

平成21年度の決算額は、保険事業勘定においては歳入総額35億8,606万1,000円、歳出総額35億3,337万3,000円で、実質収支額は5,268万8,000円の黒字決算となっておりますが、単年度収支額は4,007万6,000円の赤字となっております。また、地域包括支援センターの直営化に伴い、平成21年度に創設された介護サービス勘定においては、歳入総額1,853万円、歳出総額1,675万2,000円で、実質収支額は177万8,000円の黒字決算となっております。保険事業の歳出の約91%を占める保険給付費は、年々加速する高齢化社会にあって今後も増加していくものと考えられることから、今後とも介護給付費の適正化を図り、健全な財政運営に努力されますようお願いいたします。

質疑を終わり、討論はなく、委員会採決の結果、認定第5号は全員一致で認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第6号「平成21年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について」報告をいたします。

平成21年度の決算額は、歳入総額1,452万2,000円、歳出総額1,330万9,000円で、差し引き121万3,000円の繰り越しとなっています。収入未済額は8,972万9,000円で、前年度に比較して10.05%減少しております。この収入未済額は、貸付金の未回収によるものであり、その回収率は11.65%で、前年度に比べ6.65ポイント上昇している状況であります。今後も滞納解消に向けてさらなる努力をお願いするものであります。

質疑、討論を終わり、委員会採決の結果、認定第6号は全員一致で認定すべきものと決定しました。

次に、認定第7号「平成21年度太宰府市水道事業会計決算認定について」報告をいたします。

平成21年度の年間総給水量は499万8,854㎥で、昨年度に比べ0.8%の増となっており、有収率についても95.9%、給水人口普及率は79.6%となっています。経理面では、収益的収入及び支出において、収入総額は水道加入負担金の減などにより前年度と比べ3.5%減の11億8,747万1,000円となっており、支出総額については業務量や資産減耗費の減などにより前年度と比べ2.1%減の10億7,517万7,000円となっています。この結果、純利益は前年度と比べ15.1%減の1億1,229万4,000円となっています。資本的収入及び支出において、収入総額は、主に前年度ペイオフ対策の国債が満期を迎えたことにより、固定資産売却代金を計上しなかったため、前年度と比べ96.6%減の1,729万円となっています。支出総額は、前年度と比べ30.2%増の3億9,789万5,000円となっており、不足額は、過年度分損益勘定留保資金などで補てんされています。今後とも水道使用料の収納率向上に努められまして、経営の効率化と安全で安定した水の供給をお願いするものであります。

質疑、討論を終わり、委員会採決の結果、認定第7号は全員一致で認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第8号「平成21年度太宰府市下水道事業会計決算認定について」報告をいたします。

平成21年度末の水洗化人口普及率は95.4%で、前年度に比べ1.3ポイントの増となっています。これは、行政区域内人口の増加及び内山地区の一部を供用開始したこと等によるものです。また、有収水量は607万4,686㎥で、一般汚水及び温泉汚水の増加により、前年度に比べ1.8%の増となっています。経理面では、収益的収入及び支出において、収入総額は特別利益などの減により、前年度に比べ6.5%減の15億9,238万8,000円となっており、支出総額は公的資金補償金免除繰上償還の効果などにより、前年度に比べ6.5%減の13億9,837万9,000円となっています。この結果、純利益は、前年度に比べ6.2%減の1億9,401万円となっています。資本的収入及び支出において、収入総額は、企業債の減少により前年度に比べ66.2%減の9億6,294万8,000円となっています。支出総額は、企業債償還金の減少により、前年度に比べ

15.7%減の29億280万6,000円となっています。なお、資本的収入及び収支での差し引き不足額19億3,985万8,000円は、過年度分及び当年度分損益勘定留保資金などで補てんされています。下水道事業については、市街地の汚水整備は大部分が終わり、今後は北谷、内山地区の整備が中心となってきています。下水道事業の計画的な事業推進のため、営業収益の根幹であります下水道使用料の収入率向上と経費節減を図りながら、健全経営に努力していただきますようお願いをいたします。

質疑はなく、討論を終わり、委員会採決の結果、認定第8号は全員一致で認定すべきものと決定しました。

以上で決算特別委員会に審査付託されました認定第1号から認定第8号までの平成21年度各会計の決算認定案件についての委員会審査報告を終わります。

○議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

質疑は全議員で構成された特別委員会で審査されておりますので、省略します。

自席へどうぞ。

ここで11時20分まで休憩します。

休憩 午前11時03分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後11時20分

○議長（不老光幸議員） 休憩前に引き続き再開します。

討論、採決を行います。

認定第1号「平成21年度太宰府市一般会計歳入歳出決算認定について」討論を行います。

通告がありますので、これを許可します。

2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） 認定第1号の平成21年度太宰府市一般会計歳入歳出決算認定につきましては、全員構成の委員会で反対討論を行っておりますので、本会議の場におきましては表明という形で討論とさせていただきます。

○議長（不老光幸議員） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

認定第1号に対する委員長の報告は認定です。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（大多数起立）

○議長（不老光幸議員） 大多数起立です。

よって、認定第1号は認定されました。

〈認定 賛成17名、反対1名 午前11時21分〉

○議長（不老光幸議員） 次に、認定第2号「平成21年度太宰府市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

認定第2号に対する委員長の報告は認定です。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

よって、認定第2号は認定されました。

〈認定 賛成18名、反対0名 午前11時21分〉

○議長（不老光幸議員） 次に、認定第3号「平成21年度太宰府市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

認定第3号に対する委員長の報告は認定です。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

よって、認定第3号は認定されました。

〈認定 賛成18名、反対0名 午前11時22分〉

○議長（不老光幸議員） 次に、認定第4号「平成21年度太宰府市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

認定第4号に対する委員長の報告は認定です。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

よって、認定第4号は認定されました。



〈認定 賛成18名、反対0名 午前11時22分〉

○議長（不老光幸議員） 次に、認定第5号「平成21年度太宰府市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

認定第5号に対する委員長の報告は認定です。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

よって、認定第5号は認定されました。

〈認定 賛成18名、反対0名 午前11時23分〉

○議長（不老光幸議員） 次に、認定第6号「平成21年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

認定第6号に対する委員長の報告は認定です。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

よって、認定第6号は認定されました。

〈認定 賛成18名、反対0名 午前11時24分〉

○議長（不老光幸議員） 次に、認定第7号「平成21年度太宰府市水道事業会計決算認定について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

認定第7号に対する委員長の報告は認定です。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

よって、認定第7号は認定されました。

〈認定 賛成18名、反対0名 午前11時24分〉

○議長（不老光幸議員） 次に、認定第8号「平成21年度太宰府市下水道事業会計決算認定について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

認定第8号に対する委員長の報告は認定です。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

よって、認定第8号は認定されました。

〈認定 賛成18名、反対0名 午前11時25分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第16 請願第2号 郵政民営化の抜本見直しに関する請願

○議長（不老光幸議員） 日程第16、請願第2号「郵政民営化の抜本見直しに関する請願」を議題とします。

本案は総務文教常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長 清水章一議員。

〔13番 清水章一議員 登壇〕

○13番（清水章一議員） 総務文教常任委員会に審査付託された請願第2号「郵政民営化の抜本見直しに関する請願」について、その審査内容と結果を報告いたします。

この請願は、さきの第1回定例会、第2回定例会で継続審査となったものであります。

協議の中で、民政化の見直しについて自民党、民主党、国民新党の中で協議がなされ、次の国会あたりで議論されるのではないだろうか。直接太宰府市に影響を与えるものではないが、ぜひ請願を採択して意見書を提出いただきたい。また、今さらなぜ見直しが必要なのか。請願に対しては反対意見であるとの意見が述べられました。

討論では、賛成討論が2件なされました。その中では、本案と同じような内容の請願を採択したことがあるが、それと内容が異なる部分があれば修正等検討に値すると思う。今までの経過も踏まえていいのではないか。また、民営化については長所、短所があり、もう一度国会で議論していただく必要があり、そのためにもぜひ意見書を提出していただきたいとの意見が述べられました。

討論を終え、採決の結果、請願第2号については、賛成少数で不採択となりました。

以上で請願第2号について報告を終わります。

○議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） 3月議会に紹介議員として提出をし、継続になり、6月も同じように継続になりました。9月議会でもやはり結論を出さなきゃならないという形で審査をしたわけですが、採決の結果、否決をされました。先ほども委員長の報告がありましたが、平成16年6月17日、全会一致で可決をしておりますし、その当時、この郵政事業の経営形態維持に関する請願については、この席に13名の議員の方がおられます。また、平成20年9月24日に市民生活の利便性に関する意見書が提出されて、これは私どもじゃなくてここにおられる3名の方が提出をされ、これも全会一致で平成20年9月24日、可決をされた経過があります。よって、私は、この請願は可決すべきという態度を表明し、討論にかえさせていただきます。

以上です。

○議長（不老光幸議員） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

請願第2号に対する委員長の報告は不採択です。よって、原案について採決いたします。

請願第2号を採択することに賛成の方は起立願います。

（少数起立）

○議長（不老光幸議員） 起立少数です。

よって、請願第2号は不採択とすることに決定しました。

〈不採択 賛成4名、反対14名 午前11時29分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第17 意見書第6号 少人数学級の実現を求める意見書

○議長（不老光幸議員） 日程第17、意見書第6号「少人数学級の実現を求める意見書」を議題とします。

本案は総務文教常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長 清水章一議員。

〔13番 清水章一議員 登壇〕

○13番（清水章一議員） 総務文教常任委員会に審査付託された意見書第6号「少人数学級の実現を求める意見書」について、その審査内容と結果を報告いたします。

まず、提出者となっている委員から、学校間や自治体間で少人数学級が実現されているところとされていないところがあるため、国の力、保障をもって子供たちに平等な機会を与えていただきたいとの補足説明がありました。

これに対して、理想的な人数があるかについて質疑があり、予算の問題、学校施設の問題があり、検討しなければならないが、理想としては30人以下学級と考えているとの回答がありました。

討論では、賛成討論が2件なされました。その中では、少人数学級を実現すればその分教員を確保しなければならず、財政的な不安があるため、教員の事務負担軽減や能力別の学級編制などを議論していくことが必要である。また、中学校では専門教科となることから、その分教員の確保が問題となるため、特に中学校に配慮いただきたいとの意見が述べられました。

討論を終え、採決の結果、意見書第6号については委員全員一致で原案のとおり可決しました。

以上で意見書第6号について報告を終わります。

○議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

意見書第6号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

よって、意見書第6号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成18名、反対0名 午前11時32分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第18と日程第19を一括上程

○議長（不老光幸議員） お諮りします。

日程第18、意見書第7号「21世紀型の公共投資の推進による景気対策を求める意見書」及び日程第19、意見書第8号「公共交通機関への支援を含む総合的な交通体系の構築を求める意見書」を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とし、付託しておりました建設経済常任委員会の報告を求めます。

建設経済常任委員長 田川武茂議員。

〔17番 田川武茂議員 登壇〕

○17番（田川武茂議員） 建設経済常任委員会に審査付託されました意見書第7号「21世紀型の公共投資の推進による景気対策を求める意見書」について審査内容と結果を報告いたします。

まず、委員に意見を求めたところ、特に意見はありませんでした。

審査を終え、討論はなく、採決の結果、意見書第7号は全員一致で原案のとおり可決するものと決定をいたしました。

次に、意見書第8号「公共交通機関への支援を含む総合的な交通体系の構築を求める意見書」について審査内容と結果をご報告いたします。

本意見書について協議を行う中で、本意見書の提出議員である村山弘行委員から、本会議での質疑に対する回答について訂正をしたいとの申し出がありました。訂正の内容は、9月2日の本会議で本意見書の提案をしたところ、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の持つ利益剰余金額について質疑があり、それを2兆円前後と説明していたが、平成21年度の剰余金は約1兆3,500億円で、平成22年度は1兆4,000億円が見込まれると訂正したいという申し出がありました。この場をおかりいたしまして訂正をさせていただきたいと思います。

このほか意見はありませんでした。

審査を終え、討論はなく、採決の結果、意見書第8号は全員一致で原案のとおり可決するものと決定をいたしました。

以上で意見書第7号及び意見書第8号の報告を終わります。

○議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

意見書第7号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、意見書第8号の委員長報告に対し、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論、採決を行います。

意見書第7号「21世紀型の公共投資の推進による景気対策を求める意見書」について討論を

行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

意見書第7号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(不老光幸議員) 全員起立です。

よって、意見書第7号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成18名、反対0名 午前11時36分〉

○議長(不老光幸議員) 次に、意見書第8号「公共交通機関への支援を含む総合的な交通体系の構築を求める意見書」について討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

意見書第8号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(不老光幸議員) 全員起立です。

よって、意見書第8号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成18名、反対0名 午前11時37分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第20 議員の派遣について

○議長(不老光幸議員) 日程第20、「議員の派遣について」を議題とします。

地方自治法第100条第13項及び太宰府市議会会議規則第161条に基づき、別紙のとおり議員の派遣が生じたので、これを承認し、変更があったときは議長に一任することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) 異議なしと認め、よって本件は承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第21 閉会中の継続調査申し出について

○議長(不老光幸議員) 日程第21、「閉会中の継続調査申し出について」を議題とします。

別紙のとおり議会運営委員会、各常任委員会、各特別委員会から申し出がっております。

別紙のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) 異議なしと認めます。

よって、本件は承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長(不老光幸議員) 以上で本定例会に付議されました案件の審議はすべて終了しました。

お諮りします。

本定例会において議決されました案件について、各条項、字句、その他の整理を要するものにつきましては、会議規則第42条の規定により、その整理を議長に委任願いたいと思います。  
これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定しました。

これをもちまして平成22年太宰府市議会第3回定例会を閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) 異議なしと認めます。

よって、平成22年太宰府市議会第3回定例会を閉会します。

閉会 午前11時39分

~~~~~ ○ ~~~~~

上記会議次第は事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためここに署名します。

平成22年11月22日

太宰府市議会議長 不老 光 幸

会議録署名議員 清 水 章 一

会議録署名議員 安 部 陽